

渡辺澄夫編

豊後国莊園公領史料集成三

豊後国

国東郷・竹田津莊・伊美莊  
岐部莊・姫島・武蔵郷

史料

別府大学史料叢書第一期

刊行 別府大学付属図書館

## はしがき

本巻には、国領国東郷と、弥勒寺領竹田津莊・伊美莊・岐部莊・姫嶋、及び宇佐宮領櫛来別符・武蔵郷の七莊郷史料、総計八〇〇点を収めた。ただし櫛来別符については、史料が少なく、とくに独立の項を立てることをしなかつた。最初の計画では、安岐郷までを本巻に収め、東国東郡全域を完結する予定であったが、紙数の制約によって、安岐郷分を已むなく次巻に譲らざるをえない事態に立ち至ったことは、まことに遺憾である。

右のうち、弥勒寺領三莊一嶋は、前巻に収めた諸莊に接続して、国東半島を西から北廻りに順次立地するもので、宇佐宮領が半島東部の武蔵郷を起点とし、南廻りに半島南半に分布する(図田帳)のと、明瞭な対照をなしている。その両者の間に、唯一の国領として国東郷が取り残された形で存在するのは、郡衙の所在地であったことに關係がある。このように寺領と宮領とが截然と分布地域を異にするのに対し、宮領櫛来別符だけが、そうした秩序を破って弥勒寺領中に混在しているのは、常見名田として前二者とは成立事情・時期等を異にするものであることを暗示する。

ところで、唯一の国領である国東郷史料は、本巻八〇〇点のうち四三三点を数え、その半ば以上を占める。その中には国衙領の機構・性格を解明する史料は決して多いとはいえないが、国衙領史料の公刊されたものの皆無に近い今日、本巻のもつ意義は必ずしも少なくないであろう。かつて在家に関する史料として注目された「志賀文書」弘長三年(一二六三)の国東御領諸富名主沙弥西秀護状も、国東郡司家紀氏と關係があり、諸富名も同家所領として

当郷内にあることが判明した。南北朝期には、大友氏の庶家田原氏が国東郷地頭職を与えられて入部し、のち国東・安岐両郷政所職に補任され、半島の大領主として成長する。その庶家には武蔵田原・吉弘・如法寺の諸氏があり、大友氏の領国形成に重大かつ微妙な影響を及ぼすことになる。

半島全体に六郷満山寺院が分布するが、とくに国東郷には著名な寺院が多く、文化財が集中する。そうした中であって、鎮西曹洞宗大本山である泉福寺が創建され、足利尊氏の国毎の安国寺がここに置かれるのも、当郷の政治的・歴史的性格と無関係ではあるまい。国東郷史料をもって本巻の巻頭を飾ったのも、そうした史料の質量両面における卓越性からだけでなく、当国国衙領史料としての特異性を強調するために他ならない。

本巻編集に当たって、引き続き示教を仰いだ竹内理三博士、新史料を提供された橋本操六・福川一徳両氏、写真撮影に協力された秦政博氏等に、深甚の謝意を表する。なお、付録の大字・小字一覧表の作成に協力を仰いだ現地町村の方々の芳名を関係荘郷の末尾に註記し、校正には別府大学博物館白井昭一氏の援助を得たことを特記し、衷心から御礼を申し上げる。

昭和六十一年七月二十日

## 凡 例

- 一 本巻は『豊後国莊園公領史料集成』の第三巻として、国東郡国東郷史料四三一点(付録二)・竹田津莊五〇点(付録一)・伊美莊四八點(付録一)・岐部莊一〇五點(付録一)・姫嶋二八點(付録一)・武蔵郷一三一点(付録一)、総計八〇〇点を収めた。
- 一 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅することに努めた。『大分県史料』所載の文書は、可能な限り原本校合を期したが、果たしえなかったものがある。
- 一 史料蒐集は、当該莊公の地名中心を原則としたが、該地域を本領とした地頭・御家人・国人衆等については、人名中心の編集法をも併用し、一層の完全を期した。
- 一 同一史料で二莊郷以上に関連あるものは、初出の莊郷に本文を掲げ、他は原則として史料標題と参照註を付し、本文は省略した。長文史料も関連部分のみの抄出に止めた。
- 一 一国全体に関する長文史料は、初出の関係莊郷に当該郡全体を摘出し、以下の莊郷には標題のみを掲げ、参照註を付した。全文は全巻末の「豊後総国史料」(仮称)に収載する予定。
- 一 一国平均役等で、特定莊郷に関するものは当該莊郷に掲げ、なお莊郷特定なき史料とともに、「豊後総国史料」に再録する予定。

- 一 文書名は、原則として正文・案文・写等を区別したが、記録・編著によるものは、その区別を示さなかった。
- 一 文書名の下に、史料名・出典等を註記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者を記入した。
- 一 (各荘ごとに、付録として大字・小字表を加え、地名にはすべて読み仮名(及び現地読み)を付した。
- 一 原文には、句点(ゝ)・並列点(・)を付し、異字・俗字・変体仮名等は、原則として正字・現行仮名に改めた。
- 一 巻末に、当該荘園の所在を示す地形図を付した。
- 一 編者の用いた記号は、左の通りである。

□ ○ ○ ○ 欠字。

~~~~~ 墨抹で、原字判読可能なものの左側に付した。

▨ ▨ 墨抹で、原字不明のもの。

┌ ┐ 異筆・追筆等。

∟ ∟ 墨合点。

∟ ∟ 朱合点。朱書。

┌ ┐ 糊放れ・礼紙等の別紙。

┌ ┐ 首欠。

┌ ┐ 尾欠。行間にあるものは中間欠。

○ ○ 欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月・人名の傍註等。

○ ○ 異本・他本との校合。

(マ)

(カ)

○

文字の誤記・誤脱等。

原本の判読に疑問のあるもの。

編者の説明。

以上



# 目次

はしがき  
凡例

## 国東郷史料

|    |                               |          |    |
|----|-------------------------------|----------|----|
| 一  | 延曆十五年十一月廿一日                   | 豊後國風土記   | 一  |
| 二  | 太政官符                          | (類聚三代格)  | 一  |
| 三  | 倭名類聚抄                         |          | 二  |
| 四  | 仁安三年六郷二十八山本寺目錄                | (六郷山文書)  | 二  |
| 五  | 豊鐘善鳴錄                         |          | 三  |
| 六  | 日向守藤原朝臣請取狀                    | (志賀文書)   | 五  |
| 七  | 前僧大正慈鎮讓狀案                     | (華頂要略)   | 五  |
| 八  | 六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫               | (長安寺文書)  | 七  |
| 九  | 關東御教書案                        | (永弘文書)   | 一四 |
| 一〇 | 國東御領諸富名主沙彌西秀讓狀                | (志賀文書)   | 一四 |
| 一一 | 國東御領諸富名田畠在家坪付注文               | (同上)     | 一五 |
| 一二 | 紀氏系圖                          | (後藤武夫文書) | 一七 |
| 一三 | 青蓮院宮令旨                        | (余瀨文書)   | 一八 |
| 一四 | 大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案(書陵部八幡宮關係文書) |          | 一九 |

目次

七



|    |            |                            |                            |     |                        |    |    |
|----|------------|----------------------------|----------------------------|-----|------------------------|----|----|
| 五  | 弘安六年大歲癸未九月 | 日                          | 岩戸寺國東塔銘                    | ……  | (大分県金石年表)              | …… | 三〇 |
| 二  | 弘安         | 七年三月廿五日                    | 豐後守護大友頼泰施行狀寫               | ……  | (長安寺文書)                | …… | 三〇 |
| 七  | 弘安         | 七年九月                       | 某施行狀寫                      | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 六  | 弘安         | 七年九月                       | 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫             | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 九  | 弘安         | 八年九月晦日                     | 六郷山異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫      | (同) | ……                     | …… | 三〇 |
| 二  | 弘安         | 八年九月晦日                     | 豐後國大田文案                    | ……  | (平林本)                  | …… | 三〇 |
| 三  | 弘安         | 八年九月晦日                     | 豐後國圖田帳案                    | ……  | (内閣文庫本)                | …… | 三〇 |
| 三  | 正應         | 五年三月                       | 神宮寺懸佛墨書銘                   | ……  | (宇佐・國東半島を<br>中心とする文化財) | …… | 三〇 |
| 三  | 永仁         | 二年甲午八月六日                   | 千光寺阿彌陀如來像胎內銘               | ……  | (大分県金石年表)              | …… | 三〇 |
| 四  | 正安         | 三年三月廿七日                    | 鎮西 <small>北條</small> 實政御教書 | ……  | (島津家文書)                | …… | 三〇 |
| 五  | 乾元         | 貳年八月拾五日                    | 豐後國在國司沙彌行念請文               | ……  | (柞原八幡宮文書)              | …… | 三〇 |
| 六  | 嘉元         | 二年九月                       | 六郷屋山例講谷役配分注文               | ……  | (長安寺文書)                | …… | 三〇 |
| 七  | 文保         | 三年二月廿七日                    | 川原板碑銘                      | ……  | (大分県金石年表)              | …… | 三〇 |
| 六  | 元應         | 二年庚申初夏六日                   | 川原板碑銘                      | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 元  | 元應         | 第三曆卯月四日                    | 長木家墓地板碑銘                   | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 三〇 | 元亨         | 元年歲次辛酉小春十八日                | 長木家墓地國東塔銘                  | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 三  | 元亨         | 第二天歲次壬戌八月六日                | 長木家墓地板碑銘                   | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 三  | 元亨         | 貳年八月十八日                    | 伊勢氏所藏懸佛銘                   | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 三  | 正中         | 二年歲次乙丑二月時正日                | 川原板碑銘                      | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 四  | 正中         | 二年十一月下旬                    | 見地板碑銘                      | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 五  | 正仲         | 三年 <small>丙</small> 年七月十五日 | 左莊板碑銘                      | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 六  | 嘉曆         | 二年二月廿九日                    | 深江板碑銘                      | ……  | (同)                    | …… | 三〇 |
| 七  | 嘉曆         | 三年六月九日                     | 鎮西 <small>北條</small> 實政御教書 | ……  | (碩田叢史田原文書)             | …… | 三〇 |

|    |            |                                |            |    |
|----|------------|--------------------------------|------------|----|
| 六〇 | 嘉曆三年七月十日   | 吉木寶篋印塔銘                        | (大分県金石年表)  | 六〇 |
| 五九 | 元德二年九月廿五日  | 文殊仙寺國東塔銘                       | (同上)       | 五九 |
| 四八 | 元弘元年九月五日   | 豐後守護大友具簡 <small>宗貞</small> 施行狀 | (草野文書)     | 四八 |
| 四七 | 元正元年正月十一日  | 由原宮年中行事次第                      | (柞原八幡宮文書)  | 四七 |
| 四六 | 元弘三年十月     | 由原宮年中行事次第                      | (同上)       | 四六 |
| 四五 | 元弘三年三月三日   | 成佛板碑銘                          | (大分県文化財一覽) | 四五 |
| 四四 | 元弘元年三月三日   | 豐後守護平大貞 <small>友大</small> 載舉狀案 | (日名子文書)    | 四四 |
| 四三 | 元弘元年四月七日   | 見地岡板碑銘                         | (大分県金石年表)  | 四三 |
| 四二 | 武建三年三月日    | 富來忠茂軍忠狀                        | (本田秀憲文書)   | 四二 |
| 四一 | 武建三年三月日    | 富來忠高軍忠狀                        | (富來文書)     | 四一 |
| 四〇 | 武建三年五月六日   | 富來忠舉著到狀                        | (同上)       | 四〇 |
| 三九 | 武建三年八月日    | 足利尊氏自筆八幡大菩薩白旗銘                 | (本田秀憲文書)   | 三九 |
| 三八 | 武建三年六月一日   | 豐後國志                           |            | 三八 |
| 三七 | 武建四年丁未六月一日 | 神宮寺國東塔銘                        | (大分県金石年表)  | 三七 |
| 三六 | 武建四年十月七日   | 六郷山本中末寺次第并四至等注文案               | (永弘文書)     | 三六 |
| 三五 | 武建四年十月七日   | 豐後國志                           |            | 三五 |
| 三四 | 武建四年十月七日   | 足利尊氏御判御教書案                     | (柞原八幡宮文書)  | 三四 |
| 三三 | 武建四年十月七日   | 足利尊氏事書案                        | (同上)       | 三三 |
| 三二 | 武建元年九月十八日  | 六郷山別當光澄下文                      | (長安寺文書)    | 三二 |
| 三一 | 武建二年十一月廿五日 | 足利直義感狀                         | (岩藤文書)     | 三一 |
| 三〇 | 武建四年八月廿八日  | 足利尊氏御教書                        | (田原達三郎文書)  | 三〇 |
| 二九 | 武建三年五月六日   | 足利直義御教書                        | (草野文書)     | 二九 |
| 二八 | 武建三年五月六日   | 某袖判御教書                         | (田原達三郎文書)  | 二八 |

目次

|   |   |   |          |                              |        |    |   |
|---|---|---|----------|------------------------------|--------|----|---|
| 六 | 觀 | 應 | 元年十二月十三日 | 足利尊氏御判御教書                    | (草野文書) | …… | 六 |
| 六 | 觀 | 應 | 二年正月廿四日  | 足利尊氏受領書出                     | (入江文書) | …… | 六 |
| 六 | 觀 | 應 | 二年正月廿九日  | 足利尊氏袖判下文                     | (岩藤文書) | …… | 六 |
| 六 | 觀 | 應 | 二年二月十六日  | 田原貞廣讓狀                       | (草野文書) | …… | 六 |
| 六 | 觀 | 應 | 二年二月廿五日  | 一色道猷 <small>範</small> 氏書狀    | (入江文書) | …… | 六 |
| 六 | 正 | 平 | 六年五月廿二日  | 後村上天皇綸旨                      | ……     | …… | 六 |
| 六 | 觀 | 應 | 六年八月十八日  | 藤原 <small>田原</small> 貞廣安堵申狀案 | ……     | …… | 六 |
| 六 | 正 | 平 | 六年八月廿一日  | 後村上天皇綸旨                      | ……     | …… | 六 |
| 六 | 正 | 平 | 六年九月八日   | 後村上天皇綸旨                      | ……     | …… | 六 |
| 六 | 正 | 平 | 六年九月廿九日  | 征西將軍宮 <small>懷良親王</small> 令旨 | ……     | …… | 六 |
| 七 | 觀 | 應 | 二年九月廿九日  | 足利義詮御判御教書                    | ……     | …… | 七 |
| 七 | 觀 | 應 | 二年九月廿九日  | 一色道猷 <small>範</small> 氏書狀    | ……     | …… | 七 |
| 七 | 正 | 平 | 六年十月三日   | 右少將某奉書                       | ……     | …… | 七 |
| 七 | 觀 | 應 | 二年十月九日   | 一色道猷 <small>範</small> 氏書狀    | ……     | …… | 七 |
| 七 | 正 | 平 | 六年十月十五日  | 征西將軍宮 <small>懷良親王</small> 令旨 | ……     | …… | 七 |
| 七 | 正 | 平 | 六年十月十七日  | 大友氏泰書狀                       | ……     | …… | 七 |
| 七 | 正 | 平 | 六年十月廿五日  | 五條賴元書狀                       | ……     | …… | 七 |
| 七 | 正 | 平 | 六年十月廿五日  | 五條賴元書狀                       | ……     | …… | 七 |
| 七 | 正 | 平 | 六年十月廿九日  | 征西將軍宮 <small>懷良親王</small> 令旨 | ……     | …… | 七 |
| 八 | 正 | 平 | 六年十一月八日  | 五條賴元書狀                       | ……     | …… | 八 |
| 八 | 正 | 平 | 六年十一月十四日 | 五條賴元書狀                       | ……     | …… | 八 |
| 八 | 正 | 平 | 六年十一月十四日 | 五條賴行書狀                       | ……     | …… | 八 |
| 八 | 正 | 平 | 六年十一月廿五日 | 足利義詮御判御教書                    | ……     | …… | 八 |

|     |        |   |                          |                             |               |   |
|-----|--------|---|--------------------------|-----------------------------|---------------|---|
| 四   | 正      | 平 | 六年十二月八日                  | 豐後守護大友氏泰施行狀                 | (入江文書)        | 六 |
| 五   | (年未詳)  |   | 十二月十五日                   | 足利尊氏御判御教書                   | (本田秀憲文書)      | 六 |
| 六   | (正平七年) |   | 二月五日                     | 足利義詮御判御教書                   | (入江文書)        | 六 |
| 七   | 正      | 平 | 七年五月六日                   | 後村上天皇綸旨                     | (同)           | 六 |
| 八   | 文      | 和 | 元年十一月廿四日                 | 一色道猷 <small>總氏</small> 施行狀案 | (同)           | 六 |
| 九   |        |   |                          | 大友田原系圖                      | (同)           | 六 |
| 十   | 文      | 和 | 二年八月廿一日                  | 寂妙・性日連署借券寫                  | (碩田叢史田原文書)    | 六 |
| 十一  | (文和二年) |   | 九月十四日                    | 足利尊氏御判御教書                   | (黒田太久馬文書)     | 六 |
| 十二  | (文和二年) |   | 九月十四日                    | 足利尊氏御判御教書案                  | (入江文書)        | 六 |
| 十三  | (文和二年) |   | 九月十四日                    | 足利尊氏御判御教書案                  | (同)           | 六 |
| 十四  | 文      | 和 | 二年十月三日                   | 沙彌某地頭職宛行狀寫                  | (宮永氏透写伊勢川文書)  | 六 |
| 十五  | 文      | 和 | 三年二月彼岸                   | 長木家墓地板碑銘                    | (大分県金石年表)     | 六 |
| 十六  | 文      | 和 | 參 <small>甲</small> 年三月廿日 | 萬弘寺木造釋迦如來像胎內銘               | (大分県文化財指定申請書) | 六 |
| 十七  | 文      | 和 | 三年八月五日                   | 僧光然讓狀                       | (志賀文書)        | 六 |
| 十八  | 文      | 和 | 四年正月卅日                   | 足利義詮御判御教書                   | (入江文書)        | 六 |
| 十九  | 文      | 和 | 元年六月十二日                  | 足利義詮御判御教書                   | (同)           | 六 |
| 二十  | 文      | 和 | 元年九月三日                   | 足利義詮御判御教書                   | (富來文書)        | 六 |
| 二十一 | 文      | 和 | 元年十一月三日                  | 足利尊氏御判御教書                   | (本田秀憲文書)      | 六 |
| 二十二 | 文      | 和 | 三年六月廿一日                  | 足利義詮御判御教書                   | (竹田津文書)       | 六 |
| 二十三 | 文      | 和 | 三年十二月廿七日                 | 足利義詮御判御教書                   | (入江文書)        | 六 |
| 二十四 | 文      | 和 | 四年七月廿五日                  | 足利義詮御判御教書                   | (同)           | 六 |
| 二十五 | 文      | 和 | 五年八月廿八日                  | 足利義詮御判御教書案                  | (同)           | 六 |
| 二十六 |        |   | 九月六日                     | 大友清巍 <small>泰</small> 氏書狀   | (同上)          | 六 |

目次

|     |      |                            |                                            |            |     |
|-----|------|----------------------------|--------------------------------------------|------------|-----|
| 107 | 延文   | 六年二月廿二日                    | 大友清魏 <small>泰</small> 氏書狀                  | (入江文書)     | 107 |
| 108 | 康安   | 貳年 <small>壬辰</small> 六月六日  | 足利義詮御判御教書                                  | (同) 上      | 108 |
| 109 | 貞治   | 元年六月二日                     | 來浦觀音堂寶篋印塔銘                                 | (大分眞金石年表)  | 109 |
| 110 | 貞治   | 四年 <small>乙巳</small> 卯月廿五日 | 來浦八坂社棟札銘                                   | (入江文書)     | 110 |
| 111 | 貞治   | 四年 <small>乙巳</small> 卯月廿五日 | 斯波道朝 <small>經高</small> 書狀                  | (大分眞金石年表)  | 111 |
| 112 | 應安   | 元年閏六月十二日                   | 定阿書狀                                       | (入江文書)     | 112 |
| 113 | 應安   | 元年閏六月十二日                   | 定阿書狀                                       | (同) 上      | 113 |
| 114 | おうあん | 二年七月十二日                    | 藤原 <small>田</small> 氏能讓狀                   | (碩田叢史田原文書) | 114 |
| 115 | 應安   | 四年二月六日                     | 豐後國志                                       | .....      | 115 |
| 116 | 應安   | 四年七月一日                     | 足利將軍 <small>滿義</small> 家御教書                | (荒卷文書)     | 116 |
| 117 | 應安   | 四年七月八日                     | 今川了俊 <small>貞世</small> 書狀                  | (三浦文書)     | 117 |
| 118 | 應安   | 四年八月十七日                    | 定阿書狀                                       | (入江文書)     | 118 |
| 119 | 應安   | 四年八月十七日                    | 後光嚴天皇口宣案                                   | (同) 上      | 119 |
| 120 | 應安   | 五年 <small>カ</small> 正月廿日   | 豐鐘善鳴錄                                      | .....      | 120 |
| 121 | 應安   | 五年 <small>カ</small> 正月廿日   | 貞直書狀                                       | (入江文書)     | 121 |
| 122 | 應安   | 五年 <small>カ</small> 正月廿日   | 今川了俊 <small>貞世</small> 書狀                  | (同) 上      | 122 |
| 123 | 應安   | 五年二月十三日                    | 田原氏能知行宛行狀                                  | (松成文書)     | 123 |
| 124 | 應安   | 七年 <small>カ</small> 卯月十五日  | 今川了俊 <small>貞世</small> 書狀                  | (入江文書)     | 124 |
| 125 | 應安   | 七年 <small>カ</small> 卯月十五日  | 今川了俊 <small>貞世</small> 感狀 <small>寫</small> | (同) 上      | 125 |
| 126 | 應安   | 七年十月日                      | 田原氏能軍忠狀                                    | (同) 上      | 126 |
| 127 | 應安   | 七年十一月六日                    | 今川了俊 <small>貞世</small> 書狀                  | (同) 上      | 127 |
| 128 | 應安   | 七年七月                       | 豐前國城井陣合戰手負注文案                              | (同) 上      | 128 |
| 129 | 應安   | 七年七月                       | 豐後國花嶽合戰手負注文                                | (同) 上      | 129 |

|    |        |          |                                              |           |    |
|----|--------|----------|----------------------------------------------|-----------|----|
| 二〇 | 應安     | 七年十二月廿九日 | 足利將軍 <small>詮義</small> 家御教書寫                 | (田原達三郎文書) | 二〇 |
| 二一 | 應安     | 八年二月 日   | 田原氏能軍忠狀                                      | (入江文書)    | 二一 |
| 二二 | 應安     | 八年八月廿二日  | 尼正安遺領配分狀                                     | (秋吉文書)    | 二二 |
| 二三 | 永和     | 元年四月三日   | 足利將軍 <small>詮義</small> 家御教書寫                 | (田原達三郎文書) | 二三 |
| 二四 |        |          | 豐後州國崎郡妙德山泉福禪寺開山無著勅 <small>詮義</small> 眞空禪師行道記 | (泉福寺藏本)   | 二四 |
| 二五 |        |          | 豐後國志                                         |           | 二五 |
| 二六 | 永和     | 二年七月廿日   | 足利義滿受領舉狀                                     | (田原達三郎文書) | 二六 |
| 二七 | (永和三年) | 二月廿三日    | 細川賴之書狀                                       | (三浦文書)    | 二七 |
| 二八 | 永和     | 三年八月十八日  | 今川了俊 <small>世貞</small> 感狀                    | (入江文書)    | 二八 |
| 二九 |        | 十一月廿八日   | 今川仲狀書狀                                       | (岩藤文書)    | 二九 |
| 三〇 |        | 十二月五日    | 今川了俊 <small>世貞</small> 書狀                    | (入江文書)    | 三〇 |
| 三一 | 永和     | 第二戊午八月 日 | 文殊仙寺石造十王像銘                                   | (大分県金石年表) | 三一 |
| 三二 | 康曆     | 元年十二月廿四日 | 足利義滿袖判下文                                     | (入江文書)    | 三二 |
| 三三 | 永德     | 元年八月廿八日  | 後圓融天皇繪旨                                      | (泉福寺文書)   | 三三 |
| 三四 | 「永德貳」  | 三月廿九日    | 今川了俊 <small>世貞</small> 書狀                    | (土居氏蒐集文書) | 三四 |
| 三五 |        | 貳年五月廿六日  | 豐後守護大友親世 <small>力</small> 遵行狀                | (大友家文書錄)  | 三五 |
| 三六 |        |          | 某遵行狀                                         | (同 上)     | 三六 |
| 三七 |        |          | 某遵行狀                                         | (同 上)     | 三七 |
| 三八 |        | 貳年七月十八日  | 彈正忠某奉書                                       | (同 上)     | 三八 |
| 三九 |        | 五月十六日    | 斯波義將書狀                                       | (入江文書)    | 三九 |
| 四〇 | 永德     | 三年癸卯二月九日 | 金剛寺寶篋印塔銘                                     | (大分県金石年表) | 四〇 |
| 四一 | 嘉慶     | 貳年戊三月 日  | 賀來社御行幸儀式次第                                   | (柞原八幡宮文書) | 四一 |

|     |                                        |                         |                        |     |
|-----|----------------------------------------|-------------------------|------------------------|-----|
| 一五〇 | 明 德 三年 五月廿七日                           | 豊後守護大友親世舉狀案             | (入江文書)                 | 三〇〇 |
| 一五一 | 明 德 四年 八月十二日                           | 歴代鎮西志                   | (史料編纂所本)               | 三〇〇 |
| 一五二 | 明 德 四年 八月十二日                           | 妙融傳持袈裟裏書                | (泉福寺藏)                 | 三〇三 |
| 一五三 | 應 永 元年 <sup>甲戌</sup> 八月吉 <sup>祥日</sup> | 豊後國志                    |                        | 三〇三 |
| 一五四 | 應 永 元年 <sup>甲戌</sup> 八月吉 <sup>祥日</sup> | 泉福寺開山堂扁額刻銘              | (大分県金石年表)              | 三〇三 |
| 一五五 | 應 永 元年十二月廿七日 <sup>(分)</sup>            | 今川了俊 <sup>世貞</sup> 施行狀寫 | (岩藤文書)                 | 三〇三 |
| 一五六 | 應 永 貳年 六月一日                            | 泉福寺本山末山由緒略              | (泉福寺藏本)                | 三〇三 |
| 一五七 | 應 永 二年 <sup>壬申</sup> 七月廿五日             | 田原親貞置文                  | (草野文書)                 | 三〇三 |
| 一五八 | 應 永 二年 <sup>壬申</sup> 三月十七日             | 今川了俊 <sup>世貞</sup> 書狀   | (土居氏蒐集文書)              | 三〇四 |
| 一五九 | 應 永 二年 <sup>壬申</sup> 三月十七日             | 京都不審條々事書                | (彌寝文書)                 | 三〇五 |
| 一六〇 | 應 永 二年 <sup>壬申</sup> 三月十七日             | 文殊仙寺梵鐘銘                 | (宇佐・國東半島を<br>中心とする文化財) | 三〇六 |
| 一六一 | 應 永 二年 <sup>壬申</sup> 三月十七日             | 泉福源燈錄                   | (泉福寺藏本)                | 三〇七 |
| 一六二 | 應 永 二年 <sup>壬申</sup> 三月十七日             | 大友親世書狀案                 | (草野文書)                 | 三〇七 |
| 一六三 | 應 永 十九年 <sup>己未</sup> 十一月十五日           | 六郷離山衆徒等申狀               | (六郷山文書)                | 三〇六 |
| 一六四 | 應 永 十九年 <sup>己未</sup> 十一月十五日           | 富來不動堂罽口銘                | (宇佐・國東半島を<br>中心とする文化財) | 三〇六 |
| 一六五 | 應 永 十九年 <sup>己未</sup> 十一月十五日           | 豊鐘善鳴錄                   |                        | 三〇六 |
| 一六六 | 應 永 廿年 八月廿八日                           | 來浦八坂社棟札銘                | (大分県金石年表)              | 三〇九 |
| 一六七 | 應 永 三十二年 <sup>□</sup> 丁未卯月十九日          | 大友親著書狀                  | (荒卷文書)                 | 三〇〇 |
| 一六八 | 應 永 三十二年 <sup>□</sup> 丁未卯月十九日          | 大友持直安堵狀                 | (富來文書)                 | 三〇〇 |
| 一六九 | 應 永 三十二年 <sup>□</sup> 丁未卯月十九日          | 大友持直安堵狀案                | (同 上)                  | 三〇〇 |
| 一七〇 | 應 永 三十二年 <sup>□</sup> 丁未卯月十九日          | 田原親勝知行宛行狀               | (松成文書)                 | 三〇三 |
| 一七一 | 應 永 三十二年 <sup>□</sup> 丁未卯月十九日          | 田原親勝知行宛行狀               | (同 上)                  | 三〇三 |
| 一七二 | 應 永 三十二年 <sup>□</sup> 丁未卯月十九日          | 足利將軍 <sup>義教</sup> 家御教書 | (小早川文書)                | 三〇三 |

|    |   |   |                                 |                        |       |            |    |    |
|----|---|---|---------------------------------|------------------------|-------|------------|----|----|
| 一五 | 永 | 享 | 七年十二月六日                         | 田原親勝知行宛行狀              | …………… | (松成文書)     | …… | 一三 |
| 一六 | 永 | 享 | 十一年歲次 <sub>和</sub> 卯月十五日        | 大友親綱安堵狀                | …………… | (富來文書)     | …… | 一三 |
| 一七 | 永 | 享 | 十二年正月十九日                        | 來浦八坂社棟札銘               | …………… | (大分具金石年表)  | …… | 一四 |
| 一八 | 文 | 安 | 三年 <sub>丙</sub> 秋八月十二日          | 深見幸盛等連署文書執出日記          | …………… | (入江文書)     | …… | 一四 |
| 一九 | 文 | 安 | 二年歲次 <sub>□</sub> 七月廿九日         | 泉福源燈錄                  | …………… | (泉福寺藏本)    | …… | 一五 |
| 二〇 | 文 | 安 | 二年歲次 <sub>□</sub> 九月五日          | 來浦八坂社棟札銘               | …………… | (大分具金石年表)  | …… | 一五 |
| 二一 | 享 | 德 | 貳年十月十六日                         | 大友親隆知行預 <sub>ケ</sub> 狀 | …………… | (荒卷棟太郎文書)  | …… | 一五 |
| 二二 | 享 | 德 | 三季歲次 <sub>甲</sub> 九月五日          | 田原氏忠知行預 <sub>ケ</sub> 狀 | …………… | (碩田叢史田原文書) | …… | 一六 |
| 二三 | 康 | 正 | 二年 <sub>丙</sub> 七月 <sub>□</sub> | 來浦八坂社棟札銘               | …………… | (大分具金石年表)  | …… | 一六 |
| 二四 | 康 | 正 | 三年 <sub>丁</sub> 正月十五日           | 泉福源燈錄                  | …………… | (泉福寺藏本)    | …… | 一六 |
| 二五 | 文 | 正 | 元年十月廿五日                         | 山城守某段錢請取狀案             | …………… | (永弘文書)     | …… | 一六 |
| 二六 | 應 | 仁 | 貳歲 <sub>□</sub> 九月十五日           | 來浦八坂社棟札銘               | …………… | (大分具金石年表)  | …… | 一七 |
| 二七 | 文 | 明 | 十年 <sub>戊</sub> 十月二日            | 九州記                    | …………… | (史料編纂所本)   | …… | 一七 |
| 二八 | 文 | 明 | 十年 <sub>戊</sub> 十月九日            | 岩戶寺石造金剛力士像銘            | …………… | (大分具金石年表)  | …… | 一七 |
| 二九 | 文 | 明 | 十四年壬寅之 <sub>□</sub>             | 岩戶寺石幢銘                 | …………… | (同)        | …… | 一七 |
| 三〇 | 文 | 明 | 十六年 <sub>甲</sub> 辰十月十三日         | 來浦八坂社棟札銘               | …………… | (同)        | …… | 一七 |
| 三一 | 文 | 明 | 十七年九月十二日                        | 田原親宗安堵狀寫               | …………… | (碩田叢史津崎文書) | …… | 一七 |
| 三二 | 文 | 明 | 十八年 <sub>丙</sub> 午十月七日          | 櫻八幡社棟札銘                | …………… | (大分具金石年表)  | …… | 一七 |
| 三三 | 文 | 明 | 四月廿日                            | 來浦寶塔銘                  | …………… | (同)        | …… | 一七 |
| 三四 | 文 | 明 | 四月廿日                            | 櫻八幡社鐘樓棟札銘              | …………… | (同)        | …… | 一七 |
| 三五 | 文 | 明 | 九月十六日                           | 大友政親書狀                 | …………… | (草野文書)     | …… | 一七 |
| 三六 | 文 | 明 | 九月十六日                           | 大友政親書狀                 | …………… | (田原滝藏文書)   | …… | 一七 |



|     |   |                             |                                   |           |    |
|-----|---|-----------------------------|-----------------------------------|-----------|----|
| 二九八 | 文 | 十月廿三日                       | 大友政親書狀……………                       | (草野文書)    | 一四 |
| 二九七 | 文 |                             | 大友田原系圖……………                       | (入江文書)    | 一四 |
| 二九六 | 文 |                             | 豐後國志……………                         |           | 一四 |
| 二九五 | 文 | 四月三日                        | 大友材親 <small>右義</small> 一跡安堵狀…………… | (草野文書)    | 一四 |
| 二九四 | 文 | 六月三日                        | 大友材親 <small>右義</small> 書狀……………    | (入江文書)    | 一四 |
| 二九三 | 文 | 六月三日                        | 大友材親 <small>右義</small> 書狀……………    | (草野文書)    | 一四 |
| 二九二 | 文 | 六月三日                        | 大友親治感狀……………                       | (大津留運文書)  | 一四 |
| 二九一 | 文 | 六月三日                        | 親景・長種連署打渡狀……………                   | (岐部文書)    | 一四 |
| 二九〇 | 文 | 六月八日                        | 大友親治知行預ヶ狀案……………                   | (富來文書)    | 一五 |
| 二八九 | 文 | 元稔 <small>辛酉</small> 十一月十五日 | 興導寺木造釋迦如來像胎內銘……………                | (大分具金石年表) | 一五 |
| 二八八 | 文 | 元年 <small>辛酉</small> 十二月十三日 | 由原宮遷宮等次第記……………                    | (柞原八幡宮文書) | 一五 |
| 二八七 | 文 | 二年正月十日                      | 田原親述一跡安堵狀……………                    | (入江文書)    | 一五 |
| 二八六 | 文 | 二年卯月十九日                     | 治部少輔某・左衛門大夫某・前伊賀守某連署奉書(富來文書)      |           | 一五 |
| 二八五 | 文 | 正三卯月日                       | 泉福寺開山堂鐵製香爐臺銘……………                 | (大分具金石年表) | 一五 |
| 二八四 | 文 | 十月十三日                       | 城政冬外二名連署書狀……………                   | (相良家文書)   | 一五 |
| 二八三 | 文 | 九年九月十九日                     | 某感狀……………                          | (後藤敏宏文書)  | 一五 |
| 二八二 | 文 | 正十四年十二月廿一日                  | 田原親述知行宛行狀……………                    | (入江文書)    | 一五 |
| 二八一 | 文 | 正十六年十二月晦日                   | 田原親述恩賞預ヶ狀……………                    | (同 上)     | 一五 |
| 二八〇 | 文 | 卯月十七日                       | 萱嶋秀直等連署副狀……………                    | (同 上)     | 一五 |
| 二七九 | 文 | 八月一日                        | 長門守某打渡狀……………                      | (富來文書)    | 一五 |
| 二七八 | 文 | 九月廿八日                       | 榮阿等三名連署奉書……………                    | (同 上)     | 一五 |
| 二七七 | 文 | 十一月廿一日                      | 田原親述書狀……………                       | (入江文書)    | 一六 |
| 二七六 | 文 | 十二月十九日                      | 大神親照書狀……………                       | (富來文書)    | 一六 |

|    |                            |                                |                        |    |
|----|----------------------------|--------------------------------|------------------------|----|
| 三三 | 「大永三癸」十二月三日                | 大友親敦 <small>鑑義</small> 感狀…………… | (草野文書)                 | 一三 |
| 三三 | 大永六稔 <small>丙</small> 霜月吉日 | 文殊仙寺鱒口銘……………                   | (宇佐・國東半島を<br>中心とする文化財) | 一三 |
| 三四 | 大永八天 <small>戌</small> 菊月初八 | 來清八坂社棟札銘……………                  | (増補訂正編年大友史料)           | 一三 |
| 三五 | 正月廿二日                      | 田原親董書狀寫……………                   | (碩田叢史津崎文書)             | 一四 |
| 三六 | 卯月十七日                      | 田原親董書狀……………                    | (入江文書)                 | 一四 |
| 三七 | 享祿三年卯月廿五日                  | 田原親董知行預ヶ狀……………                 | (萱嶋文書)                 | 一五 |
| 三八 | 六月三日                       | 田原親董書狀……………                    | (入江文書)                 | 一五 |
| 三九 | 六月十六日                      | 田原親董感狀……………                    | (萱嶋文書)                 | 一六 |
| 四〇 | 七月廿六日                      | 田原親董知行預ヶ狀……………                 | (入江文書)                 | 一六 |
| 四一 | 九月二日                       | 田原親董感狀……………                    | (同上)                   | 一六 |
| 四二 | (享祿四年カ)十二月十三日              | 大友義鑿知行預ヶ狀……………                 | (大友家文書録)               | 一六 |
| 四三 | (享祿四年カ)十二月十三日              | 大友義鑿知行預ヶ狀……………                 | (同上)                   | 一六 |
| 四四 | (享祿四年カ)十二月十三日              | 大友義鑿知行預ヶ狀……………                 | (岐部文書)                 | 一六 |
| 四五 | (享祿四年カ)十二月十三日              | 大友義鑿知行預ヶ狀……………                 | (岩尾彰文書)                | 一六 |
| 四六 | 享祿四年十二月十八日                 | 田原親董知行預ヶ狀……………                 | (入江文書)                 | 一六 |
| 四七 | (享祿四年カ)十二月廿三日              | 大友義鑿知行預ヶ狀……………                 | (立花文書)                 | 一七 |
| 四八 | (享祿四年カ)十二月廿三日              | 大友義鑿知行預ヶ狀……………                 | (志賀文書)                 | 一七 |
| 四九 | 八月五日                       | 大友義鑿書狀……………                    | (萱嶋文書)                 | 一七 |
| 五〇 | 十二月廿六日                     | 大友義鑿書狀……………                    | (富來文書)                 | 一七 |
| 五一 | 享祿五年六月廿五日                  | 田原親董恩賞宛行狀……………                 | (足立悅雄文書)               | 一七 |
| 五二 | 享祿五年八月廿六日                  | 大友氏年寄連署奉書……………                 | (碩田叢史富來文書)             | 一七 |
| 五三 | 九月三日                       | 田原親董知行預ヶ狀……………                 | (入江文書)                 | 一七 |

|    |                     |        |                        |       |             |       |    |
|----|---------------------|--------|------------------------|-------|-------------|-------|----|
| 二四 | 享祿五                 | 九月廿三日  | 田原親董宛知行目録              | …………… | (土居氏蒐集文書)   | …………… | 二五 |
| 二五 | 天文元年                | 十月二日   | 田原親董知行預ケ狀              | …………… | (入江文書)      | …………… | 二六 |
| 二六 | (天文二年頃)             | 十一月十六日 | 大友義鑑書狀                 | …………… | (岐部文書)      | …………… | 二七 |
| 二七 | (天文三年カ)             | 壬正月十三日 | 大友義鑑書狀                 | …………… | (同上)        | …………… | 二八 |
| 二八 | 天文三                 | 十月卅日   | 田原親董安堵狀寫               | …………… | (碩田叢史津崎文書)  | …………… | 二九 |
| 二九 | 天文                  | 三月廿八日  | 大友義鑑知行預ケ狀              | …………… | (岐部文書)      | …………… | 三〇 |
| 三〇 |                     | 五月十三日  | 田原親董感狀寫                | …………… | (碩田叢史津崎文書)  | …………… | 三一 |
| 三一 |                     | 八月十九日  | 親榮知行預ケ狀                | …………… | (白川義雄蔵佐藤文書) | …………… | 三二 |
| 三二 | 天文                  | 五月二日   | 田原親董安堵狀寫               | …………… | (碩田叢史津崎文書)  | …………… | 三三 |
| 三三 |                     | 三月廿九日  | 大友義鑑書狀                 | …………… | (岩藤文書)      | …………… | 三四 |
| 三四 |                     | 十二月廿九日 | 大友義鑑書狀                 | …………… | (富來文書)      | …………… | 三五 |
| 三五 | 天文十二年               | 二月廿日   | 田原親實 <sup>宏親</sup> 感狀寫 | …………… | (碩田叢史津崎文書)  | …………… | 三六 |
| 三六 | (天文十二年)             | 六月廿七日  | 田原親實 <sup>宏親</sup> 感狀  | …………… | (賞嶋文書)      | …………… | 三七 |
| 三七 | 天文十八歲 <sup>西己</sup> | 正月十二日  | 國東郷等大工職源董次覺書           | …………… | (今富文書)      | …………… | 三八 |
| 三八 | 天文十八年               | 卯月十六日  | 長小野論所相分狀案              | …………… | (余瀨文書)      | …………… | 三九 |
| 三九 | (天文十九年カ)            | 二月十九日  | 道中書狀                   | …………… | (後藤敏宏文書)    | …………… | 四〇 |
| 四〇 | (天文十九年頃カ)           | 三月五日   | 田原親實 <sup>宏親</sup> 書狀  | …………… | (興満文書)      | …………… | 四一 |
| 四一 | 天文十九                | 三月十日   | 田原親實 <sup>宏親</sup> 書狀  | …………… | (後藤敏宏文書)    | …………… | 四二 |
| 四二 | (天文十九年)             | 三月十四日  | 道中書狀                   | …………… | (同上)        | …………… | 四三 |
| 四三 | (天文十九年)             | 三月十四日  | 道中書狀                   | …………… | (同上)        | …………… | 四四 |
| 四四 | (天文十九年カ)            | 三月十五日  | 田北鑑生等連署書狀              | …………… | (荒卷文書)      | …………… | 四五 |
| 四五 | (天文廿一年カ)            | 三月三日   | 大友義鑑知行預ケ狀              | …………… | (小田原直文書)    | …………… | 四六 |
| 四六 | (天文廿一年カ)            | 三月廿一日  | 大友義鑑知行預ケ狀              | …………… | (富來文書)      | …………… | 四七 |

|     |                        |        |                    |            |     |
|-----|------------------------|--------|--------------------|------------|-----|
| 二七〇 | (天文廿一年カ)               | 八月六日   | 大友氏年寄連署奉書          | (富米文書)     | 一〇七 |
| 二六九 | 弘 治 貳 <sub>丙</sub> 年   | 十月廿八日  | 國東郷・安岐郷等檢見秤寸法覺     | (今富文書)     | 一〇六 |
| 二六八 | (弘 治 三年)               |        | 某手日記               | (永弘文書)     | 一〇六 |
| 二六七 | (弘 治 三年カ)              | 六月廿二日  | 大友義鎮感狀             | (入江文書)     | 一〇六 |
| 二六六 | (弘 治 三年)               | 七月七日   | 大友義鎮感狀             | (田原達三郎文書)  | 一〇六 |
| 二六五 | (弘 治 三年)               | 七月九日   | 大友義鎮年寄連署奉書         | (同 上)      | 一〇六 |
| 二六四 | 弘 治 三年                 | 八月三日   | 田原親宏感狀             | (萱嶋文書)     | 一〇六 |
| 二六三 | 弘 治 三年                 | 八月十三日  | 田原親宏感狀             | (後藤敏宏文書)   | 一〇六 |
| 二六二 | 弘 治 三年                 | 八月十四日  | 松木宏策・溝部秀盛・萱嶋氏清連署奉書 | (後藤博正文書)   | 一〇六 |
| 二六一 | 永 祿 貳年                 | 八月廿四日  | 田原親宏安堵狀            | (後藤敏宏文書)   | 一〇六 |
| 二六〇 | 永 祿 二年                 | 八月廿四日  | 田原親宏知行宛行狀寫         | (宮永氏影写文書)  | 一〇六 |
| 二五九 | 永 祿 二年                 | 十月十一日  | 田原親宏感狀寫            | (今富文書)     | 一〇六 |
| 二五八 | (永 祿 二年)               | 十一月廿日  | 大友義鎮感狀寫            | (宮永氏影写文書)  | 一〇六 |
| 二五七 | 永 祿 三年                 | 九月十八日  | 國東郷櫻宮鳥居造立覺書        | (今富文書)     | 一〇六 |
| 二五六 | 永 祿 三年                 | 五月廿五日  | 兼秀書狀寫              | (同 上)      | 一〇六 |
| 二五五 | 永 祿 二年                 | 五月廿八日  | 田原親宏安堵狀            | (萱嶋文書)     | 一〇六 |
| 二五四 | 永 祿 二年                 | 五月廿八日  | 利行諸久・萱嶋親常連署奉書      | (同 上)      | 一〇六 |
| 二五三 | 永 祿 四年 <sub>かのとの</sub> | 十一月十六日 | 田原親宏感狀寫            | (碩田叢史津崎文書) | 一〇六 |
| 二五二 | (永 祿 五年)               | 卯月十八日  | 津崎董勝言上狀寫           | (同 上)      | 一〇六 |
| 二五一 | 永 祿 五年                 | 七月廿日   | 田原親宏感狀寫            | (同 上)      | 一〇六 |
| 二五〇 | 永 祿 五年                 | 七月廿日   | 田原親宏安堵狀            | (岩藤文書)     | 一〇六 |
| 二四九 | 永 祿 六年                 | 正月十九日  | 田原親宏書狀寫            | (碩田叢史津崎文書) | 一〇六 |
| 二四八 | 永 祿 六年                 | 正月廿七日  | 田原親宏安堵狀            | (萱嶋文書)     | 一〇六 |

|      |    |         |                                   |            |      |
|------|----|---------|-----------------------------------|------------|------|
| 1120 |    | 二月十九日   | 宏恒・宗柏連署書狀……………                    | (菅嶋文書)     | 1101 |
| 1121 | 永  | 六月十七日   | 大友宗麟 <sup>鑑義</sup> 書狀……………        | (入江文書)     | 1101 |
| 1122 | 永  | 七月廿五日   | 田原親宏書狀……………                       | (同 上)      | 1101 |
| 1123 | 永  | 八年六月廿二日 | 大友宗麟 <sup>鑑義</sup> 合戰手負注文一見狀…………… | (同 上)      | 1103 |
| 1124 | 永  | 八年七月十七日 | 田原親宏安堵狀寫……………                     | (碩田叢史津崎文書) | 1104 |
| 1125 | 永  | 八年七月廿日  | 田原親宏安堵狀……………                      | (後藤敏宏文書)   | 1104 |
| 1126 | 永  | 九年七月廿三日 | 宗悟讓狀……………                         | (同 上)      | 1105 |
| 1127 | 永  | 拾年二月廿四日 | 忠次知行宛行狀……………                      | (同 上)      | 1105 |
| 1128 | 永  | 十月廿八日   | 鹽川重郷書狀寫……………                      | (今富文書)     | 1105 |
| 1129 | 「永 | 六月廿八日   | 田原親宏感狀……………                       | (菅嶋文書)     | 1105 |
| 1100 |    | 九月十日    | 田原親宏書狀……………                       | (同 上)      | 1107 |
| 1101 |    | 十月四日    | 田原親宏書狀……………                       | (同 上)      | 1107 |
| 1101 |    | 十一月十二日  | 田原親宏書狀……………                       | (入江文書)     | 1107 |
| 1101 |    | 十一月廿三日  | 田原親宏書狀……………                       | (菅嶋文書)     | 1107 |
| 1101 |    | 十二月九日   | 田原親宏書狀……………                       | (入江文書)     | 1107 |
| 1101 |    | 十二月九日   | 田原親宏書狀……………                       | (同 上)      | 1107 |
| 1101 |    | 十二月廿一日  | 田原親宏書狀……………                       | (菅嶋文書)     | 1107 |
| 1101 |    | 十二月廿八日  | 田原親宏書狀……………                       | (同 上)      | 1107 |
| 1101 |    | 十二月廿八日  | 田原親宏給地坪付……………                     | (入江文書)     | 1107 |
| 1103 | (永 | 壬五月廿六日  | 田原親宏書狀寫……………                      | (碩田叢史津崎文書) | 1107 |
| 1103 | 祿  | 拾二年八月二日 | 田原親宏知行宛行狀……………                    | (後藤敏宏文書)   | 1107 |
| 1111 |    | 九月十三日   | 大友宗麟 <sup>鑑義</sup> 感狀……………        | (津崎正男文書)   | 1107 |
| 1111 |    | 五月廿日    | 吉弘鑑理書狀……………                       | (日名字文書)    | 1107 |

|     |              |                              |            |     |
|-----|--------------|------------------------------|------------|-----|
| 三三三 | 八月十日         | 大友宗麟 <small>銀義</small> 書狀    | (森文書)      | 三三五 |
| 三三四 | 十一月廿八日       | 大友宗麟 <small>銀義</small> 書狀    | (入江文書)     | 三三五 |
| 三三五 | (元龜三年)壬正月五日  | 田原親宏書狀                       | (同 上)      | 三三六 |
| 三三六 | 元龜三年壬正月十九日   | 田原親宏安堵狀                      | (大友家文書錄)   | 三三六 |
| 三三七 | 元龜三年三月廿三日    | 田原親宏知行預ケ狀                    | (草野文書)     | 三三七 |
| 三三八 | 元龜三年三月廿二日    | 菅嶋董繁・岐部泰清連署打渡狀               | (入江文書)     | 三三七 |
| 三三九 | 天正貳年八月廿三日    | 田原親宏加冠狀寫                     | (今富文書)     | 三三八 |
| 三三〇 | 天正貳年八月廿三日    | 田原親宏家臣連署副狀                   | (入江文書)     | 三三八 |
| 三三一 | 九月廿貳日        | 田原親宏書狀                       | (同 上)      | 三三九 |
| 三三二 | 三月八日         | 田原親宏書狀寫                      | (碩田叢史津崎文書) | 三三〇 |
| 三三三 | (天正三年カ)三月十六日 | 大友義統官途狀寫                     | (同 上)      | 三三〇 |
| 三三四 | 三月十七日        | 田原親宏書狀                       | (入江文書)     | 三三〇 |
| 三三五 | 六月六日         | 田原親宏書狀                       | (同 上)      | 三三一 |
| 三三六 | 六月十五日        | 田原親宏書狀                       | (同 上)      | 三三一 |
| 三三七 | 六月十八日        | 田原親宏書狀寫                      | (碩田叢史津崎文書) | 三三一 |
| 三三八 | 八月八日         | 田原親宏書狀                       | (入江文書)     | 三三二 |
| 三三九 |              | 田原親宏書狀                       | (同 上)      | 三三三 |
| 三四〇 |              | 田原親宏願文                       | (興滿文書)     | 三四四 |
| 三四一 | 九月七日         | 田原宗龜 <small>宏親</small> 書狀    | (入江文書)     | 三四四 |
| 三四二 | 天正三年九月十四日    | 田原宗龜 <small>宏親</small> 知行預ケ狀 | (同 上)      | 三四五 |
| 三四三 |              | 六郷山定額院主目錄                    | (太宰管内志)    | 三四五 |
| 三四四 | 正月吉日         | 田原宗龜 <small>宏親</small> 書狀    | (入江文書)     | 三四六 |
| 三四五 | 七月廿六日        | 田原宗龜 <small>宏親</small> 書狀    | (同 上)      | 三四六 |

目次

|    |                           |   |                       |        |                               |            |    |
|----|---------------------------|---|-----------------------|--------|-------------------------------|------------|----|
| 三六 | 天                         | 正 | 七年                    | 三月七日   | 大友宗麟 <small>鎮義</small> 一跡安堵狀  | (入江文書)     | 三六 |
| 三五 | 天                         | 正 | 七年                    | 三月七日   | 田原宗龜 <small>宏親</small> 書狀     | (同上)       | 三五 |
| 三六 | 天                         | 正 | 五年 <small>訂卯月</small> | 十二月十二日 | 萱嶋宏榮出舉初借券                     | (同上)       | 三六 |
| 三五 | 天                         | 正 | 五年 <small>訂六月</small> | 一月一日   | 田原宗龜 <small>宏親</small> 書狀     | (同上)       | 三五 |
| 三四 | 天                         | 正 | 五年 <small>訂六月</small> | 一月一日   | 由原官造營國東郡間別調除分注文               | (柞原八幡宮文書)  | 三四 |
| 三四 | (天正五年 <small>訂卯</small> ) |   |                       | 六月一日   | 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文               | (同上)       | 三四 |
| 三四 |                           |   |                       | 九月十九日  | 田原宗龜 <small>宏親</small> 書狀     | (荒卷文書)     | 三四 |
| 三四 |                           |   |                       | 十月十四日  | 田原宗龜 <small>宏親</small> 書狀     | (入江文書)     | 三四 |
| 三四 |                           |   |                       | 拾月十六日  | 田原宗龜 <small>宏親</small> 書狀     | (同上)       | 三四 |
| 三四 |                           |   |                       | 霜月一日   | 仙叟・鎮六連署書狀                     | (安東文書)     | 三四 |
| 三四 |                           |   |                       | 十二月九日  | 大友義統書狀                        | (小田原直文書)   | 三四 |
| 三四 | (天正六年)                    |   |                       | 十二月廿六日 | 朽網宗慶等連署書狀                     | (荒卷文書)     | 三四 |
| 三四 | (天正七年)                    |   |                       | 正月十一日  | 大友氏年寄連署奉書                     | (碩田護史田原文書) | 三四 |
| 三四 |                           |   |                       | 正月廿日   | 親久書狀                          | (入江文書)     | 三四 |
| 三五 | (天正七年)                    |   |                       | 正月廿八日  | 大友義統書狀                        | (大友家文書錄)   | 三五 |
| 三五 |                           |   |                       |        | 大友圓齋 <small>鎮義</small> 條々事書   | (入江文書)     | 三五 |
| 三五 |                           |   |                       | 二月二日   | 大友圓齋 <small>鎮義</small> 書狀     | (同上)       | 三五 |
| 三五 |                           |   |                       | 二月廿三日  | 大友義統書狀                        | (同上)       | 三五 |
| 三五 | (天正七年)                    |   |                       | 二月廿七日  | 大友義統書狀                        | (大友家文書錄)   | 三五 |
| 三五 |                           |   |                       |        | 大友義統條々事書                      | (入江文書)     | 三五 |
| 三五 | 天                         | 正 | 七年                    | 三月七日   | 田原宗龜 <small>宏親</small> 知行宛行狀寫 | (碩田護史津崎文書) | 三五 |
| 三五 | (天正七年)                    |   |                       | 三月七日   | 大友圓齋 <small>鎮義</small> 書狀     | (入江文書)     | 三五 |
| 三五 |                           |   |                       | 三月十五日  | 大友義統書狀                        | (同上)       | 三五 |

|    |               |                                      |            |     |
|----|---------------|--------------------------------------|------------|-----|
| 三六 | 三月廿日          | 大友圓齋 <small>義</small> 書狀……………        | (入江文書)     | 二四  |
| 三五 | 三月廿六日         | 田原紹忍 <small>親</small> ・吉弘鑑興連署奉書…………… | (荒卷文書)     | 二四〇 |
| 三四 | 三月十五日         | 道勝書狀寫……………                           | (碩田叢史津崎文書) | 二四六 |
| 三三 | 皆天正七年         | 源宗龜 <small>田原親宏</small> 願文……………      | (興滿文書)     | 二四六 |
| 三二 | 天正七年          | 大友田原系圖……………                          | (入江文書)     | 二四九 |
| 三一 | (天正七年十一月二十二日) | パードレ・フランシスコ・カリヤン書翰(耶穌会士日本通信)         |            | 二五〇 |
| 三〇 | (天正八年)        | 大友圓齋 <small>義</small> ・大友義統連署書狀…………… | (香下要文書)    | 二五二 |
| 二九 | (天正八年)        | 林新九郎 <small>田原親家</small> 進退條々覺……………  | (大友文書)     | 二五三 |
| 二八 | 天正八年          | 田原親家起請文……………                         | (同上)       | 二五三 |
| 二七 | (天正八年)        | 田原親家書狀寫……………                         | (碩田叢史津崎文書) | 二五五 |
| 二六 | (天正八年)        | 大友圓齋 <small>義</small> 書狀……………        | (佐田文書)     | 二五六 |
| 二五 | (天正八年)        | 大友圓齋 <small>義</small> 書狀……………        | (萱嶋文書)     | 二五六 |
| 二四 | (天正八年)        | 大友圓齋 <small>義</small> 書狀……………        | (津崎文書)     | 二五七 |
| 二三 | (天正八年)        | 大友圓齋 <small>義</small> ・大友義統連署書狀…………… | (萱嶋文書)     | 二五七 |
| 二二 | (天正八年)        | 大友圓齋 <small>義</small> 感狀……………        | (津崎文書)     | 二五八 |
| 二一 | (天正八年)        | 田原親實官途舉狀……………                        | (入江文書)     | 二五八 |
| 二〇 | (天正八年)        | 田原親家知行宛行狀……………                       | (萱嶋文書)     | 二五九 |
| 一九 | (天正八年)        | 田原親家感狀……………                          | (大友家文書録)   | 二五九 |
| 一八 | (天正八年)        | 大友圓齋 <small>義</small> 書狀……………        | (同上)       | 二六〇 |
| 一七 | (天正八年)        | 田原親家感狀……………                          | (萱嶋文書)     | 二六〇 |
| 一六 | (天正八年)        | 大友圓齋 <small>義</small> 書狀……………        | (佐田文書)     | 二六一 |
| 一五 | (天正八年)        | 大友圓齋 <small>義</small> 書狀……………        | (大友家文書録)   | 二六一 |
| 一四 | 卯月廿一日         | 田原親家官途狀……………                         | (萱嶋文書)     | 二六二 |

目次



|    |   |   |     |        |                            |              |    |
|----|---|---|-----|--------|----------------------------|--------------|----|
| 三三 | 天 | 正 | 八年  | 五月廿六日  | 田原親家恩賞預分狀                  | (津崎文書)       | 三三 |
| 三四 | 天 | 正 | 八年  | 五月廿八日  | 田原親家書狀寫                    | (碩田叢史津崎文書)   | 三四 |
| 三五 | 天 | 正 | 八年  | 六月五日   | 田原親家恩賞宛行狀寫                 | (宮永氏影写文書)    | 三五 |
| 三六 | 天 | 正 | 八年  | 六月廿四日  | 田原親家書狀寫                    | (同上)         | 三六 |
| 三七 | 天 | 正 | 八年  | 七月廿一日  | 田原親家恩賞宛行狀寫                 | (同上)         | 三七 |
| 三八 | 天 | 正 | 八年  | 八月七日   | 田原親家感狀寫                    | (碩田叢史津崎文書)   | 三八 |
| 三九 | 天 | 正 | 八年  | 八月十日   | 田原親家感狀                     | (津崎文書)       | 三九 |
| 四〇 | 天 | 正 | 八年  | 八月十一日  | 大友圓齋 <small>鎮義</small> 感狀寫 | (碩田叢史津崎文書)   | 四〇 |
| 四一 | 天 | 正 | 八年  | 十月十一日  | 大友義統感狀寫                    | (竹田津輝夫文書)    | 四一 |
| 四二 | 天 | 正 | 八年  | 十一月十二日 | 大友府蘭 <small>鎮義</small> 感狀寫 | (碩田叢史津崎文書)   | 四二 |
| 四三 | 天 | 正 | 九年  | 十二月二日  | 大友義統感狀                     | (津崎文書)       | 四三 |
| 四四 | 天 | 正 | 九年  | 五月三日   | 田原親家知行宛行狀                  | (岩藤文書)       | 四四 |
| 四五 | 天 | 正 | 九年  | 五月三日   | 田原親家知行宛行狀寫                 | (宮永氏影写文書)    | 四五 |
| 四六 | 天 | 正 | 九年  | 五月廿四日  | 田原親家感狀寫                    | (同上)         | 四六 |
| 四七 | 天 | 正 | 九年  | 八月十五日  | 田原親家知行預分狀                  | (津崎文書)       | 四七 |
| 四八 | 天 | 正 | 九年  | 十一月十九日 | 大友家字佐發向狼藉證文                | (益永文書)       | 四八 |
| 四九 | 天 | 正 | 拾年  | 三月廿日   | 田原親家官透狀寫                   | (碩田叢史津崎文書)   | 四九 |
| 五〇 | 天 | 正 | 拾年  | 五月三日   | 田原親家感狀寫                    | (同上)         | 五〇 |
| 五一 | 天 | 正 | 十年  | 五月三日   | 田原親家名字狀                    | (後藤敏宏文書)     | 五一 |
| 五二 | 天 | 正 | 十年  | 七月十日   | 田原親家書狀                     | (田北憲明文書)     | 五二 |
| 五三 | 天 | 正 | 十一年 | 八月吉辰   | 田原親家願文                     | (興滿文書)       | 五三 |
| 五四 | 天 | 正 | 十一年 | 二月十五日  | 大友義統書狀案                    | (碩田叢史竹田津崎文書) | 五四 |
| 五五 | 天 | 正 | 十一年 | 八月廿日   | 田原親家跡目安堵狀寫                 | (碩田叢史津崎文書)   | 五五 |

|     |                           |                          |       |            |     |
|-----|---------------------------|--------------------------|-------|------------|-----|
| 四〇五 | 九月十三日                     | 田原親家知行宛行狀                | …………… | (津崎文書)     | 二七五 |
| 四〇六 | 卯月十四日                     | 田原親家知行宛行狀寫               | …………… | (碩田叢史津崎文書) | 二七五 |
| 四〇七 | (天正十五年カ) 正月二日             | 大友義統書狀                   | …………… | (津崎文書)     | 二七六 |
| 四〇八 | 天 正 十五年 二月廿四日             | 大友義統安堵狀寫                 | …………… | (碩田叢史津崎文書) | 二七七 |
| 四〇九 | 天 正 十五年 十月二日              | 國東郡衆交名寫                  | …………… | (元重小春文書)   | 二七七 |
| 四一〇 | 正月六日                      | 富來源右衛門尉書狀                | …………… | (清原宣雄所藏文書) | 二七八 |
| 四一一 | (天正十六年) 正月廿五日             | 萱嶋鎮廣書狀                   | …………… | (同 上)      | 二八二 |
| 四一二 | 天 正 十六年 正月廿七日             | 田原親家宛知行行坪付寫              | …………… | (内田文書)     | 二八三 |
| 四一三 | 正月廿八日                     | 森鎮輔書狀                    | …………… | (朝見八幡宮文書)  | 二八三 |
| 四一四 | (天正十六年) 正月廿八日             | 津崎鎮兼書狀                   | …………… | (同 上)      | 二八四 |
| 四一五 | 天 正 十六年                   | 天正十六年參宮帳寫                | …………… | (後藤作四郎文書)  | 二八五 |
| 四一六 | (天正十八年カ) 八月十九日            | 大友吉統書狀                   | …………… | (竹中家文書)    | 二八九 |
| 四一七 | 天 正 十九年 <sup>卯</sup> 八月吉日 | 豐後國檢地目録案                 | …………… | (西寒多神社文書)  | 二九〇 |
| 四一八 |                           | 豐後國志                     | …………… |            | 二九一 |
| 四一九 | 文 祿 元年 二月廿一日              | 田原親英名字狀寫                 | …………… | (碩田叢史津崎文書) | 二九一 |
| 四二〇 | (天 正 廿年)                  | 大友吉統書狀                   | …………… | (竹中家文書)    | 二九二 |
| 四二一 |                           | 大友家 <sup>義統</sup> 國東郡士交名 | …………… | (豊後檢地記)    | 二九二 |
| 四二二 | 八月十二日                     | 大友中庵 <sup>公時</sup> 書狀寫   | …………… | (宮永氏影写文書)  | 二九三 |
| 四二三 | 八月十二日                     | 竹田津一木書狀寫                 | …………… | (同 上)      | 二九三 |
| 四二四 | (文 祿 二年) 閏九月十日            | 大友宗巖 <sup>吉</sup> 官途狀    | …………… | (溝部石夫文書)   | 二九四 |
| 四二五 |                           | 豐後國志                     | …………… |            | 二九四 |
| 四二六 | 慶 長 六年 四月十一日              | 松井康之禁制                   | …………… | (泉福寺文書)    | 二九五 |
| 四二七 | 慶 長 六年 十月 日               | 加納曲齋・飯川豊前守連署奉書           | …………… | (同 上)      | 二九五 |

付録

一 萱嶋系図……………(萱嶋文書)……………三六

二 東国東郡国東町(除大字治郡丸・網井・重藤)大字・小字一覽表……………三七

竹田津莊史料

一 豊後國風土記……………三三

二 倭名類聚抄……………三五

三 文治二年四月十三日 後白河院廳下文案……………三五

四 建仁元年六月廿四日 日向守藤原朝臣請取狀……………三六

五 豊後國日田郡司職次第……………三六

六 竹田津氏家譜……………三六

七 彌勒寺喜多院所領注進狀……………三〇

八 弘安八年九月晦日 豊後國大田文案……………三一

九 弘安八年九月晦日 豊後國圖田帳案……………三三

一〇 永仁五年六月日 善法寺尙清處分帳……………三三

一一 永仁七年六月二日 鎮西北條下知狀……………三三

一二 正安三年三月廿七日 鎮西北條御教書……………三四

一三 正和二年八月廿一日 鎮西北條御教書……………三四

一四 元應元年八月日 彌勒寺權別當方祇候人數等定書……………三五

一五 地頭しつかね請文……………三六

一六 彌勒寺領諸莊供米注文……………三七

一七 豊後守護大友貞載施行狀……………三八

一八 豊後國々宣……………三九

|   |                       |                           |                              |           |    |
|---|-----------------------|---------------------------|------------------------------|-----------|----|
| 元 | 建武                    | 二年十月十五日                   | 豐後守護大友貞載書下寫                  | (竹田津文人文書) | 三九 |
| 〇 | 建武                    | 二年十月十五日                   | 豐後守護大友貞載書下案                  | (竹田津文書)   | 三〇 |
| 二 | 觀應                    | 二年九月廿九日                   | 足利義詮御判御教書                    | (同 上)     | 三〇 |
| 三 | 觀應                    | 二年十月九日                    | 足利尊氏御判御教書                    | (同 上)     | 三一 |
| 三 | 正平                    | 十一年十月十四日                  | 後村上天皇綸旨                      | (同 上)     | 三一 |
| 四 | 延文                    | 三年十二月廿七日                  | 足利義詮御判御教書                    | (同 上)     | 三三 |
| 五 | 延文                    | 三年十二月廿七日                  | 足利義詮御判御教書                    | (同 上)     | 三三 |
| 六 | 應安                    | 七年十一月六日                   | 今川了俊 <small>眞世</small> 感狀寫   | (竹田津文人文書) | 三三 |
| 七 | 應安                    | 七年十一月六日                   | 建是書狀案                        | (永弘文書)    | 三三 |
| 八 | 應安                    | 五月廿五日                     | 建是書狀案                        | (同 上)     | 三四 |
| 九 | 應安                    | 十二月廿八日                    | 奈多宗心書狀案                      | (同 上)     | 三四 |
| 〇 | 天文二年頃                 | 十一月十六日                    | 大友義鑑書狀                       | (岐部文書)    | 三五 |
| 一 | 天文三年 <small>力</small> | 壬正月十三日                    | 大友義鑑書狀                       | (同 上)     | 三六 |
| 二 | 天文                    | 十八年卯月十六日                  | 長小野論所相分狀案                    | (余瀨文書)    | 三七 |
| 三 | 天文                    | 廿年十二月廿七日                  | 某覺書                          | (永弘文書)    | 三七 |
| 四 | 天文                    | 廿年十二月廿七日                  | 大友義鎮一字狀                      | (竹田津文書)   | 三六 |
| 五 | 天文                    | 三月二日                      | 大友宗麟 <small>鎮義</small> 知行預分狀 | (同 上)     | 三六 |
| 六 | 天文                    | 三月二日                      | 大友宗麟 <small>鎮義</small> 感狀    | (同 上)     | 三六 |
| 七 | 天文                    | 九月十日                      | 大友義鎮一字狀                      | (同 上)     | 三六 |
| 八 | 天正                    | 五年 <small>丁力</small> 六月一日 | 由原宮造營國東郡間別調除分注文              | (柞原八幡宮文書) | 三〇 |
| 九 | 天正                    | 五年 <small>丑力</small> 六月一日 | 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文              | (同 上)     | 三〇 |
| 〇 | 天正                    | 七年十月十四日                   | 田原紹忍 <small>親賢</small> 書狀    | (彌瀨文書)    | 三〇 |
| 一 | 天正                    | 八年閏三月廿八日                  | 大友義統書狀                       | (竹田津文書)   | 三一 |
| 二 | 天正                    | 八年 <small>力</small> 十月十一日 | 大友義統感狀寫                      | (竹田津輝夫文書) | 三一 |
| 三 | 天正                    | 九年 <small>力</small> 三月廿七日 | 大友義統一字狀                      | (竹田津文人文書) | 三一 |

|         |         |             |          |         |        |                               |                                               |                           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|-------------|----------|---------|--------|-------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 四       | 三       | 二           | 一        | 五       | 四      | 三                             | 二                                             | 一                         | 五       | 四       | 三       | 二       | 一       | 五       | 四       | 三       | 二       | 一       | 五       | 四       | 三       | 二       | 一       |
| 〇       | 〇       | 〇           | 〇        | 〇       | 〇      | 〇                             | 〇                                             | 〇                         | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       | 〇       |
| 三月廿七日   | 六月十六日   | 二月十五日       | 二月十五日    | 二月十五日   | 二月十五日  | 二月十五日                         | 二月十五日                                         | 二月十五日                     | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   | 二月十五日   |
| 大友義統一字狀 | 田原紹忍親書狀 | 大友義統書狀案     | 佐田鎮綱知行坪付 | 大友吉統書狀  | 大友吉統書狀 | 大友家 <small>公時統</small> 國東郡士交名 | 臼杵鎮定・竹田津一木・岐部一達連署起請文案 <small>(大友家文書錄)</small> | 大友中庵 <small>統吉</small> 書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 | 竹田津一木書狀 |
| .....   | .....   | .....       | .....    | .....   | .....  | .....                         | .....                                         | .....                     | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   | .....   |
| (竹田津文書) | (軀瀨文書)  | (碩田叢史竹田津文書) | (佐田文書)   | (竹中家文書) | (同 上)  | (豊後檢地記)                       | (大友家文書錄)                                      | (竹田津文書)                   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   | (同 上)   |
| 三三      | 三三      | 三三          | 三三       | 三三      | 三三     | 三三                            | 三三                                            | 三三                        | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      | 三三      |

伊美莊史料

一 東国東郡国見町(旧竹田津町地区)大字・小字一覽表.....三三

豊後國風土記.....三三

倭名類聚抄.....三三

平等寺木造釋迦三尊像銘.....三三

仁安三年六郷二十八山本寺目錄.....三三

豊鐘善鳴錄.....三三

八幡宇佐宮符.....三三

後白河院廳下文案.....三三

豊後國圖田帳案斷簡.....三三

.....三三

.....三三

.....三三

.....三三

|   |    |                           |                            |               |    |
|---|----|---------------------------|----------------------------|---------------|----|
| 九 | 建仁 | 元年六月廿四日                   | 日向守藤原朝臣請取狀                 | (志賀文書)        | 三五 |
| 〇 | 建曆 | 三年二月 日                    | 前大僧正慈鎮讓狀案                  | (華頂要略)        | 三四 |
| 一 | 承久 | 二年十二月 日                   | 石清水八幡宮檢校祐清(也)讓狀            | (石清水文書)       | 三四 |
| 二 | 安貞 | 二年五月 日                    | 六鄉山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫            | (長安寺文書)       | 三五 |
| 三 | 安治 | 元年十一月六日                   | 豐後國志                       |               | 三六 |
| 四 | 建治 | 元年十一月六日                   | 豐後守護代小田原景泰施行狀              | (都甲文書)        | 三六 |
| 五 | 建治 | 元年十一月六日                   | 彌勒寺喜多院所領注進狀                | (石清水文書)       | 三六 |
| 六 | 弘安 | 七年三月廿五日                   | 豐後守護大友賴泰施行狀寫               | (長安寺文書)       | 三七 |
| 七 | 弘安 | 七年三月廿五日                   | 某施行狀寫                      | (同 上)         | 三七 |
| 八 | 弘安 | 七年九月 日                    | 六鄉山異國降伏祈禱卷數目錄寫             | (同 上)         | 三六 |
| 九 | 弘安 | 八年九月晦日                    | 六鄉山異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫      | (同 上)         | 三六 |
| 〇 | 弘安 | 八年九月晦日                    | 豐後國大田文案                    | (平林本)         | 三六 |
| 一 | 弘安 | 八年九月晦日                    | 豐後國圖田帳案                    | (内閣文庫本)       | 三六 |
| 二 | 弘安 | 八年九月晦日                    | 伊美別宮社國東塔銘                  | (大分県金石年表)     | 三六 |
| 三 | 正應 | 二年□□十二月一日                 | 鎮西 <small>北條</small> 實政御教書 | (鳥津家文書)       | 三九 |
| 三 | 正安 | 三年三月廿七日                   | 某請文                        | (生桑寺文書)       | 三九 |
| 四 | 正安 | 三年三月廿七日                   | 伊美莊領家(也)申狀                 | (同 上)         | 三九 |
| 五 | 嘉元 | 二年九月 日                    | 六鄉屋山例講谷役配分注文               | (長安寺文書)       | 三九 |
| 六 | 建武 | 四年 <small>丁未</small> 六月一日 | 六鄉山本中末寺次第并四至等注文案           | (永弘文書)        | 三九 |
| 七 | 建應 | 元年九月十八日                   | 六鄉山別當光澄下文                  | (長安寺文書)       | 三九 |
| 八 | 應和 | 貳年六月五日                    | 豐後守護大友氏泰請文                 | (到津文書)        | 三九 |
| 九 | 貞平 | 七季二月廿九日                   | 眞覺寺國東塔銘                    | (大分県文化財指定申請書) | 三九 |
| 〇 | 正和 | 第二二月彼岸□                   | 平等寺板碑銘                     | (大分県金石年表)     | 三九 |

|   |                                     |                                |           |    |
|---|-------------------------------------|--------------------------------|-----------|----|
| 三 | 正月廿八日                               | 田原 <small>カ</small> 親貞書狀……………  | (松成文書)    | 三五 |
| 三 | 「應安五年」                              | 伊美莊沙汰人申狀……………                  | (宮成文書)    | 三五 |
| 三 | 三月                                  | 某預分狀寫……………                     | (竹田津文人文書) | 三五 |
| 三 | 十月一日                                | 吉弘一曇 <small>輔氏</small> 書狀…………… | (永弘文書)    | 三五 |
| 三 | 八年 <small>(マ)</small> 潤正月二日         | 伊美別宮社籙刀銘……………                  | (大分県金石年表) | 三五 |
| 三 | 應永十九年巳十一月十五日                        | 六鄉離山衆徒等申狀……………                 | (六郷山文書)   | 三五 |
| 三 | 十一月三日                               | 重吉秀直・豐饒直弘連署書狀……………             | (永弘文書)    | 三五 |
| 三 | 文明十三年 <small>辛丑</small> 十二月十一日      | 波多繁安・大佐井安義連署段錢請取狀……………         | (荒木九げ文書)  | 三五 |
| 三 | 八月廿五日                               | 得永親宣・大神親照連署奉書……………             | (同上)      | 三五 |
| 三 | 九月十九日                               | 大友氏年寄連署奉書……………                 | (同上)      | 三五 |
| 三 | 九月廿日                                | 大友親治知行預分狀……………                 | (同上)      | 三五 |
| 三 | (天文二年頃)十一月十六日                       | 大友義鑑書狀……………                    | (岐部喜六文書)  | 三五 |
| 三 | 天文十八年卯月十六日                          | 長小野論所相分狀案……………                 | (余瀨文書)    | 三五 |
| 三 | (天正三年)二月廿六日                         | 大友義統感狀……………                    | (竹田津文人文書) | 三五 |
| 三 | 天正五年 <small>丁未</small> 六月一日         | 由原宮造營國東郡間別調除分注文……………           | (柞原八幡宮文書) | 三五 |
| 三 | (天正五年 <small>丁未</small> )六月一日       | 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文……………           | (同上)      | 三五 |
| 三 | (天正十八年 <small>カ</small> )八月十九日      | 大友吉統書狀……………                    | (竹中家文書)   | 三五 |
| 三 | 大友家 <small>義統公時</small> 國東郡士交名…………… | (豊後檢地記)                        |           | 三五 |

付録

一 東国東郡国見町(伊美地区)大字・小字一覽表…………… 三一

岐部莊史料

一 豊後國風土記…………… 三五

|     |    |                           |                                 |    |
|-----|----|---------------------------|---------------------------------|----|
| 二   | 文治 | 二年四月十三日                   | 倭名類聚抄……………                      | 三六 |
| 三   | 建仁 | 元年六月廿四日                   | 後白河院廳下文案……………                   | 三五 |
| 四   | 嘉禎 | 三年八月六日                    | 日向守藤原朝臣請取狀……………                 | 三四 |
| 五   | 弘安 | 八年九月晦日                    | 關東御教書……………                      | 三四 |
| 六   | 弘安 | 八年九月晦日                    | 彌勒寺喜多院所領注進狀……………                | 三五 |
| 七   | 弘安 | 八年九月晦日                    | 豐後國大田文案……………                    | 三五 |
| 八   | 弘安 | 八年九月晦日                    | 豐後國圖田帳案……………                    | 三五 |
| 九   | 永仁 | 五年六月日                     | 善法寺尚清處分帳……………                   | 三五 |
| 一〇  | 永安 | 三年三月廿七日                   | 鎮西 <small>北條</small> 御教書……………   | 三六 |
| 一一  | 永應 | 元年八月日                     | 彌勒寺權別當方祗候人數等定書……………             | 三六 |
| 一二  | 永德 | 元年辛酉 <small>□</small> 月一日 | 松林寺石佛銘……………                     | 三六 |
| 一三  | 永德 | 元年辛酉十一月                   | 松林寺石造地藏菩薩像銘……………                | 三六 |
| 一四  | 明德 | 三年七月廿二日                   | 岐部中園寶篋印塔銘……………                  | 三七 |
| 一五  | 應永 | 十六年十月四日                   | 泉福寺本山天山由緒略……………                 | 三七 |
| 一六  | 應永 | 八月一日                      | 岐部利藤藏鱧口銘……………                   | 三七 |
| 一七  | 應永 | 八月一日                      | 大友政親書狀……………                     | 三八 |
| 一八  | 應永 | 八月一日                      | 大友親治書狀……………                     | 三八 |
| 一九  | 應永 | 八月一日                      | 大友親治書狀……………                     | 三八 |
| 二〇  | 明應 | 十年三月廿八日                   | 親元名字狀……………                      | 三九 |
| 二一  | 明應 | 十年三月廿八日                   | 紀部 <small>部</small> 元泰名字書出…………… | 三九 |
| 二二  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 二三  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 二四  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 二五  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 二六  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 二七  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 二八  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 二九  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三〇  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三一  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三二  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三三  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三四  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三五  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三六  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三七  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三八  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 三九  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四〇  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四一  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四二  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四三  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四四  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四五  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四六  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四七  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四八  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 四九  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五〇  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五一  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五二  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五三  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五四  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五五  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五六  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五七  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五八  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 五九  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六〇  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六一  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六二  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六三  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六四  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六五  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六六  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六七  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六八  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 六九  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七〇  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七一  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七二  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七三  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七四  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七五  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七六  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七七  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七八  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 七九  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八〇  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八一  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八二  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八三  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八四  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八五  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八六  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八七  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八八  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 八九  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九〇  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九一  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九二  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九三  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九四  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九五  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九六  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九七  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九八  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 九九  | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |
| 一〇〇 | 明應 | 二年三月廿八日                   | 大友義長書狀……………                     | 三九 |

目次





|   |                 |                           |        |    |
|---|-----------------|---------------------------|--------|----|
| 四 | 三月九日            | 大友義鑑書狀                    | (岐部文書) | 三三 |
| 三 | 卯月二日            | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 三二 |
| 二 | 卯月六日            | 大友義鑑感狀                    | (同)    | 三一 |
| 一 | 卯月十一日           | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 三〇 |
| 〇 | 卯月十六日           | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 二九 |
| 五 | 卯月廿八日           | 大友義鑑知行預ヶ狀                 | (同)    | 二八 |
| 四 | 八月一日            | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 二七 |
| 三 | 八月一日            | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 二六 |
| 二 | 八月一日            | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 二五 |
| 一 | 十月十三日           | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 二四 |
| 〇 | 十月廿六日           | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 二三 |
| 五 | 十一月十六日          | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 二二 |
| 四 | 十二月四日           | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 二一 |
| 三 | 十二月廿五日          | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 二〇 |
| 二 | 十二月廿五日          | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 一九 |
| 一 | 壬正月十三日          | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 一八 |
| 〇 | 八月八日            | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 一七 |
| 五 | 三月廿四日           | 大友鹽法師 <small>義</small> 書狀 | (同)    | 一六 |
| 四 | 九月廿一日           | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 一五 |
| 三 | 十月十五日           | 大友鹽法師 <small>鎮</small> 書狀 | (同)    | 一四 |
| 二 | (天文十三年頃カ)十一月十九日 | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 一三 |
| 一 | 卯月十六日           | 大友氏年寄連署副狀                 | (同)    | 一二 |
| 〇 | 六月十一日           | 大友義鑑書狀                    | (同)    | 一一 |

目次

目次

|   |                              |                       |        |    |
|---|------------------------------|-----------------------|--------|----|
| 七 | 六月十一日                        | 大友義鑑書狀                | (坡部文書) | 三五 |
| 七 | 十月廿五日                        | 田原親資書狀                | (松成文書) | 三六 |
| 七 | 十一月十六日                       | 一色義清書狀                | (大友文書) | 三六 |
| 七 | 十一月十六日                       | 長小野論所相分狀案             | (余瀨文書) | 三六 |
| 七 | 天 文 十八年 卯月十六日                | 大友義鎮書狀                | (坡部文書) | 三六 |
| 七 | (天文十八年頃カ) 八月一日               | 大友義鎮書狀                |        | 三六 |
| 七 | 八月一日                         | 大友義鎮書狀                |        | 三六 |
| 七 | 八月一日                         | 大友義鎮書狀                |        | 三六 |
| 七 | 八月廿八日                        | 大友義鎮書狀                |        | 三六 |
| 七 | (天文十九年) 三月十九日                | 大友義鎮感狀                |        | 三九 |
| 七 | (天文十九年) 三月廿一日                | 大友義鎮感狀                |        | 三九 |
| 七 | (天文十九年) 閏五月十六日               | 大友義鎮書狀                |        | 四〇 |
| 七 | (天文十九年) 七月廿日                 | 大友義鎮感狀                |        | 四〇 |
| 七 | (天文廿一二年) 正月十一日               | 大友義鎮書狀                |        | 四一 |
| 七 | 「天文廿一年」 二月十六日                | 大友義鎮書狀                |        | 四一 |
| 七 | 卯月廿九日                        | 大友義鎮書狀                |        | 四一 |
| 七 | 八月一日                         | 大友義鎮書狀                |        | 四一 |
| 七 | 九月一日                         | 大友義鎮書狀                |        | 四一 |
| 七 | 九月廿六日                        | 大友義鎮書狀                |        | 四一 |
| 七 | 十一月廿三日                       | 大友義鎮書狀                |        | 四一 |
| 七 | 十二月七日                        | 大友義鎮書狀                |        | 四一 |
| 七 | 天文廿二年 <sup>うし</sup> のとの 六月一日 | 坡部元泰讓狀                |        | 四二 |
| 七 | 六月十四日                        | 大友宗麟 <sup>義</sup> 一字狀 |        | 四二 |
| 七 | 九月十三日                        | 大友宗麟 <sup>義</sup> 官逵狀 |        | 四二 |

|      |   |                       |        |                                            |                          |            |    |
|------|---|-----------------------|--------|--------------------------------------------|--------------------------|------------|----|
| 四    | 天 | 正三年カ                  | 二月廿六日  | 大友義統感狀                                     | ……………                    | (竹田津文書)    | 四〇 |
| 三    | 天 | 正五年 <small>丁カ</small> | 六月一日   | 大友義統官途狀                                    | ……………                    | (岐部文書)     | 四〇 |
| 二    | 天 | 正五年 <small>丁カ</small> | 六月一日   | 由原官造營國東郡間別調除分注文                            | ……………                    | (杵原八幡宮文書)  | 四〇 |
| 一    | 天 | 正七年カ                  | 十二月十七日 | 大友義統諸給人居屋敷調銀子辻注文                           | ……………                    | (同 上)      | 四〇 |
|      | 天 | 正十四・五年頃               | 六月五日   | 大友義統一字狀                                    | ……………                    | (岐部文書)     | 四〇 |
|      |   |                       | 四月廿二日  | 宗勇書狀                                       | ……………                    | (同 上)      | 四〇 |
|      |   |                       | 五月十二日  | 岐部泰貞・仲泰久連署書狀案                              | ……………                    | (土居氏蒐集文書)  | 四〇 |
|      |   |                       | 七月三日   | 某書狀                                        | ……………                    | (岐部文書)     | 四〇 |
|      |   |                       | 八月十九日  | 大友吉統書狀                                     | ……………                    | (竹中家文書)    | 四〇 |
|      |   |                       |        | 大友家 <small>義統公時</small> 國東郡土交名             | ……………                    | (豊後檢地記)    | 四〇 |
|      |   |                       |        | 臼杵鎮定・竹田津一木・岐部一達連署請文(大友家文書録)                | ……………                    |            | 四〇 |
|      |   |                       |        | 付録                                         |                          |            |    |
|      |   |                       |        | 一 東国東郡国見町 <small>(旧熊毛村地区)</small> 大字・小字一覽表 | ……………                    |            | 四三 |
| 姫嶋史料 |   |                       |        |                                            |                          |            |    |
|      |   |                       |        | 一 日本書紀                                     | ……………                    |            | 四七 |
|      |   |                       |        | 二 豊後國風土記                                   | ……………                    |            | 四七 |
|      |   |                       |        | 三 倭名類聚抄                                    | ……………                    |            | 四七 |
|      |   |                       |        | 四 安元二年 <small>丙申</small> 二月日               | 八幡宇佐宮符                   | (奈多八幡縁起私記) | 四八 |
|      |   |                       |        | 五 (安元二年)二月日                                | 八幡宇佐宮符                   | (同 上)      | 四八 |
|      |   |                       |        | 六 元曆二年三月日                                  | 女禰宜大神安子・祝大神宮保連署解狀案(益永文書) |            | 四九 |
|      |   |                       |        | 七 文治二年四月十三日                                | 後白河院廳下文案                 | (益永家記録)    | 四三 |

|   |                       |                       |                          |        |                        |    |
|---|-----------------------|-----------------------|--------------------------|--------|------------------------|----|
| 八 | (建久八年 <sup>カ</sup> )  | 豐後國圖田帳案斷簡             | ……………                    | (到津文書) | 四三                     |    |
| 九 | 建仁                    | 元年六月廿四日               | 日向守藤原朝臣請取狀               | ……………  | (志賀文書)                 | 四三 |
| 〇 |                       |                       | 彌勒寺喜多院所領注進狀              | ……………  | (石清水文書)                | 四三 |
| 一 | 弘安                    | 八年九月晦日                | 豐後國大田文案                  | ……………  | (平林本)                  | 四三 |
| 二 | 弘安                    | 八年九月晦日                | 豐後國圖田帳案                  | ……………  | (内閣文庫本)                | 四四 |
| 三 | 永仁                    | 五年六月 日                | 善法寺尙清處分帳                 | ……………  | (石清水文書)                | 四四 |
| 四 | 正安                    | 三年三月廿七日               | 鎮西 <sup>北條</sup> 御教書     | ……………  | (島津家文書)                | 四四 |
| 五 | 應長                    | 元年十二月十五日              | 善法寺尙清處分狀寫                | ……………  | (石清水文書)                | 四四 |
| 六 |                       | 三月四日                  | 今川了俊 <sup>世貞</sup> 書狀    | ……………  | (田原達三郎文書)              | 四七 |
| 七 | 康正                    | 丙子歲中夏吉日               | 文殊仙寺鱗口銘                  | ……………  | (宇佐・国東半島を<br>中心とする文化財) | 四九 |
| 八 |                       | 九月廿八日                 | 榮阿等三名連署奉書                | ……………  | (富來文書)                 | 四〇 |
| 九 | (明應八年)                | 八月一日                  | 大友親治書狀                   | ……………  | (大友家文書錄)               | 四〇 |
| 〇 | 永正                    | 六年九月二日                | 姫嶋豐泰・姫嶋繁兼連署土貢米寄進狀        | ……………  | (永弘文書)                 | 四一 |
| 一 |                       | 十二月廿六日                | 大友義鑒書狀                   | ……………  | (富來文書)                 | 四三 |
| 二 |                       | 十一月十六日                | 大友義鑑書狀                   | ……………  | (岐部文書)                 | 四三 |
| 三 | 弘治                    | 三年二月十二日               | 筑後國稻敷村田畠坪付注文案            | ……………  | (富來文書)                 | 四三 |
| 四 | 天正                    | 五年 <sup>丁未</sup> 六月一日 | 由原宮造營國東郡問別調除分注文          | ……………  | (柞原八幡宮文書)              | 四四 |
| 五 | (天正五年 <sup>丁未</sup> ) | 六月一日                  | 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文          | ……………  | (同上)                   | 四四 |
| 六 | (天正七年)                | 正月廿六日                 | 大友義統感狀                   | ……………  | (田原達三郎文書)              | 四四 |
| 七 | (天正十八年 <sup>カ</sup> ) | 八月十九日                 | 大友吉統書狀                   | ……………  | (竹中家文書)                | 四五 |
| 八 |                       |                       | 大友家 <sup>義統</sup> 國東郡士交名 | ……………  | (豊後檢地記)                | 四五 |

一 東国東郡姫島村小字一覽表

付録

武蔵郷史料

|    |                                   |            |    |
|----|-----------------------------------|------------|----|
| 一  | 國造本紀……………                         | (先代旧事本紀)   | 四〇 |
| 二  | 豊後國風土記……………                       |            | 四〇 |
| 三  | 倭名類聚抄……………                        |            | 四〇 |
| 四  | 八幡宇佐宮放生會之記……………                   | (北和介文書)    | 四六 |
| 五  | 仁安三年六郷二十八山本寺目錄……………               | (六郷山文書)    | 四九 |
| 六  | 八幡宇佐宮符……………                       | (奈多八幡縁起私記) | 四九 |
| 七  | 女禰宜大神安子・祝大神宮保連署解狀案 (益永文書)……………    |            | 四九 |
| 八  | 八幡宇佐宮御神領大鏡……………                   | (到津文書)     | 四〇 |
| 九  | 日向守藤原朝臣請取狀……………                   | (志賀文書)     | 四三 |
| 一〇 | 造宇佐宮課役注文案……………                    | (到津文書)     | 四三 |
| 一一 | 前大僧正慈鎮讓狀案……………                    | (華頂要略)     | 四三 |
| 一二 | 六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫……………              | (長安寺文書)    | 四四 |
| 一三 | 宇佐宮神領次第案……………                     | (到津文書)     | 四四 |
| 一四 | 大法師定什打渡狀……………                     | (林文書)      | 四八 |
| 一五 | 大法師定什堺證文案……………                    | (同上)       | 四八 |
| 一六 | 青蓮院宮令旨……………                       | (余瀨文書)     | 四九 |
| 一七 | 宇佐大宮司 <small>公存</small> 家御教書…………… | (永弘文書)     | 四九 |
| 一八 | 豊後守護大友頼泰施行狀寫……………                 | (長安寺文書)    | 四〇 |
| 一九 | 某施行狀寫……………                        | (同上)       | 四一 |
| 二〇 | 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫……………               | (同上)       | 四一 |
| 二一 | 豊後國大田文案……………                      | (平林本)      | 四一 |
| 二二 | 弘安三年六月廿四日                         |            |    |
| 二三 | 貞長 元年 <small>己酉</small> 二月十二日     |            |    |
| 二四 | 貞長 元年 <small>己酉</small> 二月十二日     |            |    |
| 二五 | 長永 元年 <small>己酉</small> 二月十二日     |            |    |
| 二六 | 永永 十年二月十八日                        |            |    |
| 二七 | 「弘安三」 九月廿六日                       |            |    |
| 二八 | 弘安 七年三月廿五日                        |            |    |
| 二九 | 弘安 七年九月 日                         |            |    |
| 三〇 | 弘安 八年九月晦日                         |            |    |

目次

目次

|   |    |                            |                               |               |    |
|---|----|----------------------------|-------------------------------|---------------|----|
| 三 | 弘安 | 八年九月晦日                     | 豐後國圖田帳案                       | (内閣文庫本)       | 四一 |
| 三 | 正安 | 三年三月廿七日                    | 鎮西 <small>北條</small> 御教書      | (島津家文書)       | 四二 |
| 三 | 嘉元 | 二年九月日                      | 六郷屋山例講谷役配分注文                  | (長安寺文書)       | 四三 |
| 三 | 正和 | 第五曆 <small>丙辰</small> 太簇下旬 | 照恩寺國東塔銘                       | (大分県金石年表)     | 四四 |
| 三 | 嘉曆 | 二年八月廿七日                    | 定什塚證文                         | (林文書)         | 四五 |
| 三 |    |                            | 某文書案                          | (永弘文書)        | 四六 |
| 三 | 元建 | 二年十月十七日                    | 兩子寺國東塔銘                       | (大分県文化財指定申請書) | 四七 |
| 三 | 建武 | 二年後十月日                     | 豐後守護大友貞載書下案                   | (永弘文書)        | 四八 |
| 三 | 建武 | 四年 <small>丑</small> 六月一日   | 志賀忠能代貞幸申狀案                    | (志賀文書)        | 四九 |
| 三 |    |                            | 六郷山本中末寺次第并四至等注文案              | (永弘文書)        | 五〇 |
| 三 |    |                            | 豐後國志                          |               | 五一 |
| 三 | 曆應 | 元年九月十八日                    | 六郷山別當光澄下文                     | (長安寺文書)       | 五二 |
| 三 | 貞和 | 三年六月十四日                    | 平某讓狀案                         | (泰長院文書)       | 五三 |
| 三 | 貞治 | 三年二月日                      | 大友氏時當知行所領所職等注進狀案              | (大友文書)        | 五四 |
| 三 |    |                            | 豐鐘善鳴錄                         |               | 五五 |
| 三 | 文  | 三年十月十四日                    | 征西將軍宮 <small>懷良親王</small> 令旨寫 | (阿蘇文書)        | 五六 |
| 三 | 應安 | 八年八月廿二日                    | 尼正安遺領配分狀                      | (秋吉文書)        | 五七 |
| 三 |    | 五月十六日                      | 田原直幸書狀案                       | (林文書)         | 五八 |
| 三 | 天授 | 二年三月十八日                    | 征西將軍宮 <small>良成親王</small> 令旨  | (大友松野文書)      | 五九 |
| 三 | 康曆 | 元年十二月廿四日                   | 足利義滿袖判下文                      | (入江文書)        | 六〇 |
| 三 | 永德 | 三年七月十八日                    | 大友親世當知行所領所職等注進狀案              | (大友文書)        | 六一 |
| 三 | 德  | 二年丁卯九月二十日                  | 西光寺國東塔銘                       | (大分県金石年表)     | 六二 |
| 三 |    | 三月十日                       | 大智寺清曇書狀                       | (入江文書)        | 六三 |

|    |   |    |   |            |                 |                        |              |    |
|----|---|----|---|------------|-----------------|------------------------|--------------|----|
| 目次 | 壘 | 應  | 永 | 五年三月十八日    | 報恩寺鰐口銘……………     | (宇佐・国東半島を<br>中心とする文化財) | 壘八           |    |
|    | 興 | 應  | 永 | 十九年巳十一月十五日 | 六郷離山衆徒等申狀……………  | (六郷山文書)                | 壘九           |    |
|    | 興 | (應 | 永 | 年中)        | 泉福寺本山末山由緒略…………… | (泉福寺藏本)                | 壘九           |    |
|    | 興 | 永  | 享 | 七年十月廿日     | 田原親勝知行宛行狀……………  | (松成文書)                 | 壘〇           |    |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 三月十六日           | 諸一・諸忠連署奉書案……………        | (森文書)        | 壘〇 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 田原氏忠知行預ヶ狀……………         | (荒卷文書)       | 壘〇 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 大友親隆安堵狀……………           | (田原達三郎文書)    | 壘〇 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 大友親隆知行預ヶ狀……………         | (志賀文書)       | 壘一 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 小田原家石燈籠銘……………          | (大分県金石年表)    | 壘三 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 六郷山執行圓能書狀……………         | (林文書)        | 壘三 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 大友親治知行預ヶ狀……………         | (萱嶋文書)       | 壘三 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 大友親治知行預ヶ狀……………         | (田原達三郎文書)    | 壘三 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 大神親照遵行狀……………           | (富來文書)       | 壘四 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 富永板碑銘……………             | (大分県金石年表)    | 壘四 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 田原(丸)親家知行預ヶ狀……………      | (林文書)        | 壘四 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 良若丸知行宛行狀……………          | (同上)         | 壘五 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 末弘惟城書狀……………            | (同上)         | 壘五 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 椿八幡社棟札銘……………           | (大分県金石年表)    | 壘五 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 永弘重行書狀案……………           | (永弘文書)       | 壘六 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 大友氏年寄連署奉書寫……………        | (賀來惟康文書)     | 壘七 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 田原親董宛知行行目錄……………        | (土居氏蒐集文書)    | 壘六 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 田原親資知行預ヶ狀……………         | (市丸文書)       | 壘六 |
|    | 興 | 寶  | 德 | 貳          | 年三月廿一日          | 吉弘氏直等供養板碑銘……………        | (増補訂正編年大友史料) | 壘九 |



目次

|   |                                |              |              |    |
|---|--------------------------------|--------------|--------------|----|
| 六 | 十一月二日                          | 田原親資書狀       | (市丸文書)       | 四九 |
| 六 | 十二月廿六日                         | 田原親資書狀       | (同上)         | 四〇 |
| 七 | 天文八白 <small>己亥</small> 十一月二十二日 | 椿八幡社棟札銘      | (增補訂正編年大友史料) | 四〇 |
| 七 | 天文八白 <small>己亥</small> 十一月廿四日  | 椿八幡社棟札銘      | (同上)         | 四一 |
| 七 | 天文九年 <small>庚子</small> 十月廿日    | 田原親資知行預ヶ狀    | (市丸文書)       | 四一 |
| 七 | 天文九年拾月廿日                       | 圖師通泉打渡狀      | (同上)         | 四二 |
| 七 |                                | 某書狀案         | (林文書)        | 四三 |
| 七 | 卯月六日                           | 直久目安狀        | (同上)         | 四三 |
| 七 |                                | 某申狀          | (同上)         | 四四 |
| 七 | 天文十三年五月十九日                     | 田原親實知行預ヶ狀    | (草野文書)       | 四五 |
| 七 | 天文十八歲 <small>己酉</small> 正月十二日  | 國東郷等大工職源董次覺書 | (今富文書)       | 四五 |
| 七 | (天文二十一年頃)三月三日                  | 大友義鎮知行預ヶ狀    | (小田原直文書)     | 四六 |
| 八 | 天文廿貳年十二月廿一日                    | 田原親宏安堵狀      | (田代文書)       | 四六 |
| 八 | 十二月十三日                         | 大友義鎮一跡安堵狀    | (大友家文書録)     | 四七 |
| 八 | 九月十七日                          | 大友義鎮點役免除狀    | (同上)         | 四七 |
| 八 | 卯月十七日                          | 田原親董書狀       | (入江文書)       | 四七 |
| 八 | 五月二日                           | 田原親董知行宛行狀    | (同上)         | 四八 |
| 八 | 六月二日                           | 田原親董感狀寫      | (片山文書)       | 四九 |
| 八 | 七月廿六日                          | 田原親董知行預ヶ狀    | (入江文書)       | 四九 |
| 八 | 十一月六日                          | 田原親董書狀寫      | (片山文書)       | 四九 |
| 八 | 十二月十四日                         | 田原親董書狀寫      | (同上)         | 四九 |
| 九 |                                | 奈多八幡宮預職補任狀   | (田代文書)       | 四九 |
| 九 |                                | 某手日記         | (永弘文書)       | 四九 |

六〇 (弘治三年五月)

|     |        |        |                 |       |           |     |
|-----|--------|--------|-----------------|-------|-----------|-----|
| 九二  | (弘治三年) | 七月廿三日  | 田原親宏感狀寫         | ..... | (片山文書)    | 四九三 |
| 九三  |        | 十一月十三日 | 田原親宏感狀寫         | ..... | (同 上)     | 四九三 |
| 九四  |        | 九月廿日   | 田原親賢知行預ヶ狀       | ..... | (市丸文書)    | 四九三 |
| 九五  | 永祿三年   | 十月七日   | 田原親董知行預ヶ狀寫      | ..... | (片山文書)    | 四九三 |
| 九六  |        | 四月廿八日  | 田原親宏知行宛行狀寫      | ..... | (同 上)     | 四九四 |
| 九七  |        | 六月三日   | 田原親宏感狀寫         | ..... | (同 上)     | 四九四 |
| 九八  |        | 十一月四日  | 田原親宏感狀寫         | ..... | (同 上)     | 四九五 |
| 九九  |        | 十一月九日  | 田原親宏書狀寫         | ..... | (同 上)     | 四九五 |
| 一〇〇 |        | 正月廿三日  | 吉弘鑑理官途狀         | ..... | (若林文書)    | 四九六 |
| 一〇一 |        | 九月九日   | 親兼・董爲・諸久連署副狀寫   | ..... | (片山文書)    | 四九七 |
| 一〇二 |        | 十月十二日  | 親兼・董爲・諸久連署副狀寫   | ..... | (同 上)     | 四九七 |
| 一〇三 | 永祿     | 三月廿六日  | 羽仁田幸次粳米借用狀      | ..... | (田代文書)    | 四九七 |
| 一〇四 |        | 三月廿五日  | 高明書狀            | ..... | (同 上)     | 四九八 |
| 一〇五 |        | 七月十九日  | 田原親宏感狀寫         | ..... | (片山文書)    | 四九八 |
| 一〇六 |        | 九月廿三日  | 奈多鑑基書狀          | ..... | (田代文書)    | 四九九 |
| 一〇七 | 天正五年   | 六月一日   | 由原官造營國東郡間別調除分注文 | ..... | (柞原八幡宮文書) | 四九九 |
| 一〇八 | (天正五年) | 六月一日   | 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文 | ..... | (同 上)     | 四九九 |
| 一〇九 | (天正七年) | 三月十八日  | 田原紹忍親一跡安堵狀      | ..... | (市丸文書)    | 五〇〇 |
| 一〇〇 | 天正七年   | 卯月十九日  | 田原宗龜親安堵狀        | ..... | (大膠文書)    | 五〇〇 |
| 一一〇 | (天正七年) | 六月卅日   | 田原紹忍親一跡安堵狀      | ..... | (市丸文書)    | 五〇一 |
| 一一一 |        | 十月七日   | 田原親家書狀          | ..... | (田代文書)    | 五〇一 |
| 一一二 |        | 十月七日   | 田原親家書狀寫         | ..... | (片山文書)    | 五〇三 |
| 一一三 |        | 十月七日   | 田原親家書狀寫         | ..... | (同 上)     | 五〇三 |

|    |                                                  |                              |              |    |
|----|--------------------------------------------------|------------------------------|--------------|----|
| 二四 | 拾月廿三日                                            | 田原親家安堵狀                      | (安見文書)       | 五三 |
| 二五 | (天正八年)十一月一日                                      | 大友義統感狀                       | (市丸文書)       | 五四 |
| 二六 | 天正八年十二月廿七日                                       | 田原親實感狀寫                      | (片山文書)       | 五四 |
| 二七 |                                                  | 豐後國志                         |              | 五五 |
| 二八 | 三月廿二日                                            | 田原紹忍 <small>親</small> 安堵狀    | (安見文書)       | 五五 |
| 二九 | 天正九年八月十五日                                        | 田原親家知行預ヶ狀                    | (津崎真澄文書)     | 五六 |
| 三〇 | 二月廿一日                                            | 田原親家名字狀                      | (田代文書)       | 五六 |
| 三一 | 天正十年五月三日                                         | 田原親家感狀寫                      | (片山文書)       | 五七 |
| 三二 | 八月廿八日                                            | 詫陞隆仙・同麟專連署奉書寫                | (同 上)        | 五七 |
| 三三 | 天正拾一年十一月十四日                                      | 田原親家書狀寫                      | (同 上)        | 五八 |
| 三四 | 天正拾三年四月三日                                        | 志音譽法名書出                      | (市丸文書)       | 五八 |
| 三五 | 天正十三年壬辰八月廿三日                                     | 田原親家一跡安堵狀寫                   | (片山文書)       | 五九 |
| 三六 | 天正十三年壬辰八月廿三日                                     | 田原氏老臣連署副狀寫                   | (同 上)        | 五九 |
| 三七 | 天正十七年正月五日                                        | 吉弘統幸知行預ヶ狀                    | (大友家文書録)     | 五〇 |
| 三八 | 七月十一日                                            | 田原親英感狀寫                      | (片山文書)       | 五一 |
| 三九 | (天正十八年カ)八月十九日                                    | 大友吉統書狀                       | (竹中家文書)      | 五一 |
| 四〇 |                                                  | 大友家 <small>公時</small> 國東郡士交名 | (豊後檢地記)      | 五二 |
| 四一 |                                                  | 椿八幡社棟札銘                      | (増補訂正編年大友史料) | 五三 |
| 四二 | 付録                                               |                              |              | 五三 |
| 一  | 武威田原氏系図                                          |                              | (大友田原系図)     | 五三 |
| 二  | 東国東郡国東町(大字治郎丸・綱井・重藤)・武威町・安岐町(大字兩子・富清・糸永)大字・小字一覽表 |                              |              | 五四 |

補遺

国東郷史料

- 一 (永正十五年カ) 六月三日 大友義長條々書寫……………(大友文書)……………五三
- 二 (天正八年) 三月廿四日 大友圓齋鎮義・大友義統連署書狀……………(吉弘鎮整文書)……………五三
- 三 (天正八年) 閏三月廿六日 大友義統書狀……………(津崎文書)……………五三
- 四 「天正九」 卯月六日 大友圓齋鎮義書狀……………(萱嶋文書)……………五四

▽解説……………五五

▽あとがき……………五五

▽図版目次

- 口絵 豊後國在國司沙彌行念請文・足利尊氏自筆八幡大菩薩白旗・岩戸寺國東塔・千燈寺講堂跡
- 石造仁王像・両子寺全景
- 五万分一折込地形図……………(卷末)



国  
東  
郷  
史  
料



一 豐後國風土記

郷陸所

國埼郡 郷陸所里一十六

昔者、纒向日代宮御宇天皇御船、從周防國佐婆津發而度之、遙覽此國勅曰、彼所見者若國之埼乎、

因曰國埼郡、

伊美郷

伊美郷在郡北

國見村

同天皇、在此村勅曰、此國道路遙遠、山谷阻深、往還疎稀、乃得見此國、因曰國見村、今謂伊美郷其訛也、

○國埼郡ノミ抽出

二 太政官符

○類聚三代格新訂增補國史大系

太政官符

草野・國埼・坂門等津ヨリ公私ノ船ノ往還ヲ聴ス

應聽自草野カヤノ・國埼・坂門等津往還公私之船事

右、得大宰府解僞、檢案內、太政官去天平十八年七月廿一日符僞、官人百姓商旅之徒、從豐前國草野津・豐後國々埼・坂門等津、任意往還擅漕國物、自今以後、嚴加禁斷、但豐後・日向等國兵衛采

國 東 郷



女資物漕送人物船、取國埼之津有往來者、不在禁限、除此以外、咸皆禁斷者、府依符旨重令禁制、上件三津尙多奸徒、舊來越度不得禁斷、又雖有過所、而不經豐前門司、如此之徒咸集難波、望請、便令攝津國司勘檢過所、若无過所并門司勘過者、依法科斷、然則奸源自清、越度亦息、謹請、官裁者、被大納言正三位紀朝臣古佐美宣偁、奉、勅、自今以後、公私之船、宜聽自豐前・豐後三津往來、其過所者、依舊府給、當處勘過不可更經門司、但承前所禁不在聽限、長門・伊豫等國亦宜承知、

延曆十五年十一月廿一日

三 倭名類聚抄

國埼郡

武藏 國前  
岐 伊美 阿

武藏

來繩 國前

(註)

由染

阿岐

津守 伊美

○津守ハ大分郡内ノ郷ノ混入ナリ。

四 仁安三年六郷二十八山本寺目錄

○六郷山文書  
太宰管内志下

序分本山

序分本山八箇寺 後山金剛寺・吉水山靈龜寺・大折山報恩寺・鞍懸山神宮寺・津波戸山水月寺・西  
叡山高山寺・良藥山智恩寺・馬城山傳乘寺

國東、速見兩郡  
前郡司領南北浦  
部調度文書ヲ請  
取ルニ讓ル  
經長ニ讓ル  
地頭代官ハ俊朝  
ニ讓ル

慈鎮門跡相伝房  
領等ヲ朝仁親王  
ニ讓ル

### 六 日向守藤原朝臣請取狀

○志實文書  
熊本県史料中世二

請取 豊後國國東・速見兩郡、前郡司 [ ] 領内南北浦部調度文書、并手繼證文 [ ]  
右、件所領調度文書等、請取事實也、抑 [ ] 爲年來乳父之上、且依有存旨、以件 [ ] 令讓傳  
經長也、但於地頭代官者、以到 [ ] 馬允俊朝子子孫孫令補之、無他妨可 [ ]、敢不可有違亂之  
狀、如件、

建仁元年六月廿四日

日向守藤原朝臣（花押）

○前郡司ノ南北浦部ノ所領ヲ特定シ得ザルモ、一〇・一一号ノ國東御領諸富名ト關係アルカ（解説参照）。

### 七 前大僧正慈鎮讓狀案

○華頂要略  
鎌倉遺文一九七四

〔<sup>（端裏書）</sup>慈鎮和尚建曆目錄青龍院二品親王被記之、〕

○首註  
記略

讓進

門跡相傳房領等事

國東郷

国東郷

無動寺

略○中

桂林院大僧正門跡讓給領

坂本御塔平方庄

坂西庄砧山庄

福田庄

氣比供僧

比叡庄

金武保付山室

龍寶寺

千與丸保

永樂寺

松岡庄別相傳

志度庄

加々美庄

已上三所存日之間、送靈山院之外、如形年貢可沙汰也、

六郷山

淡輪庄

六郷山

三尾社

略○中

右、已上寺院・領所・房舎・聖教、併讓進

朝仁親王ニ讓ル

朝仁親王已訖、其中少々領家職之間、有遺言旨、無指過怠者、不可有相違敷、雖存日之間、於今者、一向御成人之間、仰含御門人等、可有御沙汰也、如此大小巨細、世間出世可仰合人々、

略○中

建曆三年二月 日

前大僧正判

八 六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

豊後國六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄

權律師豪隆寫自筆帳

將軍家祈禱目錄  
ヲ注進ス

注進

豊後國六郷滿山谷々別院灵寺嵐佛事神事等將軍家御祈禱卷數目錄事

本 山 分

後山石屋

一後山石屋、本尊藥師如來、深山去里數町、年中勤修正月會自正月六日至、觀音經不斷一日一夜、一

日轉讀大般若會同廿日勤、一夏九旬不斷供花三ヶ夜大念佛自九月十三日至、修法華三十講問答、天台

大師供、在童立儀十一月廿四日勤也、佛名經十二月廿三日夜、曼荼羅供季別、月並勤藥師講每月八日勤也、往生講每月十五、

日次勤長日初後夜入堂讀誦經典、長日護摩一座勤、於六所權現御寶前、二季御祭二月十一日、五節

供等於石屋佛前、長日藥師經十二卷讀之、於權現御寶前、仁王講一座、取勝王講一座行之、

伊多井社

一伊多井社、本尊妙見大菩薩、年中勤修正月會正月、七節供每節、法華問答講、同金剛般若經十二

卷讀之、今始御祈禱長日金剛般若經三卷、仁王講一座、金剛壽命經十二卷讀之、

吉水寺

一吉水寺、本尊無量壽如來、年中勤修正月會正月五日、二季彼岸大念佛、一夏九旬安居勤、天台大師

供十二月廿四日勤也、佛名經十二月十日、月並勤藥師經每月八日、往生講每月十五日、月次勤初後夜入堂讀誦經典、今

國 東 郷

津波戸石屋

如御祈禱長日藥師經十二卷、觀音經三十三卷讀之、

一津波戸石屋、(永月寺)本尊千手觀世音菩薩深山去、聖數丁、昔有人聞菩薩、行顯満山給也、彼菩薩於此石屋、放瑞

相、告語當峯巡禮次第也、於能行聖人御石屋也、亦齊衡二年二月十五日、同聖人自筆仁書如法經時、爲硯水以筆軸、指白岩給、自軸跡靈水漲出事、于今新也、當代取此水、満山仁書寫如法經云、年中勤修正月會正月三日、法華不斷經自十月八日至、同十日三ヶ夜勤、同修法華八講講僧八人、月並勤觀音講每月十八日勤也、

日次勤初後夜入堂讀誦經典、於石屋觀音佛前、今始御祈禱長日觀音經三十三卷、千手陀羅尼卅一

遍、

大折山

一大折山、(觀音寺)本尊聖觀音、年中勤修正月會正月五日、一夏九旬安居勤、法華不斷經自十月廿一日至、廿三日三夜勤也、修八座問

答講、月並勤觀音講每月十八日、日次勤初後夜入堂讀誦經典、今始御祈禱長日觀音經三十三卷讀之、

鞍懸石屋

一鞍懸石屋、於權現御寶前、二季御祭、五節供等、

高山寺

一高山寺、本尊藥師如來、并觀世音菩薩高山去里、年中勤修正月會正月八日、日次勤初後夜入堂讀誦經

典、於六所權現御寶前、二季祭五節供等、今始御祈禱長日藥師經十二卷、同仁王講一座讀之、

間戸石屋

一間戸石屋、本尊藥師如來、年中勤修正月會正月八日、一夏九旬安居勤、法華不斷經自十月十三日至、十四日三ヶ夜勤之、

月並勤藥師講每月八日、日次勤初後入堂讀。經典、於六所權現御寶前二季、五節供(等カ)、今始御祈禱

長日藥師經十二卷、同仁王講一座讀誦之、

喜久山

一喜久山、本尊丈六皆色阿彌陀如來、丈六不動、同大威德、種々勤等中絶、

不動石屋

一不動石屋、本尊不動、五丈石身、深山眞明如來、

自作、

大日石屋

辻小野寺

大谷寺

知恩寺

惣山

屋山寺

一大日石屋、本尊大日、五丈石身、深山同尊種子岩切顯給也、

一辻小野寺、本尊千手觀音高山里、年中勤修正月會自正月一日至、觀音經不斷一日同八月、大念佛二季、不斷供花六月十八日、法華不斷經十月廿四日、佛名經九月廿九日勤也、月並勤觀音講每月、日次勤長日初後

入堂、讀誦經典、於六所權現御寶前、二季祭二月十一日、五節供等、於三王御寶前、二季神樂六月

月中申、今始御祈禱長日觀音經三卷、金剛壽命經讀之、仁王講一座行之、

一大谷寺、本尊十一面觀音、年中勤修正月會正月四日、大念佛二季、不斷經供花六月十六日、法華不斷

經十月廿三日、月並勤觀音經講每月、日次勤初後入堂讀誦經典、山王於御寶前、二季神樂六月十一日、

今始御祈禱長日觀音經、金剛壽命經各三卷、仁王經一座行之、

一知恩寺、本尊藥師如來、年中勤修正月會正月五日、一夏九旬安居勤、月並勤藥師講每月、日次勤初後入

堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季祭五節供等、

惣山

一屋山寺、本尊千手觀音、阿彌陀三尊、不動尊、年中勤修正月會自正月一日至、修二月會自二月一日同至、

有舞樂二月十五日、百座仁王經會正月八日、大念佛自九月十三日同、法華不斷經十月十八日同至、曼荼羅

供季別勤八座問答講、天台大師供十一月廿四日勤也、佛名經十二月廿三日勤也、月並往生講勤之每月、觀音講每月、

月次勤初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、每季一日轉讀大般若會、請僧季別廿人、每季百座

仁王會、一夏九旬不斷供花、二季御祭五節供等、法華問答講一座五問每月廿八日、轉讀大般若經一

部請僧、并法華八講請僧、小立義十問、堅者注記合十二人、今始御祈禱長日轉讀大

國東郷

般若一帙、仁王講一座、觀音經三卷、件勤等滿山現德器量撰之、

中山分

中山分

長岩屋

一長岩屋、本尊觀世音菩薩、年中勤修正月會自正月四日至六日三ヶ夜勤也、修二月會自二月一日同至三月三日三ヶ夜勤也、三ヶ日夜大念

佛至三月一日勤、一夏九句之間、不斷供花、七月十五日布薩、一日轉讀大般若會請僧廿人、十月五日勤、法華

不斷經自十月廿八日同、至卅日三ヶ夜勤、修問答三十講請僧廿人、天台大師供十一月廿四日、佛名經十二月廿七日勤、月並勤藥師講每月、八月、

觀音講每月、十八日、日次勤初後入堂讀誦經典、不動行法一座、藥師經十二卷、觀音經卅三卷讀之、六所

權現於御寶前二季祭、五節供等、今始御祈禱長日轉讀大般若一部、仁王講一座、

竜門石屋

一竜門石屋、本尊千手觀音、仙室年中勤修正月會正月五日、一夏九句不斷供花、月並勤觀音講每月、十八日、六

所權現於御寶(前脱之)二季祭五節供等、今始御祈禱長日觀音經卅三卷讀之、

虚空藏石屋

一虚空藏石屋、本尊如名、修正月會正月十三日、虚空藏講每月、十三日勤也、

黒土石屋

一黒土石屋(本松切)、本尊馬頭觀音、仙室年中勤修正月會正月四日、觀音講每月、十八日、日次勤初後入堂讀誦經典、六

所權現於御寶前、二季祭五節供等、今始御祈禱長日觀音經卅三卷、同千手陀羅尼卅三遍、

四王石屋

一四王石屋、本尊四天王、仙室年中勤修正月會正月三日、毘沙門講每月、三日、初後入堂讀誦經典、今始御祈禱

長日毘沙門行法一座、

小岩屋山

一小岩屋山、本尊藥師如來、年中勤修正月會自正月六日至八日三ヶ夜勤之、修二月會自二月一日同至三月三日、一夏九句不斷供花

七月十五日、薩、一日轉讀大般若會請僧廿人、十月十五日、修八座問答講、三ヶ日夜法華不斷經自十月廿三日同至廿五日勤也、天台大

師供十一月廿四日、佛名十二月廿二日、月並勤藥師講每月、八月、往生講每月、十五日、百座仁王講每月、一日、一万卷心經會每月、一日、

次勤初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季祭五節供等、今始御祈禱長日轉讀大般若經一  
秩、藥師經十二卷、藥師行法一座、

大岩屋

一 大岩屋、本尊千手觀音深山、年中勤修正月會正月五日、一夏九旬安居勤、觀音講每月十八日、初後入堂讀誦

經典、六所權現於御寶前、二季祭五節等、今始御祈禱長日觀音經卅三卷讀之、

夷石屋

一 夷石屋、本尊千手觀音、年中勤修正月會自正月一日至三月三日、修二月會自二月一日同至三月三日、二季彼岸大念佛、一

夏九旬不斷供花、一日轉讀大般若九月九日、小立義修八座問答講請僧八人、三ヶ日夜法花不斷經十月十八日ヨリ同

勤也、天台大師供十一月廿四日、佛名十二月廿五日、月並勤觀音講每月十八日、一万卷心經會每月一日、日次勤初後入堂讀

誦經典、寂勝王講一座、觀音經卅三卷、六所權現於御寶前、二季御祭五節供等、今始御祈禱長日轉讀

大般若一秩、同仁王講一座、

西方寺

一 西方寺、本尊延命觀世音菩薩、年中勤修正月會正月五日、二季彼岸念佛會、一夏九旬不斷供花、月並

勤觀音講每月十八日、日次勤初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季祭五節供等、今始御祈禱仁王講

一座、觀音經三卷、

千燈岩屋

一 千燈岩屋、本尊千手觀音、深山年中勤修正月會自正月二日至四月三日、修二月會自二月一日至同三月三日、一夏九旬

不斷供花、七月十五日布薩、三ヶ夜法華不斷經自十月廿五日同至廿七日勤也、大師供十一月廿四日、同修八座問答講請僧八人

佛名十二月廿四日、一日轉讀大般若一部請僧廿二人、一万卷心經會每月一日、月並勤藥師講每月十八日、觀音講每月十八日、不

動講廿八日、日次勤觀世音不斷經供僧十人、初後夜入堂讀誦經典、六所權現於御寶前、二季御祭五節供等、今

始御祈禱長日轉讀大般若經一秩、仁王講一座、觀音經三十三卷、



五岩屋

一五岩屋、祕所、本尊不動尊、深山仙室於此五ヶ祕所、昔異國降伏之時、人間菩薩有五人同行、五壇法修行之、

岩殿岩屋

一岩殿岩屋、本尊藥師如來深山、年中季別月並長日勤等在之

枕岩屋

一枕岩屋、人間菩薩御枕在之、

銚子石屋

一銚子石屋、人間菩薩御銚子在之、

滝本岩屋

一瀧本岩屋、人間菩薩御自筆如法經、奉納此岩屋、依之一乘菩提峯云云、

大獄寺社

一大獄寺社、本尊藥師如來高山豐後國鎮守也、年中勤修正月會自正月六日同至八日三ヶ日夜勤、一萬卷心經會每月、修二月會自二月一日同至三日勤也、舍利會二月十日、一夏九句不斷供花、三ヶ日夜法華不斷經自十月十七日同至十九日勤、同修八座答講問僧八人、御靈會十一月十三日、法華會十一月廿四日、月並勤藥師講每月、日次勤初後入堂讀誦經典、觀音經卅三卷、六所權

現於御寶前、二季祭五節供等、妙見祭、今始御祈禱長日藥師經十二卷、觀音經卅三卷、仁王講一座、

末山分

末山分

両子仙

一兩子仙、本尊藥師如來、同仙千手觀音、年中勤修正月會自正月六日同至八日三ヶ日夜、一萬卷心經會正月十三日、一日轉讀一千卷觀音經、百座仁王會、舍利會二月十五日、修二月會自二月一日同至三日三ヶ日夜勤也、二季彼岸大念佛、一夏九句不斷供花十月十五日、一日轉讀大般若會請僧廿人、三ヶ日夜不斷法華經自十月廿二日同至廿四日、同修三十講問答講請僧卅人、童豎義五問、季別曼陀羅供、天台大師供十一月廿四日、佛名十二月廿三日、月並勤藥師講每月、往生講每月十五日、觀音講每月十八日、日次勤觀音不斷經供僧十口、尊勝陀羅尼、千手陀羅尼各廿返、藥師供、千手供、初後入堂讀誦經典、取勝講、六所權現於御寶前、二季御祭五節供等、今始御祈禱長日大般若經一部

秩、同仁王講一座、同觀音經卅三卷、同護摩藥師經十二卷、金剛經三卷、

小城寺、本尊六觀音、年中勤正月會(修驗力)自正月三日同至、一日轉讀一千卷觀音經正月十日、修二月會自二月三日同至、

夕夜、一夏九旬安居勤不斷經自十月十八日、同修八座問答講請僧八人、天台大師供十五日、佛名十二月廿六日、月

並勤往生講每月十五日、觀音講每月十八日、日次勤轉讀觀音經卅三卷、初後入堂讀誦經典、六所權現於御寶

前、二季祭五節、今始御祈禱長日仁王講一座、長日觀音經三十三卷、同金剛壽經二十卷、

右、於當山靈場、所致御祈禱目錄、如斯、仍顯宗學侶者、跪觀音醫王寶前、開講一乘妙典、增佛

賢、蜜教佛子者、掘八幡尊神、六所權現社壇、唱神咒、備法味、初學者、學人聞菩薩舊行、巡禮

一百餘所嚴堀、偏是兼三道鎮大將軍家御願圓滿、異國降伏、聖朝安穩、大施主殿下相模守平朝臣御

息災延命、御壽命長遠、御心中御願圓滿成就之由、祈精之狀、如件、

安貞二年五月 日

日小寺主法師 某 權都維那大法師 某

都維那大法師 某 權寺主大法師 某

寺主大法師 某 權上座大法師 某

上座大法師 某 權別當大法師 某

權別當大法師 某 執行兼權別當大法師 某

六郷山衆徒御中

九 關東御教書案

○永弘文書  
大分県史料三

富来忠知ノ訴ニ  
ヨリ訴人及ビ大  
和壹岐入道昇蓮  
ヲ召決シ子細ヲ  
注進セシム

豊後國御家人富來又次郎申、

〔忠知〕 大和壹岐入道昇蓮被押領野〔下毛郡〕〔仲郷〕

〔前脱カ〕 内是則名田畠事、

訴狀遣之、

〔〕狀召決兩方、尋明子細、可被注進〔〕之狀、依仰執達如件、

寶治元年十月十七日

〔〕左近將監〔〕〔北条時懸〕〔在御判〕

〔〕相模守〔〕〔北条重時〕 在御判

豊前〔〕司殿〔〕〔武藤賢能カ〕

一〇 國東御領諸富名主沙彌西秀讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

〔編纂者〕  
「これハ八郎かふんのゆつりしやう也」

國東御領諸富名主沙彌西秀、子息紀秀隆之處、讓渡田畠并在家山田已下所領等事

合田陸町參佰歩内

門田二丁三百歩坪付別紙在之、  
〔九段〕

公田三丁一段在坪付 此分新開少々在之、

門畠隨於畠在所可被別三分一者也、

國東御領諸富名  
主沙彌西秀次男  
紀秀隆ニ田畠在  
家以下ヲ讓ル

門田

公田

門畠

在家

山田

諸富名内三分一  
山吹之諸富ハ嫡  
子秀頼ノ妨ヲ停  
ム  
公田所当以下ハ  
別ニ沙汰スベシ

讓与田畠在家ノ  
坪付ヲ注ス

門田

在家員數別紙在之、

山田同見注文、

右、件田畠已下之所領等者、西秀重代相傳之所帶也、而秀隆爲西秀依爲次男、諸富名内割別三分一、限永代所讓與也、此上於山吹之諸富者、一向停止嫡子秀頼之妨、秀隆可令領掌也、兼又、公田所當已下臨時課役事者、就政所催促、別可致其沙汰也、其上或依人之讒言、或就私曲節、相互於致違亂者、如此雖渡讓狀、可令悔返者也、仍爲後代證驗、所讓渡如件、

弘長參年癸亥正月廿五日

諸富名主沙彌西秀（花押）

一 國東御領諸富名田畠在家坪付注文

○志賀文書  
熊本縣史料中世二

（雜英書）  
一八郎ふんのつほつけの□なり

國東御領諸富名主沙彌西秀、子息八郎秀隆之處、讓渡田畠在家坪付在所等事

合 田陸町壹段内

一、所田門二町九段三百歩

一所一町タカ田 一、七反也（マ、）ハマ田 一、二反イハラ 一、二反カイモト

一、四反イヒノクチ 一、三反六十歩ヒラク 一、一反ムラタ

國東郷

国 東 郷

公田雜免方

タチノ ヲカ田

サカリヤマ  
カハラ

チカムネ 中田

在家

本在家

ヲハタケ

ミノノ  
サカリヤマ

脇在家

ミナミハタ

作島

イハヤノウヘ  
アカサコ

一、公田雜免方三町一段

一所九反タチノ 一所六反ミノノ 一、三反ヲカ田

一、二反大サカリ ヤマ 一、二反半カハラ 一、二反大ツクリ

一、二反小チカムネ 一所三反中田ノ  
穴ウ田

此外ニ新開少ク在之、

一、在家十七字内

本在家十字

一、山内ミノノ 一、ヲハタケ 一、コヤソノ

一、カシハ 一、ミノノ 一、サカリヤマ 一、アカマタラウ

一、ツル三郎 一、ミノメ 一、トウ大郎

一、ノリトモ 已上

脇在家七字

一、ミナミハタ 一、一イサウ 一、セイ大郎

一、山内ナリ 一、四郎 一、チウ入道 一、シム六カキ 一、七郎

一、コサフラウカ  
アト

一、作島分

一、イハヤノ 一、アカサコ 一、ミノノ、マヘ  
ウヘ

一、六郎入道カハタケ

○継目裏ニ花押アリ。

### 三 紀氏系圖

○後藤武夫文書  
大分県地方史四五

国東郡司

繼

雄

肥前守、于時豊後國々司、遷任肥後守、  
爲十歲補國東郡司、四十六死去、

秀

任

從四上式部權大輔、爲十九同國司、  
郡司兼帶 四十死 母廉女、

秀 武

從五上備後守、四十補郡司、  
國司後替 九十六死、

守 永

號備後太郎、四十補司、六十二死、  
實伊美郷司子也、

永 俊

號源大夫、十八郡司、  
四十六死、

俊 道

號民部大夫、廿一郡司、  
四十三死、

紀秀俊 (西秀)  
秀頼

俊 宗

號民部太郎  
十六郡司  
五十六死、

宗 平

號紀内  
三十一郡司  
四十九死、

忠 俊

號木工允  
母宇佐大宮司  
公通妹、父藤  
三大夫助安女、  
長寛三年二月  
廿一日□三十七  
年七十四死去、

俊 朝

號木工大郎  
法名佛縁  
左馬允、出家後  
居住天王寺間  
仁治二年辛丑、  
三月廿七日於  
天王寺七十二  
死、

秀 俊

號馬大郎  
法名西秀  
七十六文永  
四年三月廿  
二日死、

秀 頼

號溝部、  
法名頼念  
延慶四年  
三月七日  
八十九死、

秀 兼

號溝部大郎  
法名淨津  
二十於博多  
死、

秀 雄

號隆□無子  
時政  
禪尼

国東郷

秀隆(立野八郎ト号ス)

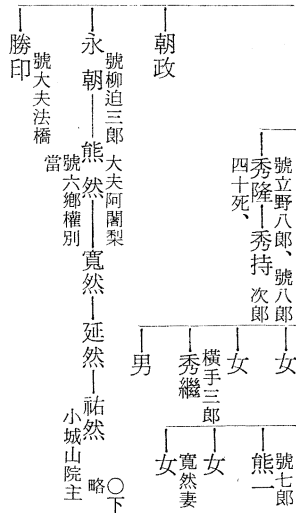
六郷權別当  
小城山院主

六郷山両子寺以下ヲ祐快ニ安堵ス

○本系図ハ、別府市比売区四組後藤氏(当主後藤武夫氏)祖母溝部セン女、国東ヨリ後藤家ニ嫁グ時、持参セシモノト云フ。

一三 青蓮院宮令旨

○余瀬文書  
大分県史料二五



豐後國六郷山内兩子・小城・大嶽・見地村事、能然雖致訴訟、代々成敗炳焉之上、任相傳道理、祐快如元、不可有相違由、『青蓮院宮令旨所候也、恐々謹言、

文永十年二月十八日

法眼(花押)

謹上 中納言僧都御房

○紙継目ニ裏花押一顆アリ。能然ハ前号「紀氏系図」熊然ニ非ザルカ。

一四 大隅國正八幡宮大神寶官使等重申狀案

○書陵部八幡宮関係文書  
大分県史料三〇

高田莊地頭代盛  
実ノ官使等ニ対  
スル狼籍ノ実檢  
使ヲ下シ成敗セ  
ラレンコトヲ請

正八幡宮大神寶官使并催使等重言上、

爲豊後國高田庄地頭代左衛門尉盛實、背奉行所數ケ度御書下、不及參決、又不承伏神寶役、于置

入部御使等、剩昨日十二日申尅引率數多人勢、打擲蹂躪火長小使以下御使等、殆令及半死半生條、罪

科已令重疊上者、早且被下檢見御使、且欲預炳誠御成敗事

副進

四通 奉行所御書下案

件條、彼盛實以下名主等、背 宣旨・關東御教書、難濟當役之餘、去五月十六日取籠火長小使等、

及打擲蹂躪令張行狼籍畢、子細先口具所令言上也、而尋究狼籍真偽、且爲問答自由之對捍次第、今

月五日重入部當庄、問答子細之日、如盛實返答者、不可依 宣旨・御教書・奉行所催促、可隨正員

下知之間、一切不可承引云々、參決之條同所遁避也、而入部之後雖經八ケ日、不及一宿雜事、其上

折節降雨大洪水之間、路次之往反不合期、仍方々之御使等、擬及餓死之處、剩昨日十二日申時率數多人勢、

打擲蹂躪火長小使以下御使等畢、凡今度之狼籍之狀、令超過于以前者也、早不日欲被下檢見御使、

於盛實者、已違 勅謀叛之仁也、其故者、乍留跡於 王土、令飯責 宣旨御使等、剩令打擲蹂躪之

條、違 勅之咎難遁者也、又乍爲地頭代之身、違背 關東御教書・同御使等之條、匪謀叛結構之儀

使者ヲ飯責シ打  
擲蹂躪ス

宣旨・御教書・  
奉行所催促ニ從  
ハズ正員ノ下知  
ニヨルト云フ



一宮賀來社以下  
仏神領舊勤仕ス

守殿御領其外三  
重・國東郷モ勤  
仕ス

石塔一基ヲ造立  
スシ如法經ヲ奉納

關東御教書ヲ施  
行シ祈禱卷數ヲ  
進上セシム

哉、宣旨・御教書嚴重之間、造 宇佐宮俊雖先々邇來、始自當國一宮賀來社、其外神社佛寺領、皆以令勤之者也、就中高田庄者、宇佐宮本役所也、更不可遁申、又以權門之號、不可遁避、其故者、守殿御領其外三重・國東郷等、所致其明也、忝御領權門之所々如此、何況 於高田庄哉、是併盛實以下名主等結構也、無懲繡之御沙汰者、傍輩頗不見懲者歟、所詮且不日被下檢見御使、且欲預關東御注進、仍重言上如件、

文永十年後五月十三日

一五 岩戸寺國東塔銘

○大分県金石年表  
東國東郡國東町大字岩戸寺

如法經奉納石塔一基、右志者、爲當山平安、佛法興隆、廣作修善、乃至法界平等利益、弘安六年大歲九月日、大勸進金剛佛子尊忍、造立者專日坊、

○本塔ハ在銘國東塔中最古ノモノ。國指定重要文化財。

一六 豐後守護大友頼泰施行狀寫

○長安寺文書  
豐後高田市大字加礼川

豐後國分異國降伏御衷、去月三日關東御教書案如此、任仰下之旨、殊致丹誠、每月可致進上卷數候、仍執達如件、

(大友頼泰カ)  
沙彌

六郷山別當執行御中

○年月ヲ欠ク。

一七 某施行狀寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

異國降伏祈禱ヲ  
行ヒ勤行次第ヲ  
注進セシム

異國降伏御祈事、守關東御教書之旨、且致懇懃之祈精、且可被注申勤行之次第也、仍執達如件、

弘安七年三月廿五日

六郷山供僧御中

○差出書ヲ欠ク。豊後守護大友頼泰ノ発給ナラン。

一八 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

將軍家御祈願所豊後國六郷山異國降伏御祈禱御卷數目錄

本山分 後山

異國降伏祈禱卷  
數目錄ヲ注進ス  
本山分 後山

奉勤修七箇日不動行法毎月、奉轉讀大般若經一部毎季、奉講讀仁王經百座毎季、奉讀誦觀音經一千卷、  
奉講法華八講問答講、

国 東 郷

國東郷

吉水寺

吉水寺

奉勤修七箇日不動行法每季、奉轉讀仁王般若經百座每季、奉轉讀觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一百遍、奉誦消咒(マ)一百遍、奉講法華八講問答講、

辻小野寺

辻小野寺

奉講讀仁王經一百座每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、  
奉讀誦壽命經一千卷、

大谷寺

大谷寺

知恩寺

奉講讀仁王般若經一百座每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、奉讀誦壽命經一千卷、  
(良葉山)  
知恩寺

中山分 屋山

中山分 屋山

仁王經一百座每季、觀音經一千卷、尊勝陀羅尼一千遍、壽命經一千卷、  
七箇日不動行法每月、轉讀大般若經一部每季、壽命經一千卷、講讀仁王經一百座、奉讀誦觀音經一千卷、奉講法華八講問答講、一日一夜御神樂二季、

長岩屋

長岩屋

奉勤修七箇日不動行法每月、奉轉讀大般若經一部每季、奉講誦仁王經一百卷每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉講法華八講問答講、

小岩屋

小岩屋

夷山

奉勤修七箇日不動行法每月、奉轉讀大般若經一部每月、奉讀誦觀音經一千卷、奉講讀仁王經一百座每季、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、奉講法華八講問答講、

夷山

奉勤修七箇日不動行法每季、奉轉讀大般若經一部每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉講讀仁王經一百座每季、

千燈山

千燈山

奉勤修七箇日不動法（註）每月、奉講讀仁王經一百座每季、奉轉讀大般若經一部每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉講法華八講問答講、

末山分 大嶽寺

末山分大嶽寺、豐後國鎮守

奉勤修七箇日不動行法每月、奉勤修如意輪觀世音行法每月、奉講讀仁王般若經一百座季別、奉讀誦壽命經一千卷、一日一夜御神樂每月、

兩子山

兩子山

奉勤修七箇日不動行法每月、奉轉讀大般若經一部每季、奉講讀仁王經一百座每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、奉講法華八講問答講、

小城山

小城山

奉勤修七箇日不動行法每季、奉講讀仁王般若經一百座每季、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、

國東鄉

横城山

横城山

奉勤修七箇日不動行法每季、奉轉讀大般若經一部春季、奉講讀仁王經一百座、奉讀誦觀音經一千卷、奉誦尊勝陀羅尼一千遍、

右、任關東御教書并守護所御施行之狀、或詣六所權現社壇、或就人聞菩薩・八幡大菩薩尊靈場、滿

山住侶各凝一心之精誠、勤修上件經王行法、祈精大將軍家御（息災）延命、御願圓滿、異國征伐由之狀、

如件、謹言、

弘安七年九月 日

六郷山執行法橋圓位在裏判  
又裏判

一九 六郷山異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

異國降伏祈禱卷  
數勤行目錄ヲ注

正月・七月

二月・八月

三月・九月

四月・十月

五月・十一月  
千燈山

異國降伏御祈禱毎月御卷數、山々勤行次第目錄

正月・七月、後山吉水轉讀大般若一部、七ヶ日不動行法、同月知恩寺仁王講一百座、

二月・八月、屋山轉讀大般若一部、七ヶ日不動行法、同月横城山仁王講百座、

三月・九月、長岩屋轉讀大般若一部、七ヶ日不動行法、同月辻小野寺・大谷仁王講百座、

四月・十月、小岩屋轉讀大般若一部、七ヶ日不動行法、同月夷山仁王講百座、

五月・十一月、千燈山轉讀大般若一部、七ヶ日不動行法、同月大嶽山仁王講一百座、

六月・十二月  
高山

六月・十二月、兩子山轉讀大般若經一部、七ヶ日不動行法、

○年月日、差出書ヲ欠ク。原本統書キ。右ノ如ク改ム。

〔改テ〕右筆三浦或部少輔重胤

天文十八年己酉八月吉日

〔在カ〕任寺□壽了  
持主森木安藝守

### 二〇 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇

御注進狀案豊後國大田文案  
弘安八年十月十六日 豊後於府中

脚力 菊正在判

豊後國大田文ヲ  
調進ス

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事  
注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

○中略

弘安八年九月晦日

〔大友頼泰〕沙彌道忍裏一

謹上 信濃判官入道殿

一 豊後國直入等注申、

国 東 郷

国 東 郷

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事

一 國崎郡 千六百三拾八町内

武藏郷 參百町

領主宇佐宮領、主神官名主等

本郷二百五十四町八段領主神官名主等

久吉名拾六町 大友兵庫入道殿

重藤名八町貳段 同前

地頭

池内 永吉名貳拾壹町

御家人忠左衛門尉惟景跡木工助三郎景元法師法名道念

安岐郷貳百町宇佐宮領

領主

余名參拾六町神官名主等

地頭

弁分八拾町 御家人日田彌三郎永基法師法名法基

弘永名參拾町 同前

安岐郷

武藏郷

國崎郡

來繩鄉

成久名參拾七町

相摸七郎殿(北条宗題)母御前辻殿

朝來野浦拾四町 御家人朝來野彌三郎公平・同次郎公(繼字)有憚

來繩鄉參百町 宇佐宮領

守江浦三丁 戶次太郎時親法師(法名)道念

領主

本鄉并余名貳百七十七町 鄉司來繩妙性房・知恩寺榮範・神官名主等

地頭

吉久名拾八町 大炊三郎藏人能泰(野繼原)法師、法名道善

久末名五町 小田原彌三郎賴景

田原鄉

田原鄉六十町 宇佐宮領

領主

本鄉四拾町 本守護所(天友親秀)豐前大炊助入道殿、持明院別當入道家定家(盛力)跡、而女子、豐前藏人泰廣

法師或借上質券、或爲賣買地、相傳之由申之處、辻殿雜掌論申之、

小野一万名拾町 伊賀國御家人八十嶋左衛門太郎賴(忠字)有憚

田染鄉

田染鄉九拾町 宇佐宮領

領主

本鄉四拾町 大藏卿法眼有寬跡、小田原又次郎景泰法師、法名寂仙(盛力)、相傳之由申也、

國東鄉



國東郷

吉丸名貳拾町

名越尾張入道殿(時世)

地頭

糸永名參拾町

肥前國御家人會禰崎淡路法橋慶增

榑來浦拾五町

大炊判官二郎親元・同三郎親氏

大田原浦拾五町

小田原二郎重直法師(法名)  
道佛

伊美郷

伊美郷七拾町

宇佐宮領彌勒寺

地頭御家人伊美兵衛次郎長久法師、法名道意

都甲郷

都甲郷柒拾町

同彌勒寺領、地頭御家人都甲左衛門入道西迎跡、同左衛門五郎惟親法師、法名

寂妙、左衛門次郎惟房方者、守護所傳之、

香々地郷

香々地郷六十町

同彌勒寺領

地頭河越安藝前司(重補力)

地頭

真玉

真玉七拾町

同彌勒寺領、地頭御家人真玉左衛門次郎惟信跡、真玉又次郎惟有法師、法名願

西、同三郎泰信法師法名願信・同大貳房寛秀・同五郎惟村、名分領不分明、豐(各)

前大炊助入道孫子大炊六郎大郎能重論申、

草地莊

草地莊貳拾五町

同彌勒寺領、地頭大友兵庫入道殿(領卷)

竹田津浦

竹田津浦貳拾町

同彌勒寺領、地頭御家人竹田津兵衛尉惟長法師、法名蓮佛

白野

岐部

姫嶋浦

國領國東郷

柏野貳拾町

同彌勒寺家所司等

岐部拾五町

同寺領、地頭御家人岐部三郎成末法師、法名巴妙

姫嶋浦參町

同彌勒寺家所司等

國領 國東郷參百町

(藤原良輔)

領家 松殿二位中將家御跡

(二階堂盛綱)

地頭 信濃伊勢入道殿跡

○速見郡  
以下略

### 二 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一

豊後國圖田帳ヲ  
調進ス

豊後國圖田帳

弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、豊後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領・

公田領家・領所・地領・弁濟使等交名之事

○中略

弘安八年九月晦日

謹上 信濃判官入道殿

(二階堂守忠)

沙彌道忍裏判  
(天友領卷)

豊後國直人等記申、

國東郷

國東郷

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事

國東郡 千六百三拾八町

國東郡  
武藏郷

武藏郷 三百丁 宇佐宮領、主神官名主等

本郷二百五拾四丁八段 地頭職(野津)太友(賴泰)兵庫入道殿

久吉名十六町

同人

重藤八町

池内永吉名二十一町 地頭職忠左衛門尉惟景跡、當知木工助三郎景元法名道念

安岐郷

安岐郷三百町

宇佐宮領他本五百丁、

余名三拾六丁

領主神官名主等

弁府拾丁

地頭日田彌三郎永基法名法基

弘永名三拾丁

同人

成久名三拾七丁

相摸七郎殿母御前辻殿(北条宗想)

朝來野浦十四丁

地頭朝來野彌三公平

守江浦三町

戶次太郎時頼法名道憲・同次郎公繼字禪在、

來繩郷

來繩郷三百町

宇佐宮領

本郷并餘名三百七拾七丁

郷司來繩妙惟房・智恩寺院主榮範・神官名主等、各分領難存知、

吉久二拾九丁

地頭職大炊三郎藏人能泰法名道壽(野津)

(兼)

田原郷

久末五丁

地頭藏小田原彌次郎頼景

本郷四拾丁

宇佐宮領  
本主護所(天友親卷)豐前大炊助入道女子持明院別當之後室之跡、而豐前六郎藏人泰

田染郷

小野一万名拾丁

廣、或號借上質券、或買得相傳之由申處、辻殿雜掌論之、  
伊賀國住人八十島左衛門太郎頼忠爲私領、六郎藏人泰廣借上之、

本郷四拾貳丁

宇佐宮領  
亦府之領主大藏卿法眼有寬・小田原五郎景泰法名寂佛相論之、

吉丸名二拾壹丁

名越尾張入道殿(時章)

糸永名三拾丁

肥前國御家人曾禰崎淡路法橋慶增

櫛來浦

櫛來浦十五町

地頭藏大炊判官次郎親元

太田原別符

太田原別十五丁(符脫方)

小田原次郎重直法名道佛

伊美郷

伊美郷七拾町

宇佐彌勒寺領他本云八拾餘丁、

地頭伊美兵衛次郎永久法名道意

都甲荘

都甲荘七拾丁

宇佐彌勒寺領、地頭都甲左衛門入道物迎跡、子息五郎左衛門惟近相續云々西

香地郷

香地郷六拾町

法名、寂妙舍兄四郎左衛門惟信依無足參守護云々、  
地頭川越安藝前司(重輔方)

眞玉荘

眞玉荘七拾丁

宇佐彌勒寺領、眞玉左衛門次郎惟重跡嫡子又次郎惟永法名、願心、大貳房完秀・

国 東 郷

国東郷

五郎惟村各知行之處、豊前大炊入道殿跡六郎太郎能重論之、

草地莊二拾五町

地頭職大友兵庫入道殿

竹田津二拾丁

領主竹田津兵衛允惟永法名蓮佛

臼野莊二拾五町

宇佐彌勒寺領、家所司等、有名主數人、

岐部浦拾五丁

領主岐部三郎成末法名円妙

姫嶋三町

彌勒寺領、寺家之所司等

國領國東郷三百町

領家松殿二位中將御跡、地頭職信濃伊勢入道殿跡而在、

○速見郡以下略

三 神宮寺懸佛墨書銘

○宇佐・国東半島を中心とする文化財  
東国東郡国東町大字横手

正應五季三月日、刑部亟平安□

刑部丞平某懸仏ヲ造進ヌ

○県指定文化財。

三 千光寺阿彌陀如來像胎内銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字田深

安福寺塔大本尊彌陀如來像一棼、永仁二年甲午八月六日、大勸進僧信譽、大檀那沙彌□□、并比丘

阿彌陀如來像一棼ヲ造立ス

津々浦々ノ船ニ  
在所船主交名ヲ  
彫付ケ員數ヲ注  
進セシム  
海賊ヲ守護地頭  
沙汰人等ヲシテ  
追捕セシム

尼妙性、大佛師播磨坊覺行、小佛師備後坊□□<sup>(マ)</sup>阿者□□一□一□念力、比丘尼妙□往生□□、  
〔再興之、文明六天五月廿七日、大檀那平井資世、子息頼秀〕

○墨書ナリ。與指定有形文化財。

### 二四 鎮西北條實政御教書

○島津家文書一  
大日本古文書

豐後國津々浦々船事、爲被鎮海賊、不論大小、隨船見在、輒難削失之樣、彫付在所并船主交名於彼船、來月中可被注申員數、且有海賊之聞者、守護地頭沙汰人等、構早船、不廻時剋可令追懸、然者、乘人者縱赴陸地、雖令逃脫、至船者令弃置之時、船主之所行欺、他人之借用欺、尋明之者、可露顯之故也、又追懸之時、乍知及不合力之輩者、可被注進交名、仍執達如件、

正安三年三月廿七日

<sup>(北條實政)</sup>  
前上總介(花押)

下野彦三郎左衛門尉殿  
<sup>(島津久影)</sup>

### 二五 豐後國在國司沙彌行念請文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

<sup>(包紙ウハ書)</sup>  
「請申

當年生石濱御放生會役國東郷分事

國東郷

国東郷

後二條天皇  
乾元二年八月十五日

〔卷〕  
「五百七十六年」  
在國司沙彌行念〔花押〕

請申

當年〔天分郡〕生石濱御放生會侵國東郷分事

右、如風聞者、本郷船、爲當役勤仕罷渡之處、人物共依令入海破損、懈怠出來歟、依〔之被仰〕抑御神事還御、可有延引云々、殊所驚存也、所詮先被遂行御神事、無爲可被奉成還御哉、於彼懈怠分者、且相尋破損之有無、且以後日、可致其明也、更々不可有緩怠之儀、仍請文如件、

乾元貳年八月拾五日

在國司沙彌行念〔花押〕

在國司行念

後日明申スベシ

屋山例講谷役配分ヲ注ス

夷山 長小野

両子山 丸小野

大嶽山 見知

小城山 見知  
小石屋山 横城

屋山

六郷屋山例講谷役配注文書

〔靈仙寺〕

正月八 夷山・長小長役、

〔野々〕

二月八 兩子山・丸小野、

〔西子寺〕

三月八 大嶽山・見知・小城山・毘沙門拂、

〔神宮寺〕

四月八 小石屋山・別當御役・横城山、

〔東光寺〕

五月八 屋山、

〔無動寺〕

〔長安寺〕

〔東光寺〕

〔長安寺〕

〔長安寺〕

〔長安寺〕

三 六郷屋山例講谷役配分注文

○長安寺文書  
太宰管内志下

長岩屋 辻小野  
大谷 智恩寺 稻積  
高山 懸樋  
黒土 大岩屋  
相山  
先達

千燈山 清淨光  
寺 鞍懸  
吉水 津波戸  
間戸 大折  
長副

母尼三回忌ニ板  
碑ヲ建ツ

心蓮一周忌ニ板  
碑ヲ建ツ

六月八長岩屋・執行御役・辻小野・大谷

七月八後山智恩寺・稻積・高山・懸樋

八月八黒土・大岩屋・相山

九月・十二月八先達

十月八千燈山・清淨光寺・鞍懸

十一月八吉永・津波戸・間戸・大折・長副

嘉元二年九月 日

○モト純書手。右ノ如ク改ム。

### 三 川原板碑銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字川原

(種子)、右、爲悲母尼相當第三廻之忌辰、造立如件、文保三年二月廿七日、大願主孝子敬、

○県指定有形文化財。

### 六 川原板碑銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字川原

(種子)、爲沙彌心蓮一周忌追善也、元應二年申初夏六日、大願主孝子等各敬、

国 東 郷



○県指定有形文化財。

二九 長木家墓地板碑銘

○大分県金石年表  
東國東郡國東町大字東堅来

沙弥西実板碑ヲ  
建ツ

若有重業障、無生淨土因、乘彌陀願力、必生安樂國、元應第三曆卯月四日、大願主沙彌西實、

○他ニ銘文アルモ磨滅シ、判読不能。

三〇 長木家墓地國東塔銘

○大分県金石年表  
東國東郡國東町大字東堅来

紀永貞國東塔ヲ  
造立ス

去來生死本無跡、七十餘年屬夢中、這□是誰眞面目、□成地水火風空、于時元亨元年歲次辛酉小春十八日、右衛門尉紀永貞起立之、大工僧尊□敬白、

○国指定重要文化財。

三一 長木家墓地板碑銘

○大分県金石年表  
東國東郡國東町大字東堅来

紀永貞板碑ヲ建  
立ス  
慈父西実

(種子)、文殊師利大聖尊三世諸佛、以爲母十方如來初發心、皆是文殊教化力、右慈父覺靈西實、  
准生死之習、去以元應第三天首春中之九日、忽以閑寂之心以降、相當大聖(斷)新罪之日間、造立石佛(述)述

覺母種子之供養、奉<sup>(著)</sup>□後菩提之心、處迹<sup>(迹)</sup>良<sup>(也)</sup>□普及一切矣、元亨第二天<sup>歲次</sup>八月六日、大願主長木右衛門尉紀永貞敬白、

○意味不明ノ所アリ。(一)内ハ『大分県の文化財』ニヨル。県指定有形文化財。

### 三 伊勢氏所藏懸佛銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字来浦伊勢重信所藏

尼某懸仏ヲ作ル

元亨貳年八月十八日、尼女敬白、

### 三 川原板碑銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字川原

七周忌ニ板碑ヲ  
造立ス

右志者、  
第七年之忌、刻石塔婆□金□□拔苦無疑、渴<sup>(利)</sup>□益如件、正中二年歲次乙丑二月時正日、□□敬白、

○碑身ヲ二個ニ割り、用水樋ニ利用セリト。

### 三 見地板碑銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字見地中村

孝子板碑ヲ造立  
ス

正中二年十一月下旬、孝子大法師□□、大法師然□、

国 東 郷

國 東 郷

○県指定有形文化財。

三 左 莊 板 碑 銘

○大分県金石年表  
東国東郡國東町大字赤松

(種<sup>ハシ</sup>子) 正仲三<sup>丙</sup> 年七月十五日、

○県指定有形文化財。「」内ハ『大分県文化財一覽』ニヨリ補フ。

三 深 江 板 碑 銘

○大分県金石年表  
東国東郡國東町大字深江

紀乙子板碑ヲ造  
立ス

一念彌陀佛、即滅無量罪、現受無比樂、後生清淨土、造立者<sup>(起)</sup>乙子<sup>(敬也)</sup>□□、嘉曆二年二月廿九日、右

者、□□ニ□□地成就<sup>(敬也)</sup>□□、

○「造立者<sup>(起)</sup>乙子」ハ、「紀乙子」ノ誤ナラン。

三 鎮 西<sup>北條</sup> 英 時 御 教 書

○碩田叢史田原文書  
増補訂正編年大友史料四

伊勢親景母尼妙  
巴ノ訴ニヨリ後  
家尼良全同親父  
田口正月等ノ狼  
藉ヲ停止セシム

伊勢孫太郎親景母尼妙圓代圓暈<sup>(申脱カ)</sup>、親景遺領豊後國々東郷内來浦地職事<sup>(職脱カ)</sup>、帶巳息親景今年二月十五日讓狀、當知行之處、後家尼良全令押妨之由、妙圓就訴申之、尋下良全訖、而沙汰最中、良全親父田

妙円再夫貞景等  
ヲ追出シ放火狼  
藉

口藏人治郎入道正月、引卒子息類(親統也)以下數多人勢、亂入當浦、縱令追出妙圓再夫七郎貞景親景等、剩  
打破庫藏、押取盜財物、苟取作麥、致放火狼藉云々之事、實者甚不隱便(隠)、所詮於理非者、追可有左  
右、至狼藉之筋者、先相鎮之、且可詮次第沙汰之由、相觸良全・正月等、且不拘止者、載起請之  
詞、可被注進子細、仍執達如件、

嘉曆三年六月九日

(北条義時)  
修理亮(花押)

植田大夫房(有範力)

三六 吉木寶篋印塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字北江

嘉曆三〇〇七月十(以下次損)

○基礎ノミヲ存ス。

三九 文殊仙寺國東塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字大恩寺

元德二年九月廿五日、阿闍梨長□、僧頼□□□、

○塔身ノミヲ存ス。

国東塔ヲ造立ス

国東郷

四〇 豊後守護大友具簡宗施行狀

○草野文書  
大分県史料一三

六波羅御教書鎮  
西施行状ヲ施行  
シ馳參セシム

禁裏行幸山門事、去月廿六日六波羅御教書、并今日鎮西御施行如此、早任被仰下之旨、致用意、可被馳參、仍執達如件、

元弘元年九月五日

(大友具簡・貞宗)  
沙彌(花押)

(田原正巻)  
豊前藏人三郎入道殿

四一 由原宮年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(冠巻)

一正慶元年正月十一日

年中行事次第

○正月及び二月首欠。  
三月三日マデ省略。

(三巻)  
四日

朔幣國司奉幣也、宮師同前也、

十烈、東舞、在廳役

社幣料田壹町在之、

国司奉幣

在庁役

干与丸役

在廳酒肴干与丸役

国衙ヨリ進ズ

賀來莊  
平丸保

四月

一日

朔幣同前、但今月者、号更衣六丈一端、自國衙進之、

酉日

賀茂祭

御供備進 料田六段、在賀來莊、神官供僧酒肴料田壹町  
當庄内平丸保在之、

安居佛性料米壹石

五月

五日

五月會

御行幸 神輿三基 御机六本  
差美六本 御鉦十二本  
陣道 鑓取

在廳神官供僧供奉

神馬十疋 唐轡運之、  
上三疋下七疋  
隊御鉦一本 在籠頭轡十二流  
長御前十二人 金鑪鑿十二流

濱御殿壹宇三間四面 七尺間梁壹丈三尺柱口六寸、白木造、  
壹葺當國笠和鄉并阿南庄役、每年造替之、

馬場坪 諸鄉役國衙沙汰

國廳壹宇六間 佐賀鄉役、每年造替之、

宮廳壹宇六間 賀來莊生石村役、每年造替之、  
同内三間、宮師分

生石村役

佐賀鄉役

笠和鄉役  
阿南莊役  
國衙沙汰郷々役

国東郷

国 東 郷

大宮司屋形壹宇三間同生石村役

御供備進料田壹丁、在賀來庄、

在廳神官饗膳當國三重郷役

神官供僧酒肴千與丸役

舞樂 競馬十番 十烈 前弓

刑駢 步流鎗馬七番 田殖已上國衙役

流鎗馬六騎 一番三重郷 二番佐賀郷 三番阿南庄  
四番大佐井 五番直入郷 六番國東郷

六月

○以下七月  
マデ中略

八月

放生會

○中  
略

十二日

御大路造國衙沙汰郷々役

御殿造如五月會、

神宮寺屋形壹宇三間料田三段

御供所壹宇五間御炊殿檢校役

三重郷役

國衙役

三重郷 佐賀郷  
阿南庄 大佐井  
小佐井 直入郷  
國東郷

放生會

國衙沙汰郷々役

国東郷役

御輿宿壹字三間官師役

御馬御厩壹字十間當庄百姓等役

國廳壹字六間國東郷役

出居廳壹字貳間神官等役

大宮司屋形壹字六間。

當庄名々役  
前後敷、

同後屋形壹字八間。

生石村百姓役  
本僧官師八人

同厩一字三間當庄百姓役

十四日

御行幸次第同五月會、

在隈郷役

御供備進在隈郷役

馬長

村

田樂社家役  
如試樂、

舞樂 蝶鳥 馬長 村 十烈 東舞 相撲五番國衙役

国東郷役  
佐賀郷役

旗鉾三本内一本國東郷役  
一本佐賀郷役

在廳神官饗膳乙丸保役  
ヲト

神官供僧臺飯大宮司沙汰知行分米出ツ、同乙丸役ヲト

国東郷役

御前并大宮司屋形前松明國東郷役

十五日

佛供養 標山(寺脱カ)園分役、奉安置阿彌陀像、

国東郷



国 東 郷

国分寺僧役

講讀(寺脱力)師國分僧役 請僧社僧役

国分寺役

菩薩舞 駒形 駒犬國分寺役

舞樂 蝶鳥舞 東舞 十烈

国衙沙汰郷々役

師子(マ) 龍頭國衙役 相撲十番國衙沙汰郷々役

大行道次第菩薩 國分僧 蝶鳥 社僧 在廳 樂人  
舞人 師子 駒形 駒犬 村 田樂

仁王經講讚一百座講讀師 請僧同前

国東郷役

御供備進(祭侍)神官供僧國分僧行之、在廳神官饗膳國東郷役

百僧供神官供僧國分僧行之、料田七段、生石村在之、

神官供僧臺飯惣而而宮司沙汰 松明十四日同、

十六日

還御神官在廳供奉 於本宮御供備進、

在廳饗膳直入郷役 神官饗膳朽網郷役

直入郷役  
朽網郷役  
生石村 阿南荘  
荏隈郷

已上三ヶ月御供米九石九斗内貳石貳斗、當庄生石村沙汰、貳石貳斗阿南庄沙汰、貳石參斗平丸保沙汰、御炊殿檢校納之備進、

彼岸七ヶ日勤行如二月、

九月

○以下十二月  
一日マテ中略

一恒例長日社壇勤行事

大般若經三〇料田參町、每月上旬十五日、〓別二秩轉讀之、

仁王講六〇料田六町、長日勤行之、日別六部轉讀之、

略〇中

一臨時勤行事

大般若經四季轉讀一季別一部

仁王講一百座每月讀誦之、

法華經三十部每月轉讀之、

取勝王經三部每月轉讀之、

仁王講一座每日轉讀之、

觀世音經三十三卷每日轉讀之、

尊勝陀羅尼一千反每日誦之、

爲異國降伏、於社壇致丹誠、令勤行之上、可致殷懃之御祈禱之由、被度〓仰下之間、抽精誠之處、去文永十一年、鳩三

異國降伏祈禱  
鳩三羽宝殿ヨリ  
西ニ飛去ル

一大神寶調進事

神輿三基在次第傍、

御手人裝束十二具

御机帳六本

龍頭十二付幡十二流  
金銅鈴十二、

略〇中

一御初拜神寶公家御奉幣調進事

国 東 郷

○中略

御供備進料米三石三斗

神馬一疋在衣筋、

神官供、僧饗膳酒肴料米六石七斗

件大神寶御初拜者、爲國司每任之役、被勤仕之處、去寬喜二年、以阿南庄、爲大神寶之料所、可爲一圓不輸之神領之旨、被成國司廳宣畢、就之天福元年同所被宣下也、子細見、官符宣等、然之間、以社僧幸秀僧都、爲雜掌令調進大神寶等之處、幸秀他界之刻、令付屬彼雜掌於面、弟子等之條、爲非據、而當庄三名内松富名者、地頭土用鬼丸、稱預所職相傳之由、致神寶不法懈怠之上、令抑留御供米以下之神田等畢、松武名者、社僧圓全暨者、令相傳之所役懈怠者也、光一松名者、菊池三郎二郎房高、爲蒙古勳功之賞、令拜領當名地頭職之刻、令押領預所職之間、令闕如神役等者也、且爲<sup>地頭</sup>身、知行領家分之條、御制嚴重也、況於押領哉矣、

○此アタリ裏花押アリ。

正慶元年正月十一日

(花押)

### 三 由原宮年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分縣史料九

○首略。以下五月ノ  
五月会ノモノナリ。

由致懇望之間、突<sup>(ツ)</sup>免許之處、願蓮押退大宮司屋形在所、構棧敷故、依無居所、難神事執務者也矣、

御供備進料田一町 在賀來庄、

在廳神官饗膳當國三重郷役

神官供僧酒肴干(丸脱也)与名役

舞樂 競馬十番 十烈 前弓

刑駟 步流鑄馬七番 田植已上國衙役

流鑄馬六騎 一番 三重鄉 二番 佐賀鄉 三番 阿南庄  
四番 大佐井 五番 直入鄉 六番 國東鄉

國衙役 佐賀鄉 阿南庄  
直入鄉 小佐井 國東鄉  
佐賀鄉 八得宗領  
給主安東蓮聖

六月

○八月十一日  
マテ中略

十二日

御大路造 國衙沙汰郷、役、近年不造彼御大路之間、爲御行成煩者也、

御殿造 如五月會、

神宮寺屋形 一字三間料田三段

件屋形者、以彼料田三段所當米、每年造替之、令勤行法會之處、地頭押領件料田所當米、造替之間、於舊屋形、令勤行法會者也矣、

御供所 一字五間御炊殿檢校役

御輿宿 一字三間宮師役

御馬御厩 一字十間當庄百姓等役

國廳 一字六間國東郷役

國東郷

出居廳一字貳間神官等役

件出居廳者、祭使大宮司着座之外、於自余在廳神官等者、依爲芝<sup>(原カ)</sup>展、爲雨露成煩之間、大宮司賴沙之時、以瀆古御殿八間造之、所勤神事也、而地頭依押形彼御殿、令滅亡之間、爲神事成煩者也、將又四壁針貫、大宮司向以古御殿令立之處、地頭押取御殿故、令顛倒畢、

生石村百姓役

大宮司屋形一字六間生石村百姓役

名々役

同後屋形一字八間當庄名々役

件後屋形者、爲當庄名々役造之處、願蓮令相傳、

廿日

佛名經講讚僧膳千與丸役

順阿供僧等ニ暴行ヲ加フ

上件神事以去建治三年九月十六日、願蓮之亡父順阿、差遣數多人勢、依令打擲刃傷當會供僧一和尚宮師定圓以下之供僧等、不勤行神事之間、訴申關東之處、如去弘安八年十一月八日御下知者、惟永亡父賀來小次郎入道順阿存日、令刃傷當社供僧一和尚定圓之間、打止神事畢、任先規被清穢之後、可行神事之由、有妙等雖申之、順阿御沙汰未斷之最中、令死去之上者、今更不及罪科敷、仍於神事者、早可令遂行也<sup>取證</sup>、但於神事禁止時之神用物者、云國衙、云社家役人等、各所拘持也、將又去弘安十年十一月十五日黑尾祭之時、願蓮於社頭差遣子息二郎惟經舍第六郎惟家以下之數多人勢、令打擲蹂躪相從神事神官惣別當宗近之間、依爲希代狼藉不遂行神事、故訴申守護所之所、或召渡下手人等、或遂行神事之後、有子細者、殊可申沙汰<sup>取要</sup>、如此被加下知之間、所執行神事也、依之自守護所、可召渡下手人等之由、雖被度々催促、願蓮拘情之、不出者也、凡地頭之濫行非法、隨日而倍增之間、社家大略如無罷成畢、仍云造替之神役、共以爲難堪者也矣、

願蓮子息舍弟ヲ遣シテ狼藉ス

仁王講一百座每月讀誦之、

法華經三十部 毎月轉讀之、

寂勝王經三部 毎月轉讀之、

仁王講一座 毎日轉讀之、

觀世音經三十三卷 毎日轉讀之、

尊勝陀羅尼一千反 毎日誦之、

文永十一年蒙古  
來襲ノ際奇瑞ヲ  
現ハス

地頭年貢ヲ抑留  
ス

### 一大神寶調進事

略○下

○前号文書ト同内容ナルモ少異アリ。

爲異國降伏、於社壇致丹誠、令勤行之上、可致慇懃之御祈禱之由、被度々仰下之間、抽精誠之處、去文永十一年鳩二出  
自寶殿之中、指西而遠飛去畢、是則異國征罰之表示也矣、  
件臨時御祈禱供僧等、令勤行之間、爲大宮司之計、宛行供料米三石六斗之處、地頭令抑留年貢之故、令嗣如彼供米者  
也矣、

### 四三 成佛板碑銘

○大分県文化財一覽  
東国東郡国東町大字成仏

元弘三年十月、

○具指定有形文化財。

国 東 郷

田原貞広ノ軍忠ヲ奉申ス

四 豊後守護平大貞載舉狀案

○日名子文書  
大分県史料一一

一族豊前六郎貞廣(山原)鎮西合戦時、懸先、致自身分取以下軍忠事、可預申御沙汰候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武元年三月三日

(大友)  
平貞載

進上 御奉行所

五 見地岡板碑銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字見地岡

然秀亡父十三年遠忌ニ板碑ヲ造立ス

(キリトク)  
〔種子〕、右志者、亡父迎十三年之遠忌、祈四八相之妙果、所寫者、八軸妙文、所刻者、大日遍照形躰、資幽得道廻(施)不恨、建武元年四月七日、然秀敬白、

○異指定有形文化財。

六 富來忠茂軍忠狀

○本田秀憲文書  
大分県史料一三

(紙ウハ書)  
「富來先祖感條」

富來忠茂軍忠ヲ  
上申シ証判ヲ請  
フ  
關東下向ニ從フ

箱根合戰

勢多ヨリ京都ニ  
入ル

法勝寺合戰

撰津ヨリ鎮西ニ  
御共ス

富來忠高國東ヨ  
リ大宰府マデ御  
供ニ從フ

豊後國富來彌五郎忠茂申軍忠事

一 去年<sup>建武</sup>八月二日 將軍家關東御下向之時、御共仕、同十二月五日、手越河原合戰之時、懸先致

散く合戰、被<sup>切</sup>殺乘馬、中間一人被疵之條、疋田五郎令見知畢、

一 宮根山合戰之時、於一城戸臥木許、屬於御手、十一日・十二日兩日、抽軍忠之條、小幡新左衛門

尉・竹田彌次郎令見知畢、

一 今年正月二日、向勢多、迄京都致軍忠畢、

一 同十六日、法勝寺合戰之時、敵二人切落之條、眞玉又次郎・名子谷孫四郎令見知畢、

一 同廿七日、於鞍馬口、分捕一人、生虜一人仕畢、此條中澤入道・計見與一・村上彌平四郎、令見

知畢、

一 攝津國打出并手嶋兩度合戰、致忠筋、迄鎮西御共仕畢、

右、自最前奉屬御手、致軍忠之上者、下給御證判、爲備向後龜鏡、恐々言上如件、

建武三年三月 日

(証判)  
一承了 (花押)

皂 富來忠高軍忠狀

○富來文書  
大分県史料一〇

豊後國御家人富來次郎忠高、自關東、至于鎮西大宰府、御共仕候、<sup>(此)</sup>以此旨、可有御披露候、恐惶謹

國東郷



言、

建武三年三月 日

進上 御奉行所

〔<sup>(異巻)</sup>承了、(花押)〕

四六 富來忠學著到狀

○富來文書  
大分県史料一〇

到著

豊後國御家人富來次郎忠學、馳參候、仍到著如件、

建武三年五月六日

〔<sup>(異巻)</sup>承了、<sup>(高師巻)</sup>花押〕

四九 足利尊氏自筆八幡大菩薩白旗銘

○本田秀憲文書  
大分県史料一三

〔八幡 大菩薩

〕<sup>(足利尊氏)</sup>  
〔花押〕

〕<sup>(富來)</sup>  
忠學

○戦後所藏者本田秀憲家ノ火災ニヨリ、教通ノ古文書トモニ焼失。絹地。縦七十三糎、横四十二糎。尊氏西下東上ノ時付与セルモノト伝フ。

足利尊氏絹白旗  
ヲ富來忠學ニ給

富來忠學高師泰  
軍ニ着到ス

五〇 豐後國志

尊氏富來浦ニ饗  
シ万弘寺ヲ次營  
トス  
落爾・軍旗アリ

良法園東塔ヲ造  
立ス

萬弘寺在國前鄉柳道村、古刹也、寺記曰、延元元年、足利尊氏率九州兵、將入京、饗于富來浦、乃以此寺爲次營云、尊氏落爾、及軍旗、今尙藏之、

五一 神宮寺國東塔銘

○大分県金石年表  
東國東郡國東町大字横手

右志趣者、爲天下太平、萬民安寧、當山繁昌、所願成就、乃至法界平等利益也、建武三年八月日、造立者良法敬白、

○県指定有形文化財。

五二 六郷山本中末寺次第并四至等注文案

○永弘文書  
大分県史料三

六郷山本中末次第并末寺四至以下記之、

本山付末寺

本山付末寺

〔ナシ〕 一後山 吉水山 大折山 鞍懸山 津波戸山 高山 智恩寺 馬城山

〔後〕 山 拂〔ナシ〕料田畠山野等四至以下、院主相傳之證文爾明白也、當寺領今者字佐大宮司押領、

一吉水山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文爾分明也、當寺領今者字佐大宮司押領、

國東郷

一大折山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文爾明白也、當寺領内多分河野四郎

一鞍懸山(神宮寺) 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文爾明白也、當寺領内少々小田原助入道押領、

□津波戸山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文爾明白也、當寺領(内)薰石以下(多)拂門少々(分)河野四郎

一高山 拂々料田畠山野等四至以下、院主所持證文爾分明也、當寺領(多分)小田原助入道押領、

一馬城山 限東赤岩辻 限西ハエホシ嶽 限南六太郎美尾 限北光廣

委院主所持證文爾明白也、但近年(曾禰略)十郎押領、

一知恩寺(良栗山) 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文仁明白也、(入道)

本山末寺

本山末寺

辻小野山 大谷寺 間戸寺 伊多伊 大日岩屋 中津尾岩屋 轆轤岩屋(最勝岩屋) 良醫岩屋 朝日岩屋

夕日岩屋 聞山岩屋(ナシ) 今熊野岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 河邊岩屋 鼻津岩屋 普賢(清蓮寺)

岩屋 如覺寺(妙) 來迎寺 光明寺

一□瀧寺(池) 限東迫 限西マイ淵 限南サクラノ尾立 北山下美屋

委院主所持證文爾明白也、

一辻小野寺 大谷寺 河邊 後山ノ末寺也、

彼寺領等 山香郷司家忠以來押領、

寺領四至以下、本寺院主所持證文仁分明也、(圖)

一間戸寺 伊多伊 大日岩屋 大折山末寺也、

彼寺領 小田原助入道押領、寺領四至以下<sub>下</sub>堺、本寺院主相傳證文仁明白也、<sup>〔簡〕</sup>

一中津尾岩屋 轆轤岩屋 最勝岩屋<sup>〔簡〕</sup><sub>鞍懸山上</sub>末寺也、

彼寺領都甲四郎入道・眞玉又四郎押領、<sup>〔簡〕</sup><sub>次</sub>

寺領四至以下、本寺院主所持證文仁分明也、<sup>〔簡〕</sup>

〔一鼻津岩屋 普賢岩屋 妙覺寺也、<sup>〔簡〕</sup><sub>高山末寺</sub>〕

一 蔭寺 高山末寺也、當寺領 調幸實押領、

拂く料田畠山野以下、院主所持證文仁明白也、<sup>〔簡〕</sup><sub>〔等四至〕</sub>

一來迎寺 高山ノ末寺也、限東ノウヘノ谷 限西シテノ大道<sup>〔簡〕</sup><sub>限南高田河 限北草地ノ堺</sub>

委院主所持證文仁分明也、<sup>〔簡〕</sup><sub>〔明白〕</sub> 悉 小田原助入道押領、

一 光明寺 限東美尾 限西馬渡<sup>〔簡〕</sup><sub>限南尾立 限北尾立</sub>

委院主相傳證文仁分明也、<sup>〔簡〕</sup><sub>〔明白〕</sub>

一 今熊野寺 限コケヲ佛 限西赤岩<sup>〔簡〕</sup><sub>限南尾立 北稻積不動堂</sub>

委院主相傳證文仁明白也、<sup>〔簡〕</sup><sub>〔美尾〕〔簡〕〔銀腰〕</sub>

一 良醫岩屋 朝日岩屋 夕日岩屋 聞山岩屋 稻積岩屋 日野岩屋 鳥目岩屋 馬城寺末寺也、彼寺

領多分 會根崎十郎入道押領、

寺領四至堺、本寺院主所持證文仁分明也、<sup>〔簡〕</sup><sub>〔明白〕</sub>

中山

中山

國東郷

五五

國東郷

両子山

一兩子寺 〔ナシ〕 長岩屋 〔山〕 屋山 〔山〕 加禮河 〔河〕 久末 黒土 小岩屋 大岩屋 千燈山 横城山

一兩子山 限東大太郎尾付硯石 限西若松尾 限南歳神 限北丸小野ツユノ嶽

〔委〕院主所持證文仁明白也、

丸小野寺

一丸小野寺 限東逸越 限西松カ尾辻 限南權現ノ辻尾 限北ツエ嶽

〔委〕院主相傳證文仁明白也、

一長岩屋山 限東赤丹畑大タウケト号、限西恒吉西福寺下谷 限南尾ノ鼻ヨリ加禮河マテ大道 限北美尾

〔委〕院主相傳證文爾分明也、

一岩山 限東出原路 限西明神前道向神護石 限南鳴石 限北折花

〔委〕院主所持證文仁明白也、

一加禮河 限東屋山路 限西河〔東〕 限南河内山辻 限北百末下迫

〔委〕院主所持證文仁明白也、

久末

一久末 彼寺領一向戸次侍中禪門押領、

一黒土 限東美尾 限西大岩屋美尾 限南小岩屋塚 限北大河内夷塚

〔委〕院主相傳證文仁明白也、

一小岩屋 限東美尾 限西堂山美尾 限南西拂 限北大石

〔追筆〕〔委〕院主相傳證文仁明白也、

一大岩屋 限東美尾 限西宇寺西美尾 限南西拂 限北北山尾立

千燈山

委院主相傳證文〔仁明白也〕、  
一千燈山 限東久保アメ牛淵〔西ナシ〕  
限南七曲 限北雨乞下岩鼻

委院主所持證文〔仁明白也〕、

一橫城山 限東タチノ隈 限西日ノ牟禮  
限南カリ宿塚 限北松弘塚

委院主相傳證文〔仁明白也〕、

中山末寺

中山末寺

〔ナシ〕 一小兩子岩屋 龍門岩屋 赤松岩屋 間簾岩屋 后岩屋 石堂 拂岩屋 光明寺 藥師堂

一小兩子 龍門 長岩屋ノ末寺也、

一赤松岩屋 間簾岩屋 后岩屋 小岩屋末寺也、

一石堂岩屋 彼寺領 號白野畑 限東ヌウト石尾立 限西大道  
限南井ノ牟禮尾立 限北麥餅石堂尾

委院主相傳證文〔仁明白也〕、

一藥師堂 料田畠四至以下、院主證文〔明白也〕、

一平等寺 尻付岩屋 五岩屋 小不動岩屋 大不動岩屋 〔ナシ〕  
千燈山ノ末寺也、  
普賢岩屋

末山

末山

〔ナシ〕 一見地山 大嶽山 岩戸寺 文殊仙寺 夷山 小城山 成佛寺 〔清淨光寺〕  
行入寺 清淨光寺 懸樋山

見地

一見地 大嶽山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文〔仁明白也〕、

岩戸寺

一岩戸寺 限東サヤノ本 限西赤丹畑美尾  
限南櫛來蘭下尾鼻 限北小市良ノ谷

國東郷

文殊仙寺

委院主所持證文(爾明白)仁分明也、但今者伊勢民部入道押領、  
一文殊仙寺 限東簇野藪澤 限西赤丹畑美尾  
限南成佛岩立 限北若戸美尾(寺)

委院主相傳證文仁明白也、

一夷山 付長小野 拂々料田畠山野等四至以下、

院主相傳證文(爾)仁明白也、

小城山

一小城山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文(爾明白)仁分明也、

成仏寺

一成佛寺 限東光横廣ナハテ 限西鶴尾ノ尾立  
限南畠山尾立 限北ヲ卜牟禮尾立

委院主相傳證文(爾)仁分明也、

行入寺

一行入寺 限東關光屋尾鼻號狼 限西横嶽  
限南赤松畑尾 限北美尾

委院主所持證文(爾)仁明白也、

清淨光寺

一清淨光寺 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文(爾明白)仁分明也、

懸樋山

一懸樋山 拂々料田畠山野等四至以下、院主相傳證文(爾明白)仁分明也、

末山末寺

末山末寺

『(ナシ)一今夷 燒尾岩屋 普賢岩屋 輿岩屋 經岩屋 三十佛 瀧本岩屋 西裏岩屋 調子岩屋 師子岩

屋 毘沙門岩屋 赤子岩屋 報恩寺 上品寺 淨土寺 貴福寺 吉祥寺 西山當寺領日出肥前權守入道  
押領

一今夷 燒尾岩屋 夷山末寺也、

一虚空藏寺 成佛寺ノ末寺也、

虚空藏寺

浄土寺

一 浄土寺

行入寺末寺也、  
限東赤坂 限西尾鼻 限南赤松美尾 限北石蘭

〔備〕 委院主相傳證文仁明白也、

一 報恩寺

限東當寺 限西丸小野  
限南美尾 限北美尾

〔備〕 委院主相傳證文爾明白也、

一 吉祥寺

付貴福寺 限東海禪立 限西蘭澤  
限南栢野 限北貴福寺大ナハテ  
〔未ハテ〕

〔備〕 委院主所持證文仁分明也、

一 願成寺

夷山末寺 限東美尾 限西笈立松  
限南永小野 限北久保大道

〔備〕 委院主相傳證文仁分明也、

〔已 上〕

右、且依惣公文之帳、且本末寺之披見院主相傳證文、所記如件、

建武四年丁丑 六月一日

〔大滿帳奥書〕

享保九甲辰天閏四月六日、爲當用、令書之者也、

屋山長安寺  
蓬山〔花押〕

○屋山長安寺所藏「大滿帳」ト少異アリ。〔 〕内ハ同書。尚順序ニモ若干異同アリ。



三 豐後國志

國東鄉

文殊仙寺 在國前鄉鞍野村、號蛾眉山、豐鐘善鳴錄曰、文武元年、小角役君肇闢此山、嘗遊支那五臺、請吉祥大士、奉安于此、養老二年、釋仁聞尋創業焉、大治中釋寂州住于此日久矣、歛慕二祖之前業、立行精苦、漸發智證、一朝忽感

吉祥尊放光降臨室中、彌壯聖蹟、誘導州民云、州

岩戶寺 在國前鄉岩戶寺村、號石立山、

成佛寺 在國前鄉成佛村、號龍下山、

東光寺 在國前鄉見地村、號見地山、

神宮寺 在國前鄉大獄村、號大獄山、

行入寺 在國前鄉行入村、號參社山、

護國寺 在武藏鄉久末村、號久末山、

寶命寺 在武藏鄉小城村、號小城山、

報恩寺 在武藏鄉麻田村、號金剛山、仁聞師創焉、

總持院 在武藏鄉兩子山上、故稱兩子寺、號足曳山、亦仁聞律師所創也、文祿中、豪慶法印住焉、弟子順慶遠長抵叡山正學院、博綜經論、昇阿闍梨位、還豐繼豪慶之緒、住兩子寺、先是六鄉諸山嬰天正之亂、大半廢亡、慶深痛惜、力事營

修、兩子、大聖、千燈、無動、成佛、行入、瑠璃光等諸寺、錄其功勞、各稱中興之祖、

東光寺 在安岐鄉橫城村、號橫城山、

清岩寺 在安岐鄉懸種村、號懸種山、

武藏鄉

安岐鄉

田染鄉

傳乘寺 在田染鄉真木村、號馬城山、

富貴寺 在田原莊蔭村、號蓮華山、相傳養老中、仁聞師得一大樹、用其材、造三大堂云、其樹大可思也、一在田染鄉真木村、為傳乘寺、一為此寺、一不傳其所在、真木大堂近既壞損、衆相謀修理焉、專用故財、制仍舊實、惟此堂獨儼

存、堂廣方二丈餘、似有每柱及牆壁戶扉、悉皆細畫諸佛像、猶如九品曼陀羅圖、金碧五采極精巧、畫觀美、今漫漶僅想其彷彿耳、奇古可嘆、

高山寺 號西叡山、在來繩鄉佐野村東南高山、山勢秀拔、舊有七堂伽藍、堂宇莊儼、礎石尚存、

報恩寺 在來繩鄉上來繩村、號大折山、

神宮寺 在來繩鄉奧畠村、又曰馬頭寺、號鞍懸山、

智恩寺 在來繩鄉智恩寺村、號良藥山、

天念寺 在都甲莊長岩屋村、號長岩山、

長安寺 在都甲莊屋山村、號金剛山、

道脇寺 在都甲莊加禮川村、號加禮山、

多門寺 在真玉莊黑土村、號黑土山、

無動寺 在真玉莊黑土村、號小岩山、

應曆寺 在真玉莊大岩屋村、號大岩山、

靈山寺 在香地莊夷村、號夷山、

清淨光寺 在香地莊西方寺村、號西方山、國前鄉文殊仙、東光、神宮、岩戶、成佛、行人、武藏鄉兩子、護國、寶命、安岐鄉

東光、清岩、田染鄉傳乘、來繩鄉報恩、神宮、高山、智恩、伊美鄉千燈、都甲莊天念、長安、道脇、真玉莊多門、靈龜寺為二十八寺、豐府紀開曰、養老初、仁聞遊化國東六鄉之間、開闢靈場二十八所、總名曰六鄉山、且手自彫刻諸聖之像、安諸各處、都計六萬九千餘、蓋崇法華之品目字數也、是也、蓋當時皆名靈、經年久遠、悉廢荒、非舊日之觀、後人修復之、亦惟留茅宇已、

國東鄉

國東郷

伊美郷

千燈寺 在伊美郷千燈村、號補陀落山、亦仁聞所創也、善鳴錄曰、聞嘗與華嚴、覺滿、體能、行滿友善、時人稱之曰五大德、聞嘗率嚴滿等、登伊美五智窟、行不動法、時東北海龍王、欽仰其德、獻燈一千許、緣其靈應、寺名千燈、其號補陀落者、以安于手眼像也、

○モト統書キ。六郷山寺院ヲ抽出シ、順序、配列ヲ改ム。所在莊・郷ニ若干誤リアリ。

西 足利尊氏御判御教書案

○祚原八幡宮文書  
大分県史料九

〔編纂書〕  
一御教書并事書

建武四年 一

寺社國衙領并  
領家地頭職等  
ツキ事書ノ旨  
守リ沙汰セシム

寺社國衙領并領家地頭職等事、<sup>〔靈後〕</sup>肥前・日向事書一通遣之、早守彼狀、致嚴蜜沙汰、載起請之詞、可注進子細也、若令遲怠者、任被<sup>〔定置元〕</sup>之<sup>〔定置元〕</sup>之法、可有其咎之狀、如件、

建武四年十月七日

〔足利尊氏〕  
御判

大友孫太郎殿<sup>〔氏參〕</sup>

五 足利尊氏事書案

○祚原八幡宮文書  
大分県史料九

一寺社國衙領并領家職事<sup>〔建武四、十、七、評〕</sup>

動亂中大將守護  
人ノ軍勢ニ預置  
タル地頭職ヲ雜  
掌ニ渡付セシム

動亂之間、諸國大將守護人、就便宜預置軍勢云々、於今者、可沙汰居雜掌之旨、被定下之處、不遵行之由、有其訴、甚招罪過歟、所詮任御教書・奉書并引付施行、不日悉付渡下地、云預人交

預人交名所領在所ヲ注進スベシ

名、云所領在所、可注進之、若尙令遲引者、於守護人者、改易所職、至大將并軍兵者、或被處其咎、或雖有勳功、不可宛行恩賞矣、  
次武家領事、子細同前、

### 奏 六郷山別當光澄下文

○長安寺文書  
太宰管内志下

#### 下 諸松丸所

諸松丸ニ六郷山  
執行職以下ヲ知  
行セシム  
両子山  
横城山  
千燈山  
東光寺

早可令知行領掌、豐後國六郷山執行職、并屋山・長岩屋地除・兩子山除財善次郎丸・横城(東光寺)半分・千燈山□  
田島事

右、當山執行職以下田島、諸松丸任相傳、令知行、年貢課役、任先例、不可解怠(マ)、山内宜承知、敢勿違失、故以下、

曆應元年九月十八日

別當三會已講光澄判

○モト統書キ。今右ノ如ク改ム。

三 足利直義感状

○岩藤文書  
速見郡日出町大字大神

夜討強盜獄舎破  
リ張本片瀬貞家  
ヲ召捕ルヲ賞ス

夜討・強盜并獄舎切破張本、片瀬三郎左衛門尉貞家事、令召捕之條、尤以神妙、可有抽賞之狀、如件、

曆應二年十一月廿五日

(足利直義  
花押)

豐前藏人三郎入道殿

(田原直甚)

五 足利尊氏御教書

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

(急紙ウハ書)  
一少輔太郎入道殿

武藏守師直

肥前山田莊地頭  
職ヲ田原正曇ニ  
宛行フヲ告ケ濫  
妨ヲ停止セシム

肥前國山田庄地頭職事、所被宛行于豐前藏人三郎入道正曇也、若有濫妨狼藉之輩者、且加制止、且可注申子細之狀、依仰執達如件、

(高師直)  
武藏守(花押)

曆應四年八月廿八日

(高師直・道歌)  
少輔太郎入道殿

○『大友家文書録』ニ、同日付山田庄地頭職宛行ノ足利尊氏袖判御教書アリ。

大友氏泰ト田原  
直貞トノ相論ヲ  
和平セシメ左  
和申サシム

大友氏泰ト合休  
シ忠節ヲ励マン

五九 足利直義御教書

○草野文書  
大分県史料一三

大友式部丞氏泰与、田原藏人三郎入道正曇(高良)確執事、不可然之由、度々仰之處、猶以不承引云々、何  
様事哉、正曇自元無誤上者、所詮(如目方)來令合躰、付公私、彌各可勵忠節之旨、相觸之、可申左右  
狀、如件、

康永三年五月六日

(足利直義)  
(花押)

少輔太郎入道殿  
(色稻氏・道能)

六〇 某袖判御教書

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

(花押)

(田原高良)  
正曇事、所聞食披也、此上者、令歸國、如元、合躰于大友式部丞(氏泰)、諸事不違彼所命、付公私可勵忠  
節、

○康永三年カ。

六二 足利尊氏御判御教書(小切紙)

○草野文書  
大分県史料一三

(包紙ウハ書)  
一 尊氏御判 豊前藏人三郎  
豊前六郎

不日九州ニ下向  
スルヲ告ゲ用意  
シム  
シム  
策ヲ廻ラサ

九州事、片时被志思食候間、急速可打通候處、四國・中國事、於此邊、有沙汰之最中也、令落居者、不日可下向、其間致用意、可廻籌策、凡今度(大支)氏泰之撫舞(振カ)、殊所感恩食也、一向爲高名歟、委細、仰使者之狀、如件、

觀應元年十二月十三日

(足利尊氏)  
(花押)

豊前藏人三郎入道殿

六三 足利尊氏受領書出

○入江文書  
大分県史料一〇

(足利尊氏)  
(花押)

豊前守貞廣

觀應二年正月廿四日

田原貞広ヲ豊前  
守ニ任ズ

六三 足利尊氏袖判下文

○岩藤文書  
速見郡日出町大字大神

(足利尊氏)  
(花押)

下 豊前六郎藏人貞廣

可令早領知、豊後國々東郷(二階堂)信濃入道  
行珍跡

右、爲勳功之賞、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

觀應二年正月廿九日

○「入江文書」ニ案文アリ。「此正文、進京都候也、仍爲後日、令加判了、(合川了俊)」ノ裏書アリ。貞広國東郷地頭職ニ補任セラレ、國東郷飯塚城ニ移ルト云フ。

六四 田原貞廣讓狀

○草野文書  
大分県史料一三

(証明)  
「一見了、  
(足利義隆)  
(花押)」

文和三年九月廿四日

讓與

豊後國國東郷地頭職事

國東郷

田原貞広ニ國東郷ヲ宛行フ  
二階堂行珍跡

足利義隆安堵外題ヲ加フ

國東郷地頭職ヲ嫡子徳増丸(氏能)ニ讓ル



右、相副 御下文、所讓與嫡子德増丸也、仍爲後日讓狀、如件、

(由原氏能)

觀應二年二月十六日

(由原) 貞 廣

(花押)

六五 一色道猷範氏書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

京畿ノ戦勝ヲ報  
ジ田原正彞(直  
貞)ヲ招ク

京都御使僧昨日廿四日申刻到來、鎌倉殿率貳拾餘萬騎御勢、御上洛之間、可有御存、京著之由、去月十

八日、依被進早馬候、播摩國書寫山、被申坂東勢候之處、御著候之間、今月三日御發向、同十日、

被追散京中凶徒候了、錦小路殿、自八幡山東條へ御引退之間、高越後守・同武藏五郎已下、大勢追

懸申候間、於于今者、令落居候歟之由存候、是も則打立候、早速御取越候者、就公私目出候、恐々

謹言、

(觀應二年)  
二月廿五日

(一色範氏)  
沙彌道猷 (花押)

謹上 田原藏人三郎入道殿

六六 後村上天皇綸旨(小切紙)

○入江文書  
大分県史料一〇

南朝出原氏能ヲ

參御方、可致軍忠、有殊功者、可有恩賞者、

招ク

天氣如此、悉之、以狀、

(觀卷二)  
正平六年五月廿二日

右少將 (花押)

大友豐前德增丸館 (氏能)

(包紙ウハ書)  
一 大友豐前德增丸館

右少將 (花押) 一

六七 藤原田貞廣安堵申狀案

○入江文書  
大分県史料一〇

聞食畢、中御所御判

嫡子德増丸(氏能)ニ対スル讓与ノ御判ヲ請フ

豐前六郎藏人貞廣所領事、云相傳知行所帶、云新御恩之地、悉讓與嫡子德増丸(氏能)候、爲後證、可下給御判候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

觀應二年八月十八日

藤原貞廣在判

進上 御奉行所

六八 後村上天皇綸旨(宿紙)

○入江文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
一 豐前藏人入道館

左少辨 (花押) 一

可參御方之由、聞食了、早相率親類共、可追伐凶徒、於本領者、不可有相違、有殊功者、可被抽賞

田原正曇ノ来付ヲ賞シ軍忠ヲ致サシム

国 東 郷

者、

天氣如此、悉之、以狀、

(觀志二年)  
正平六年八月廿一日

左少辨 (花押)

(田原正巻)  
豊前藏人三郎入道館

六九 後村上天皇綸旨 (紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

凶徒對治事、相隨惣領催促、可令抽忠節、有殊功者、可有其實者、

天氣如此、悉之、以狀、

正平六年九月八日

左中辨 (花押)

(田原正巻)  
豊前藏人三郎入道館

七〇 征西將軍宮懷良王令旨 (紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

其境事、被廻籌策候旨、被聞食了、殊所被感恩食也、合戰事、已出御之上者、不日可被進軍勢、且被憑思食由、御氣色候也、依執達如件、

(金平六年)  
九月廿九日

(金森頼忠)  
勘解由次官 (花押)

惣領大友氏時ニ  
從ヒ忠節ヲ致サ  
シム

田原正巻ノ籌策  
ヲ褒シ豊後出陣  
ヲ報ズ

田原藏人三郎入道殿 (正巻)

七 足利義詮御判御教書 (紙小切)

○入江文書  
大分県史料一〇

足利直義ト和ス  
ルヲ告ケ直冬ヲ  
討タシム

下著以後、去月廿九日注進狀披見了、抑高倉殿事、被申子細候間、所和睦也、於直冬者、任將軍家御教書、不日可誅伐之狀、如件、

觀應二年九月廿九日

(足利義詮)  
〔花押〕

豊前六郎藏人殿 (貞広)

三 一色道猷範氏書狀 (紙小切)

○入江文書  
大分県史料一〇

〔端裏ウハ書〕  
「田原六郎藏人殿

道猷」

近況ヲ報ジ要害  
ヲ固メ且筑後ニ  
来会セシム

去廿九日合戦不慮式候間、無力引退日田候了、於今者、任京都御意、自李部も御狀候て、山方合體候て、一兩日中ニ可罷出候、佐伯勢已昨日打付候了、又因幡守・草野・佐志・高來勢・志摩郡者共、彼是千餘騎同道候て、是まで打越申候、遅候ハ、此輩等、令疲勞候間、恐可打出候、其陣事、無心本候、能く御談合候て、要害宜候ん所ニ、可有御引揚候、恐く謹言、

十月二日 (觀應二年)

(一色範氏)  
道猷〔花押〕

國東郷

田原六郎藏人殿(貞治)

三 右少將某奉書(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

(張懸)  
一 公家右少將殿御書

委細註進之趣、内々披露畢、惣領注進、參著之後、同時可被下綸旨、所望條々、其時可有沙汰之由、被仰下者也、委旨追可申之狀、如件、

(正平六年)  
十月三日

(花押)

田原豊前守殿(貞治)

四 一色道猷範書狀(小切紙)

○入江文書  
大分県史料一〇

(端裏切封ッハ書)  
一 田原藏人殿

道猷

(墨引)

則可罷出之處、依菊池左右、可罷立候由、面々申子細候間、相待候之處、使者今日歸來て候、明日者必定可罷立候、相構、其までハ敵不懸候者、可有當手御待候、若寄申候者、不及子細候、已宮(筑後山門郡)も瀬高近所ニ御出候了、不可過一兩日、能々可有御待候、恐々謹言、

出陣延引ヲ告ゲ  
当手来着ヲ待タ  
シム  
懷良親王瀬高二  
出陣

田原貞広南朝ニ  
条々ヲ所望スル  
ニヨリ勅答アリ

(觀應二年)  
十月九日

田原六郎藏人殿  
(貞元)

(色簡氏)  
道 猷 (花押)

征西將軍宮親良王令旨 (紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

(端裏書)  
「きくち狀」

懷良親王筑後出陣ヲ報ズ

被聞食了、已所有御發向筑後國也、其間子細、被仰使者了、定被傳仰候敷由、仰候也、仍執達如件、

(正平六年)  
十月十五日

(五条頼元)  
勘解由次官 (花押)

田原豊前權守殿  
(氏能)

大友氏泰書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

(端裏書)  
「大友殿御文」

上洛ニツキ馬ヲ贈ラル、ヲ謝ス

御上洛之間、馬一匹黒栗毛引進之候、今一度不能面謁候、無念之次第候、其間子細、使者若林源三可申候、恐々謹言、

十月十七日

(木文)  
氏 泰 (花押)

国 東 郷

國東郷

豐前六郎藏人殿 (貞正)

○年未詳。シバラクココニ収ム。

七 五條頼元書狀 (紙小切)

○入江文書  
大分県史料一〇

筑後方面ノ戦況ヲ報ジ国府ニ陣ヲ定ムルヲ告ク

條々昨日御使ニ令申候了、御勢河を可被越候條、無子細候、其間事、今日治定候て、御所可被召陣於國府候、此境事、悉參御方候間、於今者、無子細候、恐々、

(正平五年)  
十月廿五日

(五條)  
頼元 (花押)

田原豊前權守殿 (氏能)

六 五條頼元書狀 (紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

懐良親王筑後国府ニ出陣シ北軍ヲ降ス

其後此境事、計會候間、乍存閣筆候、今明之間、被取御陣於國府候、其間子細、此僧可被傳申候歟、每事期見參之次候、恐々謹言、

(正平五年)  
十月廿五日

(五條)  
頼元 (花押)

田原入道殿 (正徳)

懷良親王貞広ノ  
軍功ヲ褒ス

軍忠之次第、被聞食了、神妙之由、依  
將軍宮仰、執達如件、

正平六年十月廿九日

田原豐前守殿

勘解由次官(五條賴元)  
(花押)

五 征西將軍宮懷良親王令旨(小切紙)

○入江文書  
大分県史料一〇

八 五條賴元書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

使僧ノ帰着ヲ告  
ゲ情況ヲ報ズ  
飛脚来着

使者一人ヲ止ム

此僧無爲ニ御歸參、悅存候、抑當方事、已御勢を被出國府迄候了、御勢猶自肥後、連々馳參候、追々の御沙汰、すべて無疎儀候、豊後へも態被遣御使候、被歸參候處、重自御代官方、飛脚を被立候、目出候、御勢今明調て、忝可被對治河向候、又豊後御左右、定近日可到來候歟、彼此近日、可有一途候、仍今一人ノ御使を、爲令申左右、止置候也、又三瀨庄内田口事、則御代官ヲ沙汰居候也、委旨ハ今度ノ御使、可令申候、恐々謹言、

(正平六年)  
十一月八日

(五條)  
賴元(花押)

田原豐前權守殿

国東郷



八一 五條頼元書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

軍勢ヲ諸方催促  
三瀧莊ハ子細ナ

ひんき悦入候て令申候、兵の事、すいふん諸方さいそく申候ほとに、御勢けふあすとゝのほり候あいた、かの御さう候者、わさと可馳申候、田口(三瀧庄)の事、御本領ハもとより子細なく候、しやうふんの事、菊池肥前奉行にて候、三つま(ぬカ)のあまた城々を、こしらへ候ゆへに、しやうふんを、城の兵糧ののために奉行候ほとに、すいふん(頼)こうし令申候、そきなきやうをハ、この御使申され候へく候、何事も又く申へく候、恐々謹言、

十一月十四日

頼元(花押)

田原豊前二郎殿

八二 五條頼行書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

「(端裏書)さたの事 五(条)てうより」

このふみ、よくく御よみ候へく候、よまれぬところも、候へく候、

かの間の事、(頼)てき方はうくをかたらい候て、まつたニれうそく三十三貫文、一(頼)こんふん(分)にてつかわし候、ひけい(秘計)つかまつり候へとも、まつたうけとり候はず、ひけいし候ものにも申たんし候ハ

敵方まつたニ秘計ス

す、なげかゑして候、一さうにこなたを、ふちし申候へき事にて候ほと、かくのことく候あいた、  
 ふきやうのかたをは、たいくつ仕候て、すくになか山のちうしやうとのを、ひけいし候て、すてニ  
 はやせひ候ハす、御教書をかきあげ候へき事にて候、その子細くハしく、御代官ちうしん申され候  
 事、をなし御事にて候ほと、くハしく申入す候、この状ニまかせ、よを日になし、御はうへん候へ  
 く候、てきはうも、いかめくふるまい候て、さたらつきよ候は、一まんひきつかはすへきよしけ  
 いやく候、ないくうけ給いたして候、ふきようさほい申候て、りひニ入候て、らつきよ候へきよ  
 し、八日おほせ候て候ほと、まつめてたく候、さらにそのあしも、わたくして候ほとに、てもちか  
 からもなく候、きやとの事ハ、たゝひけいニより候、すへてそともふたいもなく候ニ、つくしかたニ  
 ハ、御内の人くも、ミなもの、ミちハゆき候へてもニ入候事、ふしきなるよし申され候むね、  
 うけ給およひ候、わか身ニならぬ事ハ、ミな人のへんしゆ申事にて候、それニハよるましく候、し  
 よせんかようの事く、御たいくわんニ申たつし候て、ひけいれうに入て候とて、ことく仕て候事  
 候ハす候、もしせんニ、あしさまニ申入るゝ事も候ハ、はち入候、この事ハいかにもして、ミ  
 ちやり申たく候間、いかにも身をすてゝ候、申さたかなゑたき事にて候ほと、これまで申入候、ま  
 つたハミちやり申て候ハ、はくたいニ、ものをも給候へき心ねにて候、いかにもして、御たいく  
 わん申され候ふんきと候、御ほんそうあるへく候、まづは御たうりとおもひいらて候ほと、こなた  
 ハいかにもして、さたニあわせたく候、上いをうかゝい候ハ、はくたいニ、ものハ入候へく候ほ  
 と、ないそかなはず候、御うたかい候ハて、よを日ニなし御ほんそう候へく候、いかさま、へん

此狀ハ引割キ他  
見無用

ハちかいめなんと候ハぬよし、(起) 此日ニきしやうにて、申入候へく候、この狀ハやかてく、(引) ひきさ  
きて給へく候、よそニハみせ候ましく候、御内の人々も、御心をおかせ給へく候、申て候事ハ、か  
のかたへき候よし、うけ給およひ候、なをく申たく候へとも、ほかおそろしく候て、申候ハす  
候、恐く謹言、

(正平六年)  
十一月十四日

(五卷) 狀  
より行 (花押)

人々御中

八三 足利義詮御判御教書

○入江文書  
大分県史料一〇

田原貞広ノ訴ニ  
ヨリ来浦以下ニ  
対スル富來忠茂  
ノ濫妨ヲ止メ下  
地ヲ貞広ニ渡付  
セシム

豊前六郎藏人貞廣代重海申、豊後國々東御内、來浦・富來・小原・上諸吉以下地頭職事、富來彌五  
郎忠茂等濫妨云々、早退彼輩、沙汰付下地於貞廣代、可執進請取之狀、如件、  
正平六年十一月廿五日  
(足利義詮) (花押)

少輔太郎入道殿

(播磨)  
「中將軍御判 富來・來浦富來孫五郎」  
(包紙ウハ書)  
「少輔太郎入道殿」

義詮

尊氏ノ命ヲウケ  
吉野和睦ヲ告ゲ  
直義直冬ノ覚ヲ  
討タシム

足利直冬退治ヲ  
鎮西ニ触レシム

八四 豊後守護大友氏泰施行狀

○入江文書  
大分県史料一〇

吉野御和睦事、去月六日 將軍家御教書如此、可退治入道直義朝臣并直冬等黨類之由、被成 論旨  
云々、早任被仰下之旨、可被抽忠節候、仍執達如件、

正平六年十二月八日

(大友氏卷)  
式部丞 (花押)

豊前藏人三郎入道殿

八五 足利尊氏御判御教書

○本田秀憲文書  
大分県史料一三

りやうと使節として、ちんせいの事も、けんみつにさたあるあいた、使節のかうみやうとおほし候  
て、かんしおもふ所なり、あひかまへて、直冬を猶も、とくたいちすへきよし、ちんせいにあひふ  
るへし、

(年未詳)  
十二月十五日

(足利尊氏)  
(花押)

とひくの兵こ勢う殿

○年未詳。恐ラク正平六年(二三五二)頃ナラン。

六 足利義詮御判御教書(小切)

○入江文書  
大分県史料一〇

直冬・頼尚ヲ討  
チシヲ褒ス

(足利)  
直冬・頼尚等退治事、早々致沙汰之條、殊以所感思也、今者定而令落居敷、繼夜於日、可注申、其  
塚事、併爲一身之高名敷、彌可抽忠節之狀、如件、

(正平七年)  
二月五日

(足利義詮)  
(花押)

田原豊前守殿

六七 後村上天皇綸旨(小切)

○入江文書  
大分県史料一〇

近国ノ義兵ヲ催  
シ筑州凶徒ヲ討  
タシム

爲凶徒追討事、筑州之境發向之由、有其間、急速相催近國軍勢、揭義兵、可致籌策、有其功者、依  
今度注進、可有其沙汰者、  
天氣如此、悉之、以狀、

正平七年五月六日

右中辨 (花押)

田原入道館

(包紙折封ワハ書)  
(真筆)  
やわたより

(マ)  
やわ□より  
田原入道館

右中辨 (花押)

下文ヲ施行シ国  
東郷ヲ田原貞広  
ニ渡付セシム

八 一色道猷範氏施行狀案

○入江文書  
大分県史料一〇

豊後國々東郷(二號堂行朝)  
行珍跡信濃入道 事

任去觀應二年正月廿九日御下文之旨、可被沙汰付田原豊前守貞廣之狀、依仰執達、如件、

(正平七年)  
文和元年十一月廿四日

(一色道猷)  
沙彌御判

大友刑部大輔殿(兵時)

九 大友田原系圖

○入江文書  
大分県史料一〇

貞廣 號田原 豊前守、豊前前司、豊前六郎藏人、又新藏人  
法名觀意

○事蹟  
中略

文和二年二月(二日)、於筑前國針摺原戰死、

文和二年二月筑  
前針摺原ニテ戰  
死

九〇 寂妙・性日連署借券寫

○碩田叢史田原文書  
南北朝遺文三五八六

借申用途事

国 東郷

田原貞広跡ヨリ  
五十貫文ヲ借ル

合伍拾貫文者、

右、用途者、自田原豊州諸(貞広・孫丸)、所令借用也、以便宜闕所、可被付其足、仍而借書、如件、

文和二年八月廿一日

性 日 (花押影)  
寂 妙 (花押影)

九一 足利尊氏御判御教書

○黒田太久馬文書  
大日本史料六ノ一七

子貞広以下ノ戦  
死ヲ賞ス

子そく以下のうち(七)、かんしおほして候、忠をいたすてう、めてたくかんしおほして候、猶くも、忠をいたすへし、

九月十四日  
(文和三年)

(足利尊氏)  
(花押)

大友田原藏人三郎入道殿  
(眞貞・正徳)

九二 足利尊氏御判御教書案

○入江文書  
大分県史料一〇

父田原貞広戦死  
ニ付嫡子徳増丸  
ヲ扶持セシム

田原豊前守子息徳増丸所領以下事、親父討死之間、不便被思食候、殊可被加持候也、

九月十四日  
(文和二年)

(足利尊氏)  
大御所  
御判

一色入道殿

○田原貞広、文和二年二月筑前国針摺原ノ戦ニ戦死スルコトニ係ル。

### 三三 足利尊氏御判御教書案

○入江文書  
大分県史料一〇

大友氏時ヲシテ  
徳増丸ヲ援助セ  
シム

田原豊前守子息徳増丸所領以下事、(貞徳)親父討死之間、不便被思食候、殊可被加持候也、

(交年二年カ)  
九月十四日

(足利尊氏)  
大御所  
御判

(附巻)  
二下野守氏能童名也

大友刑部大輔殿

○コノ一連ノ文書案ノ裏ニ「此正文等、進京都候也、仍爲後日、(山貞世)令加判了、(花押)」ノ裏書アリ。

### 三四 沙彌某地頭職宛行狀寫

○宮川氏影写伊勢川文書  
大分県史料一〇

安心院公曇跡及  
ヒ来浦地頭職等  
ヲ宛行フ

豊前國安内院(心カ)五郎公曇跡、并豊後國来浦伊勢諸地頭職事、爲勳功之賞、所宛行也、早守先例可致沙

汰、仍執達如件、

文和二年十月三日

沙彌判

富來木工助殿



壺 長木家墓地板碑銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字東堅来

沙弥西宜板碑ヲ  
造立ス

(正平九年)  
文和三年二月彼岸、沙彌西宜、

六 萬弘寺木造釋迦如來像胎内銘

○大分県文化財指定申請書  
東国東郡国東町大字富来浦

(胎内胎部墨書)  
「奉造立釋迦像一躰、

大仏師法眼覚朝

大佛師法眼和尚覺朝、

住持月山叟

住持月山叟、

大壇那紀(富来)  
忠茂

大壇那紀(富来) 奎助忠茂、

妻女藤原氏、

同藤原氏、

紀(富来) 忠挙

(富来)  
嫡子紀兵庫允忠舉、

同紀忠時・同殊法磨、

文和參甲午年三月廿日

(胎内胎部墨書)  
「奉再興一大士共」

寛文十二壬子七月吉日敬而(白)

大工智桂・同妻女

〔京三條上ル寺町〕  
(頭部内後頭部墨書)

寛文十二〇〇の(後)

□子六月吉日(主)

さいかう大佛師左近

法橋(花押)」

### 七 僧光然讓狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

ゆつりわたしたてまつる

ふんこのく(に脱カ)にくさきのかうのうち、たての(立野)むらのてん(田)はくさん(山)やくわう(野)やの事

右のところハ、くわうねん、ちうたいさうてんたうちきようのちなり、しかるを、いまにおきて

ハ、ふせんのとく(田原氏施)ます殿に、ほんもんそをあいそゑて、ゑい(原)たいをかきりて、ゆつりわたしたてま

つるところ、しち(史)なり、しし(飯)せん(掌)くにいたるまで、り(相)やう(達)しやうさうあるへからざる狀、如

件、

文和三年八月五日

僧光然(花押)

○一〇・一一号参照。立野(国東町大字川原)ハ、紀西秀ガ次男秀隆ニ讓渡セル坪付中ニアリ。一二号紀氏系図ニハ、秀隆ヲ立野八郎ト称ス。光然ハソノ後カ。

国東郷立野村田  
島山野荒野ヲ田  
原徳増丸ニ讓ル

京都ノ情勢ヲ報  
シ忠節ヲ致サシ  
ム

六 足利義詮御判御教書(小切紙)

○入江文書  
大分県史料一〇

(足利)直冬・(山名)時氏・(楠生)直常已下凶徒、亂入京都之間、將軍家已御上落、被召陣於山門了、當方又攻上候間、退治可爲近日、其塚事、可致忠節之狀、如件、

文和四年正月卅日

豐前德增丸  
(田原氏能)

(足利義詮)  
(花押)

九 足利義詮御判御教書(小切紙)

○入江文書  
大分県史料一〇

鎮西合戦ノ忠節  
ヲ褒ス

鎮西合戦事、去四月十三日・廿一日、兩度致忠節之由、大友刑部大輔氏時、所注申也、尤以神妙、彌可抽戰功之狀、如件、

(至平十一年)  
延文元年六月十二日

田原豊前三郎殿  
(氏能)

(足利義詮)  
(花押)

富來某ノ忠節ヲ褒ス

100 足利義詮(カ)御判御教書

○富來文書  
大分県史料一〇

自鎮西令注進

忠節之由、一色

直氏、所注申

彌可抽戰功

延文元年九月三

富來五郎

101 足利尊氏御判御教書

○本田秀憲文書  
大分県史料一三

九州ヨリ同道上洛ノ軍忠ヲ賞ス

於九州抽戰功、令同道上洛之由、一色(龜氏)入道、猷所注申也、尤以神妙、彌可致忠節之狀、如件、

延文元年十一月三日

(足利尊氏)  
(花押)

富來奎助入道殿

102 足利義詮御判御教書

○竹田津文書  
大分県史料一〇

鎮西凶徒退治ニ忠節ヲ致サシム

鎮西凶徒退治事、已所差遣討手也、相談同心之輩、可致忠節之狀、如件、

国 東 郷

国 東 郷

延文三年六月廿一日

豊前藏人三郎入道殿

(足利義詮)  
(花押)

一〇三 足利義詮御判御教書(小切)

○入江文書  
大分県史料一〇

凶徒退治ニ大友氏時ニ同心忠節ヲ致スヲ賞ス

鎮西凶徒退治事、令同心氏時、致忠節之由、被聞召了、尤神妙、向後彌可抽戦功之狀、如件、

延文三年十二月廿七日

(足利義詮)  
(花押)

〔貼紙〕  
一義詮  
豊前藏人三郎入道殿

一〇四 足利義詮御判御教書

○入江文書  
大分県史料一〇

懐良親王軍ノ豊後侵攻ニ対スル防戦ヲ賞シ軍忠ヲ励マシム

〔懐良親王〕  
筑後宮并武光以下凶徒等、寄來豊後國之時、令同心大友刑部大輔氏時、致軍忠之由、氏時所注申也、尤以神妙、就注進、可抽賞、向後彌可抽戦功之狀、如件、

延文四年七月廿五日

(足利義詮)  
(花押)

豊前藏人三郎入道殿

〔附箋〕  
「延文四七廿五義詮」

濫妨ノ輩ヲ退ケ  
下地ヲ田原氏能  
ニ渡付セシム

105 足利義詮御判御教書案

○入江文書  
大分県史料一〇

田原豊前三郎氏能申、豊後國々東郷上諸吉・來浦・富來・小原、同國玖珠郡山田・帆足・古後并飯田郷内、森・岩室・戸幡菖浦迫・松行名等事、申狀遣之、早止戸次筑前彌三郎・富來木工助入道正壽・同子息兵庫允・帆足安藝權守道種等濫妨、沙汰付下地於氏能、可執進請取、使節更不可有緩意之狀、如件、

延文五年八月廿八日

(足利義詮)  
御判

大友刑部大輔殿

106 大友清巍氏書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

無為婦府ヲ祝ス  
森下事  
去月上洛來月末  
婦國

正牧上坐昨夕五日京著際、御狀巨細披見仕候了、抑自何も先、無爲に御版府、目出度候、就其はれの式承及候、返々御勞敷令存候、將又森下事とも、ねんころに承り候事、于今不始事候へとも、悦入候、此便云俄之時、不能委細候、近日追安事巨細可申候、次去月初令上洛候、來月末には、又可罷下候、尙々早便候之間、不能一二候、肯本望候、恐々謹言、

九月六日

(大友氏奉)  
清巍(花押)

謹上 田原殿

国東郷

○年未詳。シバラクココニ収ム。氏泰ノ死去ハ貞治元（正平十七）年十一月三日。

104 大友清魏氏書狀（紙切）

○入江文書  
大分県史料一〇

兩度の僧上洛時、御狀度々委細令披見候了、抑國事承候、驚入候、公私御心勞察申候、將又森下事承候條、悅入候、一圓の段、過分ニ相存候間、先半分可受用申由存候、仍半分の代官職事、尾塞二郎殿と申領候、殘半分の事、御狀相副て、吉祥寺へ慥付進了、次花迫の事、無相違入眼の條、悅入候、

尾塞二郎事  
愚身鎌倉ニ在リ

一、尾塞二郎殿事、あしさまに聞へ候條、不便次第候、愚身在鎌倉間、彼方大小事申候き、仍毎度懇懃沙汰せられ候間、於身殊佗申承候、何様虚事雖被聞食候、不可有御許用候、仍今度の御不審、被免許候ハ、悦入候、

一、永昌坊事ハ、此間是よりも申入度候處ニ、遮如此御沙汰目出候、（マシ）語言道斷、比興の人ニ候、定委細此間行事、岩男帥公記申へく候敷間、不能委細候、一向此人ゆえニ御難なる事とも、何様候へく候間、殊改易目出候、次來月ニ鎌倉必定罷下へく候、暫在京仕候て、雖諸事承度候、請暇の日數相迫候間、令下向候、每事委細、此宗阿彌陀佛、物語ニ可被申候、折節目を相勞候間、用佗筆候、諸事期後信候、恐々謹言、

眼病ニツキ他筆  
ヲ用フ

九月十七日

（大友氏悉）  
清 魏（花押）

謹上 田原入道殿

109 足利義詮御判御教書

○入江文書  
大分県史料一〇

斯波氏経ヲ派遣  
スルヲ告ゲ下著  
ヲ待タシム

鎮西凶徒退治事、所被憑思食也、近日可差遣左(斯波)京大夫氏經、其間令勘忍、可相待下著狀、如件、

延文六年二月廿二日

(足利義詮)  
(花押)

豊前藏人三郎入道殿  
(田原正徳)

110 來浦觀音堂寶篋印塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字來浦

宝篋印塔一基ヲ  
造立ス

石塔一基、右志者、爲天長地久、萬民與樂、增長福壽、沙彌西妙、尼總阿、藤原廣兼、二世悉地所願成就也、(正平十七年)康安貳年壬丑六月六日、(寅)

111 斯波道朝高書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

(切封)  
「(墨引)」

鎮西合戰事、連々注進候間、御忠節之次第、承候了、就公私感悅候、(斯波)氏經在鎮之間、被成合力之思

鎮西合戰ノ注進  
ニツキ忠節ヲ褒

国東郷



候て、悦入候、恐々謹言、

(貞治元年)  
六月二日

田原藏人入道殿

(新渡高経)  
道 朝 (花押)

二二 來浦八坂社棟札銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字來浦

田原氏能來浦牛  
頭天王社ヲ造立  
ス正受・紀長明

奉造立來浦鎮主牛頭天王御社壹宇、貞治四年歲次乙巳卯月廿五日、大願主藤原氏能、沙彌正受、源  
榮、結緣衆紀長明、結緣衆沙彌蓮心、大勸進僧隆德、大工次郎四郎、大工穿心房幸明、小工伯濟  
□、小工藤原□□、祝司□□藤原盛安、安部國□、伯濟太子安部國□、伯濟□□、

二三 定阿書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

委細承候了、

抑御注進已下御返事兩通、申沙汰候、令進候、大將既治定之上者、不可有幾候、其間可有御勘忍候  
哉、付諸事貴方様御事、不可存等閑候、恐々謹言、

(貞安元年)  
閏六月十二日

沙彌定阿 (花押)

謹上 田原殿御事

鎮西大將治定ヲ  
告ケ下向マテ持  
久セシム

○『大分県史料』八閏正月トスルモ、今川了俊下向前後ニ閏正月ノ該当ナシ。閏六月ノ誤謄ナラン。

二 定阿書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

去月廿三日御狀、委細承候了、

誠父祖代々御忠功、異他候之條、達上聞候訖、其旨趣、被載下御返事候也、今度之儀、亦御籌策之  
大綱候之間、不能左右候、大將事既落居之上者、不可有幾候、其間御計策肝要候歟、小田原殿下向  
候間、京都時宜、委可被申候哉、於身面々御事、取分不存等閑候、凡公私御前途、此時候、相構  
々、彼下著時分御方便、尤可然候哉、事々期後信候、恐々謹言、

十一月廿八日

沙彌定阿(花押)

二 藤原田氏能讓狀

○碩田叢史田原文書  
増補訂正編年大友史料八

氏能討死セバ出  
生ノ子男子ナラ  
バ全所領ヲ譲ル

たうし(國東總)やうおとむ(薩摩)れにおいて、うちよしうちしにをいたすといふとも、によし(安)ようくわ(性)ひにん候間、  
ゆつりをしたゝめおく物也、もし(男)なんしの身(正)ニ候ハ、氏能ちき(采)ようの所々、ほんり(采)やうしん(領)をん、  
一所ものニさす、ちきやうす(田)へき也、のちのために、ゆつり狀、くたんのことし、

おうあん二年七月十二日

藤原氏能(花押)

國東郷

二五 豊後國志

雄度牟礼城ハ成  
仏村ニアリ

〔雄度牟礼〕  
於菟牟礼塞  
在國前郷成佛村、  
大友之族據之、

二六 足利將軍義滿家御教書

○荒卷文書  
大分県史料一〇

〔附箋〕  
「細川武藏守頼之」

下野權守所望事、可令申 公家之狀、依仰執達如件、

〔裏打紙端裏書〕  
「京都管領  
細川頼之」

田原氏能ヲ下野  
權守ニ挙申ス

應安四年二月六日

武藏守〔細川頼之〕  
〔花押〕

田原〔田原氏能〕豊前三郎殿

二七 今川了俊〔貞世〕書狀〔紙切〕

○三浦文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封〕  
「〔墨引〕」

〔端裏符箋〕  
「今川了俊自筆書狀」

九州下向ヲ告ゲ  
合力ヲ求ム

就九州事、可罷下候、御合力候者、喜入候、自中國連々可申候也、爲御心得、先如此申候、相構御  
同心候者、悅入候、一向憑申候也、恐々謹言、

(寔安四年カ)  
七月一日

(今川貞世)  
了俊(花押)

田原豊前三郎殿

二八 定阿書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

氏能ノ注進ニ答  
へ今川義範ヲ同  
道入国セルヲ褒  
ス

勢州無為

国ノ時宜注進ス  
ベシ

去月廿六日御狀、委細令拜見候了、

抑禮部御同道候て、早速御渡海目出候、御籌策之至候哉、相構て無御由斷(、、)、御方便可然候、且公方

様面々御事も、御心安被思食候、其詮候者、付公私可目出候、將亦南方勢州屬無爲候、御心安可思

食候哉、國之時儀、連々可有御注進候、恐々謹言、

(寔安四年)  
七月八日

定阿(花押)

田原殿御事

二九 後光嚴天皇口宣案(紙宿)

○入江文書  
大分県史料一〇

(端裏書)  
「一口 宣案」

国東郷

国 東 郷

田原氏能ヲ下野  
守ニ任ズ

上卿三條大納言

應安四年八月十七日 宣旨

從五位下藤原氏能  
(田原)

宣任下野守

藏人左中辨藤原宣方奉

(附箋)  
「三てうの大なこんとの」

たままくの御いこと  
「(附箋) たろしのさいしん」

なかのミかとのへんのとの」

110 豊鐘善鳴録

豊山正義万歳山  
万弘寺ヲ創ム

豊後州万歳山豊山禪師、諱正義、本州人<sup>○甲</sup>  
略

初視蒙國東寶陀寺、歴徒實際・万壽之兩刹、玄學蟻慕、得益者多、自後應富來正壽居士請、創万  
歳山万弘寺、應永元年二月三日示滅、塔曰富光、隆國府報恩、田染郷安養一寺、共係師之挿草  
也、

○『豊後國東半島史』二八、豊山正義ノ万弘寺草創ヲ応安四年(一二三七一)トス。シバラクコレニ從フ。孔本『豊鐘善鳴録』  
ニ見エズ。今『太宰管内志』下ニヨル。

三 貞直書狀(紙切)

〇入江文書  
大分県史料一〇

書札ニ答フ

私ナラザル身

貞直勢州出勢

勢州静謐セバ暇  
ヲ請イ罷下ル

ム 国ノ事ハ一向憑

舊冬十一月十六日御札、正月十六日京著、委細拜見仕候了、抑高崎御要害事、無相違御踏候之由承候、返々目出相存候、殊ニ於京都、其披露候之間、身一人悦と相存候、隨而度々御合戦ニ、無別御事候之由、承候、返々目出悦入存候、ふと罷下候て、雖不甲斐々候、面々今度之御大事にて候之間、御用にも可立申候所存、朝夕念願仕候へとも、私ならざる身にて候間、無力事候、貞直も去年勢州罷下候て、不思義ニ無別事候、去冬極月廿五日上洛仕候、又凶徒正月十七日打出候て、及難義候間、又近明日之間、可罷下候、我等辛苦も可有御察候、勢州事、屬靜謐候者、雖何時候、乞暇候て、可罷下候、國事者一向憑入候、又京都御用者、可蒙仰候、將又京都之式、無別義候間、不申候、今者諸方御敵等對治之様候間、公私目出候、尙々國事者、一向奉憑候、被懸御意候者、恐悦候、事々、期後信候、恐々謹言、

(応安五年)  
正月廿日

貞直(花押)

(原之)  
田浦殿返事

国東郷

二三 今川了俊<sup>貞</sup>世書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

〔<sup>(端裏切封)</sup>墨引〕

高来ノ静謐ヲ報  
ジ山田庄ヲ沙汰  
セシム

吉弘殿

山田取カ、ル

<sup>(肥前)</sup>高来事、如此静謐候、しかしなから、而々御越故にて候、目出候、就其者、山田庄事、自元不可有子細候間、此次ニ御沙汰可然候由、これにても申候き、今又「<sup>(紙摺目)</sup>御いとまあまり候へは、一道御計不可有子細候、さやうの事、吉弘殿ニもくはしく申て候、たゞしとても御越故ニ、如此思まゝニしなして候ニ、山田事御とりかゝり候はゞ、一定又なにかと申候事候ぬと存候、この時など御手をゆるし候て、御恩ニあてかハれ候て、」<sup>(紙摺目)</sup>三分一ニても四分一ニても、御あつけ候て、今ちと世間を御らん候て、かれらのかく儀を、申ましく候はんする時分ニ、をしかけて、御持候へかすと存候、いかゝ候へき哉、用害なとめされ候ハゞ、今時、雖不可有子細候、一人も大切の時分にて候へは、まつ地下わつらひなく候て、追て御計

○応安五年カ。一三二号参照。

二三 田原氏能知行宛行狀

○松成文書  
大分県史料一〇

国東郷給所ノ替  
リトシテ来繩郷

来繩郷吉久内、秋吉淨願跡土貢拾貫分事、於國東郷給所替、市丸彌次郎所宛行也、早可被打渡下地

吉久内ノ地ヲ市  
丸某ニ打渡サシ

之狀、如件、

應安五年二月十三日

(田原氏能)  
(花押)

沙汰人等中

二四 今川了俊貞書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

大友氏継ヲ奉ジ  
南軍ニツクトノ  
情報アリ

吉弘帰國セバ心  
元ナシ  
左京亮下向  
豊前ヲ固クシタ

豊後事、此間御一族中ニ、少々(大友氏能)孫三郎殿をとりたて申され候て、御方ニなし申候は、やといふたく  
ミ候よし、承及候つか、すてニせうく現形候なる間、吉弘殿今朝歸國候つる也、京都の御さた  
のおもむきをしり候ハぬ人々、かやうにすぢなくあてかハれ候ハ、一定その身をもうしなひ、御  
一家をもそこなひ申され候ぬと、驚入候、く、いかしく候へきと、あさましく候、(大友氏能)孫三郎殿の事  
ハ、はや宮方ニ切かハリ(紙替目)「たる事、京都ニも先立てしるしめして候ニ、今更御一家の人々、宮方ニ  
又なられ候ハん事、口惜事候、いかに無念ニおほしめし候らんと、思やり申候、それにつきてハ、  
吉弘殿歸國候へは、心もとなく候なととて、左京亮殿など、ふと御下もや候ハんすらんと、存候間  
申候、豊後事ハ、何と候ハすとも、子細候ましく候、それにつけても、豊前をかたくさしたく候、  
左京亮殿御一所にては、彌御心安かるへく候間、とゞめ申候ハんとて、狀を進候、そのやう仰候へ  
く候、諸事冬庵主物かたり申され候、一向御一力にて、御ほねをられ候(紙替目)「なる、ありかたく悦存候、  
城井事ハ、今一落居たるへく候、よくく御さた候ハ、彌可目出候、恐々謹言、

国 東 郷



國東郷

(応安七年カ)  
卯月十五日

田原下野とのへ  
(氏能)

(今川貞世)  
了俊(花押)

二三 今川了俊貞世感狀寫

○入江文書  
大分県史料一〇

豊前及び豊後花  
岳合戦ノ功ヲ賞  
ス  
高畑

自最前、於豊前被致御忠候ニ、結句豊後(速見郡山香郷)花高合戦御高名、目出候、殊更不日ニ馳歸豊前、又御在陣候、重々事候、とても其國(以下礼郷)「被入功候上者、相構高畑事、口々御沙汰候者、可目出候、恐々謹言、

應安七年到來候、  
九月廿二日

(今川貞世)  
了俊(花押影)

田原下野守殿  
(氏能)

此御感狀虫喰申ニ付、書寫置者也、

二三 田原氏能軍忠狀

○入江文書  
大分県史料一〇

田原下野權守氏能軍忠事

豊前及び豊後花  
岳等ニオケル軍  
忠ヲ上申ス

依宇都宮常陸入道謀叛、霜臺御發向之間、急速可馳參之旨、依仰下、不廻時日、令參陣、自去二月廿三日、於豊前御陣、令堪忍、連日野臥合戦之時、親類若黨每度被疵畢、爰去八月廿八日夜、豊後國凶徒、忍上同國北浦邊花嶽、構城(マ)、塞豊後・豊前兩國通路之間、事延引者、依可存天下之御大

惣領大友親世  
城井陣

今川了俊証判ヲ  
加フ

城井合戦ノ軍忠  
ヲ賞シ京都ニ注  
進スルコトヲ報  
ズ

事、自惣領大友方(親世カ)、就度之注進、可馳向彼城之由、以霜臺御意、不日罷向彼在所、去九月六日曉、押寄當城花嶽、散之致合戰、親類若黨數十人、雖被疵、同日對治仕、不移時刻、令城井歸陣、致宿直之處、同廿五日、沒落高畑城之間(此註)、致霜臺御共、馳參當御陣八町嶋、所之御勢仕以下、致宿直之段、顯然之上者、預于京都委細御注進、申賜御感御教書、爲備後代龜鏡、粗言上如件、

應安七年十月 日

(証判)  
「承了(今山了俊)  
(花押)」

三三 今川了俊貞世書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

豊前國城井合戦之時、自最前令在陣、及對治之期、致忠節、親類若黨數輩被疵云々、尤神妙、此趣可注進之狀、如件、

應安七年十一月六日

田原上野權守殿  
(マ、ハ、氏能)

沙彌(今山了俊)  
(花押)

三六 豊前國城井陣合戦手負注文案

○入江文書  
大分県史料一〇

(端裏書)  
「本書虫食之間、追而書置者也、」

国 東 郷

国東郷

城井陣合戦ノ手  
負入ヲ注ス

豊前國城井陣合戦氏能手物手負注文事

三月三日

藏地彌三郎ヒサ 下郡又五郎アシ

萱島次郎ヒサ 黒田神五アシ

同廿八日

加禮河彌五郎ハラ 津留四郎モ、

八月十三日

森四郎ヒサ 永松二郎ヒサ

市丸彌次郎カタ 衛藤七郎ヒサ

高山五郎三郎コシ 姫島次郎左衛門カタ

都甲四郎コシ

應安七年

二九 豊後國花嶽合戦手負注文(折紙)

○入江文書  
大分県史料一〇

(異巻)  
「御感可有候敷、」

(遠見郡山香郷)  
花嶽合戦氏能手物手負注文

山香郷花嶽合戦

スノ手負人ヲ注進

木付六郎五郎左ヒサ

帶刀中務左アシ

加禮河刑部房左ウテ

萱嶋六郎四郎ウチキス

竈門彦次郎左ウテ、同方カタ

同彦三郎カシラ

枝元小次郎チノシタ

市丸彌次郎右アシ

倉地彌三郎カシラ

成吉民部返右ヒサ

辻間孫太郎ウチモ、

松尾七郎ヒタリノカタ

秋吉三郎五郎チノシタ

同三郎次郎ハラ

小垣原左衛門次郎モトクヒ

加禮河彌五郎カシラウチキス

以上十六人

国東郷

今川了俊証判ヲ加フ

(証判) 「一見候了、

尤神明也、

(今川了俊) (花押)

仰出候、」

○応安七年(一三七四)九月六日田原氏能、南軍ノ籠ル花嶽ヲ攻メテ之ヲ陥ル。

一三〇 足利將軍義家御教書寫

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

(鳥紙ウハ書) 「此狀一對ハ、田原廣左衛門殿御所望ニ付、指上申候、是ハ寫ニ候也、

田原下野權守殿

武藏守頼之」

九州所々ノ忠節ト筑後河渡河ノ軍忠ヲ賞ス

於九州所々、致忠節之上、今度最前渡筑後河、成軍功之由、今河伊與入道了俊、所注申也、尤神妙、向後彌可抽戰功之狀、依仰執達如件、

應安七年十二月廿九日

(細川頼之) 武藏守(花押影)

田原下野權守殿

一三 田原氏能軍忠狀

○入江文書  
大分県史料一〇

菊池勢以下兩軍  
トノ合戦ノ軍忠  
ヲ注進シ証判ヲ  
請フ

菊池武光若党ノ  
國東郷内ノ城ヲ  
攻ム

伊倉宮

菊池武光高崎陣  
ヲ退キ大宰府ニ  
出ツ

肥前國横大路城  
綾部村

佐野陣

城山 日隈陣

肥前國高來郡凶  
徒蜂起ノ時ノ軍  
忠

田原下野權守氏能申所々軍忠事

一、去應安四年六月廿六日、致治部少輔殿御共、(今川義徳)自備後國尾路津令乘船、同七月二日夜、最前取上

豐後國高崎城之處、菊池武光之若黨平賀新左衛門尉、構要害於氏能分領國東郷之間、同廿三日

夜、差遣手物等、追落彼城、平賀彦次郎以下凶徒三人討捕之條、(今川義徳)禮部御見知之上者、不可有御不

審者哉、同八月六日、伊倉宮并菊池武光以下凶徒等、寄來當城之間、踏一方役所中尾、迄于翌年

正月二日、百餘度合戰、每度親類若黨以下數輩被疵、勵日夜軍忠、至于今、殘置親類手物等於當

城、抽隨分至功之次第、大將御見知之上者、不能巨細言上者也、

一、同三日武光以下凶徒退散高崎陣、打上大宰府之間、同三月廿六日、馳參筑前國高宮御陣、同四

月八日宰府御進發之時、令御共於佐野御陣、致忠節畢、

一、同廿二日、爲肥前國横大路敵城向要害、中賀野左近將監殿并惣領大友手輩相共、打越同國綾部

村、取誘向城、同廿八日歸參佐野御陣、至于同八月十二日宰府凶徒沒落之期、於御手勵忠功、自

當御陣御移城山之時、致御共、其後爲手分、屬右衛門佐殿御手、於日隈御陣、一兩年令堪忍、致忠

節畢、

一、肥前國高來郡凶徒蜂起之間、山名少輔次郎殿爲大將、被差遣御勢之時、依被仰下之旨、於分領

國東郷

山田莊内山田・野井城

菊池武政・同武安

肥前國本折城合戦

野老限陣

惣領大友親世

筋一揆・松一揆

豊後國大野城ヲ攻ム

直入以下所々ニテ忠節ヲ致ス

球珠郡小田大和守謀叛

高勝寺城

宇都宮如法寺若狭守氏信古後城

同郡山田庄内、取誘山田・野井兩城、差置親類木付左近將監以下手物數輩、度々凶徒寄來之時、每度抽戰功、諸方御勢仕之時、無懈怠致忠節、禮部御發向之後者、屬彼御手、抽至忠之條、山名少輔次郎殿見知畢、

一、同六年二月十四日夜、菊池次郎武政・同肥前守武安以下凶徒、馳越筑後河大豆津瀨、打寄肥前國本折城、及合戰之間、爲後攻自高上御陣、右衛門佐殿御發向綾部村之時、雖被仰下、諸軍勢等悉依令辭退、任被仰出之旨、(右衛門佐)致金吾御共、其後於野老限御陣、抽忠節之刻、彼城既依及難儀、爲兵糧助成、御手人々并惣領大友手輩相共、(親世)差遣親類若黨等、廻種々計略、致糧米以下合力、勵至忠訖、

一、菊池赤星筑前入道以下凶徒等、楯籠同國田手寺之間、同六月十日夜、筋一揆・松一揆人々并豊後勢相共、被致夜討之時、以手物等令合力、抽戰忠、若黨三人被疵之條、御手人々見知畢、

一、肥前國千栗凶徒退散之後、於同國宮津御陣致忠勳之處、爲豊後國大野敵城退治、惣領大友親世差向一族若黨等、及合戰之間、氏能可馳越之由、親世就令申、同九月八日、馳越當國、於大野城數日抽戰忠、於直入以下所々、廻計策、致忠節之次第、惣領名代見知畢、

一、豊後國球珠郡小田大和守以下輩謀叛之間、同十一月十三日、大友親世名代相共、馳向同郡高勝寺敵城、同十七日致散々合戰、追籠凶徒等於城內之時、親類若黨數十人被疵、手者一人令討死訖、其後宇都宮如法寺若狭介氏信、并惣領大友手輩相共、取構同郡内古後城踏之間、以氏能親類手物等令合力、連日致野伏合戰、迄于今、於郡内抽忠節之次第、惣領注進之上者、不能巨細言上

城井常陸前司入道謀叛

山香郷花嶽

高畑城没落

筑後八町嶋河鱈渡瀬口

石垣城

皆尾山 黒木城

大友親世名代義匡

肥後國小島村目野陣

千田・山本

今川了俊証判ヲ加フ

者也、

一、同七年正月廿三日、城井常陸前司入道依謀叛、(宇都宮正綱)彈正少弼殿御發向之間、不廻時日馳參城井御

陣、致夙夜忠勤、諸方御勢仕并連日野伏合戰以下、每度勵戰忠、親類若黨數輩被疵之次第、大

將(今川氏憲)霜台度々預御注進者也、同八月廿七日、凶徒取上豊後國山香郷花嶽、依及難儀、同九月三日馳

越彼境、同六日攻上當城、致數剋合戰、親類以下五十餘人被疵、追落彼城、同十三日歸參城井御

陣、迄于高畑城没落之期、致忠節之條、霜臺御見知畢、

一、同十月一日、致霜臺御共、馳參筑後國八町嶋御陣、於河鱈渡瀬口要害以下、致日夜警固、同十

一月十日夜、爲御先勢、治部少輔殿御渡筑後河安度瀬之時、屬彼御手、打入石垣城、同十二日追

落同國皆尾山凶徒、同十五日御手人々相共、打寄黒木北河内、同十六日至于黒木城衆降參之期、

勵忠節訖、

一、同廿五日、惣領大友親世名代參河大藏少輔義匡并周防因幡守・大村讚岐入道相共、爲御先勢、

依打越肥後國小島村、翌日彼敵城令没落之間、同十二月七日、打寄同國目野陣、追拂千田・山本

以下所々凶徒等、同十五日、金吾・禮部御著同國岩原之間、則馳參彼御陣、迄于今令在陣、諸方

御勢仕以下、勵至忠畢、

以前、軍忠之次第、且預京都御注進、且賜御證判、爲備後代龜鏡、粗言上如件、

應安八年二月 日

(証判)「承了、(今川了俊)」  
(花押)」

國 東 郷



○本文書、二箇所ノ紙継目ゴトニ今川了俊ノ裏花押アリ。

三三 尼正安遺領配分狀

○秋吉文書  
大分県史料一〇

當知

知御教書明白也、爰貞泰(秋吉)、去觀應貳年於筑前國針摺原合

戰、

畢、

打出之時申置候、今度令討死合戰者、於件所職名田

可讓與(兵) 衛尉 法師丸、若或令早逝、或現不調振舞、或致罪科、或令母儀敵對者、次口又法

師可相續之、

雖爲何子何孫、

致母堂不忠者、

守器用

計云々、

又次郎兵衛尉口共召具之上

者、令貞泰誅死者、不可

捨親於踏逃足者、

准不孝、

雖爲貞泰跡段歩、不可有競望

之儀、於一所令討死者、彼子千代法師丸貞泰孫子、

安岐郷内仁與名半分・武藏郷内手野田半分ヲ讓

此爲最後之間、

其後針摺合戰打立之時、書狀子細同前、然三郎右兵衛尉忠家法師丸、

令奉公菊池次郎

武政、捨所領令肥後國居住、及數年之間、欲有守護御沙汰之刻、貞泰遺言申披、又法師丸者、

于忠家令橫死之間、三男五郎四郎于時重名、孫法師丸、

令奉公田原殿、令彼跡相續知行之處、忠家令歸國、申

給守護御免御奉書訖、其後於國東郷千疋村、爲永松孫六致害訖、爰宮鬼丸忠家子、

彼名田等可知行之由申之、能泰又忠家現不忠之刻、爲御方令相續彼跡、

依致御公事并奉公忠節、所職名田悉令無相違之條、

偏非能泰忠功哉、宮鬼丸者、雖爲忠家之子、不帶讓狀、能泰者、帶忠家自筆書札讓狀、

旁以不可有異論之由、申之、宮鬼丸忠家之一子也、難一向奇捐欺、

又能泰所申非無其謂、仍以和睦之

秋吉貞泰筑前針摺原合戰ニ戦死ス

出陣ノ際ノ遺言

安岐郷内仁與名半分・武藏郷内手野田半分ヲ讓ル

國東郷千疋村ニ于殺害

八坂莊藥丸名半分

(八坂莊)

儀、藥丸令折中於半分者、可能泰知行、至半分者、可宮鬼丸領知也、兩名田畠山野鹽濱等坪付貳通  
正安自筆  
加裏書判形、所副渡也、守此狀、相互無異論、全知行、於御公事課役等者、依田代分限、任先例可勤

仕也、次藥丸名內澤里田地五段、正安一期之程令知行、迄于沒後第三年、所宛置教養料足也、年記

間更ニ不可有相違、將又藥丸名內四綠田地貳段北依、延道名內上田屋敷貳段者、氏女貞泰女子可

讓與之由、貞泰遺言之間、不及子細、迄于氏女子之孫々、永代知行不可相違者也、若背此讓狀、或

致非分訴訟、或以件所職名田等、令寄附權門、有成父(マ)祖重代之跡之族者、啻匪背貞泰遺言、正安又

爲不孝子孫、不可此跡知行、付半分一方、可一圓領知也、次本證文等事、隨要用、如所領相分之、

追可面々勘渡之、仍爲後代讓狀、如件、

(宋後元)  
應安八年八月廿二日

尼正安 (花押)

木付広輔証判ヲ加フ

(異筆)  
一任此狀、可全相互知行之狀、如件、

(木村)  
廣 輔 (花押)

一三三 足利將軍義詮家御教書寫

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

於九州、父祖忠節異于他之上、今度探題下向以後、於所々、相續致戰功之條、尤神妙、可抽賞之

狀、依仰執達如件、

永和元年四月三日

(備出願之)  
武藏守 (花押影)

国 東 郷

田原下野權守殿

三四 豐後州國崎郡妙德山泉福禪寺開山無著勅謚眞空禪師行道記

○泉福寺藏本  
大日本史料七ノ一

師諱妙融、號無著、隅州人也、姓藤氏、族日野、幼而骨相不群、目光射人、胸列五星、頗志出塵、

年十九、禮日州大慈剛中柔和尙、剃髮受具、○中略

六年春、往越後、建春日山光德寺、七年春、往豐後佐賀庄、建洞光山永泉寺、永和元年、同國住田

豐後佐賀莊ニ洞  
光山永泉寺ヲ建  
ツ  
永和元年田原氏  
能母無佐尼受戒

原下野守平正晴之母、法名無傳公、請師受戒云、願爲和尙作一座伽藍、師便擇於橫手村、乃曰此山

最好、奈無水何、倘得水、則佛法久住之地也、盤植之間、忽有童子、不知何來、手執如意指地云、

這裏有水、言訖忽不見、師以拄杖卓其指處、泉隨杖涌、色如白乳、今文殊泉是也、遂定寺基、興建

寶坊、山名妙德、寺曰泉福、誌聖跡也、時稱爲法窟、康曆二年、往防州、開山于三處、皆門人所

請、永德三年春、往肥州小城郡、住天山、秋移松浦郡黑岩醫王寺、衆滿千人、至德元年同國住鑰尼

信濃守藤原季高之室法名本了、於佐賀郡春日山之南建寺、請爲開山之祖、師名大陽山玉林寺、蒙

帝賜寺額、時四方慕道者、雲集幅湊、師隨機應接、無不脫然、明德二年、於筑後生葉庄、建大生、

雲峰二寺、又於豐後佐賀庄、建永照庵、三年、於肥前松浦、建宣德寺、秋還泉福、冬結制、衆滿六

百、明年癸酉結夏、度人無數、解夏後忽示微疾、至八月門人悉集、十二日沐浴剃髮坐椅、索筆書偈

云、法々本來法、心々無別心、玉兔常當戶、白日不移輪、擲筆而化、時檀越下野守等、或有吁嗟號

妙德山泉福寺ヲ  
創ム

佐賀莊ニ永照庵  
ヲ建ツ

明德四年八月十日寂六十一歳  
真空禪師ノ勅諭ヲ賜フ

永和初年田原氏  
能泉福寺ヲ興ス

名國司ニ舉申ス

哭、師忽開眼、教誡經時、微笑而逝、于時禮拜隨喜者、累日不輟、門人塔於泉福之西北隅、額曰普門、閱世六十有一、法臘四十二、實明德四年八月十二日也、平羽林郎將元勝公、嘗預聽徒、於是屢奏請師號、勅諭真空禪師、嗚呼師生平履踐穩密、法量廣大、不似是非掛口、惟以慈悲喜捨、無心而應之、且處身謙卑、護法貴重、揭宗綱之要、整叢納之規、可謂真大善知識也、時嘉吉壬戌二年林鐘月吉旦、四世法孫、住丹州香山妙三稽首敬撰、

○『大友家文書録』二、「田原氏能母者、万手小路女、國東横手村應福寺開基、氏能女次之、宗洞宗無着和□建立也」ト見ユ。

### 一三 豐後國志

泉福寺

在國前郷横手村、號妙徳山、延寶傳燈錄曰、永和初、田原下野守正晴請無着禪師、爲興一蘭若、名泉福禪寺、南來其弟徒南陽、蘭室、無禿、大通諾大德交相董其法職、於今郡中一皇刹也、田原家譜正晴作氏能、

### 一三 足利義滿受領舉狀

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

(貼紙)

一 康曆元 義滿將軍

判一紙所々之本領等數

(花押)

名國司所望事、可令申公家之狀、如件、

永和二年七月廿日

田原下野權守殿

國東郷

三七 細川頼之書狀(紙切)

○三浦文書  
大分県史料一〇

肥前蟻打合戦ノ  
忠節ヲ賞ス

去月十三日蟻打合戦事、委細承了、御忠節至、悦入候、於今者、早々可靜謐候哉、目出候、恐々謹言、

(紙切)  
二月廿三日

(細川)  
之(花押)

田原下野守殿

(底能)  
「(奥切封)」

三八 今川了俊貞感狀

○入江文書  
大分県史料一〇

肥後白木原合戦  
ノ忠節ヲ賞ス

去十二日、肥後國白木原合戦之時、致忠節、若黨衛藤五郎・太田七郎左衛門尉・野村新左衛門尉・帆足左近將監、被疵云々、尤以神妙、彌可被抽戦功之狀、如件、

永和三年八月十八日

(今川了俊)  
沙彌(花押)

田原下野守殿

三三 今川仲秋書狀

○岩藤文書  
速見郡日出町大字大神

尙く、御子息御事、如此之上者、彌於向後も、憑存候へく候也、御同心候者、○下記  
サズ。

子息ノ事ニツキ  
書状ヲ進ズ

御子息之御事、先立承候ことく、(カ)給候御事、無申斗悅存候、何様懸御目候て、可申候、尙く目出悅

喜仕候、委細見參之時、可申候、恐く謹言、

(年未詳)  
十一月廿八日

(今出)  
仲秋(花押)

田(應)下野守殿 御返事

○難読ノトコロアリ。今川仲秋ハハジメ困泰・頼泰ト号ス。

三四 今川了俊貞世書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

草野長門守知行  
分地下喧嘩ナキ  
ヲ報ズ

(筑後國竹野)  
草野長門知行分年貢事、依御沙汰、於地下可及喧嘩候由、其間候間、先止地下動亂、御申あるへき  
子細候ハ、承候て、任理運、可成敗候由申候き、今如御代官申候者、地下亂入かせき等事、無跡  
形候云々、然者、定可爲無爲候哉、目出候、此上者、草野與力等事、又候ハしと存候、於庄年貢免  
候事者、御歸陣時承候て、可加成敗候、一日自長瀬方進候し狀ハ、たゞ地下喧嘩いたし候ハ、や  
められ候へまでの事にて候、つとニさる事候ハぬよし、御申候上ハ、殊ニ目出候、恐く謹言、

國東郷

十二月五日

沙彌(今山下後)  
彌(花押)

田原殿  
御返事

一四一 文殊仙寺石造十王像銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字大恩寺

沙弥本心十王像  
ヲ造立ス

奉造立□□天王、沙彌本心造之、永和第三戊午八月日、

大願主道雲上座

永和五己未三月廿日、大願主道雲上座、

一四二 足利義滿袖判下文

○入江文書  
大分県史料一〇

足利義滿  
(花押)

田原徳一丸二所  
領ヲ安堵ス

下 田原徳一丸(親直)

可令早領知、筑後國田口村内西方參分壹・同國怡土庄内末永名參分壹・豊後國田原別符半分内

參分壹・同國田原別符内波多方半分戸次丹後守・周防國岩田保岩田左近將監・肥前國山田庄阿蘇彈正

跡・豊後國安岐郷日田宮内少輔・同國光一松名(同南庄)・同國玖珠郡山田郷原田次郎・帆足郷・古後郷志津利

跡・飯田郷・并來繩郷内福成吉久名等・同國香地庄・國東郷信濃入道・同國武藏郷・同國櫛來別

國東郷信濃行珍  
跡 武蔵郷

符・同國日出庄戸次宛前次郎朝直跡・筑後國竹野庄内東郷・山本郷宇都宮常陸前司守綱跡等地頭職事

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

一四三 後圓融天皇繪旨

○泉福寺文書  
大分県史料一〇

泉福寺ヲ南禪第一之上刹ニ列シ紫衣ヲ着セシム

鎮西豊之後州國東郡妙徳山泉福寺者、正運廟開、嘉城州單傳之淨場也、修宇起叡情、儀式起祖跡、宜相並南禪第一之上刹、着紫衣法服之御衣、可奉祈聖躬億兆之寶位、綸言如斯、先勅賜御醍醐天皇、當今圓融院天皇、

永徳元年八月廿八日

一四四 今川了俊貞世書狀

○土居氏蒐集文書  
大分県史料一〇

かきりある事候ハ、爲公方、かたく可有成敗候、今時ハ、かやうの事にちなみ候て、所々煩出來候へハ、かたくさたし候、已後立所候、凶徒あきの事、煩出來候ほとニ、御了簡候へく候、年貢いくほとなげに候へハ、公方かたへ、さり御申候て、一わう御指置候ハ、可目出候間、口入申事に

公方方へ去申スベシ

國東郷



候、いかさま、今年はかりは目出候、於後年事者、自他以先例、可有成敗者也、恐々謹言、

〔異筆〕  
「永徳貳」  
三月廿九日

了俊〔花押〕  
〔今川貞世〕

田原殿  
御事

一四五 豊後守護大友親世〔采村〕 遵行狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

〔田原〕〔采村〕  
三郎親貞申、豊後國々東郷。富〔内〕 先達御遵行〔不〕

〔不〕  
不沙汰付親貞代、可執〔不〕 可有緩怠之儀狀、如件、

〔不〕 貳年五月廿六日

修〔理権大友親世〕

一四六 某 遵行狀

大友家文書録  
大分県史料三一

〔采村〕  
三郎親貞申、豊後國々東郷内富〔采村〕 十一月十六日御教書

〔不〕  
交下地之厚薄、可執進請取狀、使節敢不可有〔不〕 件、

国東郷富来村ノ  
地ヲ田原親貞ニ  
渡付セシム

国東郷富来村ノ  
地ヲ親貞ニ渡付  
セシム

一覽 某遵行狀

大友家文書錄  
大分県史料三一

国東郷内ノ地ヲ  
田原親貞ニ渡付  
セシム

親貞申、豊後國々東郷(早來村)

高相共。莅彼所、相交下地

早(厚薄)  
達達如件、

沙汰付親貞代、可執進請取狀

一覽 彈正忠某請文

○大友家文書錄  
大分県史料三一

下地打渡請文ヲ  
進覽ス

(豊後國)  
東郷内富來村地頭職半

奉書之旨、打渡下地於田原

(請文)

通謹進覽之、

貳年七月十八日

彈正忠

国東郷

一四九 斯波義將書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

大友・田原ノ確  
執ヲ止メ上裁ヲ  
仰ガシム

就大友與田原若狹守事、御注進到來候了、則伺申候、止合戰、可仰上裁旨、可有御下知候、恐々謹言、

五月十六日

左衛門佐義將(斯波)(花押)

謹上 今河伊與(了後)入道殿

一五〇 金剛寺寶篋印塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字来浦

栄山宝篋印塔一  
基ヲ造立ス

□□□□大禪定門、永徳三年癸(亥)□二月九日、願主榮山、大工□□妙□□、

一五一 賀來社御行幸儀式次第

○杵原八幡宮文書  
大分県史料九

(編纂書)  
「嘉慶二年

賀來社 御行幸儀式次第要段」

八幡 賀來社御行幸儀式次第要段

五月會 神與(奥)三基 御机帳六本 神馬十足

行幸儀式次第ヲ  
注ス

略○中

濱御殿 一字三間四面七八間 阿南 笠和役

馬場諸郷役 國廳 一字六間 佐賀郷役

宮廳 一字六間實來庄并 生石村役

舞樂 競馬十番 十烈 前弓 刑駄

步流 騎馬七番 田實殖已上國衙沙汰 流騎馬六基

六月御祓御行幸同之、

八月十四日御幸行儀式(幸)

御供備進 祝 馬長 村 田樂 舞樂

蝶鳥 十烈 東舞 相撲 旗鈴三本 二本國東 一本佐賀

御前松明國東郷役 大宮司屋形前松明同之、

同十五日 佛供養 標山國分寺役、奉安置阿彌陀像、

講師(寺脱力) 同國分僧役 請僧社僧役 菩薩舞

駒形 駒犬 舞樂 蝶鳥 東舞

十烈 師子國衙役 相撲十番國衙沙汰 郷々役

大行道次第 菩薩 國分僧 蝶鳥 社僧

在廳 樂人 舞人 師子

國東郷

阿南莊笠和郷役

國衙沙汰諸郷役

佐賀郷役

賀來莊生石村役

國衙沙汰

國東郷佐賀郷役

國東郷役

國分寺役

國分寺僧役

國衙沙汰郷々役

駒形 駒犬 村 田樂

社僧役

仁王經講讚一百座講讀師 請僧社僧役

嘉慶貳年 辰三月 日

一五三 豊後守護大友親世學狀案

○入江文書  
大分県史料一〇

〔端裏書〕

一富來事大友殿御すいきよ案

富來村ニ対スル  
田原親貞ノ愁訴  
ヲ挙申ス

富來正壽跡輩ニ  
御教書ヲ成サル

田原三郎親貞申候、豊後國富來村事、訴狀副具書謹進上候、子細載于狀候歟、凡此所事、年來愁訴候、就歎事候、先日半分拜任仕候、此分歎申候之處、結句富來木工助入道正壽跡之輩、一圓可領掌之由、依被成御教書候、親貞歎申候、可被經御沙汰候乎、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

明徳三年五月廿七日

〔大友〕  
〔世二〕  
修理權大夫親貞

進上 御奉行所

一五 歷代鎮西志

○史料編纂所本  
大日本史料七ノ一

無著妙融豊後泉  
福寺ニ寂ス

明徳四年癸酉秋八月十二日、釋無著融禪師化于豊〔後〕前之千福寺、傳曰、無著者本羽州之人、下肥前開

醫王寺在唐津、次開大陽山玉林寺、其徒衆于肥豐、或曰、無著作、姓相良氏也。

○無著妙融ノ法燈ニツイテハ、一八五号「泉福源燈録」参照。

### 一四 妙融傳持袈裟裏書

○泉福寺藏  
東国東郡国東町大字横手

妙融袈裟ヲ遺ス

傳法沙門妙融

明德四年八月十二日

(花押)

〔豊〕後州國東郡横手村

妙徳山泉福寺塔頭常住也、

於嗣法弟子、不可有希望心矣、

○本法衣ノ由来ニツキテハ、一八五号「泉福源燈録」参照。

### 一五 豊後國志

明徳年中明巖ノ  
草創

本護寺

在國前郷横手村、舊名保護、明徳中、泉福無  
着禪師弟徒明巖禪師創之、以應永十七年寂。

○本書ハ明徳中ノ草創トシ、一五八号ト合致セズ。

国東郷

一五 泉福寺開山堂扁額刻銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字横手

可中影堂ヲ建立  
ス

(表)  
「可中、」

(裏)  
「奉建立、可中影堂壹宇、應永元年甲戌八月吉日、前住明岩、現住洞岩、嗣法弟子等、」

○国指定重要文化財。堂中ニ石造開山無著和尚無縫塔アリ。

一五 今川了俊<sup>貞</sup>世施行狀寫

○岩藤文書  
速見郡日出町大字大神

田原上總次郎同  
若狭守下野三郎  
吉弘右馬權頭跡  
輩ヲ安堵シ下地  
ヲ遵行セシム

田原上總次郎・同若狭守・同下野三郎・吉弘右馬權頭跡輩、安堵御教書如此、早任御判旨、令遵行、可被執進請取狀々、依仰執達如件、

應永元年十二月廿七日<sup>(2)</sup>

(今川了俊)  
彌  
(花押影)

陸奥守殿

一五 泉福寺本山末山由緒略

○泉福寺藏本  
大日本史料七ノ一九

泉福二代明嚴鏡  
昭金能山本護寺  
ヲ開ク

(国郡横手)  
同村

金能山本護寺

應永元年甲戌、泉福二代明巖鏡昭禪師開闢、元祿年中、十一世幻堂無依常知和尚中興、法地相成候、初稱保護寺、後改本護、

一五九 田原親貞置文

○草野文書  
大分県史料一三

(堀家書)  
「條々」

條々

上洛出陣ニ依リ  
預置ク重書等ニ  
ツキ記シ置ク

太刀二振

御所自筆ノ内書

京六条猪隈屋地

一所々ふんりやうのもんそ、(文書)皆々宇佐のミやさこの北防の、(也)せうとの、なまつかけゆ入道の子永松又三郎を使として、あ

きの大かたとの・津さきのたん正僧方より、あつけ候了、使同人、

一太刀二振内一ハちすみとり、きたのはうせうとのへ、(方)あつけ候了、

一すちの。もんそものふくろ一、(香々也)かちのおうちやう防主、(也)萬一の節ニ、津さきのたん正僧方にあつけ

おき候了、

是ハ御やくの方へつかハし候了、

一今度上洛の時、御所御自筆の御内書、同あんと(也)の御教書、又ひろ山のものそい下、はりまかけか

わこニ入候て、筑後の石垣の本防へ、さん侍者・志月五郎兩人をもて、あつけおき候畢、

一京六條いのくまの屋地三反事、祖父貞廣御所ほうこうニよて、拜領候、代々于今いたるまで、奉

公さうそくせしめ、當知行候了、

国 東 郷



国府立市仏地カ  
居屋敷

一豊後国府立市佛地か居屋敷一所、是ハ辻間方丈南淇和尚、さうそくニよて、守護の下知れきせん也、仍亡父氏能さうそく候、いまに當知行候了、

右、すでにせんちやうにうち出るニよて、自然のためニ、しるしおくところ也、彼重書等、今度上

洛のあとニ、安岐の大方殿、津崎たん正僧方より、所クニあつけおき候間、先存知のふんをしる

し候也、此外なをも、あつけところあるへく候、能くたつね候て、とるへき也、次京屋地、ふん

この二郎(こ)の屋地の事、もん(文書)それきせんと云、「代々(以下紙背)當知行と云、かたくりやうしやうせしむへく

候、此ちうもんニまかせて、さうそくせしむへき状、如件、

應永貳年六月一日 親(田原) 貞(花押)

田原蘆松丸所

110 今川了俊貞世書狀

○土居氏蒐集文書  
大分県史料一〇

上洛路次難儀

委細承候了、就上洛路次難儀事、まれの御事と、我か事とミな同怖畏ニて候、何ともかとも、同やう御なけくまでにて候、我らいのちたすかり候て、めんめんの御事つけいたし候て、なし申候ハん事ハ、身の恥にて候へく候、ともかくも、我ら一所ニて候へく候、可御心安候と、ちかやすいふをたのミて、上洛の事ハ思とくまりて候、子細等候や、むねとうちかくし候へきたくミを、内々承及て候ほとに、ととまるへく候、恐々謹言、

(延永元年)  
壬七月廿五日

(今川貞世)  
了俊(花押)

田原殿  
御事

一六二 京都不審條々事書

○彌寝文書  
九州史料叢書

京都不審條々  
注ス

京都不審條々

〔義持也〕

一若君去年十二月十七日御元服、五位中將、當日將軍之宣旨御かふり候矣、

〔義持也〕  
〔將軍義滿公〕  
〔應永元年〕

一御所十二月廿七日大政大臣ニ御上候、正月七日可有御拜賀云々、御代ハ悉若君ニ御讓と云々、

一探題九州地頭御家人諸侍安堵恩賞事、不可有京都注進候、可爲探題沙汰御事書云々、

一御感事ハ、就于注進、可有御沙汰云々、

一兩島一諸本領當知行、大隅・薩摩兩國守護職闕所以下、悉九州靜謐御恩賞、探題御給了、  
(今川貞世)

一島津縱雖被參洛、兩國にハ有入部、可有知行上意御判に候云々、

一國地頭御家人、兼日より御所奉公之名字之中ニ、百餘人小番之衆とて被書扱、若君御所番帳ニ被

書候、九州之人ニハ、探題御右筆にて三十餘人か、豊後ニハ、戸次・日田・佐伯・田原ニ三人、

吉弘一人、日向ニハ、伊東大和・宮崎薩摩・守永入道・土持・財部・和田・高木、薩摩ニハ、

澁谷・牛屎・和泉・谷山・阿多系、大隅ニハ、税所・加治木・平山・彌寝と見えて候、是ハ遠國

國地頭御家人御  
所奉公ノ名字ニ  
戸次・日田・佐  
伯・田原・吉弘

國東郷

之習、人にひかれ、又在所ニよりて、難立御用候間、忠ニより、公方よりも執しおほしめし、永代御所奉公名字うしなはずして、國々にふまゑ候て、たといふしきの亂世にも、不可有相違上意にて候由、御事書ニ見えて候、大かいなり書進候、若又此外も望人候ハ、忠節ニより候て、探題御注進候ハ、可取入御やくそくに候と、御書ニ見えて候、

〔興等〕  
〔應永二年〕

二二 文殊仙寺梵鐘銘

○宇佐・国東半島を中心とする文化財  
東国東郡国東町大字大恩寺

〔第一区〕  
敬白 文殊仙 生身靈地

奉 鑄 鐘 一 口

破毀セル鐘ヲ改  
鑄ス

右本鐘者、破毀已後累歲、雪積疎音、春秋霜深、爰或

〔第二区〕  
「聚諸檀之奉加、或以勸進之施力、所鑄改己、御願報微少、因達男女福壽大望、以薄與功尊果惑佛果〔卑惑〕

矣、」

〔第三区〕  
「乃至平等千界大千界、響推鐘善聲、沙界大沙界、播息災法樂云尔、

應永二年丁丑三月十七日

〔第四区〕  
「大願主（種子）喜榮白敬

高田大工

高田大工 藤原貞正

推鐘吉四方、誰有大法者、若爲我解說身當爲奴僕」

○『大分県金石年表』ト校合シ、異ル所ヲ(一)内ニ註ス。県指定有形文化財。

### 一六三 泉福源燈錄

○泉福寺藏本  
東国東郡国東町大字横手

泉福寺開基無伝  
仁公尼逝ク

泉福寺開基無傳仁公尼和尚 尼京兆人、豐後州田原莊沓掛城主田原貞廣室、野州刺史氏能或曰母正晴母也、常志佛乘、貞廣歿後剃髮爲尼、聞無著禪師道化、請郡之神宮寺受木叉、又命男氏能入道、創建泉福寺、請著居焉、且自結月桂庵於横手村、(國東郡)專事參禪、應永四年丁丑春三月二十四日逝於月桂庵、

### 一六四 大友親世書狀案

○草野文書  
大分県史料一三

今川氏兼ニ合力  
ノタメ豊前進発  
ヲ促ス  
同道人数注文

爲霜臺合力(今川氏兼)、豊前進發事、先日申候畢、遣豊前候使者、今朝歸來候、城井事被燒拂候、被追入城堀候云々、如今者、西書も可落居之由承候、(要力)同者其以前、發向候者、喜入候、可申同道人々、人数注文進候、(以下礼進)「催促間事、申付小串中務丞候、尙々、急速御越候者、爲悅候、恐々謹言、

二月三日  
(應永七年力)

親世  
(大友)

出原下野守殿  
(氏進)

「(墨引)」

国東郷

一六五 六郷離山衆徒等申狀

○六郷山文書  
太宰管内志下

六郷離山ノ衆徒  
当寺務代ノ非例  
ノ雜役段錢ヲ課  
スルヲ停メラシ  
コトヲ請フ

御屋作催促

段錢同前

坊領役田ヲ罪科  
ナク押妨

退転ノ堂社坊領  
ヲ注進ス

六郷離山ノ衆徒等一同謹上<sup>(言脱カ)</sup>

右、今度離山之趣、非別子細、譬者當寺務代住職以來、對衆分、往古舊代無其先蹤以非例、致苛責被充行不慮之課役、御百姓一分之公役、令勤仕候事所以者何、今度御屋作並以下、爲上意之趣、

上者令致隨分奔走勤仕申之處、御侍造作以下之費及六十餘貫之條、六郷平均段錢催促ノ事、滿山之傷<sup>(愁脱カ)</sup>此事ニ候、仍付彼寺務代、雖捧一同之訴狀、未達上聞、結句重而御屋作御催促、是又雜用可爲同

前、段錢又同前也、然者衆徒悉以貧道無力之至、家計以難應徵分、依之、或先規舊例之法會神役等令陵夷、或元來不退之勤行修學令廢怠事、是偏寺務代ノ苛政所致也、爰殊以衆徒等、懷愁鬱空送年

月事、當山所々坊領并有限役田以下、更無其罪科令押妨、他郷他所地下人等、倒失理<sup>(ウ)</sup>由<sup>(ウ)</sup>紬<sup>(ウ)</sup>之本主事、當寺務代之所爲、以ノ外無道也、如此之間、住山無其益之條、令離山候者也、且爲上覽、且爲

無私曲條、退轉ノ堂社坊領ノ員數條々、注進明鏡也、忝奉仰上意御賢察之旨者歟、然任先例、速蒙上裁者、滿山衆徒等開多幸<sup>(マ)</sup>之眉、彌可致御祈禱之精誠祈狀之旨、如件、

應永十九年<sup>(マ)</sup>巳十一月十五日

滿山大法師等各言上

○モト統書キナルモ、右ノ如ク改ム。

不動堂ニ鰐口ヲ奉納ス

一六 富來不動堂鰐口銘

○宇佐・国東半島を中心とする文化財  
東国東郡安岐町高橋和善藏

豊後州富來浦不動堂御寶前鰐口、

應永廿年八月廿八日掛焉、住持比曇生、願主道午、

一七 豊鐘善鳴録

安國寺ヲ抑メ絶海ヲ開山トシ鄂隠コレヲツグ

豊後州安國寺鄂隱禪師、諱慧叡、筑後州人、童穉出家、從絶海津禪師、精一參詳、撞著本分、又遊支那、○中略、晚節領豊之天陽山安國寺、寺則大將軍源公、降命所瓶、而絶海禪師爲第一代也、○中略、應永三十二年三月十八日奄然遷神、春秋六十、滅後三十有二年、後華在園帝勅、謚佛慧正續國師、

○『豊後國志』ハ本文ヲ引用シ、大將軍義滿ノ命ニヨリ、応永中建立ト記ス。年次未詳ナルモ、シバラク此ニ從フ。

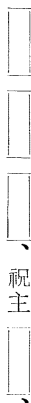
一八 來浦八坂社棟札銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字來浦

來浦牛頭天王社ヲ造立ス

奉造立來浦鎮主牛頭(マ)天王御社壹宇、  
應永三十二年(感)丁未(次)勿月十九日、大願主藤原□□□□、

紀貞時、  
結(縁)□□□□、  
衆(衆)□□□□、大勸進御代官□□□□、大工□□□□、小工□□□□



二六 大友親著書狀

○荒卷文書  
大分県史料一〇

〔裏打紙端裏書〕  
「大友十一代式部大輔」

〔附箋〕  
「大友十一代  
式部大輔」

田原六郎ニ返付  
セル知行分ヲ渡  
付セシム

田原六郎京都使節事、領掌候、既罷立候、仍知行分事、少く返付之候、委細別紙進注文候、任此注  
文之旨、可被渡付候、恐々謹言、

十月廿三日

〔大友〕  
親 著（花押）

生石遠江入道殿

古庄丹波守殿

一七〇 大友持直安堵狀

○富来文書  
大分県史料一〇

〔豊前国字〕

佐郡内

〔斎藤上総介〕

入道跡事、領知不可有相違候、恐々謹言、

九月五日

〔大友〕  
持 直（花押）

富来彦三郎殿

宇佐郡内斎藤某  
跡ヲ安堵ス

一七 大友持直安堵狀案

○富來文書  
大分県史料一〇

富來浦・堅來・  
深井以下ヲ安堵  
ス

豐後國富來浦・同加多久(堅來力)・深井・都甲庄内都甲四郎跡・豐前國鳥越半分・筑後國三池郡之内宮部  
村・肥後國山本内貳拾貫・天草内長崎半分、此所之事、任親父實順相續之旨、領掌不可有相違之狀、  
如件、

永享貳年十二月九日

中務大輔持直(大友) 御判

富來彦三郎殿

一七三 田原親勝知行宛行狀

○松成文書  
大分県史料一〇

於武藏・國東兩鄉之内、土貢貳十貫分事、爲給所々宛行、如件、

永享七年十月廿日

親(田原) 勝(花押)

松成左馬助殿

武藏國東兩鄉内  
二十貫分ヲ宛行  
フ



一三三 田原親勝知行宛行狀

○松成文書  
大分県史料一〇

於香地・國東兩所内、前後土貫五十貫分事、爲給所々宛行、如件、

永享七年十月廿日

親勝(田原)  
(花押)

松成美濃守殿

一三四 足利將軍義教家御教書

○小早川文書一  
大日本古文書

豊後國ニオケル  
忠節ヲ賞ス

豊後國(崎)岐陣合戰事、被致忠節之旨、大内修理大夫注進到來、尤以被思食神妙詔、彌可被抽戰功之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享七年十一月十九日

右京大夫(細川持之)  
(花押)

小早河又太郎殿(熊平)

○國崎ノ内、何レノ地カ特定シ難シ。

香地國東兩所内  
五十貫分ヲ宛行  
フ

一五 田原親勝知行宛行狀

○松成文書  
大分県史料一〇

(田原親勝)  
(花押)

来浦村内深見塩  
房丸跡ヲ打渡サ  
シム

(富東鑑)  
来浦村内深見塩房丸跡事、松成左馬助方爲給所、可被渡付候、  
永享七年  
十二月六日

氏 實 (花押)  
昌 光 (花押)

来浦政所殿

一六 大友親綱安堵狀

○富来文書  
大分県史料一〇

名字地当知行分  
ヲ安堵ス

名字地當知行分事、□領知不可有相違候、恐々謹言、

十一月廿五日

富來出雲入道殿

(大友)  
親 綱 (花押)

一七 來浦八坂社棟札銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字來浦

來浦牛頭天王社  
ヲ造立ス  
藤原親範・同氏  
忠

奉造立來浦鎮守牛頭天王御社一字、永享十一年歲次己未卯月十四日、大檀那藤原親範、同藤原之氏忠、大宮司源忠、願主代官宇佐幸成、結緣衆等源輔大神□□、同幸能、宇佐範□、□□貞吉、□□  
□□神德一九永理、小司伴家次、祝主佐伯盛次、藤原□□、同宮太夫佐伯盛泰、同□□、小工四郎五郎、

一七 深見幸盛等連署文書執出日記

○入江文書  
大分県史料一〇

(端裏書)  
「執出日記」

国東郷寺社帳・  
同來浦村帳ヲ取  
出ス

成佛寺・こくう藏寺・行入寺の事ニ付て、御文書をゑらひ候、仍此かわこの内より、國東郷寺社をしるし候帳二通・同來浦村帳、以上四通取出候也、但此四通内案文之帳一通なり、

永享十二年正月十九日

深見左衛門尉  
幸盛(花押)  
恒清大和守  
幸綱(花押)

筑前御立ノ時重  
テ文書ヲ取出ス

筑前御立之時、重て御文書を御ゑらひ候之間、此皮籠よりめし出候、證狀等入置候、其外大かハコニ入て候、證狀等先一々入置候也、

同三月廿八日

幸盛(花押)

此時ハ、案文はかりうつし候て、正文ハ一通もめし出候ハす候、

諸重(花押)

一七九 泉福源燈錄

○泉福寺藏本  
大日本史料七ノ一

扶桑西海之地、自古昔乏伽藍、偶若有佛宇者、又祇教密之蘭若已耳、我後豐州、教家又爲鮮、昔時在仁聞、華嚴、覺滿、體能、行滿等五大德、布化於國崎速見二郡、那伽、行基、金龜、忍性、道勇等說法于大分、豐國出于直入、智元入於日田、蓮城、聖寶鳴於大野、皆是天下之法將、所知大方人也、且役小角、淨藏、幸尊、賢如等諸大德、交代出世垂教矣、以此觀是、則我豐不爲匱宗師、雖然前代之碩德者、論教密律之徒耳、禪宗末見有聞也、寬元四年、宋人隆蘭溪、入玖珠郡、創門寺、德治初年、直翁侃公、住豐府蔣山萬壽寺、元德二年、元人俊明極、建永昌寺於日田郡、皆是臨濟正嫡、揚岐末胤、囉威雖熾、時由未到、化風不仰、惟蔣山直翁之徒、冠當時也、頃國崎有一善女人無傳、乃城主田原右金吾氏能母也、永和初年、創大禪苑於橫手邨、此地乎哉、東野村相接、海風颯花、西有二子大嶽二山、斷崖絕壁、林木陰翳、南有一條水、源自足曳東北豁發、過稻川行入二村、到此也、下流經數村而歸海、北控一山、山勢不高、而山脚跨數里、松杉鬱蒼、秀雜樹上、葛藟盤結施澗谷、然而無不安衆處、古已名曰法王林、舊在文殊堂、就其趾剎精舍、背坎面離、一徑過田野、

田原氏能母無伝  
永泉寺ヲ創ム

永和元年落成

直通門頭、已仰是、石磴千級、正臨是平道如砥、下過則亘郡村、民屋無數、出而可見、上到則及寺境、殿閣層層、入而可見、乃目諸曰妙德山泉福禪寺是也、佛殿、僧堂、三門、庫院、衆寮、浴室、祖堂、法堂、方丈、經藏、鐘樓、寶藏、鎮守祠及五支院等、迴廊一百二十間餘、伽藍宜在者、鱗乎而爲臺也、蓋海西秀逸之法窟、二豐最初之禪林也、實以永和改元(元年)乙卯歲落成焉、無著老人上妙下融禪師、爲開山第一祖、師者新豐嫡裔、吉祥高祖七世之法胤也、於是國俗始聞洞上宗旨、天下慕道學者、負覆子埃門、堂堂而成市、恰如百川歸滄海、安居龍象、常半千人、法輪所轉德光及遐、門派星分、支院滿九州、法澤雨潤、弟徒塞宇內、昌哉、二八神足、別化而歷歷也、咸是佛海麟龍、兩三信俗、護法而嚴嚴也、共又有道檀越、初有神童示水之兆、中有貴賤輻湊之盛、終有天朝賜諡之美、而法燈傳萬世、德澤貽兒孫、懿乎哉、夫德必不先聖間出者、何致之乎、豈不見言哉、眞行一夕夢異人曰、此去十一年、在眞善知識、來爲儻道師、蓋是師大宋國芙蓉楷禪師之後身也、鳴戲昭昭乎、再生菩薩也、郡守田原氏、卽寄附若干食邑、永充供具、若有衆生、一入山門、則脫八萬四千塵滓、速至菩提、縱雖非生、纔近淨境、則轉無量無邊苦趣、早證佛果、夫樂邦所以設佛宇者、專有皇王資運祚、相將昌家業、成世之福田、邊人之情僞、故於古寺院、廣莊嚴麗、與宮闕角逐矣、至瞿曇氏統御忍界也、鬼去而竹林成焉、邪伏而祇園就焉、創白馬於漢土、建向原於本朝、以爲閭浮阿練若之權輿也、如今我泉福也、殿堂莊麗、雖瑞龍(兩神寺)、慧日(東權寺)、亦多不讓焉、法幢傳無窮、道嘉至永劫、以祝寶祚萬歲、用賀干戈不動、兼要民居豐饒、永仰覺王之威神力而已、是無傳等、草創梵刹者之微意也、依而爲記已耳、

田原氏所領ヲ寄進ス

維皆文安三年丙寅秋八月十二日 壽量禪院傳法沙門妙海敬撰 在判  
且過記

開祖無著禪師、本州之在永泉、化風響四方、田原下野大守氏能之母無傳仁公、創立泉福寺於國崎鄉  
横手村、而厚禮懇數回、永和元年卯春、引衆利於本山、途次投郷土青木氏之家、爲且過、同家者宗  
對馬守義知之孫、義眞之三男義功、出而嗣攝州青木姓、有故歸耕當郷矣、因記、

120 來浦八坂社棟札銘

○大分県金石年表  
東國東郡國東町大字來浦

來浦牛頭天王社  
ヲ造立ス

奉造立來浦鎮守牛頭天王御社一字、文安二年歲次□□(丁卯)七月廿九日、同

121 大友親隆知行預ケ狀

○荒卷樸太郎文書  
大分県史料一〇

(附卷)  
「十四代

出羽守」

(裏打紙端書)  
「十四代出羽守」

本知行國東郷ヲ  
預ク

御本知行國東郷事、預申候、任先例、可有御沙汰候、恐々謹言、

(大友) 親 隆 (花押)

九月五日

(親卷)  
田原六郎殿

國東郷

一八二 田原氏忠知行預ケ状

○碩田叢史田原文書  
増補訂正編年大友史料二一

國東郷内竹田津丹波守跡光次名事、重而預置候、守先例可有領知之狀、如件、

享德貳年十月十六日

(田原) 氏忠 (花押)

如法寺十郎殿

○竹田津文人文書ニ写アリ。

一八三 來浦八坂社棟札銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字來浦

來浦鎮守社ヲ造  
立ス藤原氏忠・同親  
範

奉造立來浦鎮守御社一字、享德三季歲次甲戌九月五日、大檀那藤原氏忠、同藤原之親範、結緣衆等  
代官大神□□□□範、重範、盛□□□□□□□□幸□□□□小司□□□□、祝主□□□□大夫、  
□□□□、執筆僧妙樹、□主敬白、

一八四 來浦寺中寶塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字來浦

妙清禪尼、行年六十二、康正二丙子七月□□、

妙清禪尼ノタメ  
宝塔ヲ建ツ

○基礎部ノミヲ存ス。

### 一八五 泉福源燈錄

○泉福寺藏本  
大日本史料七ノ一

案影室雜記曰、此記泉福寺古來之紀錄歟、今有影堂記、不全備也。康正三年正月十二日融深西堂、梵稽知客、義弘鑿寺、文翁副

寺、蟠龍維那、湛源化主、心岩典座、芳玉侍聖及其外一山之衆等、齋後茶話次、因惠淳首座、問堂

頭和尚曰、當山祕藏之法衣、何人所傳哉、其來由如奈、堂頭和尚答曰、吾敢侍先師妙音老人之日、

師翁曰、我本嶠所祕在之衣者、大宋芙蓉楷祖之僧袈梨衣也、(道元)永祖於太白淨祖之許、入室傳法信衣

也、(永祖也)後付詮惠長老、惠後付經臺首座、毫徒惠洲者、避於國亂、自平安至加于金獅峰、奉之瑩

山和尚於大乘寐室、山之徒至簡侍者(壺庵)、捲之祕久邪、及山住總持、簡排筐呈山、山後以之付我山

首座、乃曰這箇是天寧楷祖之衣也、昔日吾承陽大師、傳於長翁也、轉回而歸吾、豈爲奇異、吾今付

于汝、之慎諸乎、莫令有遺忘、山禮拜而受此、我山後授外侍者、乃當山開山之木師翁、皇德鼻祖無

外圓昭老和尚也、(融)外祖後付屬當寺開山無著真空大禪師、開山和尚得之敢一不纏身、掛高處禮拜而

已、後開祖召月谷祖翁、謂之曰、此衣大宋國芙蓉道楷古佛之破僧伽梨也、先師稟之我山老人、吾又

受之於先師老阿爺手、今吾老僧、觀汝有至誠氣、故以此衣與汝、汝當知、鷲嶺之衣藏鷄足、少林之

衣止曹谿、彌夫憶諸耶、必莫在失漏、他時異日有大法器、則當授之矣、師翁即拜受焉、師翁後託竺

巖師兄、令擁護之、巖不幸而早唱滅、厥後師翁收是于函、藏影室云爾、

泉福寺祕藏ノ法衣ノ由来

宋ノ道楷ノ僧袈梨衣

紹瑾ヨリ紹碩ニ伝フ

紹碩田照ニ伝フ

田照妙融ニ付属ス

妙融高処ニ掛ケテ之ヲ拜ヌ

月谷融諦ニ与フ



康正三年丁丑正月十五日侍者芳玉等誌

一六 山城守某段錢請取狀案

○永弘文書  
大分県史料四

〔編纂書〕

廣瀨美濃守殿

社領分段錢請取

案文 都甲左衛門大夫殿

山城守

國東郡段錢三貫

五百文ヲ請取ル

納國東郡段錢之事

合參貫五百文者 目足

田染莊神主沙汰

右、爲田染庄之内神主沙汰、且々所請取、如件、

文正元年十月廿五日

山城守 在判

都甲左衛門大夫殿

廣瀨美濃守殿

○國東郡全体ニ関スル史料ニツキ、特ニ掲グ。

一七 來浦八坂社棟札銘

○大分県金石年表  
東國東郡國東町大字來浦

來浦牛頭天王社  
ヲ造立ス

奉造立來浦鎮守牛頭天王御社堂宇、應仁貳歲〔元年〕九月十五日、

〔表〕  
「執筆比丘妙樹首座、」

### 一八 九州記

○史料編纂所本  
大日本史料八ノ二

#### 大友政親豊前發向事

文明元年春

大友政親高田ニ陣ス

大将朽網・奈田  
同心繁草場・都  
甲・竈門・宇田  
・片山・富來  
糸口原ノ戦

城井秀房ノ戦死

文明元年ノ春、豊前ノ國城井右衛門佐、長野壹岐守叛逆シ、國侍等ヲカタラヒ、下知ニ不隨者ヲハ、押寄テ討果ケル、狼藉ノ振舞其間有ケレハ、大友親繁安カラズ思ヒ、嫡男政親ヲ大將トシテ、其勢五千餘騎、豊前ノ國へ發向セシム、政親ハ高田ト云處ニ、本陣ヲ取テ居タリケリ、先手ノ大將ニハ朽網左馬助繁成、奈田伊賀守隆實、相順フ人々ニハ草葉阿波守・都甲兵部大輔・竈門・佐田・片山・富來等ヲ先トシテ、其勢二千五百餘人、城井・長野大勢ヲ引具シテ、中津郡ニ出張ノ由聞エケレ（采細部）ニ陣取テ居たりしが、大友より討手向ふ由を聞、馳向て戰んと、其勢千五百餘騎糸口原に向ひたれハ、急彼表へ押寄、糸口原ニ陣ヲ扣テソ待居タル、城井・長野千五百餘人ニテ打出ケレハ、一番ニ朽網左馬助カ千二百餘人ト入亂テ戰フタリ、城井・長野ガ勢ハ、多勢ト雖、方々ノ驅集勢ニテ、朽網カ勢ニ懸立ラレ、引色ニ見ケル所ヲ、奈田伊賀守得タリヤカシコシト、面モ不振割テ入、散々ニ攻戰フ、城井・長野心ハ猛ク思へ共、力不及引退ク、朽網此由見ヨリモ、押詰討取ヤ者共ト下知スレハ、勝ホコリタル若者共、勇進シテ追懸タリ、佐田繁方カ放矢ニ、右衛門佐カ馬ヲ射サセ、歩立ニ成テ戰ケル所ヲ、大勢取懸終ニ討取テケリ、長野モ危見ヘケルヲ、郎等歸シ合セ、數多討死シケル、其隙ニ虎口ノ難ヲ遁レ、行方不知成ニケリ、（後之）泛々ノ奴原目ナカケソ、（花目をかけず）引取ヤ者共ト下知スレ

バ、サノミ長追モセザリケリ、其日ノ軍ニ討取首數二百三十ト記セリ、味方ニモ手負死人有ト雖、大軍ニ討勝ノミナラズ、大將城井右衛門佐ヲ討取テ、喜悅ノ眉ヲ開キ、其日ハ灰田ト云處ニ陣取テ、翌日龍王迄歸陣セシメ、合戦ノ次第逐一ニカタリケレバ、政親感悅不斜、且ク逗留有テ、彼表仕置等ニ云付テ、豊府ヘゾ歸陣シタリケル、

○傍注ハ「両豊記」ニヨル。

一八九 岩戸寺石造金剛力士像銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字岩戸寺

岩戸寺仁王像ヲ  
造立ス

〔銅形〕「奉造立豊後國六郷山岩戸寺仁王之事、院主藤原都登丸、文明十年戊戌十月二日、大願主豪範、作者清普大門坊・眞藏坊・中覺坊・一之坊・左衛門次郎・彌三郎・助太郎、」

〔呼形〕「奉造立豊後國六郷山岩戸寺仁王之事、院主藤原都登丸、文明十年戊戌十月二日、大願主豪範、」

○県指定有形文化財。

一九〇 岩戸寺石幢銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字岩戸寺

〔南面〕「豪範爲現世安穩、後生善處、」〔北面〕「權少僧都豪隆爲頓證菩提、弟子敬白、」〔東面〕「文明十年戊戌十月九日、」

○県指定有形文化財。

豪隆後生善提ノ  
タメ石幢ヲ造立  
ス

來浦牛頭天王社  
ヲ造立ス

一九一 來浦八坂社棟札銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字來浦

一字之事、文明十四年壬寅之

親父孫二郎一跡  
ヲ安堵ス

一九二 田原親宗安堵狀寫

○碩田叢史・津崎文書  
大分県史料一〇

〔堅紙〕 此一ひら騰寫也、

親父孫二郎一跡事、相續之由承候、得其心候、然者給所等事、無替目預遣候、知行不可有相違之

儀、謹

卯月廿日

〔山原〕 親宗（花押影）

津崎松若丸殿

一九三 櫻八幡社棟札銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字鶴川

櫻八幡社内殿三  
宇ヲ造立ス

上棟奉造立櫻宮正八幡大菩薩内殿三字之事、當地頭藤原親宗、大願主淵上次郎三郎、文明十六年甲辰十月十三日、大工源盛貞、小工八人、以上貳百人、

〔英〕 小工助五郎・六郎左衛門・新六・新五郎・新右衛門・彦左衛門・龜龍丸、筆者院主坊闍梨澄豪

(花押)

一四 來浦寶塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字來浦

及法童子□□<sup>(神)</sup>門、□<sup>(文)</sup>明十七年九月十二日、

一五 櫻八幡社鐘樓棟札銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字鶴川

櫻八幡社鐘樓ヲ  
造立ス  
大旦那藤原親宗

上棟建立櫻宮正八幡大菩薩鐘樓一字、大旦那藤原親宗、大願主<sup>(マ)</sup>席太郎右輔門作、大勸進阿闍梨傳  
秀、大工次郎右輔門盛貞、文明十八年丙午十月七日敬白、

一六 大友政親書狀

○草野文書  
大分県史料一三

なにとも、れうけんをいたし候人ニ、しおとされたくこそ存候へ、

過し夜ハ、我<sup>(我)</sup>にて、身のふんをはからい、ひとりねを仕候て、けつくけさハ、おこされ候ハんとする人をさへもたす候て、ねわすれ、御もとりを存知不申、<sup>(同)</sup>とうたう不申候、無念に存候、ことにく、ふしつけのものを、<sup>(以下礼巻)</sup>『りやう人つかいニ進之候て、もつたいなく存候、いかさま、さんし<sup>(参)</sup>』

政親田原親宗ト  
同宿ス  
寝忘レ親宗ノ婦  
リヲ知ラズ

可申承給候、謹言、

四月廿日

(奥封ワハ書)

田原殿

(親書)

(墨引)

政親

(大友) 親 (花押)

進之候、

一七 大友政親書狀

○田原滝藏文書  
大分県史料一〇

田原同前我等ニ  
一味忠節

田原ニ申談シ賀  
申ス

一日以面御物語可申候ところに、多事取亂事共候て、よそなから見參申候、其後ハ不申承候事、心  
 外至候、仍今度慮外之儀より、田原同前と、我等一味に國家ニたいし、御こゝろさしをなされ候、  
 ことにく、それさまの事、此以前も我等にたいし、御ちうせつの一たん、殊田原遠江守さたの時分  
 も、御心をそへ候て、御ちうせつ共候、かれこれ一たん、かし可申候ところに、いまにふさた申  
 候、めんほくなく存し候、則田原殿に可申談候、今度こゝもとの儀により、人々五郎が所にまかり  
 越候、五郎いま程若はいにより、正躰なし共申候まゝに候事、無念此事候、すこし人こゝろつき候  
 ハ、いかでか、いま程あなたこなたと申可候候、はしりまわり候者を、しるへきとは可存候や、  
 大内が所より和與の一たん申候につき、さてわと心へ候や、人々とかく候事、せひなく候、たとへ  
 ゆみやになり候ても、和與に成候ても、何しに五郎人こゝろつき候ハ、以後はいまはしりまわり

国 東 郷

て候共、ちうせつとハ可存候や、五郎人こゝろつき候するまで、我等いのちなからへ候て、たとへ五郎國家をはからい候共、しうそをし候て見候へく候、たゝほしきものは、久しくいのち目にて候へく候、今程はしりまわり候共、以後の五郎が心中おもいやり候、わさとのつかい、ちゝと我等があいたの時と、おやかにて候者にたいし候て、とかく人々候つる、ちかころこそ、存しあハせ候へ、たゝくせもの共の、あてかひまてにて候けると、存計に申候ハぬや、今度の一たん御事ハ、なに事にて候や、我等五郎にたいし、とうかん候ハす候、五郎も又同前に候間、さてハ以後の事、各々のかくこ如何候、おとしつけ候らんと、存計候事候、たのミ存候、恐々謹言、

九月十六日

(大友)  
政 親 (花押)

吉弘あき守殿

(奥切封)  
「墨引」

一六 大友政親書状

○草野文書  
大分県史料一三

(包紙ハ書)

「田原治部少輔殿

政 親」

一日ハ、ふとく御入候て、心事御もの語、申承候、誠く悦喜此事候、御とうりうも候ハ、かならずく、以面重く可申承候、兼又三原之事ニつき、一日ハ重藤土佐守まいらせ候處、案中なから、ねんころにしめし給候、祝著本望之至候、かの方之事ニつき、申たき事共候間、齋藤く右衛門

田原親宗心事ヲ  
政親ニ申ス  
三原ノ事

まいらせ候、委細定可申入候、彼方之事、無申及候へ共、事きたのミ入存候、いかさま、以面可申承候、恐く謹言、

十月廿三日

〔奥切封ウク書〕

〔墨引〕

〔大友〕  
政親〔花押〕

〔親宗〕  
田原殿

政親

### 一九 大友田原系圖

○入江文書  
大分県史料一〇

田原親宗府中ヲ  
襲ヒ歸途安岐郷  
箕崎ニ戦死ス

田原親宗豊府ヲ  
襲ヒ敗レテ戦死  
ス

#### ▲親宗

號田原、治部少輔 法名宗傳 號定林院、

親宗者勇氣邁他、臂力絶人矣、及晚年雜髮號宗傳、明應三年五月廿四日、於豊後國箕崎與敵戰、自投石而破却賊船、敵之士卒中之死者多、終軍敗績而自殺、親宗之騎兵步卒五百餘同時闕死、殘黨奉親宗之屍埋葬於彼地、歷年荒塚纔存焉、于時寛永十九年、同國木付城主小笠原壹岐守殿家士、使長谷太郎左衛門者奉行、欲建番屋於彼塚之邊、當開基之時、曾出石櫃、親宗隨身之兵器全備于櫃中、須臾石龜無故震落、人驚怪而埋藏復舊、利行氏親種者請繙侶、於塔前修追福、至今荒墳尙存焉矣、

○田原親宗ハ、大聖院宗心ニ覚セシモノナラン。

### 二〇〇 豊後國志

#### 田原親宗

稱治部少輔、按家譜氏能子、曰親貞、親貞子曰親幸、親幸子曰親憲、親憲無子、其弟氏忠襲封、氏忠子則親宗是也、明應三年、有故謀反、舉兵襲于豊府、不克、大友義石命木付親久、要其歸路、擊之遂敗死、

國東郷



○本書「墳墓」条ニモ略同様ノ記述アリ。

三〇二 大友材親義一跡安堵狀

○草野文書  
大分県史料一三

親父親宗一跡ヲ  
安堵ス

親父親宗一跡之事、不可有相違候、此内玄番(番カ)領知之内、於治部少輔存日申談在所之事者、追而可申候、恐々謹言、

四月三日

田原龜若丸殿

〔奥切封〕  
「(墨引)」

〔大友義右〕  
材 親 (花押)

三〇三 大友材親義書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

筑後諸郡代ヲ安  
堵ス

以前預使者候、乍次申候(語)き、筑後諸郡代之事、先以此間之儘、可有成敗候、此趣、國者其所直遣申候、可被得其意候、巨細木付平左衛門尉可申候、恐々謹言、

六月三日

田原龜若丸殿

〔礼紙切封〕  
「(墨引)」

〔大友義右〕  
材 親 (花押)

〔紙包ウハ書〕  
田原龜若丸殿

材 親

二〇三 大友材親義右書狀

○草野文書  
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕  
田原龜若丸殿

材 親

田原龜若丸ヲ筑  
後郡代ニ任ジ老  
中ヲシテ補佐セ  
シム

筑後郡代之事、進狀龜若丸殿候、可被申合堅固候、惣別若輩事、毎々、可被副意條、可爲感心候、  
恐々謹言、

六月三日

〔大友義右〕  
材 親 (花押)

田原被官  
老中

二〇四 大友親治感狀(紙切)

○大津留運文書  
大分県史料二五

雄度牟礼城攻口  
ニオケル粉骨ヲ  
賞ス

今度就用原二郎親房成敗、至雄度牟禮城攻口、被碎手候、粉骨無比類候、殊無足馳走、追而一段可  
賀申候、恐々謹言、

卯月四日

〔大友〕  
親 治 (花押)

大津留兵庫助殿

○『大友家文書録』(大分県史料三一)ニモ収ム。

国 東 郷

二〇四 親景・長種連署打渡狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

国東郷配当田數  
不足アルモ一町  
五段ヲ打渡ス

就國東郷御配當、田數不足之趣、達上聞之條、對各、被顯御志御心底上者、縱 御判形之前、雖有  
不足、早々可渡申之由、至御老中、以 御書被仰出候、任其旨、壹町五反分之事、以坪付打渡申  
候、可有御知行候、恐々謹言、

六月三日

長種(花押)

親景(花押)

岐部彌太郎殿

二〇五 大友親治知行預ケ狀案

○富來文書  
大分県史料一〇

田原親述成敗ノ  
恩賞トシテ來浦  
六十町分ヲ預ク

就兩家執逢之儀、近年軍忠不及申候、殊田原次郎謀叛之刻、楯籠雄度牟禮城、被抽忠節之條、輒遂  
成敗候、感悅候、仍爲賀賞、來浦六拾町分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

六月八日

(大友) 親治在判

富來彦三郎殿

二〇四 興導寺木造釋迦如來像胎內銘

○大分縣金石年表  
東國東郡國東町大字鶴川

阿闍梨乘慶釈迦  
如來像ヲ造建ス

慈父悲母

奉造建興導寺講堂本尊釋迦牟尼如來像、住持傳燈阿闍梨乘慶、行年卅一、皆明應拾載三月廿二日、

北浦辺乱入ノ時

(甲乙)

大壇越藤原朝臣等親述

武運長久、一家繁昌、諸軍安穩之處世、文龜元稔辛酉十一月十五日、作者中國美作國河鍋庄藤原秋

時滅亡  
大壇越藤原親述  
作者美作國河鍋  
莊藤原秋貞

代官同妻

貞、五十三歲、信心願主馬場太郎右衛門・重乞座主・法橋行滿、

二〇五 由原宮遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分縣史料九

此ノ舊記ヲ以御遷宮 申之、

○首略

一 寬正四年癸未八月廿二日遷宮、自寶德三年到寬正四年、十二年也、

豐州太守親繁之御代、

一 假殿文龜元年辛酉十一月廿八日子刻遷宮、自寬正四年到文龜元年、三拾九年也、自天長七年庚戌七月

七日、到今茲文龜元年辛酉、六百七拾貳歲矣、

備劬太守親治之御代、

國東 郷

国 東 郷

一 賀來庄由原宮造、守護殿之御役也、

一 明應九年庚申 立柱、

一 文龜元年辛酉十一月廿一日上棟、同廿八日子刻御遷宮、

一 御寶殿上棟、御祝儀御馬一疋、(マ)大刀一腰、

一 御拜殿祝儀同前、

一 御弊頂裁御名代一人社參、

一 御服屋三間并造作之事

一 戸板二枚疊子八重、植田郷役也、

○中略

以上

文龜元年辛酉十二月廿一日記旃

縫手稱名寺中察坊主、大一房伴調一房

奉行金剛寶戒寺 西室興誓

吉祥院覺尊(花押)

一 御寶御詔編、寺家之事、

一 萬壽寺七尺間二枚、附鎰四ヶ、

一 金剛寶戒寺六尺五寸間一枚、附鎰二ヶ、

植田郷役

金剛寶戒寺

万壽寺

真光寺

一真光寺一間、附鑑二ヶ、

一勝壽寺并社寄合二間、附鑑四ヶ、

御寶縁并懸緒御詔寺家

一萬壽寺二間、一金剛寶戒寺一間、

瑞光寺 大智寺

一瑞光寺一間、一大智寺 一間、

同慈寺

一(也)同慈寺一間、

同釣緒附金物之事

心源寺 大智寺

一心源寺三ヶ、一大智寺三ヶ、

同慈寺 瑞光寺

一同慈寺三ヶ、一瑞光寺三ヶ、

同縁錦之事六間分

○中略

同御寶<sup>(袋)</sup>縁<sup>(袋)</sup>筋錦縁六間分事

○中略

荏隈郷役

一荒薦百五拾枚 荏隈郷役、

一地布三拾四端、此内一端御輿疊縁用、

笠和郷役

一荒薦百五拾枚 笠和郷役、

荏隈郷

一御棧敷三間荏隈郷 同疊子、

国 東 郷

国東郷

佐賀郷

下郡役

三重郷 佐賀郷

阿南郷 大佐井

直入郷 国東郷

佐賀郷 大佐井

井田郷 野津院

毛井村

一 御侍國司屋六間 佐賀郷同疊子、

一 御廐三間 下郡役、

一 警固流鎗馬之次第、

一番 三重郷、二番佐賀郷、

三番 阿南郷、四番大佐井、

五番 直入郷、六番國東郷、

一 埦之事

一 佐賀郷、 一大佐井、

一 井田郷、 一野津院、

一 遣井村、

一 永亨(享)拾貳年庚申十一月八日、

一 御遷宮之時國方御供米註文、

合壹石貳斗五舛者半分

一 參斗 在國司方、

一 參斗 在廳次郎四郎、

一 參斗 稅所方、

一 參斗 目代方、

在國司方

在庁

稅所方

目代方

宮師宥修在判

宮師坊納置御炊殿檢校所ニ下行、出納・陣道・鎰取、若有米之餘者、宮師出納給之也、

文龜元年辛酉十二月十三日

愿記廨

社奉行

實相寺

珪室等玉(花押)

宮師房

増榮(花押)

### 1106 田原親述一跡安堵狀

○入江文書  
大分県史料一〇

親父新二郎一跡  
ヲ安堵ス

續目之判之事、被申候、得其意候、親父新二郎一跡之事、不可有相違之儀候、恐々謹言、

文龜二年

正月十日

(田原) 親述(花押)

如法寺宮王丸殿

(冠紙ハ書)

「如法寺宮王丸殿

親述」

### 1110 治部少輔某・左衛門大夫某・前伊賀守某連署奉書

○富來文書  
大分県史料一〇

筑前國志摩郡成里名之内拾町分之事、被宛行富來彦三郎訖、早任 御判之旨、可被打渡之由、所被

志摩郡ノ地ヲ富  
來彦三郎ニ打渡  
サシム

国 東 郷

一五五



国東郷

一五六

仰出也、仍執達如件、

文龜二年卯月十九日

前伊賀守(花押)

左衛門大夫(花押)

治部少輔

眞玉掃部助殿

三二 泉福寺開山堂鐵製香爐臺銘

○大分県金石年表  
東国東郡国東町大字横手

開山堂ニ香炉台  
ヲ置ク

妙徳山可中公用、月谷派持眞前存置之、永正三卯月日、大工正次、

三三 城政冬外二名連署書狀

○相良家文書一  
大日本古文書

(折封ウハ書  
(裏書)

「永正三年十月

廿二日到來」

城刑部少輔

隈部彌八郎

内空閑備前守

相良殿  
御宿所

重載」

(編裏切封)  
「(墨引)」

大友氏ノ援軍ヲ  
破ル

筑後衆出陣ス

大聖院宗心田原  
佐伯浦邊ニ現形  
ス

就被申旨候、被進狀候、以御納得、早速其御覺悟肝要候、仍、爲阿蘇惟長合力、豊後衆少々陣取付候、然者、度々取合候、兩度被得勝利候、本望候、此方彌堅固候、可御心安候、筑後靜候條、國衆近日可有出陣由候、先衆多分罷着候、大聖院殿、田原・佐伯、於浦邊現形由、被申越候、專一候、此節國々躰可被申合候、毎々被憑存候、爰許立柄、始中終、自内田重國可有傳達候、可得御意候、恐々謹言、

十月十三日

(内笠附)  
重 載 (花押)

(腰帶)  
忠 豊 (花押)

(城)  
政 冬 (花押)

相良殿

御宿所

○田原、浦部等ニヨリ掲グ。

三三 某 感 狀 (紙切)

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

就在洛、至田舎長々勤番云々、辛勞之次第、尤感覺候、彌可抽忠節覺悟、可爲神妙候、恐々謹言、

永正九年

九月十九日

(花押)

竊田次郎左衛門尉殿

田舎勤番ノ勞ヲ  
賞ス

二四 田原親述知行宛行狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

親父新次郎親忠家督事、忠跡間不可有相違云々、右地本主歴々候、縱令以代所可返補候、爲新恩百伍拾貫分、入國時可宛行之候、彌忠功可爲肝要狀、如件、

永正十四年

十一月廿一日

田原如法寺六郎殿

(包紙ウハ書)  
「如法寺六郎殿

親述」

(田原親述)  
(花押)

二五 田原親述恩賞預ケ狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

立花在城ノ忠節トシテ三瀨郡内ノ地ヲ宛行フ

今度立花江在城之刻、即時登城候て、遂堪忍候、一段無比類忠節候、然者爲其恩償、筑後之國下三瀨郡之内、糺公領貳拾町、預遣候、知行不可有相違之狀、如件、

永正十六年十二月晦日

如法寺六郎殿

(包紙ウハ書)  
「如法寺六郎殿

親述」

(田原親述)  
(花押)

二六 萱嶋秀直等連署副狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

(端蓋切封)  
「(墨引)」

如法寺歎業ニツ  
キ家督ヲ相続セ  
シム

就若狹守殿歡樂、家督相續之由御申候、則令披露、相繼之旨、被成直書候、可有御頂戴候、殊就御用御參之由、雖被仰出候、親弘不例付而、御遲參候、無余儀候、何とか御祈療候て、御平復之様、御裁判可爲肝要候、恐々謹言、

卯月十七日

秀直(花押)  
宗道(花押)  
秀道(花押)  
諸満(花押)

如法寺六郎殿

御報

(包紙ウハ書)  
「」

溝部宮内丞  
溝部式部丞  
森藤右衛門尉  
萱嶋縫殿助

如法寺六郎殿

御報

秀直  
「」

国東郷

三七 長門守某打渡狀

○富来文書  
大分県史料一〇

筑前國香椎郷之内、山田之郷貳拾五町分之事、任 御書・御奉書之旨、打渡申所、執達如件、

八月一日

長門守 (花押)

富來彦三郎殿

三八 榮阿等三名連署奉書

○富来文書  
大分県史料一〇

姫嶋ヲ預ク

連々御侘言致披露候條、先以姫嶋之事、被宛行候、任御判之旨、可有知行候、自然至本主御還附之時者、以代所、可被仰合之由候、可被其意候、恐々謹言、

九月廿八日

親 (花押)

親 宣 (花押)

榮 阿 (花押)

富來彦三郎殿

(奥切封)  
一 (墨引) 一

香椎郷内山田郷  
二十五町分ヲ打  
渡ス

三九 田原親述書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

(切封)  
「(墨引)」

上洛及ビ下国ノ  
勞ヲ謝シ再ビ上  
洛セシム

今度上洛神妙至候、就所用候、差下候、時宜相調、急度再上可爲肝要候、別可感入候、若不能上洛候者、可爲越度候、爲向後申候也、恐々謹言、

十一月廿一日

(山原)  
親述(花押)

如法寺六郎殿

(包紙分ハ書)  
「如法寺殿」

親述「

三〇 大神親照書狀

○富來文書  
大分県史料一〇

安岐・武藏兩郷  
内十町分ヲ富來  
某ニ打渡サシム

安岐郷之内秋丸八町、武藏郷之内同名四郎跡壹町、同郷田尻中務少輔先知行分壹町、彼拾町分事、富來治部少輔方役人仁打渡、取請取狀、可有持參候、恐々謹言、

十二月十九日

(大神)  
親照(花押)

帶刀藏人佐殿

帶刀遠江守殿

国 東 郷

三三 田原親述知行預ケ狀(紙切)

○足立税雄文書  
大分県史料二六

立花在城ノ忠ヲ  
賞シ筑後國東郷  
内九丁ヲ与フル  
ヲ約ス

今度至立花、永々在城、神妙候、然間筑後國東郷内九丁在之、入國之刻、知行不可有相違之狀、  
如件、

永正十七年二月廿二日

(田原親述)  
〔花押〕

足立藤次郎殿 〔采書〕  
「一五」

三三 大友親敦義鑑感狀(紙切)

○草野文書  
大分県史料一三

(紙ウハ書)  
「田原治部少輔殿」

親敦

(端裏切封)

(墨引)

(果筆)  
「大友修理大夫、後號義鑑」

今度石洲在陣之事、云遠國、云寒中、御軍勞異于他候、彌各被申談、可被勵忠貞事、肝要候、必歸國之時、旁可賀申候、恐々謹言、

石州在陣ノ軍勞  
ヲ賞ス

(附箋)

「大永三癸未石州陣  
大友屋形御書也、」

十二月三日

(大友)  
親敦〔花押〕

田原治部少輔殿

三三 文殊仙寺鰐口銘

○宇佐・國東半島を中心とする文化財  
東國東郡 國東町大字大恩寺

〔表〕  
姫嶋莊觀音堂ニ  
寄進ス

〔奉懸〕鰐口豐後州姫嶋庄觀音寺寶前、

正永 正彌 正伊 明尊 正嚴

佐渡守兼世 泰兼 掃部助

勸進德興沙門 丹後守兼 吉兼

石見守兼家 伊豆介元弘

守護大友豐後守親職

康正丙子歲中夏吉日願主各白、

〔此鰐口、中比人取、以於姫嶋源四郎賣倫、此堂施入仕候、爲仍後日、如件、

大永六稔丙戌霜月吉日

此堂（文殊仙寺  
カ）ニ施入ス

三四 來浦八坂社棟札銘

○增補訂正編年大友史料 一五  
東國東郡國東町大字來浦

龔奉再興、來浦村牛頭天王宮御社壹字、

來浦村牛頭天王  
宮ヲ再興ス



右丹精者、天下安寧、皇風永康、大檀那藤原朝臣 [ ] [ ] 大宮司 [ ] 祝主 [ ]  
小司伴宗次、

大永八天戊子菊月初八、忻仰比丘安昌、大工 [ ] 鍛冶彌太郎、

三五 田原親董書狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

調儀相違ナク申  
拵ヘシム

彼調之計無相違候様、可申拵候、長ニ付申候へも、堅固被仰出候、不可有忽諸候、猶勘親董への奉  
書五通遣候、披見之後、可持參候、委細之趣、利掃可申候、恐々謹言、

正月廿二日

「親董ハ田原家十二代ニシテ、親  
宏ノ養父、實ハ兄也、田原治部  
少輔」

田原 親 董 (花押影)

津崎春兵衛殿

姫嶋勘解由左衛門殿

三六 田原親董書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

重藤給地ハ半分  
宛拘フベシ

態申候、重藤忠節事、其方淵底可存候哉、忠賞之者無足に候する事、准儀に相違候敷、重藤給地之  
事者、半分相分候て、半宛可被拘候、其方忠節茂、無比類候間、給地無候、案堵之時者、代所可遣  
候、此上にて宛角候者、彼謂事候、無違亂可申合候、此忠節たち候へハ、其方之忠節もたち候する

と存候、此類(筆)しゆんきよ多候之間、とかく被申間敷候、爲心得申候、委者利行新藏人可申候、恐く謹言、

卯月十七日

(田原) 親 董 (花押)

「(包紙ワハ書)」 (墨引)

如法寺六郎殿

親 董

三三 田原親董知行預ヶ状

○(萱嶋文書)  
大分県史料一〇

父源右衛門尉忠賞ノタメ知行ヲ宛行フ

依父源右衛門尉忠(ア)償、來浦村内、打越門屋敷兩所、道祖本屋敷並田地壹段、山野在之、預進候、彌々忠勤、可爲肝要状、如件、

享祿三年卯月廿五日

(田原親董) (花押)

萱嶋與三兵衛尉殿

「(包紙ワハ書)」 萱嶋與三兵衛尉殿

親 董

三六 田原親董書状

○(入江文書)  
大分県史料一〇

「(糊裏封ウハ書)」 (墨引)

国 東 郷

進退ノ儀

如法寺六郎殿

親 董

進退之儀、至森入道、被申候哉、其得心候、中にも洪水已後、諸人佗言候條、可糺明之旨、申付候、恐々謹言、

六月三日

親 董 (山原)

如法寺六郎殿

〔如法寺六郎殿  
(包紙ウハ書)

親 董

三九 田原親董感狀 (紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

〔萱嶋與三兵衛尉殿  
(包封ウハ書)

親 董

〔端裏切封  
一 (墨引) 一

今度於國許、殘黨成敗之砌、凌難儀再來之事、別而神妙之至候、於向後、聊不可有忘却候、彌忠儀頼入候、恐々謹言、

六月十六日

親 董 (山原)

萱嶋與三兵衛尉殿

殘黨成敗ノ辛勞  
ヲ賞ス

重藤相分ノ過濟分ニツキ來浦村以下ノ地ヲ預ク

芸州出張以來ノ軍忠ヲ賞ス

三〇 田原親董知行預ケ狀

○入江文書  
大分縣史料一〇

就去年重藤相分儀、過濟之分約諾辻、得其意候、併今程無闕所候之間、先以來浦村内、廣津織部助

七月廿六日

親董(花押)

如法寺六郎殿

三一 田原親董感狀(紙)

○入江文書  
大分縣史料一〇

就今度藝州出張候、從軍前被令供奉、所々軍勞、殊新城已來佐東發向、其外鴉嶋城・國府城・木嶺城・久村城賣口、別而忠儀粉骨之次第、殊去年神役等、其餘雖化言之儀候、不謂彼是、不應分際奉公、其上從去年至今、被遂兩年在陣候、別而令感悅候、必迫而一段、賀可申候、恐々謹言、

九月二日

親董(花押)

如法寺六郎殿

三三 大友義鑿知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

國東郷内一町分  
ヲ預ク

國東郷之内壹町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(享祿四年)  
十二月十三日

(大友鑑カ)  
義鑑 在判

吉弘中務少輔殿

三三 大友義鑿知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

國東郷内一町分  
ヲ預ク

國(東)在郷之内壹町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(享祿四年)  
十二月十三日

(大友鑑カ)  
義鑑 在判

齋藤宮内丞殿

三四 大友義鑿知行預ケ狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
「岐部彌太郎殿

義鑿」

(端裏切封)  
「(墨引)」

國東郡内二町分  
ヲ預ク

國東郡之内、貳町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、  
十二月十三日

(大友)  
義 鹽 (花押)

岐部彌太郎殿

三三 大友義鹽知行預ケ狀

○岩尾影文書  
大分県史料二六

(編纂切封)  
一 (墨引) 一

國東郷内一町ヲ  
預ク

國東郷之内、壹町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、  
十二月十三日

(大友)  
義 鹽 (花押)

(廢酒ノ上ニ追筆)  
「溝口」左京亮殿

三三六 田原親董知行預ケ狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

(編纂切封)  
一 (墨引) 一

忠賞トシテ國東  
郷内ノ地ヲ預ク

爲今度之忠賞、爲國東之郷之内、岐部惣右衛門尉跡拾三貫分・來浦之内津崎善兵衛尉跡田中來寺  
島、兩所拾五貫分、預遣候、歸國之時、無相違可領知之狀、如件、

享祿四  
十二月十八日

(田原)  
親 董 (花押)

國東郷

国東郷

如法寺右衛門尉殿

〔如法寺右衛門尉殿  
(包紙ウハ書)〕

親董

三三 大友義鹽知行預ケ狀

○立花文書  
増補訂正編年大友史料二五

国東郷内五町分  
ヲ預ク

国東郷之内五町分坪付在之事、預進之候、可有知行候、恐く謹言、

(字款四年九)  
十二月廿三日

(大友)  
義鹽 (花押)

戸次伯耆守殿

○伝習館高等学校所蔵「柳河藩政史料」ニ写アリ。

三六 大友義鹽知行預ケ狀

○志智文書  
熊本県史料中世二

安岐・国東郷内  
ノ地ヲ預ク

安岐郷諸田之内壹町七段、国東郷之内三町三段分坪付在之事、預進之候、可有知行候、恐く謹言、

(字款四年九)  
十二月廿三日

(大友)  
義鹽 (花押)

志賀民部太輔殿

萱嶋縫殿助成敗  
ニツキ同源右衛  
門尉戰死ス

姫嶋沖ニ敵船襲  
来ニツキ忠貞ヲ  
励マシム

三九 大友義鑒書狀

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

萱嶋縫殿助事、早速被遂成敗候、尤感心候、殊被申付候萱嶋源右衛門尉戰死、其外被疵之由、案中候、此等之儀爲可申、寒田又六遣之候、委細老共可申候、恐々謹言、

八月五日

(大友) 義鑒 (花押)

田原治部少輔殿

四〇 大友義鑒書狀

○富來文書  
大分県史料一〇

(富來印付) 一 (墨引) 一

至姫嶋興、敵舟少々押渡候哉、無心許候之間、爲可承、定林院進之候、於事實者、木付紀伊守申談、可勵忠貞事肝要候、巨細猶年寄共可申候、恐々謹言、

十二月廿六日

(大友) 義鑒 (花押)

富來民部少輔殿



二二 田原親董恩賞宛行狀(紙切)

○足立悅雄文書  
大分県史料二六

家錯乱ノ時ノ勞ヲ賞シ知行地ヲ宛行フ

就今度家錯亂之儀、至吉木上着、再返之勞切(ツ)、喜悅之至候、爲其賞、餘名之内四反(武藏郷)もろ井田・四反平野并畠地一反卅、廣津織部佐拘之内、辻間村三貫分・廣津主税助拘之内、國東郷之内貳反中ノ坪、其身持留分之事(知脱)、無相違、歸國之時可當行候、彌忠儀肝要候、恐々謹言、

享祿五年

六月廿五日

親董(田原) (花押)

清里與七殿

(朱書)  
一一五

二三 大友氏年寄連署奉書

○碩田叢史富來文書  
増補訂正編年大友史料一六

國東郷半分代官職ニ補ス

國東郷半分御代官職之事、任前々之旨、可有取沙汰之由、依仰執達、如件、

享祿五年八月廿六日

左衛門大夫(吉岡長澄)

伊賀守(田口親忠)

和泉守(山内長就)

大和守(田北親貞)

(本庄右述)  
前伊賀守  
(入田親董)  
丹後守

富來民部少輔殿

二四三 田原親董知行預ケ狀(紙切)

○入江文書  
大分縣史料一〇

(田原親董)  
一(墨引)一

恩賞トシテ坪付ノ地ヲ預ク

坪付之前、歸國之時、不可有相違候、以此旨、彌忠義肝要候、恐々謹言、

九月三日

(田原親董)  
親董(花押)

如法寺右衛門尉殿

二四四 田原親董宛行知行目錄

○土居氏蒐集文書  
大分縣史料一〇

(田原親董)  
(花押)

重藤半分代地

(武藏郡)  
一重藤半分爲代地、岐部惣右衛門尉居屋敷事

但重藤於被返下ハ、不及申上候、

安岐郷内

一安岐郷内、萱嶋藤右衛門尉拘分事

国東郷

国 東 郷

来浦

余名役職

一來浦之内、津崎善兵衛尉居屋敷分事

一餘名役職之事(武藏郷)

以上

享祿五

九月廿三日

進上宮内丞殿

如法寺右衛門尉

長 永

三三 田原親董知行預ヶ狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

余名役職ヲ預ク

餘名役職之事、預遣候、以此旨、彌々忠儀肝要候、恐々謹言、(武藏郷)

天文元年

十月二日

如法寺右衛門尉殿

一(包紙ハ書)如法寺右衛門尉殿

親 董(田原)  
(花押)

親 董

三三 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

賊船現形ニツキ  
討留メシム

賊船立下、近日所々狼藉、無盡期之由候、各被申談、彼悪黨等可被討留事、肝要候、別而可被勵忠儀事、專要候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(天文二年頃)  
十一月十六日

(大友)  
義鑑(花押)

岐部能登守

岐部能登守殿

榊來新右衛門尉

榊來新右衛門尉殿

岐部掃部助殿

伊美寄合中

伊美寄合中

荒木右衛門尉

荒木右衛門尉殿

竹田津寄合中

竹田津寄合中

吉弘土佐守

吉弘土佐守殿

姫島寄合中

姫島寄合中

岐部但馬守殿

岐部柰助殿

三〇 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(編纂所見)  
一(墨引)一

敵現形ニツキ懸  
付ケシム  
山香・津  
久見・寒田其外  
寄々衆

至堺目、敵可現形之由、到來候、於事實者、各被申談、則時可被懸付事、肝要候、至山香・  
津久見・寒田其外寄々衆、申付候之間、不日可出張候、猶下郡兵部(マ)可申候、恐々謹言、

国東郷

國東郷

(天文三年九)  
壬正月十三日

(大友)  
義鑑(花押)

一七六

真玉

眞玉掃部助殿

竹田津

竹田津兵部少輔殿

帶刀

帶刀和泉守殿

櫛來

櫛來新右衛門尉殿

都甲

都甲新左衛門尉殿

吉弘

吉弘中務少輔殿

岐部

岐部能登守殿

六郷山執行

六郷山<sup>(執力)</sup>行御坊

其外<sup>(郡之)</sup>衆中

二四六 田原親董安堵狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

波多計策ノ辛勞  
ヲ賞シ先祖以來  
ノ地ヲ安堵ス

今度<sup>(マ)</sup>窄々候之刻、暫月雖爲遲參、就波多計策之事、以辛勞之故、令成就之儀、別而忠貞之旨、不可準他候、誠感悅此事候之間、先祖已來持留之地、聊不可有相違候、歸國之時、領知肝要候、猶追而賀可申候、恐々謹言、

天文三  
十月卅日

(田原)  
親董(花押影)

津崎善兵衛殿

三九 大友義鑑知行預ケ狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔包紙ウハ書〕  
「岐千代熊殿

〔編裏切封〕  
「〔墨引〕」

〔大友〕  
義鑑」

国東郷内壹嶋先  
給一町ヲ預ク

国東郷之内、壹嶋藤次先給壹町分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

〔大友〕  
義鑑（花押）

卯月廿八日

岐部千代熊殿

○年未詳。

三〇 田原親董感狀寫

○頼田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

今度慮外錯亂候處、於坊<sup>（ツ、）</sup>坊表數々、祇候、先年茂數年辛勞、前後奉公感覺候、本意刻、別而可成其賞候、彌忠懃肝要候、恐々謹言、

五月十三日

〔田原治部少輔〕  
親董（花押影）

津崎善兵衛尉殿

国東郷

防州表以下ノ辛  
勞ヲ賞ス

○年未詳。

三五 親榮知行預ケ狀

○白川義雄藏佐藤文書  
増補訂正編年大友史料一七

國東郷内五貫分  
ヲ預ケ

國東郷之内五貫分評付有別紙之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

八月十九日

親榮(花押)

佐藤長門守殿

○年未詳。

三五 田原親董安堵狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

安岐郷大門名七  
貫文ヲ安堵ス

安岐郷内大門名七貫文事、近年以準據、雖上表地候、本領之儀、無紛之條、任前々之筋目、領知不  
可有相違候、彌可抽忠勲事、肝要候、恐々謹言、

天文六年

五月二日

(田原)親董(花押影)

津崎雅樂助殿

三五 大友義鑑感狀

○岩籙文書  
速見郡日出町大字大神

〔包紙ウハ書〕  
「荒木大藏丞殿」

義鑑」

〔編裏切封〕  
「〔墨引〕」

山下和泉守一所  
馳走セルラ賞  
ス

就今度防州衆對談儀、各至堺目發足之刻、以山下和泉守一所、馳走感心候、爲無足辛勞之儀、一入候、猶以面可申候、恐々謹言、

三月廿九日

〔大友〕  
義鑑〔花押〕

荒木大藏丞殿

○年未詳。天文七年三月大友義鑑、大内義隆ト和セントシ、同五月廿九日和成ル。或ハコレニ關スルモノカ。

三六 大友義鑑書狀

○富來文書  
大分県史料一〇

富來民部少輔跡  
ヲ息彦三郎ニ安  
堵ス  
富來新五郎悪行

富來民部少輔事、無是非次第候、彼息彦三郎奉公等之儀、如代々、連續不可有相違候、親類被官申談、對彦三郎、乍勿論、堅固之覺悟肝要之段、能々可被申遣候、然者富來新五郎悪行、前代未聞候、別而心懸一途之了箇、專要之段、至方角寄々衆茂、可被申付候、恐々謹言、

十二月廿九日

〔大友〕  
義鑑〔花押〕

国東郷



雄城若狹守殿

三五 田原親實親感狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

〔透寫也〕  
今度於雲州表、遂在陣、軍勞之段、祝着候、殊ニ抽先衆ニ、永々堪忍之次第、一段感悅之至候、必歸陣之時、別而賀可申候、恐々謹言、

天文十二年二月廿日

津崎四郎殿

〔朱書〕  
「親實ハ親安ノ實名也」  
親實〔花押影〕

〔田原親宏〕

三五 田原親實親感狀〔紙〕

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

〔包紙ウハ書〕  
「萱嶋與三兵衛尉殿

親實」

〔端裏切封〕  
「〔墨引〕」

今度於雲州令在陳、至所々、遂野伏被疵<sub>矢疵</sub>、剩敗北之刻、令供奉、軍勞馳走神妙、感悅此時候、彌可被抽忠儀事、可爲肝要者也、此等之段、追而賀可申候、恐々謹言、

〔天文十一年〕  
六月廿七日

〔田原親宏〕  
親實〔花押〕

萱嶋與三兵衛尉殿

雲州在陣ノ軍勞ヲ賞ス

雲州表在陣ノ軍勞ヲ賞ス

三五七 國東郷等大工職源董次覺書

○今富文書  
大分県史料二五

(注カ)  
住文書

國東郷大工職

惣大工持分

豊後州國東郷大工織之事

惣大工持分

田深浦 今在家 宇田野

里上下 田深 觀音堂 向合

山吹 横手村 赤松

高原ノ内コクウ藏堂

來浦村 大熊毛浦 ムカタ

安岐郷大工職

安岐郷大工式之夏(マ)、三郎左衛門尉源宗貞ヨリシテ分ル也、同奈多庄、同八幡宮所領、大工同前也、  
次男新六方

武藏郷余名

武藏郷之内餘名百町之夏 吉藤サキヤシキ、先祖ヨリ持之分也、

興導寺社家大工職

興導寺社家大工式之夏

惣大工次男 源貞俊ヨリ以來也、

吉藤 河原 原 中田 小原 黒津 成佛河内

國東郷

源宗貞法名道澄トモ傳、同以來三代目ノ同秀貞ヨリ傳所、董次是書傳也、

于時天文十八歲己酉正月十二日

源董次

末貞 宗光 述貞 秀貞 董次

### 三六 長小野論所相分狀案

○余瀨文書  
大分県史料二五

○天文十八年卯月十六日。本文省略。「竹田津莊史料」三一号ニ収ム。連署者中ニ荒木右衛門尉重弘・富米民部少輔鑑秀アリ。

### 三五 道中書狀(紙切)

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

此使之儀、子細被申候間、歸遣候、此方用所濟之候間、山城等事、數々用可申付候、此後可申  
拵候、

兩度預一通、祝着之至候、仍竊田給之儀、被申候、爰許、雖油斷候す候、事濟くと御座候之條、令  
延引候、必通秀申談、可遂披露候、竊田給分うき地之事、きん重と申談佐仕度之由候、存分次第  
候、於其方ニ、董秀可申合候、殊度々府遣候、令祝着之儘、彼使可申候、恐々謹言、

竊田給ノ儀ニツ  
キ答フ

(天文十九年カ)  
二月十九日

宗安  
忠左衛門尉とのへ

道中 (花押)

三〇 田原親實親書狀

○興満文書  
大分県史料一〇

婦国祝儀トシテ  
桜八幡社ニ如法  
寺十郎社參シ百  
疋進納ス

櫻宮江爲歸國祝儀、名代如法寺十郎可社參之由、申付候、仍百疋令拜進候、御祈念頼存候、猶十郎

可申候、恐々謹言、

(天文十九年卯之)  
三月五日

(山原親実)  
親實 (花押)

興道寺乘慶 御同宿申

三一 田原親實親書狀 (紙切)

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

竊田次郎左衛門  
尉跡安堵ヲ上申  
ス  
鞍打方へ別人ニ  
約束

竊田次郎左衛門尉忠儀者、依有筋目、代々御一通相續候哉、令披露候、於然者、彼居屋敷之事、可  
申付候、鞍打方之事者、別人仁約束候、追而代地之儀、可申付候、以此旨、彌奉公于要候、恐々謹

言、

天文十九  
三月十日

(田原親実)  
親實 (花押)

国東郷

竊田神五郎殿

二三 道中書狀(紙切)

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

家督ヲ安堵シ居  
屋敷ヲ扶助サレ  
シヲ佐フ

竊田次郎左衛門尉家督之由、被申上候、殊御代々御證文等、備上覽候之處、居屋敷分之事、可被成御扶所之通、被仰出候、御一通調遣候、以此旨、彌奉公可爲肝要候、不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天文十九年)  
三月十四日

道中(花押)

竊田神五郎殿

二三 道中書狀(紙切)

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

竊田家督ヲ神五  
郎ニ安堵サル

就幸便進狀候、仍竊田二郎左衛門尉家督之儀、宗安子神四郎愁訴候間、申調御一通、彼神五郎ニ遣候、彼内赤松へ候く<sup>被</sup>ら<sup>打</sup>うち事者、餘ニ御約束候間、相のそかれ候、連々愁訴肝要之由、可被申付候、恐々謹言、

(天文十九年)  
三月十四日

道中(花押)

溝部山城守殿

まいる

三十四 田北鑑生等連署書狀(紙切)

○荒卷文書  
大分県史料一〇

(裏打紙端裏)  
「吉弘左京大夫鑑生」

(附箋)  
「吉弘左京大夫鑑生」

田原次郎佗言ニ  
ヨリ帰國セシム  
ルヲ報ジ下國ヲ  
依頼ス

田原次郎進退之事、連々佗言深重候、於于今者、宥免之段、被申出候之條、可致歸國之由、申遣候、累年御扶持之事候、可然様、以御取合、下國可爲本懷候、恐々謹言、

(天文十九年乙)  
三月十五日

(田北)  
鑑生(花押)

(雄城)  
治景(花押)

(小原)  
鑑元(花押)

(山下)  
長就(花押)

杉伯耆守殿

杉民部大輔入道殿

陶安房守殿

御宿所

国東郷

三五 大友義鎮知行預ケ狀

○小田原直文書  
大分県史料一〇

〔折封紙ウハ書〕  
一 田原次郎殿

〔大友〕  
義 鎮

〔端裏切封〕  
一 (墨引) 一

安岐・國東兩郷  
政所職武藏郷余  
名等ノ地ヲ預ケ

安岐郷・國東郷兩政所職、武藏郷餘名之内、田原近江守上表之地拾町、國東郷之内關所分拾壹町分、同疋田左衛門尉・富來彦三郎上地分、并筑後國秋月種方先給之内百町分〔探付在別紙〕事、預遣之候、

可有知行候、恐々謹言、

〔天文廿一年カ〕  
三月三日

〔大友〕  
義 鎮 (花押)

田原次郎殿

三六 大友義鎮知行預ケ狀

○富來文書  
大分県史料一〇

國東郷半郷役職  
同給地代所トシ  
テ秋月先給六十  
町分ヲ預ケ

國東郷半郷役職、并同郷之内給地爲代所、筑後國秋月先給之内、六拾町分〔探付在別紙〕事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

〔天文廿一年カ〕  
三月廿一日

〔大友〕  
義 鎮 (花押)

富來彦三郎殿

筑後國秋月先給  
内ノ地ヲ富來彦  
三郎ニ打渡サン

三六七 大友氏年寄連署奉書

○富來文書  
大分県史料一〇

筑後國秋月先給之内、上岩田四十町・下岩田貳拾町分事、至富來彦三郎、被成御裁許候、嚴重可被  
打渡事、肝要候、恐々謹言、

(天文廿一年カ)  
八月六日

(雄威) 治景(花押)

(田北) 鑑生(花押)

(吉崎) 長増(花押)

(臼杵) 鑑續(花押)

(志尊) 親守(花押)

森越前入道殿

小田若狹守殿

豊饒美濃守殿

三六八 國東郷・安岐郷等檢見秤寸法覺

○今富文書  
大分県史料二五

三ヶ郷檢見ノ秤  
ノ寸法ヲ注ス

國東郷・安岐郷・來浦村餘名、御老中 御檢見アリテ、御土貢納入時、三ヶ郷秤之寸法之事、廣

サ六寸三分、高さ三寸、同竹ヲ一分フセ候、同三ヶ郷之秤ヲ、サシ申候、

弘治貳丙辰十月廿八日

惣大工 董次(花押)



三九 某手日記(紙折)

○永弘文書  
大分県史料六

吉弘左近殿其外南郡衆、何も玖珠郡へ御立候、

(弘治三年五月)

一 同廿一日癸酉、大友殿御座ス入ウスキ焼失候、女中方斗殘也、上様無相違候、

一 同十八日庚午、令官方と益永内、山香畠地所務論有、令官内新右衛門幽死候、女一人、又六手負

候、山香親子失候、

一 同 城井へ八屋・山田衆取かけ、放火候て引候處、城井付候八屋防戰仕候、中八屋衆ニ山田衆

之頸十三、城井打取、玖珠へ遣候、八屋衆七十人斗手負候、

壬未

(親賢)

一 六月一日、武藏田原民部大輔、至妙見登城、昨日此日木付登城候、杉因幡殿下城、田原衆木付二

手斗也、

一 十二日甲□(中)、當郡衆陣立也、

一 同十八日庚子、山田至廣津ニ取懸候、防戰杉因幡守衆・宇佐郡衆・野中衆、當時打留頸六十七、

明至十九日ニ以上百人打死、手負二百斗也、都合三百斗損候、山田ハ其マ、打負一引歸候、(以下折返)

一 同日、爲山田・仲八屋・如法寺中間退治、對田原常陸介。來繩郷ニ立、河向花藏寺付物數手計也、

其外富來・眞玉・都甲・北浦邊衆三手計也、

一 同十九日辛丑、花藏寺立ツイ地付、

大友宗麟ノ居ル  
臼杵焼失ス  
山香畠地所務論

武藏田原親賢妙  
見登城  
木付登城

田原親宏來繩郷  
ニ立ツ  
富來・眞玉・都  
甲・北浦邊之衆

一廿日壬子、上毛郡悉ク放火候、

一同廿一日癸卯、辰剋、山田城落居候、彼一類衆行方不知成也、爰アハレナル事有、山田安藝守隆朝子滿千代丸、正年十一歳成を、<sup>(生)</sup>株刑部生害候て、頸を至親宏ニ現形候、仍安藝守隆朝行方不知落行候、上毛郡内者山田山ニ入候者、頸八百餘諸軍取也、女數人方ミトラレ候、上毛郡四分一男女失候、

一仲八屋備前守英信、同六月廿七日己酉、至親宏現形也、

一同七月三日甲子、至中津郡陣贊也、<sup>(巻)</sup>同四日乙卯、馬獄落居也、城トクヨシカイ、同ミナキ甲斐守、其外秋月衆百計打取候、又田原方同衆松木・甲斐・壹嶋ナト云々、打死也、

### 二七〇 大友義鎮感狀<sup>(紙切)</sup>

○入江文書  
大分県史料一〇

<sup>(複製切封)</sup>  
「(墨引)」

豊前山田安藝守  
防戦以下ノ軍劣  
ヲ賞ス

山田・仲八屋

前<sup>(天)</sup>十八、至廣津治部大輔宅所、山田安藝守被懸防戦之刻、於因幡守・佐田彈正忠・野仲兵庫頭・福嶋安藝守、親宏被官以加勢碎手、分捕高名之由、以著到承候、御忠貞感悅無極候、彌彼衆中被申談、山田・仲八屋已下之惡黨等、不拔足様、急度可被討果事、頼存候、猶志賀安房守・雄城若狹守可申候、恐々謹言、

六月廿二日  
<sup>(弘治三年乙)</sup>

<sup>(大友)</sup>  
義鎮(花押)

國東 郷

田原常陸介殿 (親志)

三三 大友義鎮感狀 (紙切)

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

山田安芸守討伐  
ノ軍忠ヲ賞ス

今度山田安藝守惡行、前代未聞之條、(田原)親宏急度以出張、彼一類可被打果之由、申候之處、不移時  
日、被遂出陳、前廿一山田城被切崩、自身粉骨之條、親類被官、或者分捕虜、或者被疵、又戰死之  
人數、名々以着到承候、感悅無極候、殊親宏被勵調略、故山田一子万千代、被打取候、一段高名之  
儀、無比類候、彌無油斷御才覺、頼存候、此節御辛勞之儀、必近日、以使節可申候、恐々謹言、

(弘治三年)  
七月七日

(大友)  
義鎮 (花押)

田原常陸介殿 (親志)

三三 大友義鎮年寄連署奉書

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

山田安芸守討伐  
以下ノ軍忠ヲ賞  
セラル、ヲ告ク

去月廿一、至山田安藝守要書、被取懸、則時彼一類悉被打果候、御感深重候之處、同今月四日、馬  
岳城之事、被切崩、彼城督頸進上之條、忠儀之次第、無比類之段、先々以 御書、被仰付候、就中  
親宏も、自身被碎手之段、且達 上聞候、旁以今度大忠之儀、永々不可有御忘却之趣、近日以 上  
使、可被仰遣之條、相心得可申旨候、恐々謹言、

(弘治三年)  
七月九日

田原常陸介殿

(維繫) 治景 (花押)  
(玉置) 親守 (花押)

二七三 田原親宏感狀(紙切)

○壹嶋文書  
大分県史料一〇

(紙切ハ書)  
一 壹嶋源右衛門尉殿

(編纂初目)  
一 (墨引) 一

親宏

豊前發向ノ時ノ  
軍忠ヲ賞ス

今度豊前國發向之刻、從最前令供奉、去六月廿日、山田安藝守隆朝要害落去之砌、同七月四日馬岳  
斬崩之折節、別而粉骨神妙之至候、追而不可有忘脚候、猶以、彌戰功可爲勿論之狀、如件、

弘治三年八月三日

(山原) 親宏 (花押)

壹嶋源右衛門尉殿

二七四 田原親宏感狀

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

今度豊前國發向之刻、任筋目申付儀、無異儀令馳走候、去六月廿日、山田安藝守最前要害、潤七月三  
日於馬岳辛勞、誠神妙候、必追而可賀申候之條、彌忠節肝要候、恐々謹言、

國東 郷

馬岳要害攻略ノ  
軍方ヲ賞ス

国東郷

弘治三

八月十三日

竊田神五郎殿

(田原) 親

宏(花押)

一九二

○弘治三年ニ潤七月ナシ。檢討ヲ要ス。但シ豊前馬岳城長野吉辰・野中鎮種等、毛利元就ニ通ズルニヨリ、大友義鎮出兵シ之ヲ降スハ、弘治三年六月ナリ。

三七五 松木宏策・溝部秀盛・萱嶋氏清連署奉書

○後藤博士文書  
東国東郡国東町大字小原

竊田甚五郎古給  
田三段ヲ裁許ス  
仁与名ノ内  
竊田ニ打渡スベシ

竊田甚五郎古給石田參段之事、先 御判明白之條、被成御裁許候之處、爲仁与名内之由、森與三右衛門尉言上候、然處、仁与名田之儀者、客別之由候上者、更難有混地候、早々至竊田、右參段之事、可被打渡之由、被 仰出候、當作時分之儀候之條、聊無遲滯、裁判干要之由、堅可申旨候、恐く謹言、

卯月十八日

(萱嶋) 氏

清(花押)

(溝部) 秀

盛(花押)

(松木) 宏

策(花押)

(奥切封ワハ書)

(墨引)「」

萱嶋四郎兵衛尉

溝部大炊助

松木清兵衛尉

宏策

萱嶋勘解(由)□衛門尉殿

三七 田原親宏安堵狀

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

野田先給・藤五  
名ノ押領ヲ止ム  
八幡免

野田先給并藤五名之事、押領之方有之由、先日注進候、不限此所、箕田村上野兩名、同八幡免之事、從何方茂菟角申仁候共、不可有承引之儀、猶自竹田津忠左衛門尉可申候、恐々謹言、

八月廿四日

(由原)  
親 宏 (花押)

古東隱岐入道殿

三七 田原親宏知行宛行狀寫

○宮永氏影写文書  
大分県史料一〇

息孫太郎討死ヲ  
賞シ知行ヲ預ク

去廿二、至西郷、遠江守隆(由)依要害執懸之處、息孫太郎最前切(由)討死候、不便之至感悅之餘、不知所謝候、仍本領事、溝部藤兵衛尉當知行分之外、一圓宛行候、全領掌干要之狀、如件、

永祿貳年  
八月廿四日

(由原)  
親 宏書判

溝部九郎兵尉殿

国 東 郷

二七六 田原親宏感狀寫

○今富文書  
大分県史料二五

豊前國所々ノ軍  
功ヲ賞ス

今度豊前國所々におゐて、軍勢無比類候、就中小倉津はたらきの刻、頸一討捕、粉骨之段神妙候、必以時分、可賀與候、恐々謹言、

永祿一  
十月十一日

(田原)  
親 宏 (花押影)

今富三郎左衛門尉殿

二七五 大友義鎮感狀寫

○宮永氏影写文書  
大分県史料一〇

豊前國西郷表ニ  
オケル息彌太郎  
ノ戦死ヲ賞ス

今度於豊前國西郷表、息彌太郎戦死、忠儀感入候、必至親宏、可賀之候、恐々謹言、

(永祿二年)  
十一月廿日

(大友)  
義 鎮書判

溝部九郎兵衛尉殿

二八〇 國東郷櫻宮鳥居造立覺書

○今富文書  
大分県史料二五

國東郷櫻宮御鳥居事

田原親宏代

(田原) 親宏公御代

御馬 太刀 ヨロイ カフト 弓ノ矢 懸錢三貫 弓ノツルキン ヘイノキン サシキイレノキン

盛物等 如常(マ) 御太刀 千疋 宮内丞殿

殿様御ヘイ 行色(マ) 御參宮午時

御籠(マ) 吉日 大宮司殿

九月十六日午時

宮内丞殿

宮司

幸秀

同小奉行

神樂 (在カ) 右之、

惣大工

三郎兵衛尉

社頭大工

彌左衛門尉

鍛冶ハ不出、前代ノマニ、

永祿三申庚 九月十八日

宏 貞

二六 兼秀書狀寫

○令富文書  
大分縣史料二五

鳥居造立ニツキ  
大工・鍛冶ノ出

社頭鳥居造事之條、大工鍛冶等出仕間之事、尋承候、於大工者、勿論候、鍛冶者、無儀式之出仕候

國 東 郷



仕ニツキ答フ

敷、造

内裏之時之儀、尋遣之處、大工者、着裝束出仕候、鍛冶者、上下ニテ、只罷出候由申候、此分可有御傳達候也、謹言、

五月廿五日

兼秀

大宮殿

二六三 田原親宏安堵狀(紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
「萱嶋源右衛門尉殿

親宏」

(端裏切封)  
「(墨引)」

父鎮正以來ノ忠義ニヨリ深見名ヲ安堵ス

父丹後守鎮正忠儀連續候、然者深見名參貫文分之事、近年雖相違候、宏次奉公無緩之條、此度申付候、下地云、土貢云、全領掌、不可有別儀之狀、如件、

永祿三年五月廿八日

(田原親宏)  
(花押)

(宏次)  
萱嶋源右衛門尉殿

二六三 利行諸久・萱嶋親常連署奉書

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封ウハキ〕

〔墨引〕

利行越後守

萱嶋佐渡守

親 常

萱嶋下野守殿

役内深見名ヲ萱嶋宏次ニ打渡サシム

役内深見名之事、筋目者、連々奉公無緩之條、至萱嶋源右衛門尉宏次、被 仰付候、無異儀、可被 打渡事、干要之由、被 仰出候、此等之趣、能々可申旨候、恐々謹言、

永祿二年

五月廿八日

〔萱嶋〕

親 (花押)

〔利行〕

諸 久 (花押)

萱嶋下野守殿

○萱嶋・利行兩人ハ、國東郷西政所ナラン。

二六四 田原親宏感狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

門司及ヒ豊前表ノ軍忠ヲ賞ス

去五日、門司表陣慮外敗軍候、同至仲津郡國分寺原、毛利衆并小早川内乃美兵部丞、野嶋・來嶋警

國 東 郷

固船人數、依付送、自身討大刀、數ヶ所被疵之條、各捨一命、終日遂防戰、被疵碎手事及數度、對家無双之忠懃、誠感悅無極候、至子孫、不可有忘却之儀候、彌忠貞賴入候、恐々謹言、

永祿四年かのとの西

十一月十六日

(田原)  
親 宏 (花押影)

津崎左近允殿

二五 津崎董勝言上狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

堅紙

門司表敗軍ノ時  
ノ軍勢ヲ上申シ  
披露ヲ請フ

謹而言上仕候、抑近年カ事□候、去十一月五日之夜、門司表御退陣之刻、從御陣屋同丁御陣山麓申(マ)被成御乘馬、如門司濱御馬召出、大裏赤佐太、筑波■越迄■越迄、夜中少茂不離御馬、御供候、翌日六日未剋、豊前國京都郡爲墨田原、初天生田國分寺原限、野嶋・來嶋・浦兵部丞・於因幡寺爲前、數百人顯付送、折々宗徒衆歷々、立御用時節、依御 自身被碎御手、各捨一命(マ)鎚仕事、終日不知其數、誠忝以神慮佛慮、被開御運、御着館公私安堵此時候、然者高忠之次第、則可預御感と存候處、于今一簾之儀無之候、併不可有御忘却候條、毛頭奉協儀、心底不思寄存候、但年月押移、珍忠之厚(珠之)薄無足被成、至子々孫々、申傳失方使(傳カ)、向後奉公之嘲、不可及是非之條、末代之覺幸、於此方角、少御闕地現在之間、至諸老、去年當春、詔言深重之處、數ヶ條依御拵繁多、睨不預御披露候、隨訴訟之方、歷々奉察候、右忝事乍立餘經ニ可相替矢淵底(天カ)、御老中御賢察之前之條、細碎不及申上

候、無御失念、最前御披露奉頼存候、恐々謹言、

(永祿五年)

卯月十八日

御老中

(半崎)  
董勝

○写誤リアリ、意味不通ノ所多シ。

二六 田原親宏感狀寫

○頼田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

門可敗退ノ時ノ  
辛勞ヲ賞シ豊前  
国内ニ扶助スル  
ヲ伝フ

去年門司陣不慮被退之刻、別而粉骨忠勤之趣、不異他候、然者可感忠賞事、勿論候之處、於爰元、

當時領地等依無之、不顯其志候、必闕地次第、不可有等閑候、先於豊前國、相當可加扶助之條、彌

忠貞頼入候、恐々謹言、

(永祿五年)

七月廿日

津崎善兵衛守殿

(田原)  
親宏(花押影)

二七 田原親宏安堵狀

○岩藤文書  
速見郡日出町大字大神

(包紙カハ書)  
「溝部二郎四郎殿

親宏」

「後守董増家督」

「面々連續勿論之」

「領地等之事、契約」

「家督ヲ安堵セシム」

国東郷

相違候、殊前畠□ □并河内坂山野分之□ □、無異儀進止干要候、□ □奉公不可  
有緩候、恐々□

□月十六日

溝部二郎四郎殿

○上部数字分ヲ欠ク。

(田原) 親 宏 (花押)

二六八 田原親宏書狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

横紙

使者来着ニ付參  
陣セシム

急度申候、仍月有方之使者、今明之間、可罷越之由、到來候、其方事、早々可有參陣候、自然於油  
斷者、右之様牀不可然候、可被得其意候、不可有緩候、恐々謹言、

正月十九日

(田原) 親 宏 (花押影)

津崎善兵衛守殿

二六九 田原親宏安堵狀(紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ巻)  
「萱嶋吉羈殿

(端裏切封)  
「(墨引)」

親 宏

父宏次ノ家督ヲ  
安堵ス

父源右衛門尉宏次家督之事、至面々令裁許畢、下地云、土貢云、全領掌、不可有相違之狀、如件、

永祿六年正月廿七日

(山原親家)  
(花押)

萱嶋吉靨殿

二九〇 宏恒・宗柏連署書狀(折紙)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

一儀申談ズル衆  
中

今度一儀申談衆中之事、盡未來際可申承候、殊御本訴之儀、先御代已來、雖被粹候、無御安堵之  
趣、寄々申居候き、件之一儀、於成就者、何程懸身上仁御取合、(以下折悉)「不可存別儀候、以此旨、倍可申  
談候、恐々謹言、

二月十九日

宗 柏 (花押)

宏 恒 (花押)

萱嶋大藏少輔

詫广佐渡入道

宗 伯 (マ)

萱嶋美濃守殿

御宿所

国 東 郷

山田ノ事

二九二 大友宗麟義鎮書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

山田之事承候、得其意候、則雖可申出候、就調略、存分共候之條、必以時分、可申談候、聊不可有相違候、恐々謹言、

六月十七日

(大友)  
宗麟 (花押)

田原常陸介殿

(礼紙切封)  
「(墨引)」

「田原常陸介殿」

宗麟

二九三 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

(如法等)  
到親種、任前代之旨、上馬公役申付之處、所存之趣、每事相違、不及是非候、如何被存候哉、併向後可然之様、調儀專要候、猶竹忠可申候、恐々謹言、

七月廿五日

(田原親宏)  
宏 (花押)

(親並)  
如式まいる

「(切封ウハ書)

(墨引)

上馬公役相違ニ  
付テ所存ヲ問フ

如法寺式部少輔殿

親宏

二五三 大友宗麟義合戰手負注文一見狀紙切

○入江文書  
大分県史料一〇

(大友宗麟  
花押)

永祿八年六月廿二日、於長野筑後守里城、田原常陸親忠介被官、被疵著到、加披見畢、

田原親宏被官ノ  
手負注文ヲ一見  
ス

矢疵  
原主計允

同 伊藤六郎兵衛尉

同 岐部助三郎

同 岐部孫六

菅嶋長門守僕從  
新三郎矢疵

津崎善兵衛尉僕從  
彌九郎石疵

光永石馬允僕從  
三郎次郎石疵

壹嶋神四郎代  
高來與三左衛門石疵

同人僕從  
與三郎矢疵

森刑部承僕從  
甚九郎石疵

田原新九郎被官  
溝部與四郎手火矢疵

國東郷



國東郷

同人被官

高橋與三石班

已上

二〇四

二九四 田原親宏安堵狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

△家督ヲ安堵シ居  
屋敷ヲ知行セシ

父雅樂助能次家督之事、連續干要候、然者居屋敷等之儀、任當知行之旨、聊不可有相違之狀、如  
件、

永祿八年七月十七日

〔田原親宏〕  
〔花押影〕

津崎乙王殿

二九五 田原親宏安堵狀

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

家督ヲ安堵シ長  
田上表地ヲ知行  
セシム

厚東隱岐入道家督之事、至面々申付候、然者、長田上表地〔國東郷カ〕小原村栗迫山田貳段、并豊前國京都郡吉  
田庄内隱岐入道當知行分之事、不殘段歩、領知干要候、殊父主計允、爲割分讓與坪付、加袖判畢、  
右地等之事、全令進止、奉公聊不可有緩狀、如件、

永祿八年七月廿日

〔田原親宏〕  
〔花押〕

厚東神五郎殿

二六 宗悟讓狀(紙切)

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

〔(端裏切封) 墨引〕

本領分相違セル  
モ佗言ニヨリ宗  
安給田ノ外ヲ讓  
ル

其方事、就竊田家督、連續御奉公、無緩雖仕候、本領分在々所々、相違候之條、連々佗言、誠不便之至候、就其宗安給田之外、相拘之地、小□□嚴嶋社領下作職事、讓與候、萬一給田之内之由、兄内藏助於申者、御判形之前給田之分、銘々以坪付、可申上候、刻底其方存知之前候間、不及申候、其上御直書等、致拜領候之條、不及口能候、併爲後日讓狀、如件、

永祿九  
七月廿三日

宗悟(花押)

竊田雅樂助殿

二九七 忠次知行宛行狀

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

地藏免畠地之事、至神五郎わけつかハし候、於今後、別儀不有間敷候、萬一於相違者、以彼狀可被申候、無沙汰あるましく候、爲後日一通、如件、

永祿拾年二月廿四日

忠次(花押)

古東神五郎殿  
ましろ

国東郷

地藏免ヲ分与ス

二九八 鹽川重郷書狀寫

○今富文書  
大分県史料二五

上棟ノ時大工装束ニツキ答フ

大工位之儀者、四位にて候、何時茂上棟等之時者、四位之装束、可有御着候、然間冠・笄・沓等、何茂着仕候間、左様之御分別干要候、恐々謹言、

永祿十

卯月廿八日

鹽川四郎左衛門尉

重郷(花押影)

今富三郎左衛門尉殿

二九九 田原親宏感狀(紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
「萱嶋美濃守殿

親宏」

西大野宮山ニ立籠ル芸州衆攻略ノ軍忠ヲ賞ス

今度至西・大野・宮山、藝州衆數輩楯籠之條、去五月廿日取懸之處、軍勲拙之、剩一城落去之刻、夜中馳登取前、心懸之次第、感悅之至候、同於杉・西郷兩城茂、累日防戰之段、令承知候、必追而可令賀與候、彌忠貞干要候、恐々謹言、

(異巻)  
「永祿十一」

六月廿八日

(田原) 親宏(花押)

萱嶋美濃守殿

三〇〇 田原親宏書狀(紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

(萱嶋ウハ書)  
一萱嶋源右衛門尉殿

(端裏切封)  
一(墨引)「」

親 宏「」

香法師ニツイテ  
ハ他言深重

在庄辛勞之至候、仍申事、各江能く被申達候哉、御内々之趣、可被申越候、香法師之事者、縱如何  
躰被 仰出候共、佗言深重之覺悟候間、親宏内存之旨、能く鑑速江可被申候、聊不可有油斷候、毛  
利兵江茂、此由可被申達事、專一候、爲心得候、恐く謹言、

九月十日

(田原)  
親 宏(花押)

(宏文)  
萱嶋源右衛門尉殿

○以下三〇八号マテ年次未詳。

三〇一 田原親宏書狀(紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

(萱嶋ウハ書)  
一萱嶋源右衛門尉殿

(端裏切封)  
一(墨引)「」

親 宏「」

永く在庄辛勞之至候、仍彼申事、未菟角無被仰聞儀候之哉、左馬助事、聊不致緩怠候之條、縱如何

申事ニツキ申披  
クラ告グ

国 東 郷

方分マデ申渡ス  
先以テ帰宅スベシ

躰、雖被 仰出候、御佗言可爲深重候之間、千宮被談合、御方分迄、此等之段、能々申渡、當時無御返事候共、其方事、先以可有歸宅候、親賢申談事候條、彌可申扱候、爲心得候、恐々謹言、

十月四日

親(田原) 宏(花押)

萱嶋源右衛門尉殿(宏依)

三〇三 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

案文ヲ請取ルヲ  
告ケ鯛ヲ送ルヲ  
謝ス

案文認給候、得御意候、文躰可然候、仍鯛一折送給候、則賞翫大慶之至候、毎事期面上之時候、恐々謹言、

十一月十二日

親(田原) 宏(花押)

如法寺(親並)式部少輔殿

一(礼紙切封ウハ書) (墨引)

如法寺式部少輔殿

親 宏

三〇四 田原親宏書狀(紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

一(包紙ウハ書) 萱嶋美濃守殿

親 宏

所用ニツキ萱刑  
岐但兩人ヲ遣ス  
ヲ告ゲ調儀ヲ依  
頼ス

後陣乘馬ハ名代  
ヲ以テ勤メシム  
ルモ他名字ヲ用  
ヒズ

〔(墨引)〕

就所用之儀、萱刑・岐但差遣候、於旨趣者、兩人申含候、其方事、別而可被副心候、此節調儀頼入候、恐々謹言、

十一月廿三日

親 宏 (花押)

萱嶋美濃守殿

田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

後陣乘馬之儀、近年親種(如法寺)依令困窮、以名代所勲候、雖然、自御前代、名字連續之公役候之條、睨至親種筋目申付候、向後雖爲親類之好、於他名字、被申談間敷候、能々可被得其意事、肝要候、恐々謹言、

十二月九日

親 宏 (花押)

如法寺若狹守殿

〔(墨引)〕

〔(墨引)〕

如法寺若狹守殿

親 宏

国 東 郷

三〇五 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

〔後陣乗馬ヲ如法  
寺親並ニ申付ク  
向後名代ニ雇フ

〔如法寺親種〕  
後陣乗馬之儀、近年若狹守依令困窮、暫時至他名字、被申談候、雖然自前代相傳之勤役、無紛候之

條、寢至如法寺、筋目申付候、自然向後者、親並江名代等之儀、可被雇申候歟、其時者、親種父  
子、能く以入魂之上、可被申合候、爲存知候、恐々謹言、

十二月九日

〔出原〕  
親 宏〔花押〕

如法寺式部少輔殿

〔親並〕  
〔札紙切封ワハ書〕

〔墨引〕

如法寺式部少輔殿

親 宏

三〇六 田原親宏書狀〔紙切〕

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

〔包紙ウハ書〕  
「萱嶋美濃守殿

〔端裏切封〕  
「〔墨引〕

親 宏

去年不慮ノ題目  
ニヨリ出莊

就去年不慮之題目、詫摩佐渡守出庄之刻、同前申付候之處、無口能被遂其節、乍勿論、別而忝請  
上意候、兩人忠意之趣、難述昏面候、於向後、聊不可有忘却候之間、彌奉公干要候、恐々謹言、

十二月廿一日

親(田原) 宏(花押)

萱嶋美濃守殿

三〇七 田原親宏書狀(紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
「萱嶋美濃守殿

親 宏

(端裏切封)  
「(墨引)」

たひヲ免ズ

たひの事、任懇望令赦免候、彌奉公平要候、恐々謹言、

十二月廿八日

親(田原) 宏(花押)

萱嶋美濃守殿

三〇八 田原親宏給地坪付(折紙)

○入江文書  
大分県史料一〇

坪付

(田原親宏)  
(花押)

市井田

萱嶋藤左衛門尉給内

市井田

堅田

一所壹反大  
同給内

堅田

国 東 郷



國 東 郷

- 同給之内
- 貞安
- 一所壹反
- 由原御神領
- 生石
- ツカハサ
- 松ノ木
- 松之木田
- 小藺名
- 同給之内
- 貞安カケル首カ
- 有久名之内
- 生石
- ツカハサ
- 同給之内
- 一所壹反
- 才徳給之内
- 一所三段
- 詔摩藤兵衛尉居屋敷之内
- 一所貳反
- 小藺名内
- 已上

○國東郷内ノ地ニ関スルカ未詳。

三〇三 田原親宏書狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

書狀ヲ認メ遣ス

就其元滞留、書狀認直、可遣之由之申條、則調候、早々被出調儀、肝要候、種實秋月カへも一通出之、耕  
 隱に能く被申談、可被罷出事、專一候、辛勞不可申候、恐々謹言、

（永祿十二年）  
壬五月廿六日

（田原）親 宏（花押影）

津崎善兵衛殿

○五月ノ閏月ハ永祿十二年。

三二〇 田原親宏知行宛行狀(切封)

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

加恩地ノ内崩口  
丸田以下ヲ裁許  
ス  
隠岐入道忠賞ノ  
タメ

先代對宗安、有子細、被成置加恩地之内、崩口丸田貳段・榎木本繩手下壹段・畠地大堂免等之事、宗語任申旨、成裁許候、彼地の沙汰人給、各別在所候條、召放可行他給之由、度々雖申付候、別條公役可馳走之通、種々佗言候條、于今差延候、菟角可配當地候間、爲隠岐入道忠賞、面々江加扶助候、全令領知、奉公聊不可有緩之狀、如件、

永祿拾二年八月二日

(田原親宏)  
(花押)

厚東新五郎殿

○崩口丸、榎木本繩手下等ノ所在未詳。シバラクココニ掲グ。

三二一 大友宗麟義感狀

○津崎正明文書  
東国東郡国東町大字安国寺

此度西郷遠江守、落去之刻、無比類働、忠節之至、令感悅候、恐々謹言、

九月十三日

(大友)  
宗(花押)

津崎大和入道殿

西郷遠江守落去  
スノ時ノ忠節ヲ賞

三三 吉弘鑑理書狀

○日名子文書  
大分県史料一一

田原親宏三ヶ所  
御分別

御腫物ノ儀

又御神名之預御札候、乍勿論、御文牒可然存候、一兩日中、太郎所迄可遣候、定而可披露候哉、(田原親志)宏へ三ヶ所御分別ニ付而、重而公領各佗言、取次申候ましきよし、御下知候、佐藤書面ニ顯然之條、不及重筆候、沈靜之刻、申候條、書中不可有正牒候、則火中、貴札具令披見候、然者昨暮從佐藤所、書狀到來之條、今朝可申入、雖内存候、就御腫物之儀、太郎早且遂出府候之條、片時令馳過候之刻、預御音書候、誠緩相似候事、口惜存候、殊原孫八郎罷歸候、御判昨朝、可有御調之由候而、御書御前被召出之刻、爲見申由物語仕候、可御心安候、仍佐中狀進覽候、今明之間、御使者可有歸宅候條、委不申覃候、恐々謹言、

五月廿日

(奥切封フハ書)

(墨引)

吉 左

(吉弘)  
鑑 理 (花押)

(田原)  
親宏まいる 御返人々申給へ

鑑 理

○年未詳。吉弘鑑理ハ元龜二年一一五七一卒。

鶴一折ヲ贈ラルルヲ謝ス

在陣ノ勞ヲ賞シ申談スベキ事アルヲ佐フ鎮里質人援軍著郡陳所ヲ堅固ニスベシ

三三 大友宗麟義書狀紙切

○森文書  
大分県史料三五

(簡裏切封)  
一(墨引)一

爲音信龜一折送給候、毎々御懇志之次第、賞翫無他候、委細猶(宗俊)、吉弘新介入道可申候、恐々謹言、

八月十日

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

田原常陸介殿(親交)

三四 大友宗麟義書狀紙切

○入江文書  
大分県史料一〇

急度以飛脚申候、於其表數日之在陣、寒中無盡期御辛勞、察存候、然者可申談子細候之條、必以一人可申遣候、其間之儀者、耽可有在陣事、簡要候、殊鎮里質人等之儀、別而無油斷、可被添心事、專一候、至鎮里茂、不被差置、入魂專要候、彼表之事、急速可申合候、自爰許差出候衆、昨日著郡候、用所次第、可打出之條、親宏(賢カ)・親資事者、今暫此間之陣所、堅固之覺悟、憑存候、猶重々可申候、恐々謹言、

十一月廿八日

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

田原近江守殿(親交)

国東郷

國東郷

二二六

田原常陸介殿  
(親宏)

三五 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

(編纂後封ワハ書)  
一(墨引)

親並まいる宏

申問ノ事入魂ニ  
預カル

申問之事、彌々預御入魂候、誠大慶無極候、家再興此事候、從前代御名字之大忠、新不及申候、存分之趣、以松掃懇可申候、万事頼入候、恐々謹言、

(元龜三年)  
壬正月五日

(田原親宏)  
宏(花押)

(如法寺)  
親並まいる

三六 田原親宏安堵狀

○大友家文書録  
大日本史料一〇ノ八

父重能家督ヲ安  
堵ス  
来浦役職相違ナ  
シ

先祖以來忠儀連續之趣、異他候、然者父備前守重能家督之儀、至面々令裁許之條、一跡之事、不殘段歩可有領知候、殊來浦役職之儀、是又不可相違候、早守先例、全領掌干要之狀、如件、

元龜三年壬正月十九日

(田原)  
親 宏在判

津崎七郎殿

三七 田原親宏知行預ケ狀

○草野文書  
大分県史料一三

〔(端裏切封) 墨引〕

萱嶋弥五郎先給  
河原村内ノ地ヲ  
預ク

萱嶋彌五郎先給内、河原村字隨源太川山野并畠地等之事、此節預ケ遣候、限安養寺地之大道、一圓進止干要候、向後全不可有相違之狀、如件、

元龜三  
三月廿三日

如法寺式部少輔殿

(田原) 親 宏 (花押)

三八 萱嶋董繁・岐部泰清連署打渡狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

〔(端裏切封) 墨引〕

萱嶋弥五郎先給  
河原村ノ地ヲ打  
渡ス

萱嶋彌五郎先給之内、河原村字隨源太河山野・畠地等之事、御拜領尤珍重存候、任 御判形之旨、安養寺限東之大道、一圓打渡申候、岡部屋敷其外小屋敷等之儀、右方差之前、何茂御知行干要存候、恐々謹言、

元龜三  
卯月廿二日

(岐部) 泰 清 (花押)  
(萱嶋) 董 繁 (花押)

国東郷

如法寺式部少輔殿

(包紙ウハ書)

如法寺式部少輔殿

萱嶋遠江守  
岐部但馬守  
泰清

三九 田原親宏加冠狀寫

○今富文書  
大分県史料二五

宏ノ一字ヲ与フ

加冠

宏直

天正貳年八月廿三日

(田原親宏)  
(花押影)

今富八郎二郎殿

三〇 田原親宏家臣連署副狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

(編纂切封)  
一(墨引) 一

友清名代所トシ  
テ萱嶋先給内ヲ  
与フ  
河原村

詫摩藤兵衛尉一跡之内、少々不知行之通、累年依言上、此度被成御裁許候、爲友清名代所者、萱嶋藤左衛門尉先給内、所々以坪付、被仰付候、殊同給内河原村山野畠地等事、以別紙被成御扶助候、尤珍重存候、於向後茂、無相違御知行、肝要候、恐々謹言、

天正貳  
八月廿三日

定世(花押)

董道(花押)

董俊(花押)

親承

秀續(花押)

如法寺(觀遊)式部少輔殿

一(包紙ウハ書)

萱嶋和泉守  
詫摩佐渡守  
溝部安藝守  
利行掃部助  
溝部民部少輔

如法寺式部少輔殿

定世

三三 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

龜寿刀ヲ誘遣ハ  
スヲ謝ス

昨日一見候龜壽刀、被誘遣候、誠見事珍重存候、猶以道具相副度之由、彼方申候、乍御辛勞、心及可被調事、偏肝要候、細碎竹左、可令申候之條、先拋患筆候、恐々謹言、

九月廿貳日

宏(田原親志)  
(花押)

一(切封ウハ書)

(墨引)

国東郷



国東郷

如法寺(銀並)式部少輔殿

親宏

三三 田原親宏書狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

在庄ノ辛勞ヲ謝シ雜掌參著ノ後  
帰宅セシム

遙く在庄、一段辛勞之至候、雜掌之事、溝部土佐守申付候、參著候者、早速歸宅待入候、恐く謹言、

三月八日

親(田原)宏(花押影)

津崎左近允殿

三三 大友義統官途狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

〔堅紙〕

四郎右衛門尉望之由、可存知候、恐く謹言、

三月十六日  
(天正三年カ)

義(大友)統(花押影)

津崎將監允殿

三四 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

尙く、雨中何たる珍事候哉、く、

先日ノ一腰

一昨日之一盃、心中之趣、如何候哉、承度候、仍先日之一腰之事、何と被存候哉、兎角御分別にて候、召置候者珍重候、返々昨夕所存之段、息藤五郎能々申聞候間、(以下乳紙書)每事可「被得其意候、恐々謹言、

三月十七日

(田原親宏)  
宏(花押)

(乳紙切封ウハ書)

(墨引)

如法寺式部少輔殿

親 宏

三五 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

親並存分次第

返々木付へ御出、辛勞之至、中々不及申候、

近日者不申承候、仍所存之事候間、申入候、(如法寺)併親並御存分可爲次第候哉、猶使者可令申候、恐々

謹言、

六月六日

(田原親宏)  
宏(花押)

如法寺式部少輔殿

(親並)  
(乳紙切封ウハ書)

(墨引)

如法寺式部少輔殿

親 宏

国 東 郷

三六 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

返々愚身書中、不可有正躰候、  
〳、

昨日如申入候、浦人屋敷之儀、明日稔可相定候、並事者、  
(親並カ)  
不例之由其聞候、併來臨所仰候、猶愚意之趣、彼方申聞候、御分別專一御事候、恐々謹言、

六月十五日

(田原親宏)  
宏〔花押〕

〔(礼紙封ウハ書)〕

〔墨引〕

如法寺(親並)式部少輔殿

親 宏

三七 田原親宏書狀寫

○碩田義史津崎文書  
大分県史料一〇

所用候之間、清田方へ、爲使者可罷出事、干要候、口上之趣、溝山具可申渡候、爲心得、恐々謹言、

六月十八日

(田原)  
親 宏〔花押影〕

津崎左近允殿

清田方ニ使者ヲ  
命ズ

申入ニ対スル意  
見ヲ問フ

三六 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

愚意之旨申入候、則御存分可蒙仰候、濃々不及申候哉、猶使者申聞候、事々、恐々謹言、

八月八日

(田原親宏)  
宏(花押)

如法寺式部少輔殿

三九 田原親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

返々至有方申遣候事、中々入魂被申候、誠ニ珍重候、件有増申候へく候、爲存知候、く、

昨日者、參入候之處ニ、芳情之趣、誠祝著不斜候、尤任御留、一宿可仕候を、依不例、種々非一斟

酌事候て、先罷歸、必不圖可存立候之間、猶心閑、可申承候之條、可被得

一宿セズ帰ルヲ  
謝ス

(乳紙ウハ書)

(墨引)

如法寺式部少輔殿

(田原親宏)  
親 宏

三三〇 田原親宏願文

○興滿文書  
大分県史料一〇

桜宮神前ニ豊前  
出陣戦勝ノ加護  
ヲ謝シ更ニ神助  
ヲ祈ル

源親宏敬白、旨趣者、請於櫻宮聖八幡三所大菩薩并四萬八千軍神冥助、願旨事理自通、則無不成何  
事矣、日豊之前州依錯亂、賜怨敵追伐之將、覃再三、去年夏炎熱黎、引卒數萬軍兵、發向凶徒地、  
右怨精籠所く敗之、唱凱歌及一兩度、命哉、奪三軍帥、俄然(奔之)四方、就中一人、被相圍大虹龍、既  
馬不進、(突之)左討右、不惜身命、於寇讎之野、一貶斷九廻腸、爲君々、則爲臣々、不廻(雖之)敗中、顯佳  
名於九州、是則每進發、所以持放願文也、天覆地載道也、楚項不賞、□□通□廢弱令、爰豊之前後、  
兩國易地使、然于貶奉啓進表□□貳萬字所也、因茲立□□

三三一 田原宗龜親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

法鉢ニツキ縮一  
面ヲ給ハルヲ謝  
ス

不存寄候之處、縮一面送給候、雖斟酌之儀候、法鉢初而之事候間、則可令著用候、每々御懇意之  
段、大慶候、必以面上、可申候之條、不能表筆候、恐々謹言、

九月七日

(田原親志)  
宗 龜 (花押)

如法寺式部少輔殿

(包紙切封ウハ書)

(墨引)

如法寺(親並)式部少輔殿

宗龜

三三 田原宗龜親知行預ケ狀

○入江文書  
大分県史料一〇

国弘先給安岐郷十貫分上表ニツキ代所トシテ有ク久名内ノ地ヲ預

國弘先給安岐郷十貫分之儀、任先契約、雖爲親並(如生等)知行、彼名字依再興、上表之段、被申候、貞心之趣、神妙之至候、仍壹嶋彌五郎先給有久名之内、仁多田貳段・窪田大力作貳段・同給之内奥津貳段、彼是都合六反地之事、爲右代所預ケ遣候、向後之儀、彌分別不可有餘儀候、以此旨、全知行肝要之狀、如件、

天正三年九月十四日

(田原親並)  
宗龜(花押)

如法寺(親並)式部少輔殿

「如法寺(包紙ウハ巻)式部少輔殿

宗龜

○有久名ノ所在地未詳。

三三 六郷山定額院主目錄

○大宰管内志下  
豊後国埼郡

文殊仙寺  
岩戸寺

峨嶮(イ)山文殊仙寺、院主圓粒院所徒二十五ヶ所ノ内、本堂文殊・普賢・王子・權現・役行者、天ノ岩戸寺、徒十二房、岩戸寺三十佛、三十番神、

国東郷

成仏寺

成佛寺、院主八文殊廿五箇所境内ノ其一也、虚空藏愛染堂、別而東光寺院主、別當顯持院、

神宮寺

大嶽山神宮寺、院主成就院ノ衆徒十六房、八箇所ノ宮云云、

大聖寺

治地山大聖寺云云、

行入寺

蜷河山行入寺、院主成就院、(マ)行徒六ヶ所云云、

興導寺

興満山興導寺、徒六箇所、

来浦八幡

来浦八幡廿五井、治地山大聖寺、同金剛寺、小熊毛大熊毛山王、鬼邊ノ胎藏寺有天大将軍ノ宮、同青蓮寺千

燈ノ徒、

西子寺

足曳山兩子寺、院主惣持院、徒呂十二房、中山ノ其一、

報恩寺

麻田山報恩寺號金剛山、院主大嶽任之人、徒六箇所、

丸小野寺

良醫山丸小野寺、院主兩子寺支配、御堂ノ六箇所、

東光寺

横城山東光寺、院主眞乘院ノ徒、十二房、

伝乗寺

馬城山傳乗寺、號修善院、衆徒三十六坊、

間戸寺

控岩山間戸寺、院主高山ノ徒、又ハ傳乗寺ノ徒呂也云云、

胎藏寺

今熊山胎藏寺、院主明王院ノ徒八房、

岩脇寺

岩脇寺、正等院徒、六房有之、

養老寺

高山ノ養老寺、院主寶宅院ノ徒、四十五房同徒山廿五ヶ所、

十恩寺

間山十恩寺、院主高山ノ徒、又傳乗寺ノ徒呂也、

報恩寺

光明寺

來迎寺

智恩寺

妙覺寺

天念寺

長安寺

萬福寺

無動寺

大岩屋山

靈仙寺

今井山王社

清淨光寺

千燈寺

大折山報恩寺、院主利益院、衆徒三十六坊也、

峯岑山光明寺、院主多福院、<sup>(佛)</sup>拂田共十二箇所高田ノ玉ノ井ノ事、光明皇后ノ祈願所、同斷分、

無量山來迎寺、院主寶宅院高山ノ末徒也高田芝崎、永水藥師堂、草地共十二ヶ所、當玉ノ井ヲ爲山號、其後如此□、是則海見、

都甲莊爲父山智恩寺、院主傳乘寺ノ徒云云、

都甲莊麟治山妙覺寺、院主寶宅院高山寺ノ徒□、

長石屋山天念寺、院主明禪院、徒呂十二房也、

屋山長安寺、院主佛持院待徒ノ亡所廿五箇所、于今在之、

○天文五年十二月十三日大友義鑑禁制。天正四年丙三月吉日「屋山法華三昧興所再興表白文」(第二卷都甲莊史料一四八・一五二号)アルモ省略ス。

加禮川吉水山萬福寺、院主彌山ノ徒亡所儼然分、「吉水寺院主護國院徒呂十二房也萬福山今、號福昌寺、

小岩屋山無動寺、院主本松院、徒呂十二房也、

大岩屋山、院主金剛院ノ徒、廿五ヶ所、寺有多寶院云云、

吉婆蘇山靈仙寺本堂也、卅八箇所ノ第一云云、院主根本院ノ徒、十二房也云云、

今井石屋山王廿一社、院主根本院ノ内、大力坊、

西方山清淨光寺、院主淨光院徒、十二坊云云、

補陀落山千燈寺、嶺松院ノ徒呂三十八箇所、權現、觀音、大講堂、高野、五岩屋、千燈下拂也、來也

死シ海藥師、伊美ノ平等寺、伊美ノ萬德寺、神宮寺也、

国 東 郷



波枕山権現宮

伊美崎権現

竹田津波枕山権現宮、鬼龍山普門寺、院主千燈寺ノ徒三房、

正八幡宮伊美崎権現、此所六郷山六所権現六化ノ聖人、六果ノ玉體、而御誕生所兮、母屋ハ姫島

兮、渡海、而大多八幡號之、

○「六郷山定額院主目録」ノ写本伝存セズ。ココニハ『管内志』ニヨリ、関係部分ヲ、国東郷・武蔵郷・安岐郷・田染郷・来繩郷・都甲荘・真玉荘・香々地荘・伊美荘・岐部荘ノ順ニ摘出ス。年次未詳ナルモ室町時代ト推定サル、ニヨリ、シバラクコ、ニ収ム。

三四 田原宗龜親宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

新春ノ儀トシテ  
太刀以下ヲ贈ル

今年御慶珍重候、抑爲此等之儀、太刀一腰・國吉刀一長光・馬一疋(河脱カ)原毛・黄金五枚・段子十端并百

町、預ケ進之候、守先例、早領地干要候、彌々御大忠所仰候、猶使者申聞候、事々、恐々謹言、

正月吉日

宗 龜(田原親宏)  
(花押)

〔切封ウハ書〕

(墨引)

(符箋)

「上包ノ稻粉失

如法寺式部少殿」

(親並)

如法寺式部少輔殿

宗 龜

病氣ヲ見舞フ

三五 田原宗龜親宏書狀

○入江文書  
大分縣史料一〇

今度不例之儀、誠無心元候、雖然以佛神冥慮、則可爲快氣之條、彌々療治并祈念專一候、就中其方  
事、自幼少、別而無隔心召仕候之間、更々不便無極候、宗龜一段氣仕、此事候、能々爲御存知候、  
萬吉、事々、恐々謹言、

七月廿六日

(田原親宏)  
宗龜 (花押)

〔(裏切封ウハ書)

(墨引)

如法寺藤五郎殿

宗龜

三六 大友宗麟義一跡安堵狀

○入江文書  
大分縣史料一〇

〔(裏裏切封)  
(墨引) 〕

御親父常陸入道宗龜一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

八月十六日

(大友義鎮)  
宗麟 (朱印)

田原於鶴女

(合紙ウハ書)  
田原於鶴女

宗麟

国 東 郷

○田北学氏ハ天正三年頃ニ比定ス。

三三六 田原宗龜親書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

病氣ヲ見舞ヒ夜  
鐘ヲ慎マシム

近日者、久申隔候事、心外千萬候、仍不例之儀、彌々被得快氣候之由、最珍重候、吉日次第可有來臨候、返々度々申間候夜鐘之事、先以停止肝要候、能々爲御存知候、事々、恐々謹言、

八月廿二日

〔裏封ワハ書〕

〔墨引〕

〔田原親志  
宗龜〕(花押)

如法寺藤五郎殿

宗 龜

三三七 萱嶋宏榮出學初借券

○入江文書  
大分県史料一〇

出學初八石四斗  
余ヲ借リ利分ト  
シテ二段ノ地ヲ  
入ル

請申御出子之儀、當時濟候故、于今無沙汰仕候、口惜存候餘、過分之儀候條、愚領之内、六田か坪(出字)貳反地之事、先々爲利分、被召置、得御意度之由、依令詫言、被成御分別、御懇ニ蒙仰候、畏入存候、必元初八石四斗參升八合令皆納、彼貳反地之事、可請申候、其間之儀、能々御作可被仰付候、爲御存知候、仍後日之覺、捧一筆候、恐々謹言、

天正五年丁卯月十二日

〔萱嶋〕  
宏 榮 (花押)

如法寺藤五郎殿 御報

申させ給へ

〔乳紙封ウハ書〕

〔墨引〕

宣嶋四郎兵衛尉

如法寺藤五郎殿御報

申させ給へ

宏 榮

三九 田原宗龜親  
宏書狀

○入江文書  
大分縣史料二〇

來着ヲ待ツ

今日可參之由承候、必々可存立候、剋限被申候者、則可被出候、仍風味之處、能々可被肝入事、所仰候、返々心中之趣、不披申候間、先々抛蕙筆候、更々無正躰候、猶使者申間候、爲御存知候、事々、恐々謹言、

五月三日

〔田原親本〕  
龜〔花押〕

〔瑞葉封ウハ書〕

〔墨引〕

如法寺藤五郎殿

宗 龜

三四〇 由原宮造營國東郡間別調除分注文

○杵原八幡宮文書  
大分縣史料九

〔白紙ウハ書〕  
一就由原山御造營

國 東 郷

國東郷

國東郡間別調之事

天正五年丁丑六月一日

〔(卷)三百四年〕

〔(雜書)天正五年丁丑六月一日〕

就 由原御造營之儀、國東郡間別調之事

由原御造營ノタ  
メ間別錢ヲ課ス  
御公領職・宇佐  
神領・六郷・山  
領・南北國衆・奈  
多宗達領ハ除ク

御公領職、宇佐御神領、無餘儀社官家内等、六郷山領、南北御國衆、奈多宗達領ヲ差除、其外諸給  
人分、調申間付取帳之事、

合天正五年丁丑  
六月一日

一所安岐郷調之事

除分

田原宗龜領(親志)

志賀道輝領

一萬田宗慶(領脱カ)

吉弘宗仍領

奈多宗達領

安岐郷

國東郡中諸給人  
居屋敷調銀子ヲ  
注ス

三二 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

國東郡中諸給人居屋敷調銀子辻之事

一貳文目 富來彦三郎

一壹文目五分 波多左近將監

一壹文目五分 姫嶋掃部助

一貳文目 岐部左近大夫

一貳文目 櫛木新介

一壹文目 伊美上野入道

一壹文目 伊美彌兵衛尉

一壹文目 姫嶋中務少輔

一壹文目五分 伊美三河守

一貳文目 碓井民部入道

一肆文目 帶刀右京亮

一壹文目三分 竹田津式部少輔

一壹文目三分 竹田津大膳亮

國東郷

国 東 郷

一 壹文目 吉弘中務少輔

一 壹文目三分 吉弘式部少輔

一 貳文目 都甲八郎

一 貳文目 都甲掃部助

一 七分 都甲左京亮

一 壹文目五分 吉弘彈正忠

一 壹文目七分 田原進士允

一 壹文目 田原掃部助

一 壹文目五分 路彈正忠

一 壹文目 中山次郎四郎

一 壹文目三分 保見主善兵衛尉

一 五文目 眞玉左近大夫

一 參文目四分 吉弘上總入道

一 貳文目 久保大炊助

右合四十七文目五分

奉行中進納

一 參拾三文目五分 此内貳文目居屋敷 岐部若狹入道

一 貳拾四文目九分 此内貳文目八分居屋敷 竹田津六郎兵衛尉

一 拾三文目九分 此内貳文目居屋敷 帶刀安藝入道

一 拾三文目 此内貳文目居屋敷 永松下野守

一 六文目五分 此内壹文目五分居屋敷 竹田津山城守

一 七文目五分 此内壹文目五分居屋敷 荒木備後守

已上銀子辻九拾九文目三分

六月一日

竹田津六郎兵衛尉

鎮和(花押)

永松下野守

鑑永(花押)

荒木備後守

鎮綱(花押)

竹田津山城守

鑑泰(花押)

帶刀安藝入道

宗雲(花押)

岐部若狭入道

宗和(花押)

○前号文書ト關係アルカ。

三四三 田原宗龜親書狀

○荒卷文書  
大分県史料一〇

(裏打紙裏書)

「田原常陸介親宏入道宗龜」



返札ニ答ヘ夜ノ  
行ヲ停止セシム

〔符箋〕  
一田原常陸介親宏入道宗龜〕

昨日之返札今朝披見候、彌々被得本服候者、珍重候、聊以夜之行之儀、偏停止、取可然存候、必々  
遂再會、積之物語、可申承候、仍申遣間之事、可被得其意候、猶使者申聞候、爲御存知候、事々、  
恐々謹言、

九月十九日

〔田原親宏〕  
龜〔花押〕

〔切封ウハ書〕

〔墨引〕

如法寺藤五郎殿

宗龜〕

三三三 田原宗龜親  
宏書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

道徹越山ニツキ  
來着ヲ促ス

道徹御越山珍重候、昨日則致面顔、種々申承候、慶入計候、依夫可參之由、度々預示候時分、蒙  
仰、不違剋限、早々可存立候、懇ニ可預返書候、猶使者申聞候、能々可被得其意候、事々、恐々謹  
言、

十月十四日

〔田原親宏〕  
龜〔花押〕

〔奥端切封ウハ書〕

〔墨引〕

如法寺藤五郎殿

宗龜〕

三四 田原宗龜親書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

参上ヲ待ツ

先日已來、今日可参入由、申承候、則可存立候、彼風味之處、可被肝入候、必々再會候て、可申述候、爲御存知候、事々、恐々、かしく、

拾月十六日

(田原親老  
龜)(花押)

如法寺藤五郎殿

〔礼紙切野ウハ書〕

(墨引)

如法寺藤五郎殿

宗 龜

三五 仙叟・鎮六連署書狀

○安東文書  
大分県史料一〇

尙々右之申事、能々御得心候て、御返事可目出候、爰元之儀、自今以後可申談之外、別有間敷候、御返次第、御尋可目出候、必々此方よりも申入候て、重々可申達候、以上、

昨日申入候之處、御懇之至畏存候、然者泉福寺之事、至玉英西堂被仰付候、就夫郷内五十貫分、爲知行兩人罷越候之條、最前申入候之處、口能之儀共候間、重々一閑可得御意存、此内在庄任、爰元之様子申候處、乍案中、最前之首尾毛頭無御相違、至御兩人書狀遣候、爲御披見進之候、此以書

泉福寺ヲ玉英西  
堂ニ仰付ク

前代ヨリ高除

面、不可有御口能候、仍御風呂屋之儀付而、寺領切錢御調候、御書依御文牒御調尤候、併寺領之事、從前代、高除之事情條、世之寺社免許可相替候哉、一閑御内意同前候條、御調之銀子、從此方閑老被申談、可致直納候之間、調之前迄可給候、殊當郷五十貫之内、小河原五段地之内、三反之事、當年改御存知候由、百性申來候、代替之故候歟、迷惑之至、内々雖申候、無分別、彼濟物被召候由承候、無曲存候、彼在所之事、至一閑内々申候處、曾無御存知之由候條、是又御返可有候、萬事郷中之儀、貴所御才判之儀候條、向後可被得御意候、萬々期後信候、恐々謹言、

霜月一日

鎮 六 (花押)

仙 叟 (花押)

〔奥切封ハ書〕

(墨引)

案藤和泉守殿

まいる御宿所

今村三右門尉  
一也 齊 鎮 六

○年未詳。シバラクココニ収ム。

三六 大友義統書狀

○小田原直文書  
大分県史料一〇

〔包紙ウハ書〕  
一 田原常陸入道殿

〔大友〕  
義 統

加判衆無人數ニ  
ツキ沙汰セシム

當時加判無人數之條、乍御辛勞、各被申談、如前々取沙汰、肝要候、恐々謹言、

十二月九日

(大友) 義 統 (花押)

田原常陸入道殿

(宗龜・親志)

○田北氏ハ、天正六年頃ニ比定ス。

三二七 朽網宗歴等連署書狀

○荒卷文書  
大分県史料一〇

(裏打紙端裏書)  
「朽網參河入道宗歴

一萬田左馬介入道宗慶

志賀安房入道道輝」

(附箋)  
「朽網參河入道宗歴

一萬田左馬介入道宗慶

志賀安房入道道輝」

不圖御歸宅之條、不能面上、心外候、暫時被遂御休息、明春早々御參上專一候、然者度々如申候、  
堺目御内略之事、不被閣、御調儀聊、不可有御油斷候、委細法花津左京入道江、申候之條、閣筆  
候、恐々謹言、

(天正六年)  
十二月廿六日

(朽網) 宗 歴 (花押)

国 東 郷

宗龜ノ突然歸國  
ヲ遺憾トシ明春  
上府ヲ促ス

宗龜(田原親亮)  
まゐる申給へ

三六 大友氏年寄連署奉書

○頃田叢史田原文書  
増補訂正編年大友史料二四

就豊前表火急之注進到來、急速出張之由言上候、無油斷心懸、御感深重候、然者國東郷・安岐郷之事、數年雖御佗言候、或被行忠賞、或不退至奉公、無緩任仰被加御扶持候、于今無御分別候處、今度宗龜御馳走不斜候條、各致取合、右兩郷之事、被成御裁許候、最以珍重候、如此忝被請上意候上者、親類寄揆家中之人等、被申進、彌可被勵忠儀事、簡要之段、能可申旨候、爲存知候、恐々謹言、

天正七年  
正月十一日

- 宗 虎(木付) (花押)
- 宗 慶(一万田) (花押)
- 道 輝(志賀) (花押)
- 宗 歷(朽網鑑庵) (花押)
- 宗 慶(一万田鑑庵) (花押)
- 宗 虎(木付鑑庵) (花押)
- 紹 忍(田原親賢) 在城
- 道 輝(志賀親守) (花押)

豊前火急ニツキ  
油断ナカランメ  
國東・安岐両郷  
ヲ返付スルヲ伝

田原常陸入道殿 (宗龜・親志)

三〇九 親久書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

娘鶴女ト息鶴法師丸ヲ相嫁シ一跡ヲ再興セシム

親久家督之儀、至娘候鶴女ニ、相續仕候、於然者、御息鶴法師丸、以相嫁一筋目再興之事、無別儀存候、此後男子等雖有之、向後不可存疎意候、殊悖本領所(マ)、案堵不仕候、彌可被副御心候、恐々謹言、

正月廿日

親久(花押)

(如法等)  
親並まいる

申させ給へ

三〇 大友義統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

国東郷内二十貫分上表ノ代リトシテ直入郷内居室敷ノ点役ヲ免ズ檢断不入

去年以來就弓箭、至高知尾表、長々在陣、軍勞感悅候、今度重々、可差遣之段申候處、無口能所勤祝着候、仍國東郷之内二十貫分之儀、有子細、近年上表、得其意候、然者諸事難成之由尤候、先以直入郷内、居屋敷卅二貫分之事、萬雜諸點役令免許候、殊可爲檢断不入候、雖然用所之砌者、直可申付之間、馳走肝要候、爲存知候、恐々謹言、

(天正七年)  
正月廿八日

(天久)  
義統 在判

国 東 郷

小田原左京亮殿 (鎮郷)

三三 大友圓齋義條々事書

○入江文書  
大分県史料一〇

大友義鎮条々ヲ  
田原親宏ニ示ス

覺

一一 儀之事

一 馬見表之事

一 宗達・親家別而頼存候事

○コノトコロ裏  
ニ圓齋朱印アリ。

一 愚老彌老衰之事

一 宗龜御覺悟之事 (親志)

以上

(包紙ウハ書)  
「田原常陸介殿」

(大友)  
「義鎮」

○差出書「義鎮」ヨリ見ルニ、コノ包紙ハ以前ノモノカ。

三三 大友圓齋義鎮書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

使者吉岡・柴田

今度吉岡中務入道・柴田治右衛門尉、進之候之處、別而懇承候、祝著之至候、殊以ケ條申候趣、被

兩人ニ提示セシ  
条々ニ答フ

新九郎進退

一儀ノ事ハ才覚  
半ナリ

鞍懸要害ニツキ  
書状ニ答ヘ城落  
ヲ置クヲ報ズ

得其意之由、示給候、具令承知候、然者就重縁之儀、預口能候、尤無餘儀存候、併思老令思惟、如

此申候上者、強而斟酌難有之候歟、年寄中江、雖不及申儀候、宗龜(田原親忠)内存難黙止候之間、必遂入魂、

重疊可令申候、於彼條者、何様可申談覺悟候之條、可有領掌事、可爲喜悅候、次新九郎進退之儀付(親忠)

而、始中終被添御心候次第、愚老満足不可過之候、向後彌賴存候、隨而今一儀之事、才覺半候、様

躰重々、自是可申入之條、其間之儀密々專一候、至彼方角、差遣人候、到來候者、則詫磨佐渡守差

歸、可相達候、雖無申迄候、塚目倍無異儀之様、調略專要候、爲御存知候、恐々謹言、

二月二日

圓齋(大友義統)  
(花押)

田原常陸介殿(親忠)

田原常陸入道殿(包紙ウハ書)

圓齋

三三 大友義統書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

就鞍懸要害之儀、承候之趣、得其意候、任指南彼城番之事、堅固可申付候、委細重々、以使節可申  
候、恐々謹言、

二月廿三日

義統(大友)  
(花押)

田原常陸入道殿(宗忠)

田原常陸入道殿(包紙ウハ書)

義統

国東郷



三五 大友義統書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三三

安岐・國東兩郷  
返付ニヨル小笠  
原玄信馬飼所ノ  
代地ニツキ分別  
サル、ヲ謝ス

〔侯〕見村之事、至小笠原玄信、號馬飼所、累年預進候之處、今度預舊領、安岐・國東兩郷之儀、宗龜（由原親忠）江令還附候上者、雖不及兎角候、如御存知、別地無格護候。條、右代地（小笠原）以分別可申出間、無相違玄信可被申談之由、申候之處、被得其意候段、以口詫承候、祝着不斜候、如此預入魂候之間、自今已後、兩郷之内訴詔之人候共、曾而不可有許容候之條、每事可被添心（天友）、賴存候、恐々謹言、

二月廿七日  
（天正七年）

田原常陸入道殿  
（宗龜・親忠）

義統 在判

三五 大友義統條々事書（紙切）

○入江文書  
大分県史料一〇

大友義統條々覺  
書ヲ宗龜ニ送ル

覺

- 一 豐前表動之事
- 一 肥後衆手切之事
- 一 國中之衆猜宗龜申事
- 一 付、御後慮之事

以上

①紙ウハ書(宗龜)  
一田原常陸入道殿

(大友)  
義統

三三 田原宗龜親知行宛行狀寫

○頼田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

内略ノ馳走ヲ謝  
ル一所ヲ扶助ス  
シ一所ヲ扶助ス

連々辛勞之趣、能々令存知候、殊就内略之儀、度々往返、一段馳走之至候、然者一所可加扶助候、在所柄之儀、追々可令談合候、彌調儀憑入候、恐々謹言、

天正七年

三月七日

宗龜ハ親宏ノ法名

(田原) 宗龜(花押影)

津崎大和入道殿

三七 大友圓齋義鎮書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

杉重良守ル蓑嶋  
城ヲ高橋・長野  
等攻メシ時ノ宗  
龜防戦ノ功ヲ賞  
ス

大友軍出勢

秋月事

至蓑嶋宗龜人數被差渡、杉重良被申合、前廿八於大橋表、被得勝利之由承候、各軍勞之次第、不及申候、然處高橋・長野・中組・右嶋依取詰、毎日遂防戦、敵數百人打果候刻、宗龜家中無餘儀衆、戰死之様、其間候、寔忠儀高名無比類候、雖然、遠聞難計候之條、然旨之到來承度存候、縱一旦右之姿候共、弓箭之慣不珍候之間、不及仰天候、爰許出勢之事、義統堅申付之由候、彌不可有油斷之段、可申進候、万一蓑嶋表無仕合候者、秋月事、還而宗龜江入魂之儀茂、可有之候歟、其故者、

國東郷

(秋月)種實無思慮深重候共、宗龜於及氣仕者、種實爲内儀者、可有歎息候哉、調略以下茂、以折目成就候事、不新候之條、不被差置、其御心懸專一候、將又今度行付而、ケ條并方々書狀、具令承知候、於様躰者、委細從義統申遣之由候、同愚老内存之旨、詫摩佐渡守歸宅之砌、申達候間、不及口能候、猶期來信省略候、恐々謹言、

(天正七年)  
三月七日

(大友義鎮)  
圓齋(朱印)

(余巻)  
田原常陸入道殿

三五 大友義統書狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

一儀ニツキ返答ヲ求ム

彼一儀之事、無腹藏、可預御入魂事、可爲祝著候、猶宗謙申合候、恐々謹言、

三月十五日

(大友)  
義統(花押)

(余巻)  
田原常陸入道殿

三六 大友圓齋義鎮書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

豊筑并諸方経略

豊筑行并諸塚目立柄、彼是以ケ條示給候、具令承知候、每事被添心、御入魂之次第、新不及申候、

ニ対シ簡条ヲ提  
示スルニ答フ

殊葛西掃部入道迄、宗龜(由恩)内意之趣、銘々得其意候、於委細者、從(大友)義統可申達候條、不及口能候、秋月表之儀、被聞合重々承、可申談之旨、口上申候、仍看一折送給候、祝著候、猶重疊可申候、恐々謹言、

三月廿日

(大友義統)  
圓 齋 (朱印)

(宗龜)  
田原常陸入道殿

(田紙ウハ書)  
田原常陸入道殿

○圓齋朱印ハローマ字印章。

圓 齋

三〇 田原紹忍親・吉弘鑑興連署奉書

○荒卷文書  
大分県史料一〇

(箱裏書)  
「吉弘遠江守鑑興

田原近江入道紹忍」

(附等)  
「吉弘遠江守鑑興

田原近江入道紹忍」

波多一跡ヲ公領  
トシ檢使ヲ派ス  
ルヲ告ゲ協力セ  
シム  
百姓ノ人被官ト  
称スルヲ禁ズ

波多一跡之事、爲 御公領、被召置候之條、御檢使之儀、至岩屋與兵衛入道、被 仰付被差(露カ)□候、別而、被添御心肝要之由、上意候、就中諸百姓之内、自然號人被官、一雅意之輩等、於有之者、堅被加制止專要之段、從兩人所、能々可申旨候、爲御存知候、恐々謹言、

国 東 郷

國東郷

(天正七年頃カ)

三月廿六日

鑑(吉弘) 興(花押)  
紹(田原) 忍(花押)

親貫(田原)

宗龜(田原) まいる

申給へ

三六一 道勝書狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

折紙

以上

先年ノ忠ヲ賞シ  
其感ヲ成スヲ約  
ス

面々儀、先年大忠之以首尾、今度家中成立、覺外之順義無上之心底、誠頼敷次第候、數度兼約之儀(マ)候雖在之、每事差相、不成其感候之事、于今口惜存候、此度我等遺迄之儀、種々調儀半候者、出請御免、何様累年懇忠無失念、一稜可顯其心事、不可有疑候、爲存知染筆候、恐々謹言、

卯月十五日

道勝 (花押影)

津崎大和入道殿

三六二 源宗龜田原願文

○興滿文書  
大分県史料一〇

欽奉願書

豊前敵退散國家  
安寧ヲ祈願ス

櫻宮聖八幡大菩薩修造之功者、本社上尊等之夏也、厥信心願望者趣、豊之前刃爲退散怨敵、令國家無陵夷矣、于爰惟以、公天德重夏、擬奏始皇帝矣、武勇芳名、擬漢祖帝者也、然則、策廻帷幄之中、勝決千里外云々、出述蘇秦張義口舌、入而夏於孫吳兵術云々、

三寶證明 諸天同鑑

所願成就 皆令滿足

急々如律令

皆天正七年

櫻宮

八幡 御寶前

願主源朝臣常陸入道沙彌宗龜敬  
(田原親宏)

### 三三三 大友田原系圖

○入江文書  
大分県史料一〇

田原親宏卒ス

親宏 號田原 童名千代壽丸 始號親實 次郎 常陸介  
母三人同腹、號太有院、法名宗龜居士、天正七年己卯九月十六日卒、豊後國々東郷葬定林院矣、  
○事蹟略。『大友家文書録』ニハ「九月十六日、田原(親宏)卒、養子右馬頭親貫嗣」トアリ。

### 三三四 パードレ・フランシスコ・カリヤン書翰

○耶蘇会士日本通信豊後篇  
統異國叢書

○一五七九年十二月十日(天正七年十一月二十二日)口ノ津  
ヨリ耶蘇会総長ニ贈ル書翰中「豊後に付きて」。首尾略。

国 東 郷

田原親宏反逆シ  
テ國東ニ歸リ所  
領ノ返還ヲ要求  
ス

右大嵐の通過したる後他の嵐起りたり。是は直接キリシタンにも又パードレにも反對して起りたるものにあらざれども、最初の嵐に劣らず危険なるものと認めたり。前に述べたる豊後の大身中最も有力にして名を親宏 Chichiro<sup>(豊)</sup>といふ人<sup>○國東郡安岐城主 田原親宏入道宗龜</sup>諸國の叛起し、豊後が非常に窮迫せるを見て、數年前豊後の王が彼より奪ひて親堅<sup>(豊)</sup>に與へたる大収入を回復する好機會なりとし、老若兩王に少しも語ることなく、一日突然宮廷所在地より出發し、若王に其退去を報告し、先年父王が彼より奪ひたる親堅<sup>(豊)</sup>の所領を返還せしめんことを要求せり。諸國の大身叛起の報日々到達せる際、右大身が自領に還りたるに付、諸人親宏の叛起は必然にして、彼叛けば豊後の王は如何ともする能はず、親宏は甚だ有力にして、豊後は既に粉碎せられ、他の諸國は皆戰爭中なれば、其兵を率ゐて容易に侵入し、欲するが如くなすことを得べしと考へたり。而して戰爭の際家を燒き之を破壊するは日本の習慣にして、此際社寺其他何もをも除外せざるが故に、親宏はキリシタンにも又パードレ等にも反對せるにあらざれども、彼に隨ふ者は皆異教徒なれば、住院は掠奪せられ又燒かるゝは確實にして、パードレが殺され又は虐待せらるべき危険あり。

諸國の一に於て叛起し既に其大部分を占領したる重立ちたる大身は、親宏の娘を娶りし婿なれば、彼も亦叛起すること疑なしと考へ、宮廷所在地なる臼杵の市の大部分と、豊後の最大市なる府内に於ては、各人其財産を携へて他の地に逃れんとし之を纏め始めたり。右の大身叛起せば第一に攻撃すべきは兩市なるが故に、我等兩住院に在る者は大混亂に陥り、住院内に在る者と外より來りし者の中に、一方に逃ぐべしと主張する者又他の方面に逃げんと言ふ者あり。國王も此事が何處まで進

宗麟田原親賢ヨ  
リ所領ヲ奪ヒ親  
宏ニ返却ス

田原親賢面目ヲ  
失フ

むべきか知らずして意決せず、又毎時間種々の恐しき報傳はり、兩市は非常なる混亂を呈したり。我等は若し留れば殺さるゝ虞あり、他の地方に行かんとするも異教徒等我等の去るを見れば、半は財産を奪はん爲め、又半は我等に對する嫌惡の爲め、混雜に乗じて我等を殺すは容易なり。仍てキリシタン等或は一の事或は他の事を勧めたり。結局パードレ・フランシスコ・カブラルは同所を去ることを危険と認め、重要な所有品は之を取纏め、敵近づきて他に方法なきに至れば之を去ることゝなしたり。我等は再び準備をなし祈禱に依りて我等の主の御助を願ひしが、主は事件を鎮定し給ひ、若王は其父が親堅(親)に與へし領地を奪ひて元の所有主に返したれば、親宏は満足して豊後と平和を結びたり。而してパードレの處置は我等の主の定め給ひし所にして、我等若し此地を去りたらば危険は非常に大きく、パードレが他の地に逃れしめたる二人のイルマンの冒したる危険と同じかりしならん。異教徒等は此二人を殺して所持品を奪ふ協議をなしるたるが、イルマン等と同行せし一人のキリシタン偶然之を聞いて彼等を隠匿し、同伴せる青年等と共に、武器を執りて彼等を守護したれば何事もなし得ざりき。

パードレ等は再び落著きたるのみならず、他の善き事之に伴ひたり。即ち親堅(親)が領せし地の大部分は親宏より奪ひたるものなりしが故に、之を奪はれたる後は其收入と名聲は激減し、之に加ふるに彼が日向の軍隊指揮の任を全うせざりし爲め、諸人皆敗戦の責を彼に歸し、彼は漸次信任を失ひたれば、王が之を殺すことを命ぜんことを懼れて、宮廷を去りて領地に歸り、名譽を失ひ甚だ貧窮となりたり。其後親宏彼を惱し始めたれば、彼は老王並に夫人ジュリヤに書翰を贈りて、今後再びキ



リシタン竝にバードレ等を迫害せざるのみならず、領内に會堂を建て、キリシタンとならんことを望む者は悉くキリシタンとならしむることを約束せり。王はバードレ・フランシスコ・カブラルに書翰を贈りてアハブ列王○イスラエルの諸王中最も悪しき者、王前記第十六章二十九節以下参照、が此の如く屈伏せるを見て喜べども、其言には多く信用を與へずと言へり。

王妃大友宗麟正妻奈多氏ゼザベルにも殆ど同様なる事起りたり。彼女の収入の大部分は彼の三人が國東地方叛起せし地方に在り、従つて殆ど全収入を失ひ、其兄弟が勢力を失ひ収入を減じたる爲め、彼女も亦名聲衰ふるに至り、我等の主デウスが彼女に御恵を垂れ、其教の軛の下に己を置くに至らしめ給はんことを祈る。此の如き性質の人は先づ辱しめらるゝにあらざれば救はるゝこと無きが故なり。然れども數日前親宏田原膿瘍 Postema の爲め死したれば、親堅田原親賢少しく元氣を回復することあるべし。但し親宏の子○親は彼の敵なり。

田原親宏膿瘍ノ  
タメ死去ス  
養子親賢嗣グ

田原親貫家中懇  
望ニヨリ親家ヲ  
入部セシムルヲ  
告ケ協力セシム

三五 大友圓齋義・大友義統連署書狀

○香下要文書  
増補訂正編年大友史料二四

今度田原右馬頭逆心之企、前代未聞之義、絶言語候、然處家中之者、以順路之覺悟、一致申組、親貫親賢並退如法事寺カ一類之惡黨、家督之儀、至親家申旨肝要之由、懇望之條、令領掌、入部之義申付候、自然右之惡徒、其塚へ落行者候者、郡中衆申合、不抜足様討果、此節可被勵忠儀事、專一候、委細親家江、申聞候之趣、猶柴田治右衛門入道礼地可申候、恐く謹言、

(天正八年)  
二月十二日

香志田掃部助殿

(大友)  
義統  
(大友義領)  
圓齋 (シマ字)  
(朱印)

三六 林新九郎 田原親家 進退條々覺

○大友文書  
大分県史料二六

(新包紙ツハ書)

「四」 林新九郎進退之事」

林新九郎進退之事」

覺

林新九郎ノ進退  
条々ニツキ田原  
紹忍神載ヲモツ  
テ承ル

一 林新九郎進退之事  
(田原親家) 付、不退在庄之事

一 妙見城督之事  
付、書狀之事

一 所々郡職并與力之事  
付、號被官未斷之  
控不可然事

一 新九郎向後每時義統下知之外、或好、或號最負用捨、一雅意之儀、不可有之事

一 右條、紹忍於得心、以神載可承事

以上

国 東 郷

三六七 田原親家起請文

○大友文書  
大分県史料二六

〔包紙ハ書  
起請文〕

條々 天八  
二十三

一 親家進退之事 〔田原〕 付、殿在府之事

一 所々號本領、方角懸持之人領地、爲家中之人、狼籍不可然之事

一 今度親貫同意之惡黨、後人之覺、堅成敗之事

一 每事義統下知之外、不可然之事 〔田原〕 付、於所々足城等、不可申付事

一 直恩之衆、寄揆之契約停止之事

一 於向後雖爲不肖之人、深重申組事、不可有之事

一 節々無御腹藏、預入魂、別而可申談之事

已上

右以御條々、被 仰下候之趣、銘々奉存其旨候、親家於生中無忘却、萬事 上意不可致違背候、若  
偽申候者、

〔以下牛玉至印裏〕  
一 梵天・帝釋・四大天王、惣而日本國中大小神祇、殊當國鎮守由原八幡大菩薩・奈多八幡大菩薩・武

藏郷椿八幡大菩薩・國東郷櫻八幡大菩薩・祇園・松坂・關宮・六所權現・天滿大自在天神御討、於

田原親家条々ヲ  
記シ違背ナキヲ  
起請ス

仰セ下サル、条  
々々

身上可罷蒙者也、仍起請文如件、

天正八年二月十四日

田原新九郎  
親家(花押)

柴田治右衛門入道殿

浦上左京入道殿

三六 田原親家書狀寫

○願田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

(朱書)

一横紙

内意ヲ告ゲシ返  
書ニ答フ

親家入郷ニ付才  
覚ヲ依頼ス

告内意之續、先日以道意言上之刻、預一通候、様躰具令承知候、先便返書可申之處、

御兩殿様御内性之趣、以御相判、細碎被仰遣之條、爲此方不及口能、于今相過候、然者入郷之儀、

無油斷調達最中候、彌一味中被申談、御才覺頼入候、於巨細者、從意可被申越候、恐々謹言、

(天正八年)  
二月十八日

(道意之)  
家(花押影)

萱(地) 大少

津(船) 太入(和入道) まいる

訖(應) 佐入(金屋入道)

○田原親家困東郷入郷決定ハ、天正八年二月十二日。

三九 大友圓齋義書狀(紙切)

○佐田文書  
熊本県史料中世二

一 佐田彈正

圓齋

田原家中ノ者多  
友家ニ從フ者多  
キヲ告ゲ鞍懸城  
ニ楯籠ラバ佐野  
表ニ出陣セシム

田原家督ハ次男  
親家ヲ入部セシム

兼日粗申候、内略之儀、令首尾、親貫家中、此方江申組候者共、顯順路之心底候條、満足此事候、

定而、至鞍懸可楯籠候歟、於于今者、雖可爲落去候、萬一親貫(親武)如法寺以下、差堪候者、至佐野表

被懸付、此節可被勵忠儀事、肝要候、然者宗龜(田原親志)一筋目爲再興、家來之者申令、懇望之條、家督之

儀、至親家申與、一兩日中、可爲入部之條、其堺衆被申遂、每事堅固之才覺、專一候、遠方候處、

早々敷預注進候、御心懸之次第、案中候、猶重々自是可申候、恐々謹言、

二月廿二日  
○天正八年  
大友義續  
圓齋(朱印)

佐田彈正忠殿

三七〇 大友圓齋義書狀(紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

一 萱嶋美濃入道殿

圓齋

親家國東郷入郷  
以來ノ馳走ヲ賞

今度親家渡海之儀、從最前馳走故、令首尾之事、寔忠儀之次第、感心候、殊入郷以來、至柴田治右

シ一層ノ添心ヲ  
求ム

衛門入道、別而入魂之由、申越候、乍案中喜悅候、親家若輩之儀候條、彌每事無異儀様、被添心肝  
要候、猶治右衛門入道迄、申遣候、恐々謹言、

(天正八卷)  
二月廿八日

萱嶋美濃入道殿

(大友義鎮)  
圓 齋 (朱印)

三二 大友圓齋義鎮書狀(紙切)

○津崎文書  
大分県史料一〇

親家入郷ノ馳走  
ヲ賞シ柴田礼能  
ニ入魂セシヲ賀  
ス

今度親家渡海之儀、從取前馳走、都合首尾候事、寔忠儀之次第感心候、殊入郷已來、對柴田治右衛  
門入道、別而入魂之由、申越候、乍案中喜悅候、親家若輩之儀候條、彌每事無異儀様、被添心肝要  
候、猶治右衛門入道迄申遣候、恐々謹言、

(天正八卷)  
二月廿八日

津崎大和入道殿

(大友義鎮)  
圓 濟 (朱印)

三七 大友圓齋義鎮・大友義統連署書狀(紙切)

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

(紙ウハ書)  
「萱嶋美濃守殿

(墨引)

義 統

国 東 郷

田原親貫反逆ニ  
ツキ大友氏ニ忠  
義ヲ尽スヲ賞シ  
ム親家ヲ支援セシ  
ム

田原宗龜家再興  
ノタメノ親家入  
郷ヲ馳走セルヲ  
賞シ小袖ヲ贈ル

望ニヨリ左近太  
夫ニ推挙ス

今度親貫逆心之企、不及言語候之處、家中一致申組、以順路之覺悟、忠儀之心懸感入候、親家在郷之上者、彌馳走肝要候、委細至親家申聞候之趣、猶柴田治右衛門入道可申候、恐々謹言、

(田原忠義)  
三月一日

(大友義統)  
義 統 (花押)  
(大友義鎮)  
圓 齋 (朱印)

萱嶋美濃守殿

三三三 大友圓齋義鎮感狀(紙切)

○津崎文書  
大分県史料一〇

就今度宗龜一家再興之儀、從最前馳走之段、令首尾親家入郷候事、對國家、被勵忠貞候次第、寔感入候、家中老若彌一致申合、郷内早々靜謐之調儀、肝要候、殊在郷已來、内外別而心懸之由、乍案中、令悅喜候、仍小袖壹遣之候、聊顯志計候、猶柴田治右衛門入道迄申遣候、恐々謹言、

(田原忠義)  
三月三日

(大友義鎮)  
圓 齋 (朱印)

津崎大和入道殿

三三四 田原親貫官途舉狀(紙切)

○入江文書  
大分県史料一〇

官途之事、依望、任左近太輔畢、仍令吹舉之狀、如件、

天正八年三月六日

親貫(田原) (花押)

如法寺藤五郎殿

〔包紙ウハ書〕  
一如法寺藤五郎殿

親貫

三五 田原親家知行宛行狀(紙切)

○菅嶋文書  
大分県史料一〇

〔包紙折ウハ書〕  
一 萱嶋美濃守殿

親家

〔端裏切封〕  
一 (墨引)

登城供奉ヲ賞シ  
本領不足分ヲ与  
フ

今般登城供奉之儀、一段神妙之至候、爲忠賞、其方本領不足分之儀、令歸附候、彌守此旨、忠儀頼入候、恐々謹言、

〔異筆〕  
「天正八」  
三月十九日

親家(田原) (花押)

萱嶋美濃守殿

三六 田原親家感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

今度兩鄉宗徒之諸士構未練、重々逆亂之躰、不及是非候、就夫到赤松。村、切寄取誘、愚黨楯籠之條、可討果之通、加下知候之處、敢前懸合、頸一分捕之次第、忠貞無比類候、何様一稜、可顯其志

田原親家父子反  
逆ノ際ノ忠貞ヲ  
賞ス

國東郷



之間、彌可被勵軍勞事、肝要候、恐々謹言、

(天正八年)

三月廿四日

津崎兵庫助殿  
(鎮書)

(田原)  
親 家 在判

三七 大友圓齋義・大友義統連署書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

其表ニオケル在陣ノ辛勞ヲ謝シム益々馳走セシム

即時陣替

於其表在陣、辛勞察存候、然者、安岐郷之者就手替、(田原)親家事至雄渡牟禮、(國東)登城之由、到來候之條、當陣衆之儀、木付迄差寄、木付新介被申談、右郷於差搦者、可爲國東表之加勢候、俄之籠城、氣仕

候間、彼狀到來候者、即時陳易肝要候、被得其意、聊不可有御油斷之儀候、恐々謹言、

(天正八年)

三月廿四日

(大友) 義 統 在判  
(大友義鎮) 圓 齋 朱印

田村作進殿  
(統書)

三七 田原親家感狀

○嘗嶋文書  
大分県史料一〇

(包紙折封ワハ書)  
一 嘗嶋兵庫助殿

(綿裏切封)  
「(墨引)」

(田原)  
親 家

赤松村切寄攻略  
ノ時ノ軍忠ヲ賞ス

今度兩郷宗徒之者共構未練、惡黨等令同意、至赤松之村、切寄取誘楯籠之條、可討果之通、加下知候之處、則落去之刻、頸壹分捕之次第、忠貞無比類候、何様一稜可顯其志之間、彌可被抽軍勞之事、可爲祝着候、恐々謹言、

(天正八卷)  
三月廿五日

(田原)  
親家(花押)

賞嶋兵庫助殿

### 三九 大友圓齋義鑣書狀

○佐田文書  
熊本縣史料中世二

(包紙ウハ巻)  
「佐田彈正忠殿

(大友)  
圓齋」

就國東表之儀、先日者、早々敷示給候、被添心候次第、案中候、先書如申候、爰許出勢之儀、愚老以出府、義統申談候之條、來十日・十一日之間、可爲著陳候、連々承候首尾、此節候條、別而可被勵忠儀事、肝要候、年寄中・南郡衆馳走、不可有餘儀之由候條、被得其意、無油斷、心懸專一候、仍爲音信、猪股二送給候、懇志之趣、祝著候、則賞翫此事候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八卷)  
壬三月五日

(大友義鑣)  
圓齋(朱印)

(鎮撫)  
佐田彈正忠殿

來翰ニ答ヘ再出  
馬シ義統ト議シ  
出陣スルコトヲ  
伝フ

三六〇 大友圓齋義鎮書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

親家入郷以來ノ  
馳走ヲ賞シ一字  
ヲ給フ

<sup>(田原)</sup>親家入郷以來、別而馳走之由感入候、彌勵貞心簡要候、仍而一字之事、鎮兼遣之候、可得其意候、  
恐々謹言、

<sup>(天正八年)</sup>

卯月六日

津崎<sup>(鎮兼)</sup>兵庫助殿

<sup>(大友義鎮)</sup>  
圓齋 朱印

三一 田原親家官途狀<sup>(紙切)</sup>

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

<sup>(紙折封ウハ書)</sup>  
「萱嶋兵庫助殿

<sup>(端裏切封)</sup>  
「<sup>(墨引)</sup>」

親家」

新五兵衛尉ノ官  
途ヲ与フ

新五兵衛尉望之由、可存知候、恐々謹言、

卯月廿一日

萱嶋兵庫助殿

<sup>(田原)</sup>  
親家<sup>(花押)</sup>

三三 田原親家恩賞預ケ狀(紙切)

○津崎文書  
大分県史料一〇

田原親貫反逆ニ  
対スル忠節ヲ賞  
シ知行ヲ預ク  
俣見役職

今度親貫(田原)企逆意、海陸以行動、自他國、既當家及破滅之處、一味中申談後、來繩鄉引割令歸陳(田)、剃同日以猛勢、鹿越表江雖相働(連見部)、到國東打入候之條、令敗北、屬御勝利候、別而忠儀之至、不異他候、爲其償、去月佐渡入道先給所々在之、不殘段歩、并俣見役職之事、預遣之候、下地云、土貢云、守此旨、全知行肝要之狀、如件、

天正八年五月廿六日

(田原) 親家(花押)

津崎大和入道殿

三三 田原親家書狀寫

○碩田義史津崎文書  
大分県史料一〇

戸次實入  
於戸次實入、差堪忍之間、相副候之處、數日辛勞神妙之至候、仍而承候子細、至森越中守申聞候之條、於在所談合、肝要候、爲存知候、恐々謹言、

五月廿八日

(田原) 親家(花押影)

津崎善兵衛尉殿

国東郷

三六四 田原親家恩賞宛行狀寫

○宮永氏影写文書  
大分県史料一〇

入郷以來ノ馳走  
ヲ賞シ安岐郷内  
ノ地ヲ扶助ス

去春入郷以來、別而含順路、馳走之條、爲其償、安岐郷之内、溝部後藤左エ門跡參貫文・同郷成安藤九郎跡五貫文之事、令扶助候、倍守此旨、可勵勳功事、肝要候、恐々謹言、

天正八年  
六月五日

(田原)  
親家書判

溝部右近允殿

三六五 田原親家書狀寫

○宮永氏影写文書  
大分県史料一〇

辛勞ヲ賞シ來秋  
ノ出陣ニ備ヘシム

毎年辛勞神妙候、必闕地次第、可顯其志候、然者來秋出張之儀、別而可勵馳走事、專一候、追而可賀之條、能々可得其意候、恐々謹言、

六月廿四日

(田原)  
親家書判

三ヶ尻藤七郎殿

入郷以來ノ忠貞ヲ賞シ安岐郷ノ地ヲ宛行フ

切寄ノ敵衆攻ノ時ノ軍勞ヲ賞シ益々軍忠ヲ励マシム

三六 田原親家恩賞宛行狀寫

○宮永氏影写文書  
大分県史料一〇

入郷以來、別而貞心之覺悟、神妙ニ候、何レ爲其償、安岐郷之内、龍王名三貫分、同郷之内手嶋大藏丞跡三貫分之事、加扶助候、彌守此旨、可勵軍忠事、肝要候、恐々謹言、

七月廿一日

(田原) 親家 書判

溝部縫助殿

三七 田原親家感狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

去五切寄惡黨取出候刻、寄之衆被申談、最前懸合、別而被竭軍勞之趣、案中候、其表之儀、近々可屬勝利之上者、何様銘々、可成其感候之間、彌可被勵忠儀事、肝要候、恐々謹言、

天正八年  
八月七日

(田原) 親家 (花押影)

津崎善兵衛尉殿

三八 田原親家感狀(紙切)

○津崎文書  
大分県史料一〇

春以來ノ忠節ヲ  
賞シ加判ヲ申付  
ク

其方事、去春已來、別而順路之以覺悟、一味中申遂、對國家忠意之次第、折(宗麟カ)々大殿様、被 仰出之條、面(マ)々於身体茂、面目之至候、爲右之忠償、家來談合、加判之儀申付候、彌衆中被遂熟談、馳走

肝要候、恐々謹言、

(天正八年九)

八月十日

津崎大和入道殿

(田原)  
親家(花押)

三九 大友圓齋義鎮感狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

(堅紙)

就親家入郷、壹年(去カ)以來、別而忠貞之心懸、寔感入候、然者連々依勞功、親家々中加判之儀、申付之

由候之條、彌每事馳走肝要候、仍法名之事、麟春遣之候、爲存知候、恐々謹言、

八月十一日

(大友義懸)  
圓齋(朱印)

津崎大和入道殿

親家々中加判ヲ  
申付クルヲ告ゲ  
法名麟春ヲ与フ

三九〇 大友義統感狀寫

○竹田津輝夫文書  
熊本市千反畑町

田原親家同心ヲ  
以テ粉骨ヲ励ム  
ヲ賞ス

今度田原常陸介(親家)以同心、別而辛勞、殊前八、宇佐郡之内佐野切寄打崩候刻、自身被碎手之條、被官  
歴々、軍勞次第、着到所披見、以袖判申候、連々其方心懸之故、如此勤粉骨候事、感入候、向後彌  
可被加進事、專一候、猶親家可申候、恐々謹言、  
(力)  
(田原)

十月十一日  
(天正八年カ)

義統(天友)  
(花押影)

竹田津志摩守殿

右一通、肥州熊本藩士竹田津志摩右衛門

藏書、天地三寸、左右一尺五寸、天正八年田原

右馬頭親實討手之時、鞍掛及宇佐郡迄之

働感狀也、

○「田原常陸介」ト称スルハ親宏(宗龜)ナルモ、彼ハ天正七年(一五七九)九月十六日ニ卒ス(三六三・三六四号)。宗麟  
次子親家翌年二月国東郷ニ入部シテ田原氏ヲ再興シ、ノチ「常陸介」ヲ称スルコト三九七・四〇二号文書参照。

三九一 大友府蘭義鎮感狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

田原親實討伐ノ  
軍勞ヲ賞ス

就今度親家在陣、於所々軍勞、就中、宇佐郡佐野切寄取崩候刻、別而勵粉骨故、親家手之衆分捕高  
(田原)  
(横紙)



名、被疵、殊戰死之様躰、銘々令承知、感入候、彌家中以一味同心、忠儀(マ)之覺悟、肝要候、猶重(マ)、可申候、恐々謹言、

○天正八年

十一月十二日

府蘭(大友義統)  
(花押影)

津崎大和入道殿

○前号文書ト関連アルカ。

三九二 大友義統感狀(紙切)

○津崎文書  
大分県史料一〇

親家人郷以来ノ  
粉骨ヲ賞ス

度親家(田原) 馳走、乍案中悅着候、家中之衆、粉骨故候、誠感入(巻)、自今以後茂、彌一

致申談、可勵貞心事、簡要候、猶寒田志摩入道可申候、恐々謹言、

○天正八年

十二月二日

義統(大友)  
(花押)

津崎大和入道殿

三九三 田原親家知行宛行狀

○岩藤文書  
速見郡日出町大字大神

端裏切封  
(墨引)

於雄渡牟禮(国東郷)、任判形之旨、成安藤九郎跡、加扶助候、給分(本郷)大添有之、全令領知、彌奉公肝要候、恐

雄渡牟礼ノ判形

ニ任セ成安藤九郎跡ヲ扶助ス

く謹言、

天正九年

五月三日

(田原) 親家 (花押)

佐藤右京允殿

○大添ノ所在地未詳。

### 三九四 田原親家知行宛行狀寫

○宮永氏影写文書  
大分県史料一〇

成安藤九郎跡ヲ扶助ス

於雄渡牟禮、任判形之旨、成安藤九郎跡、加扶助候、給分<sup>本郷</sup>大添有之、全令領知、彌奉公肝要候、恐

く謹言、

天正九年

五月三日

(田原) 親家 書判

溝部右近允殿

### 三九五 田原親家感狀寫

○宮永氏影写文書  
大分県史料一〇

〔軍勞ヲ賞シ來秋出勢ニ忠貞ヲ致サシム〕

數度出張之刻、軍勞感入候、就中於時枝佐野、碎手次第、無比類候、殊去年當美<sup>(年九)</sup>筑後表發向、打續粉骨之趣、非忘却候、相應之關地依無之、不顯其志候事、心外候、然者、來秋御出勢之儀、稠敷被仰催候、誠辛勞雖無盡期候、以外過分馳走、別而可勵忠貞事、可爲此節候、必追而可賀之條、可

國東郷

被得其意候、恐く謹言、

六月廿四日

(山愿)  
親 家 書判

溝部右近允殿

三六 田原親家知行預ケ狀(紙切)

○津崎文書  
大分県史料一〇

忠貞ニヨリ知行  
ヲ預ク

面々忠貞之趣、不準他候之間、一兩人並之合力、雖勿論候、先以余名内拾貫分重藤右衛門尉、八坂賣  
地之内西蘭名、同森分預遣候、倍闕地次第、可加扶助候、全可爲知行之狀、如件、  
先知行

天正九年  
八月十五日

(田愿)  
親 家 (花押)

津崎大和入道殿

三七 大友家宇佐發向狼藉證文

○益永文書  
大分県史料二九

(編纂書)  
一天正九年豊後大友家

宇佐發行狼藉證書 一

去年天正九年十一月十九日、大友殿御

(義鎮法名宗麟  
二男田原親家子時  
義統代親家舎元)

爲大將、同近江入道(田原親實)初忍・吉弘(統運後統孝(運))太郎統連以

下豊後御一勢、當郡院内里郷諸侍、安心院中務入道麟生・佐田彈正忠鎮綱、其外諸軍七千餘騎、至

田原親家大將ト  
シテ宇佐宮ヲ攻  
ム

向ノ尾 山口

高森

宮中取違、親家陣者向ノ尾、吉弘同陣、浦部府中衆、皆親家同陣、紹忍陣者山口・安心院・篠原・佐田・猪倉、橋津ハ北面高森相拘、荒力慈寄ニ當山悉燒亡畢、因茲、大師供令慢怠、上下今年大樂寺上心乗坊於段屋執行之、時住圖融、

大宮司宮成公基通、大樂寺ノ上要害取違

三九六 田原親家官途狀寫

○頼田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

〔横紙〕

改名之事、左近將監可被存知候、恐々謹言、

天正拾

三月廿日

〔田原〕  
親家(花押影)

津崎善兵衛尉殿

三九七 田原親家感狀寫

○頼田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

宇佐表ニオケル  
忠貞ヲ賞ス

去年十一月廿日、於宇佐表各勵粉骨、忠貞之次第、無比類候、殊今度時枝切寄廻、兩日相動、剩被官被疵碎手之趣、究淵底候、乍案中、至兩陣心懸之段、感入候、必追而、可顯其志候之間、倍馳走干要候、恐々謹言、

天正拾年

五月三日

〔寫懸シ別ニ有眞寫〕  
親家(花押影)  
〔田原〕

国 東 郷

国東郷

津崎左近助殿

四〇〇 田原親家名字狀

○後藤敏宏文書  
大分県史料一〇

弥助ノ仮名ヲ与  
フ

依望、任彌助之狀、如件、

天正十年五月三日

竊田甚五郎殿

(田原) 親家 (花押)

四〇一 田原親家書狀(紙切)

○田北憲明文書  
大分県史料一三

辛勞ヲ賞シ知行  
ヲ与フルヲ告グ

雄渡<sup>(國東郷)</sup>牟禮籠城以來、別而御辛勞之續、雖非忘却候、于今一稜不顯志候事、本意之外候、必闕地次第、拾五貫足可令合力候、恐々謹言、

七月十日

(田原) 親家 (花押)

榎木源内允殿

○年未詳ナルモ花押類型ニヨリ、ココニ収ム。

四〇二 田原親家願文

○興滿文書  
大分県史料一〇

親家願文ヲ奉納  
シ子孫繁昌武運  
長久ヲ祈ル

秋月種実反ス

夫當社垂迹者、西方無量壽佛彌陀三尊是也、香過十萬億、御父仲哀天王、御母神功皇后假胎内、伐三韓、飯朝爲百王百代鎮護、顯八幡宮、九州豊前劬建立宇佐宮、然而陽成天王御宇、奉勸請男山以來、現櫻宮、田原代々擁護神也、于茲<sup>(種世)</sup>秋云有倭夫、引卒豊肥兩筑惡黨、破壞神社佛閣、懈怠農耕女業、偏惡魔之所行也、伏冀垂昭鑑、親家此度以一家、自國他國納掌握之裡、揚名於天下、執誓於九州、於立願成就者、奉渡隨兵、可抽丹精也、殊者、親家容躰堅固、子孫繁昌、武運長久、士卒無恙、東左西右、 後、皈此威風、仍願書如件、

天正十一年<sup>癸未</sup>八月吉辰

田原常陸介  
親家(花押)

櫻八幡宮 奉祝献

○字面ニ朱印五顆ヲ捺セリ。

四〇三 大友義統書狀案

○碩田叢史竹田津文書  
増補訂正編年大友史料二六

國崎郡反別奉行之儀、兼而申付候處、遲滯、無是非候、國家大用之條、不謂神社免許、稠被遂催促、急度調納肝要候、萬一號人與力、不動<sup>(動)</sup>之者於有者、以交名可承候、聊不可有緩之趣、猶田原常<sup>(親)</sup>

國崎郡反別奉行  
ノ遲滯ヲ責メ寺  
社免許ヲ云ハズ  
調納セシム

國東郷

陸介可被申候、恐々謹言、

二月十五日

(大友) 義 統判

帶刀伊豆守殿

竹田津山城守殿

荒木傳右衛門尉殿

永松勘解由允殿

古庄左馬助殿

櫛來佐渡守殿

○年未詳。田原常陸介(親家)ニヨリ、ココニ收ム。

四〇四 田原親家跡目安堵狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

〔横紙〕

父太和入道跡目、任相續之旨、向後不可有相違候、然者、親家入郷之刻、抽諸人、麟春馳走之趣、

永々忘却有間敷候、殊任三七郎候、恐々謹言、

天正十貳  
八月廿日

(田原) 親家(花押影)

津崎松千代殿

父麟春ノ跡目ヲ  
安堵シ三七郎ノ  
坂名ヲ与フ

田原親家知行宛行狀(紙切)

○津崎文書  
大分県史料一〇

恩賞トシテ富來  
左馬助知行分ヲ  
宛行フ

其方事、先年以來今度折目之届、懇忠之志感入候、爲其賞、國東郷内富來左馬助當知分山野等坪付  
紙、不殘段步申付候、向後乍勿論、至三七良、連續聊不可有相違候、然者守此旨、永々可勵忠勤  
事、肝要候、恐々謹言、

九月十三日

(田原) 親家(花押)

津崎太和入道殿

田原親家知行宛行狀寫

○續田原義史津崎文書  
大分県史料一〇

〔折紙〕

辛勞ヲ賞シ代地  
トシテ來浦留來  
兩村内ノ地ヲ与  
フ

今度不慮之儀、成行候處、從最前、德一人之供奉、于今辛勞候、近年相濟候處、心懸之趣、誠感悅  
之至候、必々本意之於請有相違候、然者一統之内、分地之□所□之冬、爲代地、來浦村之内、水氣  
有元、富來村之内、嵩囊名之儀、可申付候、守此旨、彌頼入候、恐々謹言、

卯月十四日

(田原) 親家(花押)

当テナシ



四〇七 大友義統書狀(紙切)

○津崎文書  
大分県史料一〇

其<sup>(男)</sup>律之立柄、  
兩人ヲ遣ハスヲ  
告<sup>(紙カ)</sup>ケ協力馳走セ  
シム

其<sup>(男)</sup>律之立柄、旁以爲可加下知、吉弘左近太夫・齋藤勘解由允江、申達候、每事衆中一致申談、此節  
別而馳走、可爲喜悅候、就中、人質、不可有信之儀候、猶<sup>(吉弘)</sup>統幸・統秀可申候、恐<sup>(齋藤)</sup>々謹言、

(天正十五年乙)  
正月二日

(大友)  
義統(花押)

萱嶋和泉守殿

詫殿  
(齋佐廣入道)

森殿  
(越中守)

溝部大<sup>(藏少輔)</sup>殿

津崎大和入道殿

萱嶋美作守殿

竹田津志摩守殿

(表紙ウハ書)  
「竹田津志摩守殿

萱嶋和泉守殿」

○(一)内ハ「津崎正男文書」ノ写ニヨリ註ス。

質人ヲ請取り持  
留給分ヲ安堵ス

四八 大友義統安堵狀寫

○碩田義史津崎文書  
大分県史料一〇

〔横紙〕

質人之儀申候處、弟三七郎差出申候、肝要候、殊父麟春事、先年忠意之覺悟、無忘却候之條、持留  
給分之事、不可有相違候、彌可勵馳走事、專一候、爲存知候、恐々謹言、

天正拾五年

二月廿四日

義統（天友）（花押影）

津崎四郎右衛門尉殿

四九 國東郡衆交名寫

○元軍小春文書  
大分県史料三五

同彌兵衛尉

綾目攝津介

綾目進（マ）分允

市丸宮内少輔

市丸奎之介

竹田津市進

市丸監物

國東郷

市丸藤左衛門  
市丸織部介  
清末彈正忠  
清末掃部介  
郷司 九郎  
渡邊宮内丞  
竹田津藤内  
清成 源内  
原口與三右衛門  
内田 新介  
長木 監物  
稻光 主馬  
綾目内藏允  
清成兵部丞  
清成 八郎  
江上治部少輔  
竹田津内膳亮(左)

国  
東  
郷

邊(マ)斯掃部介

同 源之丞

清成大隅守

綾目三右衛門

山下小次郎

糸永 勘内

市丸彌右衛門

渡邊兵庫允

邊(マ)斯善二郎

植田藤二郎

都留喜大郎

岩室清三郎

倉成(マ)形部入道

有永勘(マ)ケ由

陳 新介

京丸左馬介

深町 主水

国  
東  
郷

野田新介入道  
是藤 大學  
岐田 大學  
岐田南右衛門  
田北權右衛門  
木野 市郎  
久保大和入道  
林民部少輔  
同 左馬進  
岐田 善介  
久保 大藏  
上野 左介  
眞玉 三丞  
岐田伊勢入道  
田原左近大夫  
田原勘ヶ由允  
田原右近大夫

天正十五年

田原 玄介

十月二日

四一〇 富來源右衛門尉書狀(紙切)

○清原宣雄所藏文書  
大分県史料二五

〔包紙ウハ書〕

〔墨引〕

豊後國東方

福嶋鹽燒太夫殿様

參

富來源右衛門

尙々於此表ニ、似合御用、可被申仰付候、已上、

尊書跪而致拜見候、御祈禱之御枝箱、并御土産令頂戴候、然者、村田忠右衛門殿入御被成候へ共、

折節當人ハ(カ)參上仕、御地走不申候、乍狹少爲御祝儀、御初尾与木綿壹端進上仕候、於御神前ニ御祈

念、奉仰候、於向後、相當之御用、可被仰付候、萬吉、恐惶稽顙、

正月六日

富來源右衛門尉(花押)

福嶋鹽燒太夫殿様

參

尊床下

折禱ノ稜箱土産  
ヲ謝シ祝儀ヲ贈  
ル

二 萱嶋鎮廣書狀(紙切)

○清原宣雄所蔵文書  
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

「(遺筆)」

一豊後北浦邊九崎之郷相やく人也、

天正十六年子のとし正月廿四日

使小欄き

おはたけむら

伊勢 福嶋大夫殿 參

(端裏切封) 「(墨引)」

萱嶋和泉守」

追而白布四端、進覽之候、誠補空書斗候、已上、

御杖太麻并三種  
ヲ送ラル、ヲ謝  
シ白布ヲ贈ル

如貴札、自是茂、未啓案内候之處、御祈禱之御杖太麻并三種、被懸御意候、忝存候、於自今以後者、於神前、武運長久、子孫繁榮之可預御丹精事、可目出候、尙重く可相述候條、可得御意候、恐惶謹言、

正月廿五日

(萱嶋) 鎮 廣 (花押)

伊勢

福嶋大夫殿 參

貴報

四二 田原親家宛知行坪付寫

○内田文書  
熊本県史料中世二

〔包紙ウハ書〕  
一内田大隅守殿

〔田原〕  
親家

〔田原親家〕  
〔花押影〕

内田大隅守ニ知  
行ノ坪付ヲ宛行

坪付

安岐郷龍王名

安岐郷之内  
一所三貫分

國東郷向瀬

國東郷之内  
一所

安岐郷賀茂川

安岐郷之内  
一所拾貫分

同郷之内  
一所五貫分

以上

龍王名  
向瀬  
賀茂川  
伊東壹岐守跡  
同出羽守跡

天正十六年正月廿七日

内田大隅守殿

四三 森鎮輔書狀〔紙切〕

○朝見八幡宮文書  
大分県史料一一

國東郷来浦ヨリ

〔包紙ウハ書〕  
一豊後北浦邊使小ねき  
くのうらよりの御返事也、  
〔來通〕

國東郷



國東郷

天正十六年正月廿四日  
子のとし

福嶋大夫殿 参

森越中守」

至遠國御使札、并御破一合、殊三種得御意候、誠ニ過分之儀候、今程當國之儀茂、令亂入、何れ茂散々式、御察之外候、必從是、御懇祈忝次第、可申達候、恐々謹言、

正月廿八日

鎮(巻) 輔(花押)

福嶋大夫殿  
御報

二四 津崎鎮兼書狀

○朝見八幡宮文書  
大分県史料一

北浦辺

(新包紙)  
「北浦邊 子のとし

豊州 (異筆)  
「使御巫小禰き」

天正十六年正月廿八日

從國東郷

國東郷來浦

(異筆)  
「くのうらの里の御やく人」  
福嶋御鹽焼大夫殿

津崎兵庫助」

まいる

(包紙サハ書)  
「

津崎兵庫助

福嶋御鹽焼大夫殿

まいる 貴報

鎮 兼」

追而從是も、一種令進覽候、補御書計候、以上、

御祓箱并三種ヲ  
送ラル、ヲ謝ス  
息男參宮

任無差儀、連々令無音候之處、至遠國使札、御祓一合并三種、被懸御意候、御丁寧之至、難盡紙筆  
候、乍惶彌 御祈禱之所、奉憑之外、無他候、何様子候者、可致參宮之條、最前至御宿所申入、可  
得貴意候條、不能巨細候、恐惶謹言、

(天正十六年)

正月廿八日

(律勘)  
鎮 兼 (花押)

福嶋御鹽燒大夫殿 貴報

四二五 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書  
大分県史料二五

(表紙ウハ巻)

「天正十六年 參宮帳」

(中巻ウハ巻)

「天正十六年

豊後國惣國

福嶋大夫

肥後國惣國

御參宮帳

豊前宇佐郡

日向土持庄

天正十六年二月日

(仁脱) くさき郷

豊後國崎之郡 櫻木治部大輔

同七月三日

豊後國東之郡くさき郷成佛ノ河内

櫻木兵部大輔殿

國東郷  
國東郷成仏

国東郷

武威郷両子山

○中 略  
天正十六七月日  
豊後國東之郡(武藏郷)ふたごさん じじうかうつけ新三郎殿

来繩郷高田

○中 略  
天正十七年三月七日  
豊後かや郡國東之郡(高)たか田(来繩郷)はらやくし堂  
いけかみ新二郎殿

安岐郷

○中 略  
天正十七四月  
豊後國崎あき郷 渡邊忠次郎殿

国東郷富米

○中 略  
天正十七五月廿一日(米)  
豊後國東 富久 与三衛門尉殿

国東郷おはたけ村

○中 略  
天正十七七月三日(国東)  
豊後國東郡くにさき郷 おはたけ村

安国寺

たいしやく寺そうちん 同新四郎殿  
同とく千代殿 (安)あんこくし(寺)之野田藤大郎殿

国東郷  
来繩郷

○中 略  
天正十七年七月七日  
豊後國崎くさきの郷 (マ)くなわ之郷たか庄  
しははら村  
つちや又二郎殿 (セウ)かいの久一郎  
せうきん坊 ひら崎市六殿

安岐郷

略○中  
天正十八年二月二日  
、豊後北浦邊あきの郷にしもとの

一人梅友庵

武蔵郷

二月二日  
、同北浦邊むさしの郷中村

一人三衛門殿

六郷山

略○中  
天正十八年七月六日  
、豊後くにさきの郡ろくかう山正圓房  
北浦邊

安岐郷奈多

略○中  
天正十八年七月廿日  
豊後北浦邊なだの里りんさう坊一人

(奈多)

安岐郷奈多

天正十八年七月廿一日  
、豊後北浦邊奈田衆二人 同あきの郷衆二人

佐野一左衛門殿 与助殿

あきの枝本善九郎殿 同又二郎殿

略○中

都甲荘松幸村

略○中  
天正十八年九月十一日  
、豊後北浦邊國東之郡都甲之庄松幸之村

吉弘賀右兵衛尉殿 同御供之衆 官追与左衛門殿

都甲九郎左衛門殿 上野勘右衛門殿 綾部平左衛門殿

国東郷

国東郷

野田玄番允殿 諸田三郎右衛門殿 室甚右衛門殿

同御中間衆 彌右衛門 十助 与三郎 三郎

天正十八年九月十七日  
豊後北浦邊くなわの郷おはたけ村

とくらの庄新城村

赤木權内殿 末田治部殿 長松主殿 助殿 同勤六殿

天正十八年十月廿一日  
豊後北浦邊都甲三右衛門殿

大力隼人佐殿 御供二人

略○中

安岐郷  
天正十九年三月八日二人 西本 郷かん五郎殿 中村 甚三郎殿

来繩郷  
天正十九年三月八日一人  
、豊後北浦邊くなわの郷はたのを一人

ひなご久内殿

略○中

来之浦  
天正十九年三月十五日  
、豊後北浦邊九之浦衆二人 彌二郎殿 善助殿

略○中

国東郡田村(原カ)庄  
天正十九年四月十四日  
豊後北浦邊国東郡田村庄 永松内藏頭殿 四人  
(原カ) 同新衛門殿

略○中

伊美荘  
同北浦邊いみの庄善三郎殿一人

国東郷富来

略○中

天正十九年六月十六日  
、豊後北浦邊とびくしゆ二人 ふかへ藤九郎殿  
ふとうゐん七殿

略○中

国東郷富来

天正十九年六月廿三日  
、豊後北浦邊とびくしゆ一人 (郡里) とかうしゆ一人

薬師堂悦雲

都甲九郎殿

略○中

来繩郷高田

天正十九年七月一日  
、豊後北浦邊高田衆四人 彦三郎殿 与三三郎殿

二郎三郎殿 一之助殿

略○中

(談話)  
「右天正十六年参宮帳」

豊後國大分郡乙津村後藤作四郎藏本、明治二十年十一月編修久米邦武文書探訪ノ時、大分県廳ニ托シテ之ヲ謄寫ス、

○以上国東郡ノミ抄出。全文ハ全卷末「豊後絵國史料」ニ収録ノ予定。

### 四六 大友吉統書狀(紙切)

○竹中家文書  
大分市吉野下津留諏訪一男藏

奉行ニ任ジ国東  
郡間別錢ヲ徴納  
セシム

国東郡間別之儀、號直納、不勤之人、歴々在之之由候、不及是非候、既各爲奉行差遣候上者、堅固被請取、急度調納專一候、猶永富与右衛門尉・古庄喜右衛門尉可申候、恐々謹言、

国東郷

国 東 郷

(天正十八年乙)  
八月十九日

(天友)  
吉 統 (花押)

○宛書ヲ欠クモ、前後ノ文書ニヨリ、「竹中宮内少輔殿」ナルベシ。次ノ包紙ハ本文書ノモノカ。

(包紙少ハ書)  
一 竹中宮内少輔殿

都甲兵部少輔殿

帶刀安藝入道殿

### 四七 豊後國檢地目録案

○西塞多神社文書  
大分県史料二五

大友吉統豊後國  
檢地目録ヲ上ル

#### 豊後國御檢地目録

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 一分米高三万九千八百五十六石壹斗壹舛 | 國東郡 |
| 一分米高貳万九千貳百七十八石八斗壹舛 | 速見郡 |
| 一分米高貳万七千百三十六石七斗    | 海部郡 |
| 一分米高三万三千八百五石貳舛     | 大野郡 |
| 一分米高貳万四千十四石八斗九舛    | 直入郡 |
| 一分米高壹万九千九百廿八石八斗五舛  | 玖珠郡 |
| 一分米高貳万貳千四百廿五石五斗四舛  | 日田郡 |

一分米高三万八千三百四十石八斗九舛 大分郡

以上

右合廿三万四千七百九十貳石壹斗

此外鹽高千三百廿八石壹斗貳舛

右米鹽之都合廿三万六千廿石貳斗貳舛

右内三千九百四石六斗九舛、荒地左之、

天正十九年<sup>辛卯</sup>八月吉日

増田右衛門尉殿

羽柴豊後侍從

吉統  
(天衣)

#### 四八 豊後 國志

釈蒙盛中興

興導寺 在國前郷興導寺村、寺記曰、天曆季年、洛東六波羅密寺空也上人遊化此邦、所草創也、天正中、釋蒙盛隨園梨住此、興其廢云、

#### 四九 田原親英名字狀寫

○碩田叢史津崎文書  
大分県史料一〇

實名之事、英久可有存知候、恐々謹言、

文祿元年二月廿一日

〔親英ハ親家ノ子後松野織部佐下云

親英(花押影)

フ英久ノ実名ヲ与

国 東 郷



津崎四郎殿

四二〇 大友吉統書狀

○竹中家文書  
大分市吉野下津留諏訪一男藏

唐入料所謂ノタ  
メ藏方ヲ命ジ其  
節ヲ遂ゲシム  
白杵・富來・竹  
田津氏ノ指南

唐入供之儀、雖申付候、料所謂第一之儀候之條、藏方之事、申付候、<sup>(意)</sup>事曰杵右京亮・富來作左衛  
門尉・竹田津志摩守得指南、<sup>(意)</sup>可被。其節事、肝要候、聊不可有口能候、爲存知<sup>(意)</sup>

〔張紙〕  
「天正廿年九つのとし也、」

○後欠ナルモ、竹中宮内少輔宛ナルベシ。

四二一

大友家義統國東郡士交名

○豊後檢地記  
太宰管内志下

國東郡ノ領主ノ  
交名ヲ注ス

大友家義統國東郡ノ士、門司勘解由源親家田原右馬頭親貫之跡・田原民部大輔源親茂田原近江守親貫入道  
公ノ時之弟・吉弘嘉兵衛尉統運・奈多左衛門目大友義統之弟也・眞玉掃部助源統寛紹忍之養子大友義統・古庄右馬助源長方・高田伊  
賀守源正孝・富來雅樂助・田深刑部少輔宇佐統公神・都甲左衛門大夫大・伊美伊賀守・竹田津右衛門  
尉藏大・田原備後守源親昌・吉廣掃部助統定・富來右馬助・永松内藏頭・小原彦右衛門・櫛來佐渡守  
・田原新九郎・田深新五右衛門宇佐・如法寺山城守・岐部左近大夫・俣見新六郎・草地伊豆守・竹田  
津伊豆守・岐部掃部助・吉弘内藏助源(守)・永松若狹寺(守)・都甲兵部少輔大・吉弘勝右衛門・永松勘解由

允・露太郎次郎・河野民部少輔越智道置・小田原又右衛門・高田美作守源鎮孝・田原進士允・古庄喜右衛門・帶刀伊豆守・岐部山城守・古庄甚左衛門・後藤因幡守・富來權太・富來作右衛門・帶刀民部丞・吉弘與佐衛門・首藤石見守・姫島丹後守・藤木傳右衛門・河野平次郎・錦織土佐守親種・雄城若狹守大神惟光・小串六郎右衛門・大神ノ種□・佐藤伊賀守藤原・衛藤新左衛門・津島四郎・楠木土佐守・河野勘五郎・會根崎因幡守・濱田忠左衛門・岩屋掃部助・小田原孫太郎・經清太郎・重藤小四郎

四三 大友中庵書狀寫

○宮永氏影写文書  
大分県史料一〇

関東マデ供奉セ  
ルモ暇ヲ遣ハス  
ヲ謝ス

去年退國以來、聰遠堪忍拘分、(ウ)細書馳走之段、感悅候、然者今度到關東、雖可被列候、以少人數、(ウ)罷下候條、暇遣候、隨分身命相債候様ニ、才覺干要候、猶竹田津志摩入道可申候、恐々謹言、

八月十二日

(次文書紙)  
中庵書判

溝部與左エ門殿

四三 竹田津一木書狀寫

○宮永氏影写文書  
大分県史料一〇

去年退國已來、中國迄之見届、誠以頼存候、關東迄同心可申事者、少人數ニ而御下向之條、不及申

関東マデ伴ハザ  
ルヲ謝シ一身相  
続ヲ函ラシム

國東郷

候、先々一身相續之様ニ、可有才覺候、萬事者以御書、被 仰出候條、不及申候、恐々謹言、

八月十二日

竹田津志摩入道一木 書判

溝部與左衛門殿

四四 大友宗巖吉統官途狀紙折

○溝部石夫文書  
大分県史料二五

与左衛門尉ノ官  
途ヲ与フ

與左衛門尉望之由、可存知候、恐々謹言、

文祿二年  
閏九月十日

大友吉統  
宗 巖花押

折返端ノハ書  
一溝部勘左衛門殿

○宮永氏影写文書ニ同一文書写アリ。但シ同写ニハ「尙々去年以來之所々義、辛勞難申合候、不得申分之仕合候へハ、尊情御殘念候、何國之居住候共、不可有失念候、以上」ノ追而書アリ。

四五 豊後國志

富來城 在國前郷富來浦東、初武田志摩守某城而居之、後大友臣富來氏世居焉、  
文祿國除後、豊臣關白使寛和泉守家純居焉、未幾慶長之亂、戰敗城廢、

文祿國除後寛家  
純居ルモ慶長役  
ニ廢城トナル

四六 松井康之禁制

○泉福寺文書  
大分縣史料一〇

禁制 泉福寺

細川氏城代松井  
康之禁制ヲ出ス

一 寺山并馬場竹木草材採事(等)

一 殺生之事

一 牛馬放事

右、於違犯輩者、可處罪科者也、仍如件、

慶長六年

四月十一日

松井佐渡守

康之(花押)

四七 加納曲齋・飯川豐前守連署奉書

○泉福寺文書  
大分縣史料一〇

豐後國以國東郡之内拾參石餘、御寄進之由、被仰出候、永可有御知行者也、仍狀如件、

慶長六年十月日

飯川豐前守(花押)

加納 曲齋(花押)

泉福寺

國東郷

細川忠興泉福寺  
二十三石余ヲ寄  
進ス

付録

一 萱嶋系圖

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

武蔵田原

親昌 又次郎上野守  
號武蔵田原

親勝

三郎能登守  
號萱嶋三郎  
萱嶋の祖

親氏

九郎

親益

近江守  
萱嶋三郎  
兵庫助

親直 五郎中務少輔

親榮 九郎民部少輔

親邦 五郎後二親次郎  
美濃守

親永 十郎若狹守

親弘 十郎若狹守

親孝 次郎

親石 與兵衛尉

親里

親敏

二 東国東郡国東町(除大字治郎丸) 大字・小字一覽表

| 大字                       | 小字                                                                                                                                                                         |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩戸寺                      | 牛岳、葛原、コウフリ、熊岳、千灯岳、押フチ、ケンノキ、倉カケ、坂向イ、三世仏、小岳、シン                                                                                                                               |
| 作間谷、向鍛冶、屋敷田、長野、ツル、比砂門、峯林 | カイ、作道、カイチ、妙力、向畑、坊中、寺迫、弘、戸城、黒岩、カヤノ木、長畑、中スカ、板屋                                                                                                                               |
| 来浦                       | 下長、寺田、寺田平、西ノエキ、台ノ畑、大久保、尾迫、牧留、ヲタチウ、水口、平原、申坊、上園、カチヤゾノ、峯、長野前、松ノ木、寺中、安近、榎迫、工寺、下長、奥、俣石、宮ノ本、宮園、神後園、瓜生野、貴船田、貴舟、諸石、諸石田、乙                                                           |
| 浜                        | 大田、柳、ケウデ、霍川、八丸、吉武、田ノ口、白石、水谷、山ノ上、岡、弓田、岸ノ上、川中、迫、谷尻、年神、大日、栗本、吉田、磯神、海田、松原、吉新田、新々田、山本、妙見、四十郎、西迫、大土井、エキ、葉山、下山、大崎、小迫、打越、鼓、波戸ノ上、大浜、前仏、山瀬、政丸、藏本、大谷、前山、奈良原、仁田尻、仁田ノ辻、曲り目、クグツ、クグツ日平、越蓋 |
| 深江                       | 江尻、開地、江影平、貴舟、宮ノ東、宮下、中村、幸二ヶ森、野長谷、迫ノ谷、乗定、樋ノ口、当台、井ノ尻、北畑、仲間、仲間、峯ノ下、勘造、前山、南、大久保、打堀、深江河内、山神、南河                                                                                   |

内、四荷一、立石、長久保、馬ノ背、堂岸、小園、出口、北河内、小迫、大平、不見ヶ尾、日草山、植松、土穴、鳥越、西ノ平、笹畑、西窪、仲ノ上、窪ノ上、尖石、菴ノ上、菴、寺司、美堂園、田ノ上、新漕、峯添、門出、日南、牧野尾、除水、中尾、小谷、尾小谷、岩ノ下、台ノ上、台石、仏、横山、浜田、浜松

東堅来

白砂、塩屋、磯端、江ノ上、鬼塚、下門手、狩又尾、開地、門手、落水、猫屋敷、大平、宮ノ下、浜田、堀田、堅来尻、新田、橋ノ本、橋ノ上、妙見、羽田ノ辻、杖ヶ原、岡ノ上、田フチ、馬屋尻、岡ノ下、日向、口ノ坪、園田、川久保、太郎作、深迫、三子塔、後野、甚六、椈畑、花ノ木、西ノ平、中畑、保岐、台、小迫、西山、畑、上園、切井、山神、姥ヶ谷、松尾、平原、割レ石、ホキ、陰中畑、測ノ上、田ノ上、堂ノ上、森ノ鼻、カシヤ、下山神、中受、堅来山、角ノ木原、平ニタ、タイラ、堀切、道仙、藤原、迫、庵ノ上、正友、尾崎、中川原、ホクテ、宮ノ前、馬屋尻、台ノ田、ナル、金迫、椎ノ木、下平原、石木迫、黒山

富来浦

金政、楠本、長ノ町、内ノ田、門前、長畑、寺ノ東、三ノ丸、空堀、井ノ上、寺ノ後、寺ノ西、前、迫、松山、松山ノ北、附城、西竈、野添、迫ノ谷、迫頭、庚申、谷、仕寄、尾辻、萩原、山ノ口、上公、羽田、碓石、原、ヲエ畑、井田ノ尻、太郎丸、磯ノ神、後畑、中迫、迫田、貝ノ尻、鉄砲町、馬場、本丸、堀田、町口、本町、横町、下町、新港、入江、舟入、前田、長良、鳳ノ木、六反田、稲荷田、八反ヶ坪、松原、中須賀、池ノ田、前山、長浜

浜崎

平ノ下、田中田、雁田、公門、成綱、岡ノ下、山ノ神、狐田、揚ノ田、向田、川滋、富重、山ノ下

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 富<br>来      | 平ノ谷、富重ノ上、堂ノ本、小畑、山ノ瀬、山村、水谷、山ノ東、無田、五徳ノ上、五徳、鳩胸、<br>橋原、岡、岡ノ東、赤ハゲ、西山、ツルバミ、寺山、西ノ平、西ノ谷、田中下、田中、野崎、不動<br>院、五拾石、向原、鳥越、明神平、野田平、庚申、小谷、大谷、丸尾、カシヤ迫、地蔵ケ尾、野田<br>日平、惣丁田、小森、川原田、タタラ、市ノ坪、下リ口、原ノ田、今坊、栗舟、下向原、下野崎、<br>樋ノ口、五反田、四時田、汐入、寺ノ後、内屋敷、コモ池、松葉、南、折口、大橋、中須賀、落田、<br>上リ橋、トン田、下山、高尾、前山、口無原、丸山、丸尾、小深田、石走、大日、池成、下向山、<br>向山、カナクノ原、野田、櫛毛 |
| 大<br>恩<br>寺 | 森本、上柳、買本、八反、下堀田、中村、宮ノ後、友僧、上公、下羽田、上羽田、庄司、野瀬、堀<br>池、中須賀、櫛毛、池田、中村向、火打山、園沢山、園沢、貴船、南野、大谷、櫛毛、黒ケ尾<br>宮法士、尾払、保久租、坂口、野重、叢野、甲良、津留、実倍、南野、広戸、妙知、犬鼻、平原、<br>平、赤田、前畑、畑中、竹ノ内、高尾、上台、三保園、箕迫、仲畑、三枚河内、天神、笹原、夫婦<br>石、清水、ゴシキ、文殊、猿バミ、梶ノ木、大平、万治、寺作、宮ノ西、宮ノ上、山ノ下、西ノ<br>田、高雲、大井手、東田、向田、下リ山                                                 |
| 成<br>仏      | 向川原、津留、大畑、東田、東畑、小迫、箕迫、由年、金湧、西田、神田、影山、切木、井手迫、<br>佐藤二、正ノ田、前畑、内畑、愛染東、愛染、百貫、太郎ケ迫、梶休、成仏寺、久保田、田中、揚<br>田、中園、宝鏡、鳥帽子、漆原、萩原、浅原、油畔、月ノ小口、立岩、堂ケ迫、石番、小畑、床波、<br>上ノ迫、留、前藩、大久保、京乱、森重、西原、宮ノ本、牛岳、両子川、旗ケ尾、荒谷、芋尾、谷                                                                                                                   |



藏、尾迫、赤根川、割尾、堂ノ下、文珠川

下成仏

南、屋敷、堀切、一ツ戸、宮ノ迫、水谷、見砂、東、簀添、平原、小野、梅ノ木、平、其田、在家、竹ノ上、上ノ迫、通り山、次年、大平、明見、中ノ迫、重木迫、八乙、柳田、久保田、山口、城田、竹仙、九ノ坪、岸ノ下、井ノ上、須六、深迫、土穴、屋ヶ迫、土師川原、地主、中西、灰良迫、下、小野向、松目、小園、油田、黒ヶ谷、虚空藏山、馬場、玉藏院、井ノ迫

見地

中山日平、魚迫、中山、火迫、市平、大竹道、岡、今宮、井ノ上、今宮ノ上、下山、海淵、休場、尾崎、貴船、丸田、三重屋敷、袖ノ木、城籬、地田、田中、深田、中ノ前、真寿坊、梶原、長拔、油田、正月田、大田、小川、上小川、久保田、蔵本、前、東田、坂口、天神、長房、重木、山ノ神、西ノ迫、中ノ迫、川原迫、池ノ口、宮ノ前、中屋敷、舟ヶ谷、赤ハゲ、府殿、ノドイ、井ノ迫、小林谷、社ノ本、御堂ノ上、大良、横山、尾迫、林ノ後、八郎入道

中田

五太田、島添、田平、綴森、石丸、清里、小児丸、中畑、中尾、二反畑、山中、六郎丸、大徳寺、大ノ内、石堂、城ヶ尾、梶屋迫、小ヶ迫、易、高尾、野嶋、実盛、石原、大藪、西大藪、杉園、八乙寺、次森、平ノ上、道徳、岸上、下ノ川、中川、西畑、乘国、田成、郷東寺、万才、吉ノ田、種掛、蔵本、向田、屋敷田、竹ノ下、仁田、古道、野木尾、茅場、向田山、保木上、小坪、大平、広瀬、金山、山下、木船、小迫、水ヶ尾、上大谷、大谷、下大谷、赤秃、花ノ木迫、長尾、六郎山、小名房、宮ノ東

|                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>岩屋</p>                                                                               | <p>赤松</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>横手</p>                                                                                                                                                                                                             |
| <p>       仁田、中屋敷、面白、葉追<br/>       敷瀬、大畑、定道、城川、野洲、在間、城平、在間平、堀之内、畑、末ヶ坂、吉藤、横道、竹之内     </p> | <p>       屋敷ノ下、屋敷ノ上、イクシ、ワサタ、笠ノ峯、ノソイ、前田、屋敷ノ西、出口、西ノ上、西道、末藤、大平ノ西、大東、台ノ田、十王追、寺ノ上、古ヤシキ、ノヂ、竹ソイ、三反田、牛神、川瀬、中ノ上、長迫、川原田、金剛寺、山神、長田、スシロ、政本、平原、尾道、溝口、申道、重通、根原、法当作り、京一、梶ヶ迫、万才、迫、京一ノ西、小藤、八郎畑、喜次郎迫、宇土口、ニタクホ、宇土川、宇土、石鼻、小迫、谷ヶ迫、宇土ノ向、乙ホラシ、中園、木落、ヤヒツ、ヌカリ場、山ノ谷、畑、加々良、左り壯、大久保、宮ノ前、日ノ本、大平ヶ迫、京一向、国広、大國畑、田ノ平、忠藏迫、忠藏ノ西、西畑、湯ノ木、折立、一木、迫山、桜畑、ヲチカ迫、ユス原、藏内、ヨンテ、をんモム、相山、大手畑、妙戸石、台良、石城、山神下、迫田口、茶神、白土、ホラツキ、神、松葉、極ノ本、岡、仲迫、ハサコ、五郎丸、天水、影平、仲尾ノ上、向田、丸畑、小原越、茶ノ木畑、寺畑、極掛、大迫、梅ヶ迫、地間山、地間、野添、口寺田、園田、宮下、竹三、年永     </p> | <p>       小畑、カシヤ迫、菊永、古田、法台、長木、山ノ下、ヒエ畑、中河内、ホコノ内、カシヤ、宗久、陽弓、角前、ワサタ、火迫、平六、森本、国広、高皿、飛久、山川、田ノ平、桐ノ木、一ノ尾、宮ノ谷、横頭、前、堂ノ迫、馬場川、クハクハラ、東淵、古柄、金原、瀬戸、角石、中尾、大徳、猿返、弥五郎、前川、尻ノ田、米山、駄返、東横尾、松尾、龜石、木星、山ノ下、久保田、サコ、雲通、大麻、カイテ、ハライ、狐石、南谷     </p> |

付録

|                                                                                                  |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>田深</p>                                                                                        | <p>北江</p>                                                                                                                                                                | <p>川原</p>                                                                                                                                                                       | <p>原</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>砂原、平田、丹過、鶴、下川、下町、中町、渡城、百楽、明石庵、佐名木、市飯田、麻賀利、大方、脇添、浜田、小深田、大田、台城、秋国、無田、山ノ下、中ノ島、伊予野、水谷、安ヶ浜、古田深</p> | <p>前田、友田、富幸田、六田、平田、寺領、田測、内屋敷、上子足、下子足、神ノ木、三田、小園、外園、仁田、堤、山ノ神、北千疋、新田上り、安婦川、安養寺、平原、長峯、大石久保、中野、極楽、中尾、本谷、長尾、大石谷、馬場、通り山、高尾、福井、尾本、清水、上り立、下原、中井、江端、塩屋本、仁田田、五郎丸、宮田、西方、浜田、穴郷、粧崎</p> | <p>外上り、上川、立野下、水口、乙帽子、久保田、森本、平田、保喜田、川下り、寺田、定安外下、瓦田、樋ノ本、片王田、府功田、井ドヶ坪、千原、ヲシメン、中深田、千疋上り、屋敷上り、西ノ谷、松虫、上ノ台、中屋鋪、安用寺、宮ノ西、宮ノ東、小山、碓井、糶ノ木、倉迫、道野岬、源太、エホシ石、大畑、二ツ石、姥ヶ懐、横谷、池ノ内、大谷、笹ヶ尾、後野、立野</p> | <p>日ヤケ、トヲノモト、立田、秋重、亀井、野島、原ノ下、餅田、姫田、寺ノ下、日掛、平等寺、権現、平原、台、ハマトノ、迫田、割山、松屋敷、横道、カシヤ、畑中、仇子、向瀬、サイノ、山中、下深迫、高尾、へら石、古屋敷、杉ノ木、宮ノ下、川原田、七郎丸、小国長、宮ノ西、吉光、定森、峯平、木舟、山ノ神、ハカドヲ、立道、千農寺、大久保、上ノ坂、谷畑、中尾、牛頭石、東牛頭石、ナギノ、北牛頭石、丸山、上山ノ神、治蔵山、大平、深迫、仁タ力迫</p> |

安国寺

行久、石ノ元、羽子、高木、小谷、鬼山、田福、勘定屋敷、宇田野、三反田、居塚、供重、川原田、木村、古殿、景雄寺、地藏面、谷、尾屋鋪、鱈畑、吉継、ツキノ、松之内、井ノ平、タイラ、田平、前田、割田、八尾、犬フチ、西ノ平、迫、ヨカイハ、弓田、山中、勝負迫、門前、餅別当、三尾、中尾

鶴川

鶴川、稲荷山、主クリ、宮ノ東、上水手、フケ、上ノ浜、下ノ台、上台、浮殿、先達、王子、宮ノ下、キリウ、陳東、上ノ坊、興溝、供養堂、松原、野測、植松、申坂、為清、出口、御上リ崎、平床上、鼻山、平床、下ノ原、新宮、谷畑、峯、上ノ迫、院主坊、蛇田、北ノ坊、郷ノ原、ホリトノ内、大方、アゼツ、一ノ鳥居、馬場、行善、井ノ上、十王、神ノ木、空別当、牛頭平、塩田、西新宮、水ヶ、為定、上鳥居、東屋敷、西ノ坊、平畑、アミタメン、忠右工門屋敷、高木、羽根、三尾、伊勢山、西羽根、岡部、マダライ、前田、石ノ木、中深田

小原

下ノ原、堤尻、下ノ川、ガニハゼ、ナラハラ、下三尾、中三尾、桐ノ木、上三尾、西ヶ原北平、ヶ原、谷畑、上迫田、裏山、ヒノクボ、辻、神ノ前、中尾、下迫田、下尾崎、宗安、人長、森田、金林、ビワノキ、水永、南ビワノキ、南森田、八反田、墓下リ、堤、サヤリ、屋敷ノ元、アカハゲ、下山田、上山田、カジヤ迫、アカハゲ辻、ハスガキ、屋敷前、栗迫、池田、ヒソロゲ、小鼻、ヲハカ、ノマ、新屋敷、ギヤクシン、西中尾、ヒルガ迫、塩田、大高林、トサキ、丸田、八郎、井ノ尻、北ノ辻、門伝、池ノ上、南宮ノ元、メハズ、ゴゼ田、北宮ノ元、東中尾、北ゾノ、西ヶ迫、ウサギ、デ、ハシリヲチ、城川、武者田、本村、岩ノ平、長畑、クシ、クヌギ山、東クシ、カタフキ、吉原

ホシマル、南ヶ迫、西ホシマル、正光寺、南ハシリヲチ、ウスキ、西正光寺、朝日、上ウスキ、ス  
 ケドン、下ノゾイ、花田、キリウ、山ノ神、岩屋堂、上花田、ノゾイ、池ノ下、上岩屋堂、池ノ間、  
 高地、向平、五石谷、内山、石生、石生山、見田、西影平、正字庵、向川、溝ノ下、向田、天神迫、  
 小園、奥屋敷、田代、幾司、飼本、宮ノ本、修事、鶴田、猪ノ谷、庄ノ下、大平、葉山下、上向田、  
 宮畑、堀田下、堀田山、中迫、上檜原、楠木、鷹巢、木別頭、山田、舟床、地田、柳後、夫婦石、  
 鏡石、柿木、蓬萊、寺西、平原、平畑、竹本、河原田、十庵、左東、流田、大屋敷、前田、黒雄前、  
 尾崎、畑田、遠ノ尾、孫添、成石、越当、尾迫、明前、力堂、美崎、橋ノ本、新貝、葉迫、屋敷平、  
 平石、龜郷、午頭下、今山、小谷、三尾、尾辻、野在、赤根、下大平

○大字治郎丸・綱井・重藤ヲ除ク。尚大字小原モ、モト武蔵郷ノ中トスル説モアルガ、不確実ノタメ一応モトノマ、トシタ。  
 本表ハ『国東町史』ニヨリ、訓ミノ一部ハ金田ノブ子氏ノ協力ヲ得タモノデアル。

竹  
田  
津  
莊  
史  
料



一 豊後國風土記

○「國東郷史料」一号ニ國埼郡全文ヲ掲グ。本文省略。

二 倭名類聚抄

國埼郡

伊美郷

武藏 來繩 國前(陸) 由染(陸) 阿岐 津守 伊美

○國埼郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。竹田津莊ハ伊美郷ニ屬ス。

三 後白河院廳下文案

○益永家記錄  
鎌倉遺文八五

院廳下 宇佐彌勒寺所司等

國司ノ妨ヲ停止  
シム  
浦部十五箇莊  
ヲ寺家ニ返付セ

可早任仁安廳下文狀、停止國妨、以豊後前國浦部拾伍箇莊、如本返付寺家、勤行恒例臨時神事佛

事、修造堂舍塔婆破壞事

八坂庄 大神庄 日出庄

竹田津莊



竹田津莊

伊美莊 岐部莊

由布莊『院』 伊美莊 岐部莊

竹田津莊

白野莊 香々地庄竹田津庄

姬嶋

眞玉莊 姬嶋 都甲庄

草地庄 山香庄 藤尾寺

已以庄（上脱力）、四至載久安廳下文之、

藤原賴輔任後押領ス

源季兼押領シテ重病  
目代中原資職頓滅ス

緒方惟榮等乱入

右、得彼寺別當法印大和尚位成清去二月日解狀偈、謹檢案内、彼十五庄者、慈尊薩埵御願、累代聖主勅免庄園也、以其所當地利、被宛置恒例佛神事・寺家修理之用向、途『警賊』敬于所修之行業、奉賁八幡三所之法樂、奉祈百王十善之寶祚、蓋是依大菩薩御託宣、被定置之事也、仍朝家之崇重勝也、宰府之欽仰無雙也、御鎮田園雖有領力。加之儀、全無停廢之人、其中一兩之宰吏『史』、不知子細、聊成妨之時、經奏聞、鳥羽院當院御時、可停止其妨之由、被成廳御下文早、其度無牢籠、送年序之間、賴輔卿拜任（藤原）之後、令押領之處、寺家注子細依訴申、仁安二年重賜廳御下文早、雖然無指故、猶令國領、送歲月、以彼庄々取出、所被宛置之佛神事堂塔修理修造、併以斷絕早、於件國御領庄々者、本相折有限之上、全無餘剩、仍失計略、拭『愁』。淚歷星霜、當國宰吏之中、令押領此庄々輩、皆以有事歟、所謂、（患）季兼朝臣之任、橫押領之處、季兼受重病之刻、自身託宣、忽書怠狀、納寶前早、其時目代河內權守中原資職、此領之內停廢八坂庄之日、現奇特、於庄堺令頓滅早、乍見前車之覆、豈無後車之恐哉、咽而又不申此旨者、爲朝家爲寺家、旁有其恐、仍忘憚所言上也、抑兩三年不憚神威、武士亂入之間、壞堂塔而爲薪、破佛像而求寶、打破眉間而取白玉、裂穿御身而伺黃金、其間狼藉難盡筆端、自

餘事以之可被察、委細退可注進歟、又宇佐每三十〔殿文ノ〕、跡形之上、彼浦部十五ヶ庄如元不被返付〔寺家〕者、

廻何計略、可致其勤哉、件正遷宮巡年已在近歟、自前二十八年、入御杣、檢其材木者例也、年記被

定置、舊基已如此、云此云彼、裁定可在今明、若及庭疑者、每事違越歟、爲恐後御勘發、同所申上

也、望請 天裁、且依往古寺領理、且任度々宣旨并代々廳下文、停止國妨、如本以拾五ヶ庄返付寺

家、勤行恒例臨時神事佛事、令修造堂舍塔婆之破壞、兼〔可〕令營勤有限遷宮役之狀、所仰如件、所司

宜承知、依件用之、敢勿違失、故下、

後鳥羽院

文治二年四月十三日

主典代式部。正兼皇后宮大進大江朝臣少輔歟

別當左大臣藤原朝臣

判官代攝津守藤原朝臣在判

內大臣兼左近衛大將藤原朝臣

皇后宮權大進藤原朝臣在判

大納言源朝臣在判

小納言兼侍從河內權守源朝臣在判

前權大納言源朝臣在判

左少辨藤原朝臣在判

權大納言藤原朝臣在判

勘解由次官兼皇后宮權大進藤原朝臣在判

權大納言兼右近衛大將藤原朝臣在判

左京權大夫藤原朝臣在判

民部卿藤原朝臣在判

左衛門權佐平朝臣在判

權中納言藤原朝臣在判

左少辨藤原朝臣同

權中納言兼左衛門督皇后宮權大夫藤原朝臣在判

民部權大輔藤原朝臣同

權中納言兼左衛門督藤原朝臣在判

左衛門權佐兼皇后宮大進藤原朝臣同

竹田津莊

三〇七

竹田津莊

權中納言左衛門督藤原朝臣同  
『左兵衛力』

權中納言藤原朝臣在判

參議右衛門督兼加賀權守藤原朝臣在判  
『兵衛力』

造興福寺長官參議左大辨勘解由長官兼遠江權守藤原朝臣在判

右京大夫藤原朝臣在判

內藏守藤原朝臣頭

修理左宮城使左中辨阿波介藤原朝臣在判

修理右宮城使右中辨源朝臣在判

#### 四 日向守藤原朝臣請取狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

○建仁元年六月廿四日、本文省略。全文ハ『国東郷史料』六号ニ掲ク。

#### 五 豊後國日田郡司職次第

○史料編纂所謄写本  
大分県史中世一

(大藏・日田)

號日田次郎

永秀

○事  
續略

永隆

○事  
續略

號日田三郎

日田永俊竹田津  
莊ヲ給ハル(浦  
部四郎ト称ス)

永俊

號日田四郎、後浦部四郎云々、

母堂者原田太夫種直之妹平家亂以前被擄離後死去、就于件亡妻之緣、永俊爲平家黨類之由、及上聞之處、先年離別之上、他界之間、全以非彼與黨之旨、依柏杵・緒方申狀、被披御疑心畢、日田庄五个郷内、曰理(邑)・石井兩郷并大山村於、被分讓之由永俊申之、右大將家御時多年相論之處、日田者先祖以來、取立之家嫡一人、相傳私領不分讓庶子條、往古以來置文證跡狀等顯然之間、且依證文、依(且脱方)奉公、永秀一向知行之、永俊者給他所畢、永秀所給是也、元久二年七月十五日二位家御下知、明白也、

永綱

號日田六郎、

閑院内裏造營之時、追先祖之例、直被成下官旨并關東御教書、令勤仕別役(院廩稱)、代々御狀所役勤仕之狀、明白也、

○上下略。全文ハ日田莊条ニ収ムル予定。尚「豊西記」ニヨルニ、永隆ハ永秀ノ弟、永俊ハ「永隆ノ嫡男」トアリ。古文書ノ内容トコノ方符合ス。永俊ノ賜ハレル「他所」トハ竹田津莊地頭職ナリ。

### 六 竹田津氏家譜

○竹田津文書  
大分県史料一〇

#### 竹田津氏家譜

姓大藏竹田津 小串 財津  
日田 堤

此四氏同姓

紋所 三結雁金 九州濱  
丸一文字 葉 二巴

旗幕紋雁金 州濱

○曩祖大藏永俊

號日田四郎  
後改

竹田津莊

竹田津莊

大藏永俊所領ヲ賜ハル  
竹田津村ニ住ス

其先、豐後日田郡司鬼監大夫永弘十世ノ裔也、永俊與永秀嫡庶相單事<sup>(マ)</sup>、年有リ、建久二年七月鎌倉將軍ノ下知ニヨリ、永俊本所ヲ没入セラレ、同國東郡ニ於テ一所ヲ賜フ、爾來子孫同郡竹田津邑ニ住ス、依而氏トス、今新涯ノ邑ニ永俊庵ト號スル一字アリ、顧フニ永俊ノ舊跡カ、永俊ヨリ重世ニ至テ、數世家系ヲ失ス、今其名ノ存者ト口碑ノ傳ル所ヲ、記テ參攷ニ備フ、

○但馬守時代不詳 ○諸次郎<sup>建武</sup>之頃

○兵衛尉<sup>弘安</sup>之比

○隼人入道<sup>義統有</sup>感狀

○刑部少輔同斷

○右衛門尉<sup>永祿</sup>之比

○永益<sup>小串太郎</sup>後出雲守太刀有リニテ扛之ト云、一說重世父也云、

○永重<sup>(マ)</sup>戰死云々、<sup>佐土守中國ニ</sup>

○則康<sup>六郎左エ門</sup>永祿ノ比長刃赤間關ニ伊美彈正ト共ニ戰死、

以上九君其名存ト雖モ系ヲ失ス、

○下略

七 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二  
大日本古文書

注進 彌勒寺喜多院所領庄園名田末寺末宮別保等事

合

豐前國

○五十五  
箇所中略

豐後國

竈門庄七十

八坂庄百三十

彌勒寺喜多院領庄園・名田・末寺・末宮・別保等ヲ注進ス

豐前國五十五箇所  
豐後國十八箇所

伊美莊 岐部浦  
姫島島

竹田津莊

日出庄五十丁

伊美庄并岐部浦合七十丁  
成印

都甲庄九十丁

香地庄三十五丁

榎隈別符島

竹田津庄十四丁

法滿寺三丁

藤尾寺三丁六段

已上十八箇所

○筑前・筑後・肥前・日向・  
薩摩・肥後・大隅中略

惣都合百四箇所

眞玉庄五十丁

大神庄并乃木井合册町

姫島島

草地庄二十五丁

臼野・行久(并之)・波禰八十丁

妙覺寺八丁

永興妙法寺十九丁

由原宮

### 八 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ「国東郷史料」二〇号ニ収ム。

竹田津莊

竹田津莊

九 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ「国東郷史料」二一号ニ収ム。

一〇 善法寺尙清處分帳

○石清水文書六  
大日本古文書

尚清所領所職ヲ  
處分ス

處分 目錄事

一 權別當肇清分

彌勒寺正八幡宮喜多院檢校職

一 宮一若分  
(入江通港)

坊領事

○中略

彌勒寺領事

向野 山下 下毛 池尻金國 菊丸丁々

入學寺 養父 成道寺 河合藤丸 千栗

日置 臼野 竹田津 岐部 由布

臼野 竹田津  
岐部 由布

彌勒寺領

宮一若分

姫嶋

姫嶋 大野井 山香 天丘山 山田

西寶塔田 津布佐棟眞法印一期之後可付惣領

略○中

右所藏庄園田畠已下、任處分之旨、可令相傳領掌、肇清一期之間者、彌勒寺喜多院檢校、致其沙汰、一期之後者、宮一若可相傳領掌、宮一若五歲ニテ、令申補祠官、可爲正八幡宮檢校、不補祠官之間者、兩職肇清可致其沙汰、但若肇清向背宮一若、令成敵對者、彌勒寺檢校、宮一若補祠官之後者、可爲彼沙汰、男女子息、皆相馮宮一若、可蒙扶持也、若此外、有書漏庄園田畠等者、同宮一若可進止、於背此置文之子息者、永可爲不孝子之狀、如件、

永仁五年六月 日

(善法寺僧范)  
法印(花押)

○紙縫目裏毎ニ、尚清ノ花押アリ。

## 二 鎮西北條下知狀

○都甲文書  
大分県史料九

豊後國都甲庄一分地頭左衛門四郎惟遠(代)重氏申、當庄内榎迫葉付畠妻夫石以下山(野)等事

右、同庄住人正清彌次郎惟重、爲惟遠、被押妨彼畠地山野等之由、就訴申、尋下之處、惟遠參對

○刻(之)、惟重爲訴人下國之間、雖遣日限召文、依不及散狀、以竹田津又二郎長親、尋問違背實否之處、如執達惟重代惟宗今年正月十五日請文者、惟遠背祖父□□、寄事於德政、依致押妨、番訴陳之

竹田津莊

三二三

都甲庄内畠地山野等ニ關スル正清惟重ノ訴訟ヲ棄捐ス  
竹田津長親ヲ以テ実否ヲ問フ



刻、惟重他行之間、惟宗帶舉狀可明申之由、雖載之、不參之上者、難遁<sup>(難力)</sup>澁<sup>(澁)</sup>之咎、仍所被奇捐惟重<sup>(奇)</sup>訴詔也者、依仰下知如件、

永仁七年六月二日

前上總介平朝臣<sup>(北條兼政)</sup>(花押)

二三 鎮西<sup>北條</sup>實政御教書

○島津家文書一  
大日本古文書

○正安三年三月廿七日。本文省略。全文ハ「國東郷史料」二四号ニ收ム。

二三 鎮西<sup>北條</sup>政顯御教書

○到津文書  
大分県史料一

竹田津又次郎供  
米不沙汰ニ付重  
ネテ請文ヲ進ゼ  
シム

字佐彌勒寺所司神觀申、<sup>(小板切)</sup>豐後國竹田津庄内供米事、重訴狀如此、地頭又次郎入道、背違<sup>(竹田津)</sup>□狀之間、早速可究濟之由相觸、令執進請文之由、先度被仰之、而無沙汰云々、甚不穩便、不日可被申左右、仍執達如件、

正和二年八月廿一日

前上總介<sup>(北條政顯)</sup>(花押)

大友左近大夫將監殿<sup>(貞親)</sup>

一四 彌勒寺權別當方祇候人數等定書

○石清水文書六  
大日本古文書

可祇候彌勒寺權別當御房御方人數

(通清力)

(前清力)  
(花押)

略○甲

一自當時可有御管領庄々

已東

香椎

山田

日置

大野

屋山阿奈一期不  
可被改之

千栗

竹田津

本益枝

由布

畠原下崎

由布

下毛

臼野

山下

臼野

堺田

岐部

綾部

三景

岐部

向野狩尾道林上人當  
知行不可有相違、

伊都同

日足小野御師當知  
行不可有相違、

伊田

大野井善法寺不斷  
愛染王供新

守山

河合

藤丸

養父

津布佐

菊丸

篠崎

竹田津莊

竹田津莊

成道寺

入學寺

益山

池尻善法寺修  
理新所

金國同

走井

質美

永富爲延

東郷

西郷山上御祈新所

大坂

淡路庄

三ヶ社護國寺夏  
供米新所

善興寺

隅田庄此御所御管領之間者、御知行不可有相違、

以上、自當時有御管領、云 勅役神役、云御坊中事等、被支配御領、可有御沙汰、於臨時 勅

役者、兩御方有御寄合、半分宛可有御沙汰、次於御領預所職者、被改之、被仰付何仁之條、可

爲御計也、

略○中

右、所定如件、

元應元年八月 日

○紙縫目裏ゴトニ、尚清(丸)ノ花押アリ。

一五 地頭しつかね請文

○永弘文書補遺  
大分県史料六

うさみろか

くし御りやうたけたつ(竹田邊)の庄とうほ

うてんのうち(モカ)

そしふん(麻子分)をのそ

ちと

ちと

うあふりやうのよし、てうく□

□ひたその□

□れかたく候によて、か□

らう物わきへをいたし、のこり候ふんハ、こえをしんし候うゑハ、きやうこうしさいあるへからす、

□きにしとちの事、あれつほのけんせうハ、くぬし□もろともに、はんちやうとしも□のことく、

いれたて候へ□、このうゑいきを申候ハ、ほんそのとをりニ、御きたを□され候へく候、きやう

こうニをきてハ、いつれのさく人□もあてをろされ、ようさくニもかうさく候はんニ、いさゝかわ

さんのきあるへからす候、もしこのきをそむき、かん□のいらんわさんニよて、わつらひい

てき□ある□ □ちとうを、さくわニ申をこ□ □

られまいらせて、□ □のことく、

□五日

ちとうしつかね□

○鎌倉時代ト推定スルモ、年次未詳。

一六 彌勒寺領諸莊供米注文

○永弘文書  
大分県史料三

庄□取得

供米也、并□

殿之供白米也、

竈門庄三斗 大□三斗

日出庄四斗 由布庄四斗

竹田津莊

彌勒寺領諸莊ノ  
供米ヲ注ス

竹田津莊

八坂上庄三斗 同下庄五斗

山香庄

石丸四斗 立石倉成四斗

弘瀬

向野庄二斗 都甲庄四斗

草地庄二斗 眞玉庄五斗近來不棄也、

臼乃庄二斗 竹田津庄一斗五舛

伊美庄五斗 香地庄□斗

竹田津莊

伊美莊

香質地莊三分一  
ヲ田原貞舉ニ渡  
付セシム

竹田津諸次郎入  
道道景

一七 豐後守護大友貞載施行狀

○草野文書  
大分眞史料一三

豐前七郎貞舉中、勳功地豐後國香賀地庄地頭職參分壹河越安藝事、任今月廿五日 繪旨、都甲彌次郎入道相共、可被沙汰付之也、仍執達如件、

建武元年十一月廿八日

(前卷)  
一貞舉所領守護施行

(大友貞載)  
左近將監(花押)

竹田津諸次郎入道殿

一八 豐後國々宣

○森清太郎文書  
大分県史料一〇

河越治重并与力  
人ヲ召進ゼシム

豊前六郎藏人貞廣・同七郎藏人貞舉等申、以勳功地豊後國香地庄河越安藝  
入道跡、子息安藝小次郎治重謀作  
繪旨、率惡黨人等、令濫妨當庄由事、訴狀副具  
書如此、子細見狀歟、此事先日、治重號給安堵 繪旨、  
雖望申國宣、依爲謀書、不及其沙汰之處、於地下致濫妨之條、所行企不當也、謀書之科不輕、所詮  
任被定置之法、可被召進治重并與力人等之由、國宣所候也、仍執達如件、

建武二年十月十三日

散位長兼（花押）

竹田津諸次郎入  
道道景

竹田津諸次郎入道殿

一九 豐後守護大友貞載書下寫

○竹田津文人文書  
大分県史料一〇

豊前六郎貞廣（用愼）・同七郎舉等申、豊後國香地庄事、解狀副具  
書如此、河越安藝小次郎治重、引率伊美五  
郎四郎・長尾野藏人房以下輩、亂入當庄、濫妨所務、致種々狼籍（愼）云々、早守護代、并都甲次郎入道  
相共、莅彼所、且相鎮狼籍、且注進交名輩、宜令申誓文散狀也、仍執達如件、

建武二年十月十五日

左近將監（大友貞愼）  
（花押影）

竹田津諸次郎入  
道道景

竹田津諸次郎入道殿

竹田津莊

三 豐後守護大友貞載書下案

○竹田津文書  
大分県史料一〇

〔紙ウハ書〕竹田津諸次郎入道殿 左近將監

竹田津・都甲相  
共ニ狼籍ヲ停メ  
交名人ヲ召進セ  
シム

豐前六郎貞廣・同七郎貞舉等申、豐後國香地庄事、解狀副具如此、河越安藝小次郎治重、引率伊美五郎四郎・長尾野藏人房以下輩等、亂入當庄、濫妨所務、被種々狼籍云々、早竹田津諸次郎入道、并都甲彌次郎入道等相共、莅彼所、且相鎮指籠狼籍カ、且可召進交名輩之狀、如件、

建武二年十月十五日

大友貞載 左近將監

守護代

三 足利義詮御判御教書小切  
紙

○竹田津文書  
大分県史料一〇

下着以後、去月廿九日注進狀披見候、抑高倉殿事、被申子細之間、所和睦也、於直冬者、任將軍家御教書、不日可誅伐之狀、如件、

直義トノ和睦ヲ  
告ケ直冬ヲ討タ  
シム

觀應二年九月廿九日

足利義詮 (花押)

竹田津小串三郎殿

直義ノ北国没落ヲ告ゲ直冬ヲ討タシム

味方ニ参ルヲ賞シ征西將軍ノ注進ニヨリ本領ヲ安堵ス

三 足利尊氏御判御教書

○竹田津文書  
大分県史料一〇

高倉禪門(足利尊氏)自江州、昨日八日没落北國了、仍差遣討手、所歸洛也、直冬誅伐事、不日遂其節、可注申子細之狀、如件、

觀應二年十月九日

(足利尊氏)  
(花押)

竹田津小串三郎殿

三 後村上天皇綸旨

○竹田津文書  
大分県史料一〇

參御方之由、被聞食了、尤以神妙、早可抽忠節、於本領等事者、就征西將軍宮御注進、返(追カ)一同可被經御沙汰候、天氣如此、悉之、以狀、

正平十一年十月十四日

右大辨 (花押)

竹田津三郎館

竹田津莊



竹田津莊

三三二

四 足利義詮御判御教書

○竹田津文書  
大分県史料一〇

大友氏時ト同心  
スルヲ賞ス

鎮西凶徒退治事、令同心氏時(大友)、致忠節之由、被聞召候、尤神妙、向後彌可抽戰功之狀、如件、

延文三年十二月廿七日

(足利義詮)  
(花押)

竹田津三郎殿

五 足利義詮御判御教書

○竹田津文書  
大分県史料一〇

直冬・頼尚退治  
ノ忠ヲ賞シ次第  
ヲ注進セシム

(足利)  
直冬・頼尚等退治事、早々致沙汰之條、殊以所感恩也、今者定令落居敷、繼夜於日、可注申、其塚

事、併爲一身之高名敷、彌可抽忠節之狀、如件、

二月五日

(足利義詮)  
(花押)

竹田津三郎殿

六 今川了俊貞世感狀寫

○竹田津文人文書  
大分県史料一〇

城井合戦ノ忠ヲ  
賞シ注進スルヲ  
告グ

豊前國城井合戦之時、初中後令在陣、及對治之期、致忠節、一族若黨數輩被疵之、尤神妙、此趣、

可注進之狀、如件、

應安七年十一月六日

(今山了後・貞世)  
沙彌(花押影)

竹田津治郎左衛門尉殿

三 建是書狀案

○永弘文書  
大分県史料五

御主殿上葺役免  
許ノ事ニツキ書  
狀ニ答フ

古庄治重勤役ノ  
節

〔端裏書〕猶々愚意之趣、誠可爲御繁多候、以御用捨、言上奉頼候、委曲重疊可申入候、一就御主殿<sup>上</sup>書之儀、預御札候、具令拜見候、拘申候神領、御代々御免許之證文、治景へ披見申候て、任長方返書、以知人衆、遂 上聞候、就夫、於 八幡宮神前、御立願之儀、御免許以御分別被仰付之由、被成 御書候之條、度々御奉書之請文ニ、役所爲雖令申候、不被成御分別之由、候之間、以參古庄治重、三間御廳勤役之節、御免被申、殿勤被<sup>ウレ</sup>作候、任請取狀、鳥目五十疋、長方へ渡進候之處、被指返候、可有如何候哉由、可申上様ニ、折節示預候、御立願御定香、年内十二月十三日、以吉日良辰勤初候、神領御免許者、自餘之衆ニ雖相似難候、今一往被遂 御上聞、如今書、御主殿作、御城誘可勤申之由、頼被 仰出候者、神慮雖難測候、不可有無沙汰候、拘申候御神領十二町四十貫分候、御上葺被明置之由、承候間、申事候、爲御存知候、猶自是可申述候條、省略候、恐々、

五月廿五日

建是

竹田津莊

三三三

竹田津莊

三三四

首藤二郎左衛門尉殿

竹田津六郎左衛門尉殿まいる 御報

竹田津六郎左衛門尉

二六 奈多宗心書狀案

○永弘文書  
大分県史料五

（複製巻）  
一竹田津

六郎兵衛門尉殿へ遣狀案文、從宗心」

追而申候、對三郎左衛門尉、此之由申候處、同前之儀と云、月過候而、我等より申入候へく候由、候之條、此分候、御入魂蒙仰候、

桐井方料田知行

先日者、題目付而用書音候處、御懇之儀祝著候、仍而桐井方新田之事、可知行之由、雖申入候、從彼方旨趣承候之條、得其意候、早々社納□等之儀、對桐井方勘渡尤存候、餘月過候條、從我等、此譯令申候、殊此方先書狀、御不審尤存候、猶桐井方より可申達候、恐々謹言、

奈多河内入道

十二月廿八日

宗心在判

竹田津六郎兵衛尉

竹田津六郎兵衛尉殿まいる 御宿所

二九 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

賊船(大内カ)  
ヲ討留メシム

賊船立下、近日所々狼籍、<sup>(禮)</sup>無盡期之由候、各被申談、彼惡黨等、可被討留事、肝要候、別而、可令  
勵忠儀事、專要候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(天文二年頃)  
十一月十六日

(大友)  
義鑑(花押)

岐部能登守殿

櫛來新右衛門尉殿

岐部掃部助殿

伊美寄合中

荒木右衛門尉殿

竹田津寄合中

吉弘土佐守殿

姫島寄合中

岐部但馬守殿

岐部柰助殿

竹田津寄合中

竹田津莊

三〇 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

大内勢ノ来攻ニ  
備へ出撃セシム

至堺目、敵可現形之由、到來候、於事實者、各被申談、則時可被懸付事、肝要候、至山香・  
津久見・寒田其外寄々衆、申付候之間、不日可出張候、猶下郡兵部亟可申候、恐々謹言、  
□

(天文三年乙)  
壬正月十三日

(大友)  
義鑑 (花押)

眞玉掃部助殿

竹田津兵部少輔殿

帶刀和泉守殿

櫛來新右衛門尉殿

都甲新左衛門尉殿

吉弘中務少輔殿

岐部能登守殿

六郷山<sup>(鉄力)</sup>□行御坊

其外<sup>(郡乙)</sup>□衆中

竹田津兵部少輔

三 長小野論所相分狀案

○余瀨文書  
大分県史料二五

長小野ノ論所ヲ  
相分ス

鑑直領知分

竹田津鑑次

竹田津鑑泰

御論所相分之事

きし之上

東貳番

西四番

きしより下

右之二坪、鑑直御領知也、

天文十八年卯月十六日

岐部能登守

元

泰 在判

伊美肥前守

永

久 同

竹田津大膳亮

鑑

次 同

荒木右衛門尉

重

弘 同

竹田津右京亮

鑑

泰 同

榎來右衛門大夫

鑑

實 同

伊美上總介

鑑

世 同

富來民部少輔

鑑

秀 同

阿連

平左衛門とのへ

竹田津莊

三 某覺書(紙)

○永弘文書  
大分県史料六

大友晴英迎へノ  
使者来ル

府中ニ入ル

天文廿年十二月廿七日、竹多津浦ニ、御屋形様迎候御舟、著岸候人々、陶(大友晴英)之安房守隆房(左)・杉勘解由判官隆相・飯田石見守興永三人也、

同天文廿一年正月五日、彼三人被府中入也、

同十六日、大友へ御成、御劍役隆相也、何御供也、

客居

御屋形様、御次清觀、次伊勢六郎左衛門尉殿、次陶安房守殿、次杉勘解由判官殿、次飯田石見守殿

又主居大友殿様、次田北大和守(親守)、雄城若狹守(治世)、次吉岡越前守(長増)、次杵臼安房守(兼務)、次小原殿か、志賀安房

守、

○周防大友義隆ノ臣陶隆房(晴賢)、大友義鎮ノ弟晴英ヲ大内氏ノ嗣ニ迎フルコトニ係ル。

三 大友義鎮一字狀

○竹田津文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ巻)  
「竹田津刑部丞殿

義鎮」

一字之事、鎮教遣之候、恐々謹言、

七月十二日

(大友)  
義鎮(花押)

鎮字ヲ給ヒ鎮教  
ト名乗ラシム

竹田津刑部丞殿

三 大友宗麟義鎮知行預ケ狀紙切

○竹田津文書  
大分県史料一〇

包紙ウハ書  
一 竹田津刑部丞殿

宗麟

切封  
一 (墨引) 一

豊筑間ニ拾町分  
ヲ預ク

於豊筑間、拾町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

三月二日

大友義徳  
宗麟 (花押)

竹田津刑部丞殿

三 大友宗麟義鎮感狀

○竹田津文書  
大分県史料一〇

包紙折封ウハ書  
一 竹田津刑部少輔殿

宗麟

端裏切封  
一 (墨引) 一

賀良山ニ於ケル  
軍忠ヲ賞ス

至賀良山、被遂在城、夜日辛勞之段、察入候、彌無緩覺悟、肝要候、殊前ニ於當城、敵取懸候之  
刻、別而、被勵軍忠粉骨之次第、其間候、感悅候、其表一廉、可顯其志候、猶吉弘左近大夫可申候、  
恐々謹言、

竹田津莊



竹田津莊

九月十日

竹田津刑部少輔殿

(天友義徳)  
宗麟 (花押)

三三〇

三六 由原宮造營國東郡間別調除分注文

○天正五年丁未六月一日。本文省略。「國東郷史料」三四〇号ニ収ム。

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

三七 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文

○(天正五年丁未)六月一日。本文省略。「國東郷史料」三四一号ニ収ム。

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

三八 田原紹忍親賢書狀(紙切)

(端裏切封)  
「(墨引)」

○纏瀬文書  
大分県史料八

忠貞ヲ賞シ一層  
馳走ヲ励マシム  
竹田津左近允

其表無實所之刻、別而忠貞之心懸、誠頼敷候、何様一稜可申談候、彌以馳走、可爲此節候、猶福鳴  
兵庫助・竹田津左近允可申候、恐々謹言、

天正七年  
十月十四日

(田原親賢)  
紹忍 (花押)

蠣瀬新五兵衛尉殿

三 大友義統書狀(紙切)

○竹田津文書  
大分県史料一〇

(包紙封ウハ書)  
「竹田津隼人入道殿」

義 統

(端裏切封)  
「(墨引)」

田原氏反逆ノ際  
ノ辛勞ヲ賞ス

就今度其表亂忿之儀、(言也)統運別而馳走之趣、感悅無極候、然者其方事、自最前以同心、每事辛勞之段、令承知候、彌被申談、至統運被添心、可被抽貞心事、可爲喜悅候、必取鎮、可賀申候、恐々謹言、

(天正八年)  
閏三月廿八日

(大友)  
義 統(花押)

竹田津隼人入道殿

四 大友義統感狀寫

○竹田津輝夫文書  
熊本市北千反畑町

田原親家同心ヲ  
以テ軍志ヲ致ス  
ヲ賞ス

今度田原常陸介(親也)以同心、別而軍勞、殊前八、宇佐郡之内、佐野切寄打崩候刻、自身被碎手之條、被官歴々軍勞之次第、著到加披見、以袖判申候、連々其方心懸之故、如此勵粉骨候事、感入候、向後彌可被加進事、專一候、(由也)猶親家可申候、恐々謹言、

竹田津莊

竹田津莊

(天正八年カ)

十月十一日

竹田津志摩守殿

○「津崎文書」(『増補訂正編年大友史料』二五)ニモ案文ヲ收ム。

(大友)  
義統(花押影)

四 大友義統一字狀

○竹田津文人文書  
大分県史料一〇

統字ヲ与ヘ統直  
ト名乗ラシム

一字之事、統直遣之候、恐々謹言、

(天正九年カ)

三月廿七日

竹田津七郎殿

(大友)  
義統(花押)

四 大友義統一字狀

○竹田津文書  
大分県史料一〇

(包紙折封ウハ書)

「竹田津傳允殿

(端裏切封)

「(墨引)」

義統

一字之事、統宣遣之候、恐々謹言、

三月廿七日

竹田津傳允殿

(大友)  
義統(花押)

統ノ一字ヲ与ヘ  
統宣ト名乗ラシム

全得名相分ニツ  
キ憲法ノ沙汰ヲ  
致サシム

竹田津左近佐

四三 田原紹忍親書狀(紙切)

○纏瀨文書  
大分県史料八

纏瀨次郎・福嶋右京允申談全得名之事、相分ノ段申出候之條、各申談、憲法打分干要候、田數如何程も候へかし、双方之判辻、四町・參丁之輕重ニ、可被申渡事、專一候、爲存知候、恐々謹言、

六月十六日

(山原郷賢) 紹忍 (花押)

竹田津左近佐殿

市丸木工助殿

依兼主殿佐殿

市丸傳介殿

(奥切封) 「(墨引)」

四四 大友義統書狀案

○碩田義史竹田津文書  
増補訂正編年大友史料二六

○年末詳二月十五日。本文省略。全文ハ「國東郷史料」四〇三号ニ収ム。

竹田津莊

竹田津莊

望 佐田鎮綱知行坪付

○佐田文書  
熊本眞史料中世二

〔遊裏ウハ書〕

佐田因幡守殿

宇佐郡内ノ知行  
地坪付ヲ与フ

坪付

古給分

五町七反

下岩坂名

同 一所

四町五反廿五代

内河野名

同 一所

三町貳反

赤松名

同 一所

四町五反

くほ名

深見之内 一所

十三町六反

西光寺

山城分之内 一所

八反

はる名

同 一所

五反

三社領

同 一所

壹町三反

岩坂名

深見之内 一所

十町九反

三社領

同 一所

壹町

竹田津□先給

山城分内 一所

浮免岩坂拘

五反

岩坂名

一所

廿五町

安心院田井内

竹田津某先給

深見内かちやその

一所

五反

竹田津刑部先給

同島地右ニ加

一所

三反

右同

香下寄合四人跡

一所

十三町

香下

以上八十五町三反廿五代

右、任御判之辻、可有知行、追而各申談、遵行調可進者也、仍如件、

天正十五年十二月廿三日

齋藤紀伊入道  
道 璣 (花押)

四 大友吉統書狀(紙切)

○竹申家文書  
大分市吉野下津留諏訪一男藏

○(天正十八年カ)八月十九日。本文省略。「国東郷史料」四一六号ニ収ム。

三 大友吉統書狀

○竹申家文書  
大分市吉野下津留諏訪一男藏

○(天正廿年)。本文省略。タバン後欠。「国東郷史料」四二〇号ニ収ム。

二 大友家義統公時國東郡士交名

○豊後檢地記  
太宰管内志下

○年未詳。本文省略。全文ハ「国東郷史料」四二一号ニ収ム。

兎 白杵鎮定・竹田津一木・岐部一達連署起請文案

○大友家文書錄  
大分県史料三四

再拜々々敬白起請文之事

一萬事 御下知之旨、聊不可致違背候事

一今度如此致御供儀候條、彌先立正路、不構表裏、自他共ニ無用捨、曩負・無理非分之儀、一切取次申間敷候、就中御爲ニ可罷成者、不云仁不肖、閑私之狐疑(マ)、憲法之御取合、不存別儀候、自然非道之儀、片口ニ被聞召、被仰出候者、雖不相叶 御氣色候、推參可申上候事

一三人間之儀者、不申御供衆中、何茂一致ニ申談□奉公之心懸、不存緩疎候、雖然向後以一雅意、非□之儀、申出仁共候者、不可致一味候、若此上於□中不和之儀、又者奉對 公儀、構無思慮

之由、□及候者、早速被 仰聞、邪正堅固ニ可被□ □事

□不云善惡、承引次第、可遂□ □萬事御密□ □候事

□其外於傍輩中茂、讒者申亂仁候□ □後加助言、猶以無承引候者、可達 上

聞□事

一此節之儀、何様今生後生共ニ、無ニ可致御屈□ □不存餘儀候、自然御奉公方ニ付而、油斷之儀御 □候する者、何茂牢牢々事候條、每事依不如意之任□ □不心底緩疎之様、可有之候、曾而私曲有間敷候、□ □様之折節者、何時茂以御分別、可被成 御宥免候事(カ)

下知ノ旨ニ違背セズ  
御供ニツイテハ自他共ニ用捨ナク一切取次セズ

三人間ノ儀ハ何レモ一致シテ奉公ヲ心懸ク

何レモ牢籠

已上、

右之條々、雖爲一事、令違犯、於僞申者、

午王之裏有  
神文今略之、

文祿貳年十月十六日

岐瀨左近入道

達判在

竹田津志摩入道

一

木

臼杵右京亮

鎮

定

□□ □□

進上

五 大友中庵吉書狀

○竹田津文書  
大分県史料一〇

今度至竹田津志摩入道、關東迄見屈案中候、然者(竹田津)一木妻子爲見廻、差上之由候條、彌無相違、親子

共辛勞肝要候、此節心懸之趣、於向後、不可有失意候、恐々謹言、

(慶長七年九)  
二月廿日

(大友吉統)  
中 庵 (花押)

相良與三右衛門殿

五 竹田津一木書狀

○竹田津文書  
大分県史料一〇

猶々塚留守候儀、可添心事頼入候、殊今度對其方、被成 御書候、誠筋目之外聞令満足候、彌無

竹田津莊

竹田津某大友吉  
送ヲ關東マデ見  
送ル



竹田津莊

關東下向見屈ノ  
勞ヲ賞ス

相違、可馳走事、不及重筆候、以上、

今度關東下向供之儀、不申付候處、遠國迄之見届誠感悅候、然者、今程爰元無事之條、先々妻子爲見舞差上候、孫久七相替候而、可預馳走事、賴入候、來秋者、老母爲見參、可罷下候條、其砌重々可申候、此節辛勞之趣、永々不可有失念候、恐々謹言、

(慶長七年九)  
二月廿日

(竹田津)  
一 木 (花押)

相良與三右衛門尉殿

三 竹田津一木書狀

○竹田津文書  
大分県史料一〇

已上

父与三右衛門ノ  
關東下向見屈ノ  
勞ヲ賞ス  
憐愍ヲ加フ

去々年退國以來、中國迄之辛勞、于今非失念候、然者、父與三右衛門尉事、今度東國下向之見届、誠賴敷候、殊其方雖爲若輩、向後彌別而可馳走候、一度一木於作外聞者、一稔可加憐愍事、不可有相違候、爲存知候、恐々謹言、

(慶長七年九)  
二月廿日

(竹田津)  
一 木 (花押)

相良久七殿

付 録

一 東国東郡国見町(旧竹田津町地区)大字・小字一覽表

| 大字  | 小                                                                                                                                                                                                                                 | 字 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 西方寺 | 中山、堂ノ山、狩畑、野田、森ノ上、中ノ谷、莖、向田、地獄、清水畑、土金敷、京来下、下金敷、榎迫、実萬、峯下、十楽坊、山界、見目河内、                                                                                                                                                                |   |
| 竹田津 | 永福平、御所、佐古、竹ノ下、中尾、東山、時ノ尾、知者ノ木、佐古淵、寺村、川原、中津町、楠町、徳丸、聖、貴船、陣ノ内、井上、鴨淵、小川原、西山、森平、豆木平、千代迫、船迫、五郎迫、梶原、西村、秋光、上萩原、後野、西平、大高島、馬ノ瀬、萩原、東馬瀬、小高島、飛見崎、西小野田、小野田、浄土ヶ迫、大平、下辻、林、畑井、古川、八丸、宮ノ前、宮ノ尻、徳丸、前、藏前、江尻、琵琶崎、三世淵、上三世淵、清水、上辻、富士原、柱崎、東小野田、小城、茶屋ノ上、中、岡丸、 |   |
| 鬼籠  | 羽山、辻堂、中老子、上老子、東老子、下老子、新田、深田、光月、高野、谷口、塚原、立中、荒                                                                                                                                                                                      |   |

竹田津莊

|                                                                                                                                                |                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <p>櫛海</p>                                                                                                                                      | <p>谷、仁田平、竹ノ内、当中、堂ノ前、引石、清水、猪迫、</p> |
| <p>江尻、濱手、一反田、横須、松原、末木田、臺ノ上、山神ノ下、堂ノ向、大平、亀ノ甲、船ヶ追、<br/>             東八丁、上八丁、西八丁、桜畑、打色、小竹林、堂ノ上、堂ノ西、寝五郎、屋敷、丸鼻ノ上、丸<br/>             鼻ノ下、西ノ平、北ノ迫、</p> |                                   |

○竹田津莊ノ範圍ヲ正確ニ画定スベキ史料ナク、莊域未詳。前記四大字ハ、明治八年三月十三日ノ四箇村ニシテ、明治二十二年四月一日竹田津村、大正二年一月一日竹田津町トナリ、昭和三十五年三月三十一日園見町ニ合併今日ニ至ル。参考ノタメ掲ゲ、今後ノ検討ヲ俟ツ。尚園見町全域ノ大字・小字表ハ、同町教育委員会三重野悌次郎氏ニ作成ヲ依頼シタモノデアルコトヲ記シ、氏ノ協力ニ謝意ヲ表スル。

伊  
美  
莊  
史  
料



一 豊後國風土記

○「國東郷史料」一号ニ国埼郡全文ヲ掲グ。本文省略。

二 倭名類聚抄

國埼郡

伊美郷

武藏 來繩 國前<sup>(徳)</sup> 由染<sup>(田)</sup> 阿岐<sup>(安)</sup> 津守 伊美

○国埼郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。

三 平等寺木造釋迦三尊像銘

○大分県文化財指定申請書  
東国東郡国見町大字野田

康平三年□

○三尊中ノ文殊菩薩ノ底部ニアリト。県指定有形文化財。

伊美荘

四 仁安三年六郷二十八山本寺目錄

○六郷山文書  
太宰管内志下

○本文省略。全文ハ「国東郷史料」四号ニ収ム。

五 豊鐘善鳴錄

○仁聞菩薩条。本文省略。「国東郷史料」五号ニ収ム。

六 八幡宇佐宮符

○奈多八幡縁起私記  
平安遺文三七四七

御簾竹ヲ進上セ  
シム

宮符 姫嶋

可早任例進御簾竹事

櫛來浦・姫嶋

百十束

櫛來浦

貳百拾束

嶋沙汰

百拾束

同住人

百拾束

竹預

右、任例可進上之狀、所仰如件、

大宮司宇佐宿禰

神主

(安永二年)  
二月 日

七 後白河院廳下文案

○益永家記録  
鎌倉遺文八五

○文治二年四月十三日。本文省略。「竹田津莊史料」三号ニ収ム。

八 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書  
大分縣史料一

姫嶋浦

榊来浦

田伊太原浦

姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海中之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖細庭許也云々、

榊来浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使 地頭宮沙汰

田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使・地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼

○速見郡  
以下略

○建久八年ノモノナラン。全文ハ「姫島史料」八号ニ収ム。

九 日向守藤原朝臣請取狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

○建仁元年六月廿四日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」六号ニ掲グ。

伊美莊



一〇 前大僧正慈鎮讓狀案

○華頂要略  
鎌倉遺文一九七四

○建曆三年二月 日。本文省略。抄文ヲ「国東郷史料」七号ニ収ム。

一一 石清水八幡宮檢校祐清（カ）讓狀

○石清水文書一  
大日本古文書

莊園・屋地等ヲ  
処分ス

讓與

處分庄々并屋地等目錄

一 東山母尼

大日寺彌勒寺領

平世正宮領

一 壇殿女房

八坂下庄彌勒寺領

新田宮并□□院

鹽見富高年貢絹拾疋別進布伍段

攝津國三津寺 畠三段在八幡河合

一 權別（棟清）當僧都

彌勒寺正八幡宮檢校執行事

八坂下庄

不書置證文之外、可令返付寺家庄々、

豊前國

津布佐庄 向野庄 山下保 永用保

豊後國

伊美庄

伊美莊

略○中

一修理別當法眼(宝巻)

彌勒寺正八幡宮領庄々

泉本庄彌勒寺領  
肥後國 大野井庄同領  
豊前國 苺田庄同領  
同國

山香庄豊後國

山香莊

略○中

承久二年十二月 日

### 二 六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

○安貞二年五月 日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」八号ニ収ム。

伊美莊

一三 豊後國志

仁聞千燈寺ヲ創

千燈寺、在伊美郷千燈村、號補陀落山、亦仁聞所創也、善鳴錄曰、聞嘗與華嚴・覺滿・體能・行滿友善、時人稱之曰五大德、聞嘗率嚴滿等、登伊美五智窟、行不動法、時東北海龍王欽仰其德、獻燈一千許、緣其靈應、寺名千燈、其號補陀落者、以安千手眼像也、

一四 豊後守護代小田原景泰施行狀

○都甲文書  
大分県史料九

蒙古合戰勳功  
沙汰ノタメ代官  
ヲ進ゼシム

蒙古人合戰勳功事、重有御尋子細、爲御注進、今月拾日以前、可令差進御代官給之旨、御沙汰候也、恐々謹言、

建治元年

十一月六日

眞玉又二郎殿

伊美兵衛二郎殿

都甲左衛門五郎殿

景泰(花押)

一五 彌勒寺喜多院所領注進狀

○右清水文書二  
大日本古文書

○年未詳。本文省略。抄文ヲ「竹田津莊史料」七号ニ収ム。

一六 豊後守護大友頼泰施行狀寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

○年未詳。本文省略。全文ハ「国東郷史料」一六号ニ収ム。

一七 某施行狀寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

○弘安七年三月廿五日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」一七号ニ収ム。

一八 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

○弘安七年九月日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」一八号ニ収ム。

一九 六郷山異國降伏祈禱卷數并山々勤行次第目錄寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

○年未詳。本文省略。全文ハ「国東郷史料」一九号ニ収ム。

二〇 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ、「国東郷史料」二〇号ニ収ム。

二一 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ、「国東郷史料」二一号ニ収ム。

二二 伊美別宮社國東塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡国見町大字伊美

国東塔一基ヲ造  
立ス

(後補誌) 敬白奉造立塔婆一基、奉安置佛舍利一粒、奉法□□如法經三部、右菩提如□□□寶曆三年□□朔  
日、□石塔□□中冬下旬、寫一乘□王、□□□廟一部、安寶殿一部、入海中、極月□□日□□□□□□□□

(商賤)

□若干□知慈悲□□□□□□□□□□之時、王浪□之日、□□□□合□之人□詣三會得脫之□□□、乃至□日□及□□□□□□□□敬白、」（三）「正應二年□（庚寅）十二月一日、大願主金剛佛子長秀、□□□□□□淨慶、」

○後補。與指定有形文化財。『大分県文化財一覽』ハ「正応三年」トス。

三 鎮西北條實政御教書

○島津家文書一  
大日本古文書

○正安三年三月廿七日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」二四号ニ収ム。

四 某 請 文

○生案寺文書  
大分県史料二五

伊美莊地頭弥勒  
寺東宝塔料田所  
当米ヲ抑留スル  
ノ事

謹請

御教書事

『右、去六月十六日御教書副具、（弥勒寺）今月六日□□（後園カ）偈、宇佐彌勒寺供僧神首申、豊□伊美庄地頭、抑留東寶塔新田□□『米由事、重訴狀具書如此、不敍用□□召文云々、所詮、尋問違背實否、於□□可被注申也、仍執達如件者、任彼□□旨、爲違背兩度御召文哉否、相觸□□』

三 伊美莊領家(カ)申狀

○生桑寺文書  
大分県史料二五

伊美莊地頭料田  
所当米ヲ抑留

優定憚入候、抑爲伊美庄地頭、就當寺新田所當米(カ)

三 六郷屋山例講谷役配分注文

○長安寺文書  
太宰管内志下

○嘉元二年九月 日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」二六号ニ収ム。

三 六郷山本中末寺次第并四至等注文案

○永弘文書  
大分県史料三

○建武四年丁六月一日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」五二号ニ収ム。

三 六郷山別當光澄下文

○長安寺文書  
太宰管内志下

○暦応元年九月十八日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」五六号ニ収ム。

二 豐後守護大友氏泰請文

○到津文書  
大分県史料一

(縮葉書)

「田部氏事

貞和二七 廿八

大友式部丞請文

「

田染莊名々ニ対  
スル奉書ヲ遵行  
シ請文ヲ進覽ス

田部氏女申、宇佐宮領豊後國田染庄内、小手則・永正・末次名等事、御奉書謹承候畢、任被仰下旨、以守護代宗頼并伊美小四郎永親、致其沙汰候之處、宗頼・永親捧請文候之間、謹進覽之、子細載于狀候歟、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和貳年六月五日

式部丞(大友)氏泰(裏花押) 請文

三 眞覺寺國東塔銘

○大分県文化財指定申請書  
東国東郡因見町大字野田

敬白

□□觀世音菩□御□

奉造立塔□一基、

右志□者、爲

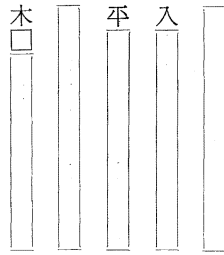
国東塔一基ヲ造  
立ス

伊美 莊



伊美莊

三五二



正平七季二月廿九日

大願主□□

□氏□

○県指定有形文化財。相輪ヲ欠ク。

三 平等寺板碑銘

○大分県金石年表  
東国東郡国見町大字野田

彼岸ニ板碑ヲ建  
ツ

文和第三二月彼岸□、大願主妙□、

三 田原(カ)親貞書狀

○松成文書  
大分県史料一〇

伊美ノなかかわ  
山ノ知行分

(伊美カ) いミの内、なかかわや(山カ)万のちきやうふんも、かたくちきやう候へく候、その分さた候へく候、

来繩郷

京都料所ニツキ  
自余ニ召使フベ  
カラズ

伊美庄沙汰人地  
下ノ所存条々ヲ  
記シ訴フ

供主ト作人承諾  
シ片口分錢百文  
ヲ勸納ス

神人寺使神宝ヲ  
振り点札ヲ立ツ

く(采)なうのかうの内、こんとふきの物給所の事、けつ(れう)しよとして、とりさたあるへく候、これハきやうとれう所に候間、このとくふんハ、しよ(自念)の事ニ、めしつかうましく候、下地なとも、しるしわけて、くわしく申され候へく候、そのふんを、三らうさへもんニ、申付られ候へく候、あなかしく、

正月廿八日

親(田原之)貞(花押)

まつなり入道殿

### 三 伊美庄沙汰人申狀

○宮成文書  
大分県史料二四

〔包紙ウハ書〕  
「應安五年」

〔雜栗書〕  
「伊美庄沙汰人注進狀

應安五  
九五到來」

伊美庄沙汰人申

勅地下所存事書條々

一東寶塔新田事、先年落居、今更不及申入候、去建武以來天下擾濫、御合戰亂之間不靜國郡、土民(麻勃等)依難安堵、田園大畧荒廢不作之、剩供主与作人令承諾、段別片口分錢百文(代之時)令治定(詔)依之存

依怙、且爲全□□地餘者、雖不作於新田、□耕作、至去年數十年勸納無相違、仍供□□宮追

自筆請取狀且進上之、不變約言并□□方亦依無異儀、今年毛如元之由於令存、早田□□、

爰八月廿三日始而神人永繼・寺使菊万、御神寶□□立毛分加點札、被押置畢、難存知子細也、彼

伊美庄

下地一方ハ地頭  
進止  
作毛片口分ハ供  
主進止

神宝ヲ地頭被官  
人門内ニ振入ル

神宝ヲ振ル所存  
ヲ問フ

四供主使者ヲ以  
テ收納ス  
寺家約言ヲ破リ  
神宝ヲ振ル

供主下作トモニ  
非擬ナシ

新田下地一方地頭進止、作毛片口分供主進止、契約分錢收納之、供主自身知行分析田仁申下、被振神寶之條、希代之珍事候哉、縱餘人雖有強訴、一方知行之上者、支申可被助申地下之處、結句自身進止新田、被振神寶之條、巨覃私意、且奉恐御神寶、且成憚寺家下作人等、彼作毛仁不可懸申畢、謹可仰申寺裁之旨、庄家所存也、

一 八月廿九日留守所御狀案文、九月一日巳時到來之間、沙汰人觸申此旨於地下、欲申左右之剩、同

日午尅不隔二時、振入御神寶於地頭被管人門内、□踏入家内、致狼籍之間、失面目、雖有所存、恐

御神寶、憚寺家、閣万事、致懇望訖、爲向後、御靜候者可然候、地頭雖爲不

令堪忍、捨身命、當御代之

云、西方御陣、東西馳走、抽忠節領仁、無是非放入

一本領給恩之地得分事、宜任領主之意歟、非御制之限、彼新田事、如先段言上、供主与作人令承諾

之間、宮迫・橋本・生代・河頰四供主、濟期仁差遣使者、令收納畢、守先例者所務也、何況、供

主・作人一代之、世上未落居、依何事違目、俄可被破約言哉、雖可被破、被披次第之義理、自東

作可被定申之處、種蒔耕作之期仁、一切不觸承、至西收八月廿二日、無音之間、無子細之由、令

存知、早田前蒔訖、廿三日以後、被振御神寶地者、立毛現在也、將又供主雖爲得替之跡、可任先

例之旨、可申入者、所務之法也、况供主・下作共、不依違之上者、依何事、自寺家可被下公人御

神寶哉、若供主致非據、新田仁被付難者、對供主、可有御咎目歟、餘地雖不作、新田令開作、承

諾百文、每年辨濟、無咎作人地下仁被下、

伊美莊領家方

香々地殿

内小野名ニツキ  
伊美五郎入道申  
ス

三 某預ケ状寫

○竹田津文人文書  
大分県史料一〇

い<sup>(伊)</sup>みのし<sup>(美)</sup>や<sup>(莊)</sup>う<sup>(領)</sup>り<sup>(家)</sup>や<sup>(方)</sup>う<sup>(マ)</sup>け<sup>(マ)</sup>か<sup>(マ)</sup>た<sup>(マ)</sup>の<sup>(マ)</sup>の<sup>(マ)</sup>、か<sup>(マ)</sup>ゝ<sup>(マ)</sup>の<sup>(マ)</sup>り<sup>(マ)</sup>や<sup>(マ)</sup>う<sup>(マ)</sup>け<sup>(マ)</sup>し<sup>(マ)</sup>き<sup>(マ)</sup>の<sup>(マ)</sup>か<sup>(マ)</sup>わ<sup>(マ)</sup>り<sup>(マ)</sup>と<sup>(マ)</sup>し<sup>(マ)</sup>て、あ<sup>(マ)</sup>つ<sup>(マ)</sup>け<sup>(マ)</sup>申<sup>(マ)</sup>候<sup>(マ)</sup>、あ<sup>(マ)</sup>な<sup>(マ)</sup>か<sup>(マ)</sup>し<sup>(マ)</sup>く、

と<sup>(マ)</sup>れ<sup>(マ)</sup>の<sup>(マ)</sup>大<sup>(マ)</sup>と<sup>(マ)</sup>の<sup>(マ)</sup>へ

三月  
か<sup>(香々地)</sup>ゝ<sup>(香々地)</sup>ち<sup>(香々地)</sup>と<sup>(香々地)</sup>の<sup>(香々地)</sup>へ

三 吉弘一曇氏書狀

○永弘文書  
大分県史料三

御狀委細承候了、

抑<sup>(兼)</sup>内<sup>(兼)</sup>小<sup>(兼)</sup>野<sup>(兼)</sup>間<sup>(兼)</sup>事<sup>(兼)</sup>、巨<sup>(首)</sup>細<sup>(首)</sup>之<sup>(首)</sup>□、伊<sup>(分)</sup>美<sup>(分)</sup>五<sup>(分)</sup>郎<sup>(分)</sup>入<sup>(分)</sup>道<sup>(分)</sup>殿<sup>(分)</sup>申<sup>(分)</sup>候<sup>(分)</sup>之<sup>(分)</sup>間<sup>(分)</sup>、定<sup>(分)</sup>可<sup>(分)</sup>有<sup>(分)</sup>物<sup>(分)</sup>語<sup>(分)</sup>候<sup>(分)</sup>哉、兼<sup>(分)</sup>又<sup>(分)</sup>白<sup>(分)</sup>布<sup>(分)</sup>・弓<sup>(分)</sup>十<sup>(分)</sup>張<sup>(分)</sup>給<sup>(分)</sup>候<sup>(分)</sup>了、

大<sup>(分)</sup>切<sup>(分)</sup>候<sup>(分)</sup>之<sup>(分)</sup>處<sup>(分)</sup>、喜<sup>(分)</sup>入<sup>(分)</sup>候<sup>(分)</sup>、每<sup>(分)</sup>事<sup>(分)</sup>期<sup>(分)</sup>後<sup>(分)</sup>信<sup>(分)</sup>候<sup>(分)</sup>、恐<sup>(分)</sup>々<sup>(分)</sup>謹<sup>(分)</sup>言<sup>(分)</sup>、

十月一日

一 曇 (花押)  
(吉弘氏輔)

宇佐少宮司殿 返事

伊美莊

三 伊美別宮社薙刀銘

○大分県金石年表  
東國東郡国見町大字伊美

行貞薙刀ヲ作ル

應永八年潤正月二日、行貞、

三六 六郷離山衆徒等申狀

○六郷山文書  
太宰管内志下

○応永十九年巳十一月十五日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」一六五号ニ収ム。

三七 重吉秀直・豊饒直弘連署書狀

○永弘文書  
大分県史料四

田染庄光並名四  
段ヲ社家ニ去渡  
サシム

田染庄光並名半分四段事、御神領證跡明白候之間、社家へ被返付候、代所之事、則可被仰付候、被去渡候ハ、可然候、恐々謹言、

十一月三日

(豊饒) 直 (花押)  
(重吉) 秀直 (花押)

伊美六郎

伊美六郎殿

段錢且納分一貫  
文ヲ請取ル

荒木右京沙汰

伊美莊内四町ヲ  
還付ス

三 波多繁安・大佐井安義連署段錢請取狀

○荒木たけ文書  
大日本史料八ノ一三

納段錢壹段別  
五十文通事

合壹貫文者、目足、

右、爲國東之郡伊美庄内、荒木右京方沙汰、且ニ請取申所、如件、

大佐井美濃守

文明十三年辛丑十二月十一日

波多攝津守

安義(花押)  
繁安(花押)

四 得永親宣・大神親照連署奉書

○荒木たけ文書  
増補訂正編年大友史料一三

伊美庄之内、本地之内四町之事、還附之由、被仰出候、可有知行候、連署之事者、重而各申合、可  
進候、爲御心得令申候、恐々謹言、

八月廿五日

(大神) 親照(花押)  
(德永) 親宣(花押)

荒木右京亮殿

伊美莊

四 大友氏年寄連署奉書

○荒木たけ文書  
増補訂正編年大友史料一三

伊美莊内兄三川  
守跡四町ヲ知行  
セシム

伊美庄之内、舍兄三川守跡之内四町、任御判之旨、可有知行候、恐々謹言、

九月十九日

(天神) 親照

(折坂) 秀家(花押)

(末庄) 右述(花押)

(一万田) 常泰(花押)

(傳永) 親宣(花押)

荒木右京亮殿

三 大友親治知行預ヶ状

○荒木たけ文書  
増補訂正編年大友史料一三

伊美莊内兄三河  
守跡四町ヲ預ク

伊美庄内、舍兄三河守跡四町之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

九月廿日

(大友) 親治(花押)

荒木右京亮殿

三 大友義鑑書狀

○岐部喜六文書  
増補訂正編年大友史料一六

○(天文二年頃)十一月十六日。本文省略。全文ハ「國東郷史料」二四六号ニ收ム。

四 長小野論所相分狀案

○余瀨文書  
大分県史料二五

○天文十八年卯月十六日。本文省略。全文ハ「竹田荘史料」三二号ニ收ム。

五 大友義統感狀(紙切)

○竹田津文人文書  
大分県史料一〇

(折封ウハ巻)  
「竹田津源助殿

義 統」

熊毛浦ニ寄セシ  
賊船ヲ討果セル  
忠節ヲ賞ス

前廿一、至熊毛浦、賊船立下候之處、各懸合被討果之由候、爲無足辛勞感入候、必追而一段可賀之  
之趣、猶曰杵越中守可申候、恐々謹言、

(天正三年)  
二月廿六日

(天文)  
義 統 (花押)

竹田津源助殿

伊 美 莊



吳 由原宮造營國東郡間別調除分注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○天正五年<sub>丑</sub>六月一日。本文省略。「国東郷史料」三四〇号ニ収ム。

巳 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○(天正五年<sub>丑</sub>六月一日。本文省略。「国東郷史料」三四一号ニ収ム。

庚 大友吉統書狀(紙切)

○竹中家文書  
大分市吉野下津留諏訪一男蔵

○(天正十八年<sub>カ</sub>八月十九日。本文省略。「国東郷史料」四一六号ニ収ム。

兪 大友家義統公時國東郡士交名

○豊後檢地記  
太宰管内志下

○年未詳。本文省略。全文ハ「国東郷史料」四二二号ニ収ム。

付 録

一 東国東郡国見町(伊美地区)大字・小字一覽表

| 大字                                                                                                                                                                                      | 小 | 字 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 中                                                                                                                                                                                       |   |   |
| 尻無、後野、尾東、鬢迫、秋丸、水口、坂本、栗本、山本、伊勢廣、上通、寄清、城屋敷、馬場、<br>前田、古川、森須、下通、頭田、鴨尾、界、下川端、上川端、鳶石、妙見平、白禿、深迫、下尾辻、<br>中尾辻、高鼻、竹鼻、浜手、辰瀬、菊森口、蛙石                                                                 |   |   |
| 伊美                                                                                                                                                                                      |   |   |
| 下種田、中種田、上種田、上律原、下律原、松山、下大亀、上大亀、西葛原、毛無尾、除、休場、<br>亀崎、小亀、丸山、川原林、鳥越、星丸、東葛原、長田平、二又、峯、友安、町、村田、中須賀、<br>塔本、川原、上浜中、下浜中、入江島、塩入、森本、海田、藏本、加礼婦、金久、岩次、山添、上<br>本城、下本城、伊美崎、高熊、石井、川原坂、高畑、下後野、上後野、上片辺、下片辺 |   |   |
| 櫛来                                                                                                                                                                                      |   |   |
| 野間、梶原、沖台、城山、背平、高尾、三田、立石、田迫、深根、尾迫、起石、岩付、田代、石山、<br>浜田、西新田、亥新田、明治甲戌新開、瀧辺、今在家、吉丸、金丸、請、枝平、須川、堂所、舟迫、                                                                                          |   |   |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 赤根 | <p>宮園 行藏 古田 大田 天峯 宮道 小崎 大谷 松尾 下薮 倉谷 岐部道 裏山 古江 両崎</p> <p>ナメリ、後山、平原、屋敷、鍛冶屋、岡ノ谷、岡ノ上、岡、助迫、中畑、石原、板屋、鉢ノ平、東、源藏迫、鬼迫、尾ノ上、桑木原、仲野、中野、南、的石、犬鼻、向山、細工畑、釜蓋、小野、向田、塔ノ本、池ノ迫、一田坊、北平、永松、猿押、飛連、梅ノ木迫、近道、堂ノ上、田井、山口、長迫、荒谷、獄、中ノ迫、峠平、柳渡、中小野、伊美山、今在家、紺屋園、染迫、臺原、二ツ井、大足畑、中川原、宮ノ向、落石</p>                    |
| 千燈 | <p>黒木、鎧岩、西不動、尻付、南迫、政所、小野、渡瀬、久保、下松、上ノ山、黒園、岡臺、北臺、溝口、山神、樋口、北寺迫 奥畑 寺迫 中尾 亀ヶ迫 井田川、千燈岳 市ノ瀬</p>                                                                                                                                                                                      |
| 野田 | <p>井手迫、都留、寺ノ下、寺ノ上、淵ノ上、隠山、宗和、東大迫、木取迫、山ノ下、丸田、源敷、南ケ迫、平等寺、日平、北代、堀池、北石堂、久保田、上園、置田、奥、前田、中下田、門口、堀田、堤屋敷、山口、平原、里拂、森ノ迫、休場、竹広、柚木迫、白禿、垣添、鍛冶屋、日出迫、西大迫、廣畑、米石、小平、松原、岡田、鬼丸、立平、三田、上保場、猪、水行、植松、椋ノ木迫、峯、別当、成次、左矢ノ神、馬坂、岡、井田、大年、芝原、五反畑、中園、谷尻、内園、小迫、丸岩、紺屋、清名、涯田、雨乞、筈岩、実取、御領平、平、金敷、八坂、陳内、楽庭、末船、前田</p> |

○伊美荘ノ荘域ヲ正確ニ画定スル史料ナシ。上記六大字ハ、明治八年三月十三日現在ノ村ニシテ、明治二十二年四月一日前  
 三村ハ合シテ伊美村、後三村ハ上伊美村トナリ、昭和十五年十二月二十三日両村合併シテ伊美村、同二十六年十一月伊美町  
 ト改称、同三十年四月一日熊毛村ト合併シテ園見町トナル。正確ナル荘域ノ決定ハ、今後ノ研究ニ俟ツ。

岐  
部  
莊  
史  
料



一 豊後國風土記

○「國東郷史料」一号ニ国埼郡全文ヲ掲グ。本文省略。

二 倭名類聚抄

國埼郡

伊美郷

武藏 來繩 國前<sup>(傳)</sup> 由染<sup>(傳)</sup> 阿岐<sup>(卷)</sup> 津守 伊美

○国埼郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。

三 後白河院廳下文案

○益永家記録  
鎌倉遺文八五

○文治二年四月十三日。本文省略。全文ハ「竹田津荘史料」三号ニ収ム。

岐部荘

四 日向守藤原朝臣請取狀

○志賀文書  
熊本県史料中世一

○建仁元年六月廿四日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」六号ニ掲グ。

五 關東御教書

○中村雅真文書  
大日本史料五ノ一一

東大寺講堂勸進所  
所岐部莊ノ所課  
材木ヲ緩怠スル  
ヲ訴フ  
地頭ノ役

東大寺講堂勸進所申、豊後國岐部庄所課材木引人夫事、如守護所注進狀者、爲彌勒寺領之間、依寺家之抑留、令緩怠云々、事實者、甚不便、爲地頭之役、爲平均沙汰之由、不及寺家之抑留歟、且守先下知、且任勸進所并守護所之催、早可被勤仕彼役也、若又有子細者、可被辨申之狀、依仰執達如件、

嘉禎三年八月六日

左京權大夫(北条泰時)  
(花押)

修理權大夫(北条時房)  
(花押)

岐部太郎殿

六 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二  
大日本古文書

○年未詳。本文省略。抄文ハ「竹田津莊史料」七号ニ収ム。

七 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ「国東郷史料」二〇号ニ収ム。

八 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ「国東郷史料」二二号ニ収ム。

九 善法寺尙清處分帳

○石清水文書六  
大日本古文書

○永仁五年六月 日。本文省略。抄文ヲ「竹田津莊史料」一〇号ニ収ム。



一〇 鎮西北條實政御教書

○島津家文書一  
大日本古文書

○正安三年三月廿七日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」二四号ニ収ム。

一一 彌勒寺權別當方祇候人數等定書

○石清水文書六  
大日本古文書

○元応元年八月日。抄文ヲ「竹田津莊史料」一四号ニ収ム。

一二 松林寺石佛銘

○大分県金石年表  
東国東郡国見町大字岐部

某石仏ヲ造立ス

大願主□修、永徳元年辛酉□月一日、

一三 松林寺石造地藏菩薩像銘

○大分県金石年表  
東国東郡国見町大字岐部

地藏菩薩像ヲ造立ス

永徳元年辛酉十一月、

某室篋印塔ヲ造  
立ス

泉福二代明巖鏡  
昭海印山常光寺  
ヲ開ク

將軍宮ニ鱈口ヲ  
奉納ス  
勝福寺ニ施入ス

一四 岐部中園寶篋印塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡国見町大字岐部

敬白、大願主安□丸、明德三日月廿二日、

○基礎部ノミヲ存ス。

一五 泉福寺本山末山由緒略

○泉福寺藏本  
大日本史料七ノ一三

〔豊後(前史)〕  
同州同郡同郷小熊毛村

海印山常光寺 ○寺印及ビ現住  
名花押略ス、

應永年中、泉福二代明巖鏡昭和尙開闢、元祿年中、幻堂常知和尙中興、法地相成候、

一六 岐部利藤藏鱈口銘

○大分県金石年表  
東国東郡国見町大字岐部

豊後州北浦部岐部村將軍宮鱈口、應永十六年十月四日、□□比丘、  
〔奉施入坂口勝福寺鱈口、應永十八年十二月廿六日、施主明薰、〕

○県指定有形文化財。

岐部 荘

一七 大友政親書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔（編纂切封）墨引〕

八朔祝儀ヲ謝ス

爲八朔祝儀、太刀一腰送給候、喜入候、自之も祝候間、太刀一腰進之候、恐々謹言、

八月一日

〔（大友）政親（花押）

岐部太郎殿

一八 大友親治書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔（編纂切封）墨引〕

八朔祝儀ヲ謝ス

爲八朔祝儀、太刀一腰・荒卷給候、悦喜申候、自之太刀一腰、兩種進候、恐々謹言、

八月一日

〔（大友）親治（花押）

岐部彌太郎殿

八朔祝儀ヲ謝ス

一九 大友親治書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔（墨引）〕

爲（陰曆八月）南岳之祝儀、太刀一腰送給候、令悦喜候、從是太刀進じ候、賀例斗候、恐く謹言、

八月一日

親（大友）治（花押）

岐部彌太郎殿

二〇 親元名字狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔（包紙ウハ紙）〕岐部彌太郎殿

親元

名字ヲ別紙ニテ  
与フルヲ伝フ

御名字之事承候、以別紙認遣候、恐く謹言、

三月廿八日

親元（花押）

岐部彌太郎殿

岐部 荘

三 紀部元泰名字書出

○岐部文書  
大分県史料一〇

フ加冠シ名字ヲ与

加冠 名字之事

紀元泰

明應十年三月廿八日

三 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

ス猪ヲ給ヒシヲ謝

猪一給候、令悦喜候、如何様、以面可申事候、恐々謹言、

二月廿一日

岐部彌太郎殿

(大友) 義長 (花押)

○永正元年頃。以下大友義長文書ノ編年ハ、花押類型ニヨル。

三 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(複製切封)  
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ謝シ  
太刀等ヲ贈ル

爲南呂祝儀、太刀一腰・荒卷給候、令悦喜候、自是太刀一振・茶十袋、進之候、恐々謹言、

(永正三年頃)  
八月一日

(大友)  
義 長 (花押)

岐部彌太郎殿

二四 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

八朔ノ祝儀ヲ謝  
ス

爲八朔之祝儀、太刀送給候、自是太刀進之候、恐々謹言、

八月一日

(大友)  
義 長 (花押)

(端裏切封)  
木部彌太郎殿

二五 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ謝シ  
太刀ヲ送ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰・干鯨送給候、悦喜申候、自是太刀進之候、嘉例斗候、恐々謹言、

八月一日

(大友)  
義 長 (花押)

岐部彌太郎殿

岐部 莊

三 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔包紙ハ書〕  
一 岐部又太郎殿

〔裏紙切封〕  
一 (墨引) 一

義長

八朔祝儀ヲ謝シ  
太刀等ヲ送ル

爲八朔祝儀、太刀色々送給候、祝着候、自是太刀壹腰・兩種、進之候、恐々謹言、

八月一日

〔大友〕  
義長 (花押)

岐部又太郎殿

二七 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

又看送給候、喜悅候、

肥筑兩國任所存候、喜悅候、仍其塚殘黨動之風説、不可有指事候、雖然、可被添心候、恐々謹言、

十月廿八日

〔大友〕  
義長 (花押)

岐部彌太郎殿

肥筑所存ニ任セ  
シヲ賀シ心ヲ添  
ヘシム

〔包紙切封〕  
一 (墨引) 一

二六 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

爲南呂之祝儀、太刀一腰・切鍔五口、送給候、自是兩種進之候、恐々謹言、

八月一日

(大友)  
義長 (花押)

八朔祝儀太刀切  
鉄ヲ謝シ兩種ヲ  
送ル

岐部彌太郎殿

二九 大友義長官途狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

木工助ノ官途ヲ  
与フ

木工助所望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

(永正八年頃)  
六月十七日

(大友)  
義長 (花押)

岐部彌太郎殿

○花押ヨリ見ルニ、永正八年頃ト推定ス。



三〇 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

猶々、來月於 [ ] 如何候間、當月中に、各首途あるへく候、

渡唐二号船中乗  
ト船頭喧嘩  
日向外浦ニ留メ  
出船ナカラシム  
飛脚到來セバ出  
船スベシ

渡唐二號船歸朝候之處、中乗と船頭慮外依喧嘩、客衆懸乘之儀、不及是非候、然者方々懸追手候之間、於日州外浦留置候、彌彼船無出船様、可致覺悟候之條、諸浦警固舟之事相催、急度可差下候、誠國家外聞、此題目候、各至馳走者、可爲一段之軍忠候、重而日州江遣飛脚候、來廿九・卅日之間、必可有到來候、其内船誘等相調、飛脚到來候者、翌日出船之覺悟、憑入候、(以下礼態)「不可有油斷之儀候、恐々謹言、

七月十九日

(大友) 義長 (花押)

櫛來藤九郎殿

岐部彌太郎殿

富來彦三郎殿

(奥切封)  
「(墨引)」

三 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

太刀切鉄ヲ謝ス

爲八朔之祝<sup>(儀)</sup>、太刀壹・切鑊給<sup>(鉄ノ器)</sup>、令悦喜候、自之太刀・薙、進之候、恐々謹言、

八月一日

<sup>(大友)</sup>義長(花押)

岐部能登守殿

<sup>(奥切封)</sup>「(墨引)」

三 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

八朔祝儀太刀切  
金ヲ謝ス

爲八朔之祝儀、太刀一腰、并切金送給候、祝着候、自是太刀一腰・兩種進候、只嘉例斗候、恐々謹言、

八月一日

<sup>(大友)</sup>義長(花押)

岐部木工助殿

八朔祝儀ヲ謝シ  
三種ヲ送ル

三 大友親安義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

爲南呂祝儀、種々送給候、自是三種、可進之候、恐々謹言、

(永平三・四年頃)  
八月一日

(大友義鑑)  
親安(花押)

岐部左工門尉殿

三 大友義長書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(墨引)  
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ謝シ  
物ヲ送ル

爲八朔之祝儀、種々送給候、令悦喜候、自是二色、令進之候、嘉例斗候、恐々謹言、

(永平五年頃カ)  
八月一日

(大友)  
義長(花押)

岐部左助殿

三 大友親敦義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
一 岐部左助殿

親敦「

八朔祝儀ヲ謝シ  
太刀等ヲ送ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰・切金到來、令悅喜候、自是太刀一腰・小筵、進之候、嘉例斗候、恐々謹言、

八月一日

親 敦 (花押)  
(大友義經)

岐部柰助殿

三 大友親敦義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
「岐部柰助殿

親 敦」

(論裏切封)  
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ謝シ  
太刀ヲ送ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰、并切鐵送給候、祝着候、自是太刀一振、佳例斗候、恐々謹言、

八月一日

親 敦 (花押)  
(大友義經)

岐部木工助殿

三 大友親敦義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

八朔祝儀ヲ謝シ  
太刀等ヲ送ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰、并切金送給候、令悅喜候、自是太刀一腰・兩色、進之候、誠賀禮斗候、恐々謹言、

岐部 莊

岐部 莊

三七八

八月一日

親 敦 (花押)

岐部木工助殿

〔(礼紙切封) 一 (墨引) 〕

〔(付箋) 一 (木部九兵衛) 〕

三六 大友親敦 義鑑 感狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

肥後国逆心ノ族  
退治ノ辛勞ヲ賞  
ス

就今度肥後國逆心族成敗、最前出張辛勞候、仍其面敵城所々落去、併各馳走之故に候、彌々以堅固之儀、親與退治可爲本望候、先軍忠爲可賀申、東井坊進之候、定而可達候、恐々謹言、

三月十九日

親 敦 (花押)

岐部柰助殿

○田北氏ハ永正十七年ニ比定ス。

三九 大友親敦 義鑑 書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔(包紙ウハ書) 一 岐部木工助殿

親 敦 〕

地鉄ヲ送ルヲ謝  
ス

就所用、地鐵之事申候處、濟々送給候、祝着之至候、再々猶、以面可申候、恐々謹言、

〔(永正十七年) 一 閏六月六日

親 敦 (花押)

岐部木工助殿

四 大友親敦義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ワハ書)  
工助殿

親敦

紫ヲ馳走セシヲ  
謝ス

紫之事申候處、早速預馳走候、令悦喜候、猶自得永加賀守所、可申候、恐々謹言、

九月六日

(大友義鑑)  
親敦(花押)

岐部奎助殿

四 菊池重治書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
「(墨引)」

肥後入国ノ馳走  
ヲ謝シ援助ヲ依  
頼ス

今度入國之事、依馳走任所存候、令祝着候、開陣以後、此等之旨、可申候之處、方々就調義に、令延引候、益可被添御心候條、憑入候、恐々謹言、

(永正十七年乙)  
十一月十四日

(菊池)  
重治(花押)

岐部奎助殿

○用北氏ハ重治(菊法師丸)ノ菊池氏家督相続ヲ永正十五年頃トスルモ、『史料綜覧』ハ永正十七年二月十九日トス。今後

岐部 莊

岐部 莊

三八〇

者ニ從フ。

四三 親景・長種連署打渡狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(編裏切封)  
「(墨引)」

国東郷内ノ地ヲ  
打渡ス

田數不足

就國東郷御配當、田數不足之趣、達上聞之條、對各、被顯御志御心底上者、縱 御判形之前、雖有  
不足、早々可渡申之由、至御老中、以 御書被仰出候、任其旨、壹町五反分之事、以坪付打渡申  
候、可有御知行候、恐々謹言、

六月三日

長種(花押)

親景(花押)

岐部彌太郎殿

○年次未詳。四四号文書ト關係アルカ。

四三 紀部鑑泰名字書出

○岐部文書  
大分県史料一〇

加冠

名字事

紀 鑑泰

一字ヲ与ヘ鑑泰  
ト名乗ラシム

享祿二年正月廿八日

四 大友義鑒知行預ヶ狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ツハ書)  
一 岐部彌太郎殿

義 鑒

(墨裏切封)  
一 (墨引) 一

国東郡内二町分  
ヲ預ク

國東郡之内、貳町分<sup>并付在別紙</sup>之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(享祿四年九)  
十二月十三日

(大友)  
義 鑒 (花押)

岐部彌太郎殿

五 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

八朔祝儀ヲ謝シ  
太刀等ヲ送ル

爲八朔祝儀、太刀一腰并切鐵、送給候、悦喜候、從是茂太刀一腰并兩種、遣之候、賀例計候、恐々謹言、

(年未詳下同)  
八月一日

(大友)  
義 鑑 (花押)

岐部木工助殿

岐 部 莊



吳 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

嘉例ニ看ヲ求ム

吉賀重疊候、仍來廿九嘉例之用所候、看別而可預馳走候、恐々謹言、

正月十一日

義鑑(大友)(花押)

岐部能登守殿

巳 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

風呂薪ヲ送ルヲ  
謝ス

□□賀幸甚候、仍風呂□□事申候處、三百束□給候、祝着候、猶雄城□狹守(巻)可申候、恐々謹言、

正月十六日

義鑑(大友)(花押)

岐部能登守殿

四 大友義鑑書狀(紙切)

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
「岐部本助殿

(端裏切封)  
「(墨引)」

義鑑」

出船以後ノ辛勞  
ヲ實シ一層ノ馳  
走ヲ命ズ

地鐵ヲ送リシヲ  
謝ス

筑前國ノ敵船現

雖銘々以狀可申候、此度之事者、相急候之條、重而可申候、各爲存知候、

出船以後、無其左右候、各辛勞察存候、倍馳走肝要候、恐々謹言、

三月九日

義鑑(大友)  
鑑(花押)

警固衆中

兜 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔(繪裏切封)  
墨引〕

地鐵之事、申候之處、早々給候、令悦喜候、委細鹽手兵部少輔、可申候、恐々謹言、

卯月二日

義鑑(大友)  
鑑(花押)

岐部能登守殿

五 大友義鑑感狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔(包紙ウハ患)  
岐部能登守殿

義鑑

〔(繪裏切封)  
墨引〕

從今度筑前國、渡海之船慮外之刻、別而被添心、堅固被相閉目之由候、乍案中祝着候、猶以面可申

岐部莊

岐部 莊

形ノ刻閉目セルヲ賞ス

之旨、雄城若狹守可申候、恐々謹言、

卯月六日

義(大友)  
鑑(花押)

岐部能登守殿

五 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

雁俣ヲ贈ルヲ謝ス

雁俣濟々送給候、祝着候、猶鹽手越中守、可申候、恐々謹言、

卯月十一日

義(大友)  
鑑(花押)

岐部能登守殿

五 大友義鑑書狀(紙切)

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
「岐部能登守殿

義  
鑑」

(繪裏切封)  
「(墨引)」

着國立柄、對年寄共書狀、具加披見候、辛勞誠感心候、遂其節、早々歸國肝要之段、猶從各可申候、恐々謹言、

卯月十六日

義(大友)  
鑑(花押)

書狀ニ答へ辛勞ヲ賀ス

岐部能登守殿

三 大友義鑑知行預ヶ狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

一 岐千代熊殿

〔端裏切封〕  
一 (墨引) 一

義鑑

国東郷内壹嶋藤次先給一丁ヲ預

國東郷之内、壹嶋藤次先給壹町分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

卯月廿八日

〔大友〕  
義鑑 (花押)

岐部千代熊殿

四 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

一 岐部能登守殿

〔端裏切封〕  
一 (墨引) 一

義鑑

八朔ノ祝儀ヲ謝シ物ヲ送ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰并一種給候、祝着候、自是一振・一種進候、恐々謹言、

八月一日

〔大友〕  
義鑑 (花押)

岐部能登守殿

岐部 莊

五 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔包紙ヲ八書〕  
一 岐部能登守殿

〔端裏切封〕  
一 (墨引) 一

義鑑

八朔祝儀ヲ謝シ  
太刀等ヲ送ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰并切鐵五勺、送給候、從是茂、同一振・一色進之候、恐々謹言、

八月一日

〔大友〕  
義鑑 (花押)

岐部能登守殿

五 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔包紙ヲ八書〕  
一 岐部能登守殿

〔端裏切封〕  
一 (墨引) 一

義鑑

八朔祝儀ヲ謝シ  
物ヲ送ル

爲八朔之儀、<sup>〔祝脱カ〕</sup>太刀一腰并一種送給候、祝着候、自是一振・一種、進之候、嘉例計候、恐々謹言、

八月一日

〔大友〕  
義鑑 (花押)

岐部能登守殿

五七 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

菊池義國悪行ニ  
ツキ神名ヲ以テ  
忠貞ヲ励ムヲ賀  
ス

就〔菊池〕義國悪行、聊無二心、可勵忠貞之段、以神名承候、祝着候、彌忠儀憑存候、猶吉岡左衛門〔長増〕大夫、  
可申候、恐々謹言、

十月十三日

〔大友〕  
義鑑（花押）

岐部 太郎殿

岐部彌太郎殿

岐部孫太郎殿

岐部木工助殿

五八 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

大智寺造營材木  
ヲ送リシヲ謝ス

大智寺造營材木之事、申候之處、別而馳走候之由候、乍案中祝着候、猶以面可申候、恐々謹言、

十月廿六日

〔大友〕  
義鑑（花押）

岐部 莊

岐部能登守殿

三八八

岐部能登守殿

五 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

賊船狼藉ニツキ  
討留メシム

賊船立下、近日所々狼籍(藉)、無盡期之由候、各被申談、彼惡黨等、可被討留事、肝要候、別而可令勵忠儀事、專要候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(天文二年也)  
十一月十六日

(大友)  
義鑑(花押)

岐部能登守

岐部能登守殿

櫛來新右衛門尉殿

岐部掃部助

岐部掃部助殿

伊美寄合中

荒木右衛門尉殿

竹田津寄合中

吉弘土佐守殿

姫島寄合中

岐部但馬守

岐部但馬守殿

岐部李助

岐部李助殿

10 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(温紙ノ八巻)  
一岐部能登守殿

義鑑」

息兄弟ノ在府及  
ビ在陣辛勞ヲ賀  
ス

息兄弟在府之儀、被申付候、令悦喜候、殊寒中在陣、辛勞不及申候、猶吉岡左衛門大夫、(長曾)可申候、  
恐々謹言、

十二月四日

(大友)  
義鑑 (花押)

岐部能登守殿

11 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(温紙ノ八巻)  
一岐部能登守殿

義鑑」

薪ヲ送ルヲ謝ス

薪之事、申候之處、濟々給候、祝着候、猶雄城若狹守、(治部)可申候、恐々謹言、

十二月廿五日

(大友)  
義鑑 (花押)

岐部能登守殿

岐部 莊



三 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

一 (墨引) 一

門ノ材木ヲ送ラ  
レシヲ謝ス

門之材木、早速運送祝着候、猶雄城若狹守、可申候、恐々謹言、

義鑑 (花押)

十二月廿五日

波多備後守殿

三 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

一 (墨引) 一

大内勢来攻ノ時  
即時出陣スベキ  
ヲ命ズ

至堺目、敵可現形之由、到來候、於事實者、各被申談、則時可被懸付事、肝要候、至山香、津久見・寒田其外寄々衆、申付候之間、不日可出張候、猶下郡兵部亟、可申候、恐々謹言、

義鑑 (花押)

壬正月十三日

眞玉掃部助殿

竹田津兵部少輔殿

帶刀和泉守殿

櫛來新右衛門尉殿

都甲新左衛門尉殿

吉弘中務少輔殿

岐部能登守殿

六郷山(坂ノ)行御坊

其外(郡ノ)衆中

六四 大友義鑑感狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(編纂引)  
「(墨引)」

西牟田左衛門大夫  
夫ヲ討捕ルヲ賞ス

先月廿八、西牟田左衛門(親)大夫現形候之處、筑後上下衆即時懸付、爲始親兄弟、彼一類悉討捕候、本

望候、就其急度示給候、祝着候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(天文三年カ)  
八月八日

(太左)  
義鑑(花押)

岐部能登守殿

五 大友鹽法師義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

雁俣ヲ調送セシ  
ヲ謝ス

雁俣之事申候之處、早々調給候、祝着候、近來見事候、猶鹽手兵部少輔、可申候、恐々謹言、

(天文七年頃也)  
三月廿四日

(大友義鎮)  
鹽法師

岐部能登守殿

(奥裏切封)  
「(墨引)」

○鹽法師ノ義鎮ト称スルハ天文八年(一五三九)二月ナリ。本文書ハソノ前年頃カ。

六 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

土州渡海ニツキ  
今月中乗船五日  
中ニ出船セシム

度々如申候、土州渡海之事、今月中乗船肝要候、偏可有馳走事候之條、同者五日中ニ可令罷立事、  
專要候、猶年寄共、可申候、恐々謹言、

九月廿一日

(大友)  
義鑑(花押)

岐部能登守殿

○端裏切封墨引ノ跡ヲ存ス。

七 大友鹽法師義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ハ八巻)  
「岐部能登守殿

鹽法師」

材木ヲ所望ス

材木所望候、給候者杣取之事者、至方角衆中、申付候、被申談、別而御馳走、憑存候、恐々謹言、

十月十五日

(大友義鑑)  
鹽法師

岐部能登守殿

(奥裏切封)  
「(墨引)」

六 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(編裏切封)  
「(墨引)」

就土州(北)北方祝儀、別而預馳走給候者、可爲祝着候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

土佐一条氏トノ  
祝儀ニツキ馳走  
セシム

(天文十三年頃カ)  
十一月十九日

(大友)  
義鑑 (花押)

岐部能登守殿

○大友義鑑ノ女、土佐一条房基ノ室トナル(『寛政重修諸家譜』第二「大友系図」)。本文書ハコノコトニ係ルカ。

六九 大友氏年寄連署副狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
一

山下和泉守

齋藤播磨守

白杵安房守

雄城若狹守

治景

岐部能登守殿

(附巻)  
一 豐彦平殿

(編裏切封)  
一 (墨引)

至其方着候立柄、銘々示給候之趣、令披露候、辛勞之儀、御感深重之段、以御書被仰遣候、珍重候、被遂其節、早々歸國肝要之由、御内々候、中御門殿江、以御直書被仰候之條、彼御方江、能々被申達專要候、恐々謹言、

卯月十六日

(雄城若狹守)  
治景 (花押)

(白杵安房守)  
鑑續 (花押)

(齋藤播磨守)  
長實 (花押)

(山下和泉守)  
長就 (花押)

岐部能登守殿

書狀ニ答ヘ早々  
帰國スヘキ内意  
ヲ伝フ

○齋藤長実ノ加判ハ天文五年ヨリ同十七年頃マデ。

七〇 大友義鑑書狀(紙切)

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封〕  
一〔墨引〕

大友義鎮ト一色  
氏トノ婚儀ニ海  
上警固ノ馳走セ  
シヲ謝ス

〔義鎮〕  
五郎祝儀之事、一色左京大夫義清申談候之條、爲惣奉行、白杵安房守差上候、同被罷上、海上警固  
等之儀、別而預馳走候、祝着候、今度取分被添心、辛勞之儀、追而一段可賀申之旨、猶年寄共可申  
候、恐々謹言、

六月十一日

〔大友〕  
義鑑(花押)

岐部能登守殿

○塩法師首服ヲ加ヘテ五郎ト称シ、足利義晴ヨリ義字ヲ贈ハリ「義鎮」ト称スルハ、天文八年二月ナリ〔大友家文書録〕。  
本文書ハ丹後一色義清女ヲ義鎮妻ニ迎フルコトニ係ル。天文十六・七年頃。

七一 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封〕  
一〔墨引〕

大友義鎮ト一色  
氏トノ婚儀ニ海  
上警固ノ馳走セ  
シヲ謝ス

〔義鎮〕  
五郎祝儀之事、一色左京大夫義清申談候之條、爲惣奉行、白杵安房守差上候間、被罷上、海上警固  
等之儀、別而預馳走候、祝着候、今度辛勞儀、追而一段可賀申候、恐々謹言、

岐部 莊

岐部 莊

三九六

六月十一日

(大友)  
義鑑 (花押)

岐部 柰助殿

三 田原親資書狀

○松成文書  
大分県史料一〇

祝儀ニツキ酒井  
津マデ警固船仰  
セ付ケラル、ニ  
ヨリ供奉ヲ命ズ

就來月十三日 御祝儀、次郎左衛門尉酒井津迄、(標カ)警固船馳走之儀、被 仰付候之條、供奉之儀申付候、乍辛勞、支度不可有緩之儀候、恐々謹言、

十月廿五日

(田原)  
親資 (花押)

松成刑部丞殿

三 一色義清書狀(紙切)

○大友文書  
大分県史料二六

(新包紙ウハ書)

「義清方御狀一通

(貼紙)  
「二十七」

(包紙ウハ書)

「大友修理大夫殿

進之候、

義清

大友義鎮トノ祝  
儀下国ニ対スル  
馳走ヲ謝ス

度々御懇預示候、本望候、仍就今度下國、種々被入御心之由、誠以祝着之至候、旁從是猶可申述候、恐々謹言、

十一月十六日

(二色) 義 清 (花押)

大友修理大夫殿

進之候、

四 長小野論所相分狀案

○余瀬文書  
大分県史料二五

○天文十八年卯月十六日。本文省略。「竹田津莊史料」三二号ニ収ム。連署者中ニ岐部能登守元泰アリ。

五 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)  
一 岐部能登守殿

義 鎮

八朔ノ祝儀ヲ謝  
シ太刀等ヲ贈ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰并雁股四、送給候、祝着候、自是茂太刀一腰并一色、進之候、佳例計候、  
恐々謹言、

(天文十八年卯乙)  
八月一日

(大友) 義 鎮 (花押)

岐部能登守殿



三 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

八朔祝儀ヲ謝シ  
太刀等ヲ贈ル

爲八朔之祝儀、太刀一腰并一色、送給候、從是も、太刀一腰并一種進之候、表例佳候、恐々謹言、

八月一日

〔大友〕  
義鎮〔花押〕

岐部能登守殿

七 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

南呂ノ祝儀ヲ謝  
シ物ヲ贈ル

爲南呂之慶事、太刀一腰・雁俣四、送給候、祝着候、從是茂表賀禮計候、恐々謹言、

八月一日

〔大友〕  
義鎮〔花押〕

岐部能登守殿

〔礼紙ヲハ書〕  
岐部能登守殿

義鎮

定尾柄等ヲ調へ  
送ルヲ謝ス

大友義鎮書狀(紙切)

○岐部文書  
大分県史料一〇

定尾柄百・同根、相調送給候、早速預馳走候、別而祝着候、殊本卷到來候、猶雄城宮内少輔可申候、  
恐々謹言、

八月廿八日

(大友)  
義鎮(花押)

岐部能登守殿

○切封ノ跡ヲ存ス。

大友義鎮感狀(紙切)

○岐部文書  
大分県史料一〇

(封紙ヲハ書)  
「岐部柰助殿

「(切封)  
「(墨引)」

義鎮(花押)

入田親真父子成  
敗ノ功ヲ賞ス

就今度入田丹後守(親怨)親子成敗之儀、在陣辛勞、感悅候、彌可被勵忠貞事、肝要候、必追而可賀申候、  
恐々謹言、

(天文十九年)  
三月十九日

(大友)  
義鎮(花押)

岐部柰助殿

岐部 莊

㊦ 大友義鎮感狀(紙切)

○岐部文書  
大分県史料一〇

(一紙ノ八巻)  
一 岐部能登守殿

義 鎮

(端裏切封)  
一 (墨引)

入田父子成敗ノ  
忠貞ヲ賞ス

就今度入田丹後守親子成敗之儀、在陣辛勞感悅候、彌可被勵忠貞事、肝要候、恐々謹言、

(天文十九年)  
三月廿一日

(大友)  
義 鎮 (花押)

岐部能登守殿

㊦ 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙裏書)  
一 岐部能登守殿

義 鎮

(端裏切封)  
一 (墨引)

(一紙ヲ付箋)  
一 木部九兵エ

菊池義武退治ノ  
為ノ出陣ヲ賞シ  
小原鑑元ノ指揮  
ニ從ハシム

就今度義武退治、至限本、向人數候之條、小原遠江守出張之段、申付候之條、既諸勢近々可越山議  
定候、然者元泰事、隱居之上、不謂老足之儀、長々在陣、殊至肥後、可有發足之由候、祝着候、然  
上者、陣取勤行等之儀、對鑑元每事無腹臆、以入魂無越度様、調儀憑入候、別而忠貞之心懸、永々

不可有忘却候、何様忠賞、不可有餘儀候、恐々謹言、

(天文十九年)  
閏五月十六日

(大友)  
義 鎮 (花押)

(元卷)  
岐部能登守殿

〇三 大友義鎮感狀(紙切)

〇岐部文書  
大分県史料一〇

(端裏切封)  
一 (墨引) 一

先十一、於肥後國合志表、碎手被遂合戰之由候、粉骨之至、誠悅候、殊其方被官、明石新三郎被疵之由、高名無比類候、能々可被感事肝要候、軍忠之趣、何様追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文十九年)  
七月廿日

(大友)  
義 鎮 (花押)

岐部本助殿

〇三 大友義鎮書狀

〇岐部文書  
大分県史料一〇

(白紙ウハ書)  
一 岐部能登守殿

義 鎮

來廿九、賀例之用所候、肴可被馳走事、可爲祝着候、恐々謹言、

(天文二十二年)  
正月十一日

(大友)  
義 鎮 (花押)

賀例ノ為ノ肴ヲ  
調ヘシム

岐部 莊

岐部 莊

岐部能登守殿

○以下八五号マデ花押類型同ジ。

〔四〕 大友義鎮書狀〔紙切〕

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔切封ウハ書〕  
一岐部能登守殿

義鎮

肥州ニテ戦死セシ  
岐部鑑泰一跡ヲ  
領知セシム

〔鑑泰〕  
左衛門大夫去々年、於肥州立用候、誠無比類候、然者鑑泰於無直子者、彼一跡之事、一筋目之事候之條、元泰乍辛勞、以載判彌奉公肝要候、聊不可有相違候、恐々謹言、

〔附箋〕  
「天文廿一年壬子一月十六日」  
二月十六日

〔大友〕  
義鎮〔花押〕

岐部能登守殿

〔五〕 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔包紙ウハ書〕  
一岐部能登守殿

義鎮

前日一折三重之辛螺、送給候、丁寧之儀祝着候、猶富來藤左衛門尉、可申候、恐々謹言、

卯月廿九日

〔大友〕  
義鎮〔花押〕

岐部能登守殿

辛螺ヲ贈ラレシヲ謝ス

八六 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔花紙の八巻〕  
一岐部能登守殿

義鎮

〔切封〕  
〔墨引〕

八朔ノ祝儀ヲ謝  
シ太刀等ヲ贈ル

爲八朔之儀、太刀一腰并一種、送給候、祝着候、自是一振一種、進之候、嘉例計候、恐々謹言、

八月一日

岐部能登守殿

〔大友〕義鎮〔花押〕  
〔符巻〕  
〔下木部九兵衛〕

八七 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

物ヲ贈ラレシヲ  
謝シ書狀ニ答フ

重々一折送給候、喜悅之至候、然者、題目之事承候、得其意候、必追而一途可申候、恐々謹言、

九月一日

岐部能登守殿

〔大友〕義鎮〔花押〕

六 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(乳紙切封ウハ書)

(墨引)

岐部能登守殿

義鎮

刀ヲ贈ラレシヲ  
謝ス

刀一腰送給候、祝着候、猶富來藤左衛門尉、可申候、恐々謹言、

九月廿六日

(大友) 義鎮 (花押)

岐部能登守殿

六 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)

(切封)

(墨引)

義鎮

岐部能登守殿

鶴一折送ラレシ  
ヲ謝ス

鶴一折送給候、毎々懇志之儀祝着、猶富來藤左衛門尉、可申候、謹言、

十一月廿三日

(大友) 義鎮 (花押)

岐部能登守殿

九〇 大友義鎮書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔(包紙のハ書)〕岐部能登守殿

義鎮

鯛ヲ贈ラレシヲ  
謝ス

鯛濟々送給候、祝着候、猶富來藤左衛門尉、可申候、恐々謹言、

十二月七日

(大友)義鎮 (花押)

岐部能登守殿

九一 岐部元泰讓狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔(包紙のハ書)〕木工助殿

〔(端裏切形)〕  
一 (墨引) 一

尙々、家内之事、油斷 然候、く、

〔(病ニツキ長太刀以下ヲ讓ル)〕

今度氣分相煩候、取置間 條、長太刀一枝染河・刀一腰の文字、此外 幕二張、其方江讓進之候、可被嗜技 藏物之事、老母一後之間者、可爲 儘候、用所之物者、何時も申理候て、望候、聊被成違亂之儀候者、曲事 家内不可有油斷候、爲向後之間 申渡候、恐々謹言、

岐部 莊



岐部 莊

天文廿二年ミツのとのの六月一日

(能登守元泰九)  
元□

木工助殿

三 大友宗麟義鎮一字狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(和紙ウハ書)  
「岐部孫五郎殿

(端裏切封)  
「(墨引)」

宗麟

鎮述ノ名字ヲ与  
フ

一字之事、鎮述遣之候、恐々謹言、

六月十四日

(大友義継)  
宗麟(花押)

岐部孫五郎殿

○本号・次号、花押類型同ジ(永禄七年〜元亀三年頃)。

三 大友宗麟義鎮官途狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(和紙ウハ書)  
「岐部木工助殿

(端裏切封)  
「(墨引)」

宗麟

因幡守ノ官途ヲ  
与フ

因幡守所望之由、可存知候、恐々謹言、

九月十三日

(大友) 宗麟 (花押)

岐部木工助殿

九四 大友義統感狀

○竹田津文書  
増補訂正編年大友史料二三

熊毛浦賊船ヲ擊  
退セル軍勞ヲ賞  
ス

前廿一、至熊毛浦賊船立下候處、各懸合、被討果之由候、爲無足辛勞、必追而一段可賀之趣、白杵  
(鑑悉) 越中守可申候、恐々謹言、

二月廿六日

(大友) 義統 (花押)

竹田津源助殿

九五 大友義統官途狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ワハ書)  
一岐部孫五郎殿

義統

(編裏切封)  
一 (墨引)

隼人佐所望之由、可存知候、恐々謹言、

二月十六日

(大友) 義統 (花押)

岐部孫五郎殿

岐部 莊

隼人佐ノ官途ヲ  
与フ

六 由原宮造營國東郡間別調除分注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○天正五年丁六月一日。本文省略。「國東郷史料」三四〇号ニ収ム。

七 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○(天正五年丁カ) 六月一日。本文省略。「國東郷史料」三四一号ニ収ム。

八 大友義統感狀(紙切)

○岐部文書  
大分県史料一〇

(包紙ヶハ書)  
一岐部隼人佐殿

義 統

至波多要害、岐部左近大夫在城之儀、申付候處、從最前以同心、別而辛勞之段、感入候、彌可被勵馳走事、肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正七年カ)  
十二月十七日

(大友)  
義 統 (花押)

岐部隼人佐殿

岐部左近大夫同  
心ニテ波多要害  
在城ノ辛勞ヲ賞  
ス

九 大友義統一字狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔紙ウハ書〕  
岐部彌太郎殿

義 統

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

統成ノ名字ヲ与

一字之事、統成遣之候、恐々謹言、

〔天正十四・五年〕  
六月五日

〔大友〕  
義 統〔花押〕

岐部彌太郎殿

100 宗 勇 書 狀〔紙切〕

○岐部文書  
大分県史料一〇

〔端裏切封〕  
〔墨引〕

將又見之來候儘、雄荒卷一・干鯛五喉、進覽候、巨少不及申候、マ、尙々其表御左右、幸便之時、示給度候、マ、

今年之御吉慶、於于今者、雖事舊候、尙更珍重マ、此等之儀、早々可申入候之處、依遠路無音罷過候、心外之至候、然者、紹忍田原公江改めて致無沙汰候之條、捧愚札候、可預御取合候、老躰も、去年令申候御契約之儀付而、登城申度存候へ共、貴殿マおなかいの切寄ニ、御滞在之由承候間、無其儀

田原紹忍ニ書状  
ヲ捧グ  
登城シ度クモ貴  
儀滞ニツキ其  
儀ナシ

候、何比御番前可明申候哉、夏中ニそと參上申度候、御内々示給候て、可得其意候、未おなかいに於御逗留者、彼一通貴所御うら方より、御參進給候へと令申候、自然預御返書候者、能くする便(マ)きこ娘所迄、被遣可有候、又者大慮小者、かうしたに隠住候をも、可被仰付候、菟角御分別ニ過間敷候事

其表弓矢立柄ヲ  
問フ

竹六兵ニ二十町  
安堵ノコト

一其表御弓矢立柄、如何に御座候哉、蒙仰度候、早々被勵御案判候様(マ)、無御油斷御才覺、不及申候、爰元之儀、當時者無事ニ候、可御心安候、く、

(竹田忠)  
一竹六兵之事、忍公(田原忠)

(竹田忠)

以御取合、被召出之由、年々十町分ヲモ、可有安堵と申候、先々目出度候、併御弓矢之習与は乍申、鎮永被立御用候、于今不及是非候、同鎮泰へハ爲代地、舊野畑分拜領被申候、自然六兵於無歸參者、彼十町をも相加可被下之由、被仰出之通申候、此時者、定而忍公御思案之儀も、可有御座候哉、貴所別而大慮爲被仰合之由、承及候間、今以無替目、何篇鎮永跡目之事、奉憑外無他候、必重々可申承候之條、省略候、恐々謹言、

四月廿二日

宗 勇 (花押)

清成式部少輔殿

御陣所

○以下年代未詳。仮ニコ、ニ集録ス。

101 岐部泰貞・仲泰久連署書狀案

○土居氏蒐集文書  
大分県史料一〇

税所殿江進候書狀案文

雖連く承掌候、未申入候之處、結句先日者、預御書狀候、委細令披見候、尤早く御報可申述候處、爰元相應之儀取紛、于今御報延引、本意之外候、然者生石調之儀、巨細承仰候、被得其意、地鐵貳百勺相調、至御使ニ差渡申候、定而參着、別儀有間敷候、隨而勘定之趣、散司從宗安所、細碎可申入之條、不能重筆候、此由可得御意候、恐く、

五月十二日

仲大守 泰久  
岐大助 泰貞

税所中務少輔殿

まいる 御宿所

○年代未詳。

1011 某書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

猶彼在所事、  
[ ] 坪付候、いや付 [ ]  
[ ] ケ敷候、依貴様之 [ ]  
[ ] うけをかかれ候、御分別可然候、

岐部 莊

岐部 莊

就當郷之給地御知行□ □、預御札候、委細得其意□ □内方之在郷之條、申合□ □前御  
知行候、雖然、野嶋□ □上野掃部助殿、被仰事□ □先く從役所うけをき□ □候之間、  
任其旨、不渡申□ □貴所さまざま御在府事、□ □於其方兩御役人、被□ □御落着肝要  
候、聊□ □可有無沙汰候、巨細尙、渡邊新九郎方存知事、可有演說候、恐く謹言、

七月三日

岐部殿 御返報

〔(奥封) 墨引) 〕

103 大友吉統書狀(紙切)

○竹中家文書  
大分市吉野下津留諏訪一男藏

○(天正十八年カ) 八月十九日。本文省略。「国東郷史料」四一六号ニ収ム。

104 大友家義統公時國東郡士交名

○豊後檢地記  
太宰管内志下

○本文省略。全文ハ「国東郷史料」四二一号ニ収ム。

105 白杵鎮定・竹田津一木・岐部一達連署起請文

○大友家文書録  
大分県史料三四

○文禄貳年十月十六日、本文省略。全文ハ「竹田津莊史料」四九号ニ収ム。

付 録

一 東国東郡国見町(旧熊毛)大字・小字一覽表

| 大字    | 小字    |
|-------|-------|
| 龍崎    | 龍崎    |
| 尾追    | 尾追    |
| 水ケ本   | 水ケ本   |
| クジラ   | クジラ   |
| 戎ノ上   | 戎ノ上   |
| イソ    | イソ    |
| 浜     | 浜     |
| 浜ノ上   | 浜ノ上   |
| 貴舟    | 貴舟    |
| 井ノ本   | 井ノ本   |
| 井ノ本ノ上 | 井ノ本ノ上 |
| 谷ノ上   | 谷ノ上   |
| 焼野    | 焼野    |
| 小川内   | 小川内   |
| 小中野   | 小中野   |
| 木落    | 木落    |
| 椋ケ追   | 椋ケ追   |
| ムクラ鼻  | ムクラ鼻  |
| 道前    | 道前    |
| 城山    | 城山    |
| 屋敷    | 屋敷    |
| 廣重    | 廣重    |
| 新田    | 新田    |
| 川尻    | 川尻    |
| 濱田    | 濱田    |
| 鹿ノ墓   | 鹿ノ墓   |
| 石原    | 石原    |
| 小川    | 小川    |
| 石丸    | 石丸    |
| 藏屋敷   | 藏屋敷   |
| 大日    | 大日    |
| 法藏庵   | 法藏庵   |
| 元宮    | 元宮    |
| 小屋ノ本  | 小屋ノ本  |
| 防園    | 防園    |
| 丸小野   | 丸小野   |
| 金ノ上   | 金ノ上   |
| 金丸    | 金丸    |
| 坂口    | 坂口    |
| 水口    | 水口    |
| タタラ園  | タタラ園  |
| 下古森   | 下古森   |
| 下川原   | 下川原   |
| 谷口    | 谷口    |
| 愛善    | 愛善    |
| 田ノ上   | 田ノ上   |
| 行菅    | 行菅    |
| 金丸田   | 金丸田   |
| 樋ノ口   | 樋ノ口   |
| 風呂殿   | 風呂殿   |
| 仁太田   | 仁太田   |
| 尾坪    | 尾坪    |
| 年ノ神   | 年ノ神   |
| 寺迫    | 寺迫    |
| 宮ノ前   | 宮ノ前   |
| 上姫    | 上姫    |
| 宮ノ東   | 宮ノ東   |
| 藪ノ上   | 藪ノ上   |
| 口ノ山   | 口ノ山   |
| 金迫    | 金迫    |
| 立通    | 立通    |
| 内浦    | 内浦    |
| 住吉    | 住吉    |
| 小岐部   | 小岐部   |
| 米山    | 米山    |
| 仁田    | 仁田    |
| 長瀬    | 長瀬    |
| 啗ノ浦   | 啗ノ浦   |
| 小江    | 小江    |
| 梅戸    | 梅戸    |
| 小江河内  | 小江河内  |
| 久保林   | 久保林   |
| 松ケ尾   | 松ケ尾   |
| 古塚    | 古塚    |
| 馬原    | 馬原    |
| 高熊    | 高熊    |
| 大平    | 大平    |
| 谷頭    | 谷頭    |
| 中ノ段   | 中ノ段   |
| 中川原   | 中川原   |
| 影平    | 影平    |
| 下中野   | 下中野   |
| 尾追    | 尾追    |
| 横段    | 横段    |
| 上中野   | 上中野   |
| 上川原   | 上川原   |
| 藏座    | 藏座    |
| 池尻    | 池尻    |
| 深迫    | 深迫    |
| 植松    | 植松    |
| 土本    | 土本    |
| 川窪    | 川窪    |
| 柚木    | 柚木    |
| 押淵    | 押淵    |
| 東園    | 東園    |
| 西園    | 西園    |
| 大内迫   | 大内迫   |
| 鍛治迫   | 鍛治迫   |
| 松山    | 松山    |
| 下     | 下     |
| 平原    | 平原    |
| 水毛    | 水毛    |
| 薬師原   | 薬師原   |
| 川端    | 川端    |
| 口ノ端   | 口ノ端   |
| 北平原   | 北平原   |
| 上平原   | 上平原   |
| 西ノ平   | 西ノ平   |
| 淵ノ上   | 淵ノ上   |
| 不毛    | 不毛    |
| 大園    | 大園    |
| 扇ノ鼻   | 扇ノ鼻   |
| 鳥越    | 鳥越    |
| 水ケ本   | 水ケ本   |
| 柿迫    | 柿迫    |
| 金丸    | 金丸    |
| 小畑    | 小畑    |
| 新地    | 新地    |
| 金平    | 金平    |
| 森迫    | 森迫    |
| 山カン子  | 山カン子  |
| 四十塚   | 四十塚   |
| 中尾    | 中尾    |
| 下中ノ迫  | 下中ノ迫  |
| 北園    | 北園    |
| 今在家   | 今在家   |
| 中園    | 中園    |
| 大園    | 大園    |
| 天神畑   | 天神畑   |
| 西畑    | 西畑    |
| 山首    | 山首    |
| 上中ノ迫  | 上中ノ迫  |
| 大工山内  | 大工山内  |
| ツヅラ   | ツヅラ   |
| 横道    | 横道    |
| 堂ノ上   | 堂ノ上   |
| 西ノ上   | 西ノ上   |

付 録



田中、大良ノ上、古屋敷、北ケ追、丸山、小畑、石原、治郎田、治郎田ノ上、一甫追、正月屋敷、倉田追、木ノ下、桑原追、立石、池ノ下、池ノ上、城ケ追、千燈作り、龜ノ甲、矢引追、江尻ケ追、大内追、妙ケ追、城臺、河内、東平、大内畑、大コフラ、百矢石、藤ガフトコロ、頭ナシ、イモリ追、山立、定シゲ、梨子ノ木追、飛太平、岩波、カタキワラ、上古森、南平原、六ケ追、野畑、出水、中スカ、萩原、五反丸、下ナキ、シウガハナ、石原、中ノ段、墓ノ下、追ノ上、追ノ下、岩ケ追、森ノ上、山神、森ノ下手、上小野、前後、小野浦、下小野、小野ノ上、天神向、向山、カ子ノテ

小熊毛

長崎、新田、山下、岩下、横ソネ、桐ノ小追、久保ノ平、年ノ神、北園、屋敷、田尾越、大平、村石、セバト、セイゴソノ、タイラ、六郎石、北長追、タイラ、大内追、通リ山、コエト、尾崎、キクヤス、横小路、西田、タタラガ追、覚ノ本、名レ石、中畑、小松ケ鼻、中ノ追、平原、池ノ内、森ノ前、西ノ上、追、中村、ヲクボ、カリバ、道ソノ、松ノ木田、クシガサコ、宮原、面木、楠戸

大熊毛

沖新田、辰新田、長崎、花開、仲脇田、入汐、北山ノ下、日平、田尾、神崎、平原、燈平、白土、牛込、西森ノ前、小追、大平、梅ケ追、長野越、立石、深久保、福ケ追、森ノ上、平原、石ケ田尾、大道口、丹波、舟ケ追、西大久保、上道、定宗、相園、脇田、宮ノ下、寺山ノ下、濱ノ上、御手洗、大迫山、横山、小影、渡世、高熊、池ノ口、鬼塚、田ノ口、ゴウヤ谷、影平、岩ノ下、鯉淵、一丁弓、丸山、西濱、森ノ下、水毛、池ノ平、水ケ本、大城追、城畑、上井上、古池、東森ノ前、川フ

|                                                                                                                                                                                                          |                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 向<br>田                                                                                                                                                                                                   | ち、井ノ尻、上井上、下井上、中井上、東大久保、杉本、トウノ木 |
| 小迫、濱ノ上、寺山、寺ノ下モ、木舟屋敷、前田、明見木、上り、本村日平、裏山、古園、祇園田、<br>神田畑、屋敷、杖ヶ迫、大久保山、牛神、大久保、池ノ下、落水、金久曾、北ヶ迫、石ヶ田尾、永<br>福寺、一里塚、丸雲、黒岩、本河内、大平、藤ヶ平、大谷、陰山、小野ノ上、小野、堂ノ本、宮ノ<br>下、冷田、中屋、宮ノ鼻、門田、横山、内名切、中濱、北濱、東濱、納屋、鳥越、宮ノ向、新涯、<br>小河内、中ノ迫 | ち、井ノ尻、上井上、下井上、中井上、東大久保、杉本、トウノ木 |

○岐阜荘ノ荘域ヲ正確ニ画定スル史料ナシ。上記四大字ハ明治八年三月十三日現在ノ同名ノ四村ニシテ、同二十二年四月一日熊毛村トナリ、昭和十五年十二月二十三日伊美村ニ合併シ、ノチ国見町トナリ今日ニ至ル。荘域ノ特定ハ、今後ノ研究ニ俟ツ。当町ノ大字・小字表ノ調製ハ、町収入役三重野悒次郎氏ノ援助ヲ仰イダモノデアル。



姫  
嶋  
史  
料



都怒我阿羅斯等  
 祭神ハ白石  
 白石童女トナリ  
 日本ニ去ル  
 難波ノ比売語曾  
 社神トナル  
 豊國前郡ノ比  
 売語曾社神トナ  
 ル

## 一 日本書紀

〔垂仁紀二年冬十月一書〕  
 一云、初都怒我阿羅斯等、有國之時、黃牛負田器、將往田舍、黃牛忽失、則尋迹覓之、跡留一郡家中、時有一老夫曰、汝所求牛者、入此郡家中、然郡公等曰、由牛所負物而推之、必設殺食、○中略、老夫牛ノ儀ニ係ル、祭神其所祭神、是白石也、乃以白石、授牛主、因以將來置于寢中、其神石化美麗童女、於是、阿羅斯等大歡之欲合、然阿羅斯等去他處之間、童女忽失也、阿羅斯等大驚之、問已婦曰、童女何處去矣、對曰、向東方、則尋追求、遂遠浮海以入日本國、所求童女者、詣于難波爲比賣語曾社神、且至豊國前郡、復爲比賣語曾社神、並二處見祭焉、

## 二 豊後國風土記

○「國東郷史料」一号ニ国埼郡全文ヲ掲グ。本文省略。

## 三 倭名類聚抄

國埼郡

武藏 來繩 國前(略) 由染(田) 阿岐(安) 津守 伊美

○国埼郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。

姫 嶋

姫 嶋

四一八

四 八幡宇佐宮符

○奈多八幡縁起私記  
平安遺文三七四三

宮符 姫嶋御箒預并住人等

可早任例進綾御船解纜雜事等度

宇佐行幸會綾御  
船解纜雜事ヲ勤  
仕セシム  
葛・阿和佐・塩

葛三十束預十束  
嶋住人廿束 阿和佐三斗預所役 鹽三斗三升嶋住人役

右、六ヶ年一度御行幸會綾御船、解纜之間所役、任例、早可勤仕之狀如件、仍故符、

大宮司宇佐宿禰

神主大神

安元二年丙申二月 日

五 八幡宇佐宮符

○奈多八幡縁起私記  
平安遺文三七四七

宮符 姫嶋

可早任例進御簾竹事

百十束 櫛來浦 貳百拾束 嶋沙汰 百拾束 同住人 百拾束 竹預

右、任例可進上之狀、所仰如件、

大宮司宇佐宿禰

神主

御簾竹ヲ進上セ  
シム

(安元二年)  
二月 日

六 女禰宜大神安子・祝大神宮保連署解狀案

○益永文書  
大分県史料二九

〔外題〕  
〔任解狀旨、女禰宜大神安子、祝同(大神宮保之)〕知行所々、停止窄籠之妨、如舊爲不輸免之地、勤修

不退神夏、可奉祈 聖朝安穩、鎌倉殿御息災延命、恒受快樂之由、所仰如件、

追討使參河守源朝臣(源朝)在御判

八幡宇佐宮女禰宜大神安子・祝大神宮保等解申進申文事

請被殊蒙恩裁、停止窄籠、如本爲不輸地、勤仕不退神事、且奉祈 聖朝安穩天長地久由、禰宜・  
祝等所帶旁御供田并得分免田及散在田畠等子細愁狀

禰宜所帶分

宮禰宜祝所帶並ニ  
御供田等ヲ本ノ  
如ク不輸地トナ  
サレンコトヲ請  
フ

一 禰宜所帶分

神田十七町

若宮御供田十四丁

封戸郷 向野郷 葛原郷

同宮修正免一丁

封戸郷

同宮御馬秣田二丁

姫 嶋



姬 嶋

四二〇

向野郷

同禰宜免田十六丁

豊後國八丁

安岐郷 武藏郷

豊前國八丁

下毛庄 上毛庄

散在田畠

筑前國野津平浦全手當官官幣紙祈

——田畠 高家郷 平田別荷光方田畠

祝所帶分  
姫嶋

一祝所帶分——使職 同郷安恒名田畠、大菩薩御寶殿御簀姫嶋——敷畠并在家等、件畠地在家爲字  
馬城三郎惟利、以武威所濫妨也、被停止者知——三字許、

大尾社御供田二十丁

神領分十丁立用六丁  
不足四丁

件御供下毛庄岐浦三丁・秣浦三町之内、爲御封野仲郷司成經以無——一字許、於岐浦三丁者、所  
押領也、被停止者、知社

(下カ)  
不朽矣、

公田分十丁立用六丁  
不足四丁

上毛郡 築城郡

下毛庄 如名々定・上毛庄・築城庄・宇佐庄募旁所課宮符、令立用免田畠等、封戶鄉今永田畠・

向野鄉今永田畠・來繩鄉・深水庄翁丸田畠繼子・野仲鄉今永田畠・大家鄉今永名田・上毛郡今

永名田

緒方庄今永田畠、爲緒方三郎所濫妨也、

右、禰宜者爲嚴重殊勝之身、奉隨遂日本鎮守之<sup>(志)</sup>灵神、令祈請天下——字有、祝者令無止御寶前定

置、奉祈 聖朝安穩之由、彼依爲重役無雙——不論官庄封之地、云私領、云要名、知行田畠等、皆

預不輸之賞、無有窄籠、望請御裁、停止面々妨、如本爲不輸地、彌欲致御祈禱丁寧矣、仍言上如件、

元曆二年三月日

祝兼權少宮司大神朝臣 宮保

女禰宜大神朝臣

於正文者、大神氏惣領宮守所持也、公儀江出帶之時者、何時可蒙仰候、爲末代封裏寫所進也、

永仁三年三月七日

祝宮守在判

月代市若丸殿

河原三郎四郎殿

惠郎與太郎殿(良カ)

光滿左近將監殿

○首文事書ヲ文書ノ体裁ニ改メ、右ノ如ク改行ス。

七 後白河院廳下文案

○益永家記録  
鎌倉遺文八五

○文治二年四月十三日。本文省略。全文ハ「竹田津莊史料」三号ニ収ム。

八 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書  
大分県史料一

姫嶋浦三丁

姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海中之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖、細庭許也云々、

櫛來浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使 地頭宮沙汰

田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼

一速見郡田代九百七十五丁餘

八坂郷二百餘丁 彌勒寺領 預所 地頭

竈門郷百餘丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 淡嶋定房

朝見郷八十餘丁 宇佐宮領 辨濟使宇佐邦輔 地頭宮沙汰

石垣郷百五十餘丁宇佐宮領 辨濟使神官榮定 地頭宮沙汰

山香郷二百餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云々、

由布郷六十餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭

一直入郡田代百六十餘丁 一大分郡田代千三百八十餘丁

一海部郡田代七百七十餘丁 一大野郡田代九百十餘丁

此内緒方郷三百餘丁

宇佐宮領二百四十餘丁

一日田郡田代五百六十餘丁 一玖珠郡田代三百十餘丁

○建久八年ノモノナルベシ。

### 九 日向守藤原朝臣請取狀

○志賀文書  
熊本県史料 中世二

○建仁元年六月廿四日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」六号ニ掲グ。

### 一〇 彌勒寺喜多院所領注進狀

○石清水文書二  
大日本古文書

○本文省略。抄文ハ「竹田津莊史料」七号ニ収ム。

### 一一 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文 一五七〇〇

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ「国東郷史料」二〇号ニ収ム。

姫 嶋

一三 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ、「国東郷史料」二二号ニ収ム。

一三 善法寺尙清處分帳

○石清水文書六  
大日本古文書

○永仁五年六月 日。本文省略。抄文ヲ「竹田津莊史料」一〇号ニ収ム。

一四 鎮西北條  
實政御教書

○島津家文書一  
大日本古文書

○正安三年三月廿七日。本文省略。全文ハ、「国東郷史料」二四号ニ収ム。

一五 善法寺尙清處分狀寫

○石清水文書六  
大日本古文書

處分目錄

權別當康清

所職所領ヲ処分  
ス

正八幡宮檢校職并庄園田畠屋々敷山上山下坊舍敷地等事

一 正八幡宮檢校職

一 同領

略○中

別相傳領

一 別相傳領

因幡國瀧房庄 同加納宮永保 攝津國木代庄

同庄內小松名 長門國大峯庄 同於福村

河內國高井田庄 同六箇庄 播磨國繼庄

同國家嶋別符 同國船曳庄 山城國藤幡田園

信濃國小谷庄內高方石 丹後國三ヶ庄內黒戸板浪

內庄備中國水

白野莊・姫嶋

豐前國弘山庄 豐後國白野庄 同國姫嶋

壹岐管城庄

別納ノ地

此四ヶ所者、雖爲彌勒寺領、爲別納、所讓康清也、但文殊如憑子、無貳心憑康清者、於弘山庄者、文殊一期之間、可許知行也、不可有公事課役、若不憑康清、不令官仕、致不忠敵對者、不可許知行、可爲康清進止也、

伯耆國山田別宮 河內國大交野庄故檢校雖寄進善法寺、任彼處分狀、可爲康清計也、

姫嶋

讚岐國本山庄 美濃國穗積郷 伊與國并於郷別名

豊前國大野井庄此庄者、彌勒寺領也、然而爲別納所讓康清也、但當時者雖寄附善法寺、寄附之有無、可任康清之意也、

○中略

右、此庄々并田畠屋々敷坊舍庫倉二字日記文書、并所有之財寶鞍以下之具足等、悉康清可相傳領知也、但至文書等者、(入也)通清隨要用、相觸之時、可書遺案文也、如載所書與通清之處分狀、所讓與于康清之庄園田畠以下屋々敷等、通清同母義、雖一事於致違亂者、通清可爲不孝之仁、然者所令處分于通清之所帶以下、悉康清令管領之、可相傳領掌也、康清一腹之姉二人者、康清可加扶持也、次禁裏 仙洞御祈禱者、予代々相傳之御師壇也、通清・康清兩人相共可勤仕也、次今出川殿御一統御祈者、康清可相傳奉仕也、次關東將軍家、并西明寺殿御一統御祈師者、尙清令相傳所令勤仕也、同康清令門跡相傳、可致御祈禱也、仍爲後日處分狀、如件、

應長元年十二月十五日

石清水八幡宮寺(善法寺尙清)檢按法印大和尙位在御判

渡申應長讓狀ハ、跡なくなり候はんする程に、自然所領目六等、爲後證、以契約之同筆、あんをうつして、裏判をくわへ候て進之候也、

○紙続目裏ニ永清ノ花押アリ。

一六 今川了俊<sup>貞</sup>世書狀

○出原達三郎文書  
大分県史料一〇

衛比須(夷)城  
ニ対スル救援

其城事、度々承候間、随分いそぎく、一勢つかはし候へく候處ニ、豊前路よりの合力の事ハ、大内家人等、國の事をうたかひ候て、これよりの勢つかはし候ハ、やかて事を左右ニよせて、大友方をも合力し候へきやうニきこへ候ほとニ、さやうニなり候てハ、中く後までのわつらひたるへく候ほとニ、このやうを、まづ大内方ニ申つかわし候て、心やすく思候ハ、其後の勢仕の事ハ、豊前目よりも子細候ましく候間、その左右を待入て候也、珍珠路の事ハ、今も煩あるましく候間、すてニハや、二郎殿・三郎殿も、若狭殿一所ニ御こゑ候也、陸奥守も、明日六日筑後にまかりこゑ候間、あなたよりの合力勢仕ハ、子細候ましく候、

一その事、地下のこやおとすれ候て、<sup>(通略雜儀)</sup>つうろなんきのよし、うけ給候、たとひつうろ候ハすと

夷城ヲ死守スベシ  
兵糧ナクバ当方  
又ハ姫嶋ニ移ル  
ベシ

も、その城の事、この月うちハかり、御こらへ候ほととの兵糧もし候ハ、それまで御こらへ候へく候、もし又、そのほととの兵糧もあるましく候ハ、中く城をすて、こなたニ御こゑ候歟、しからすハ、<sup>(姫嶋)</sup>ひめ嶋まで御うつり候へく候、とても豊後の事ハ、たとひその城をすてられて候とも、かたくしすゑ申候へとの御教書の下ニて候間、事を大ニ仕候て、しすゑ申候へく候間、そこつに御心し候て、面々の御身をまたくせられ候て、豊前路よりの勢仕の時を、御まち候へく候、もし兵糧候て、今月中ハかり御こらへあるへく候ハ、とてもそれまで合力を御まちつけ候

姫 嶋



へく候、相構く心ミしかく、御さた候ましく候、たとひその城候ハすとも、我らも御教書と、上意のをもむきのまゝに、合力事、さたし付申へく候上ハ、城すてられて候ニハ、よるるましく候、

日本國大小の諸神・八幡大菩薩・天満自在天神も、御爵候へ、面々の御あんとの事ハ、かたくさたし付申へく候、今のまゝにてハとても大友方の事、その身も國の事も、すくるへく候上ハ、いかにも御かんにん候へく候、そのために、ハヤかさねく京にも申入、大内方にも申遣て候間、豊前路の勢仕事、子細あらしと存候、

一城中の人々御知行分あんとの事、承候、めいくニ進候へハ、みちのほともわつらひにて候間、まつ一紙ニ御あんとを申へく候、追てめんくの御名字ニて進候へく候、なニさまニも、御所御奉公の名字を御かけ候事をハ、始中終公方としても、御扶持候へきよし、かたしけなく仰下され候ハ、仰事も御心やすく候へく候、恐く謹言、

三月四日

(今川貞世)  
了俊(花押)

衛比須(夷)城

(夷力)  
衛比須城

御返事

一七 文殊仙寺鰐口銘

○宇佐・国東半島を中心とする文化財  
東国東郡国東町大字大恩寺文殊仙寺

寄進 姫嶋莊觀音堂二

〔奉懸鰐口豐後州姫嶋庄觀音寺寶前、

正永 正彌 正伊 明尊 正嚴

佐渡守兼世・泰兼・掃部助

勸進德興沙門 丹後守兼 吉兼

石見守兼家・伊豆介元弘

守護大友豐後守親職

康正丙子歲中夏吉日、願主各白、

〔此鰐口、中比人取、以於姫嶋源四郎

賣倫、此堂施入仕候、爲仍後日如件、

大永六稔丙戌霜月吉日、

○『大分県金石年表』ト校合ス。〔 〕内ハ同書。

此堂(文殊仙寺  
カ)ニ施入

守護大友親職

連々ノ託言ニヨ  
リ姫嶋ヲ宛行フ

一八 榮阿等三名連署奉書

○富來文書  
大分県史料一〇

連く御佗言致披露候條、先以姫嶋之事、被宛行候、任御判之旨、可有知行候、自然至本主、御還附之時者、以代所、可被仰合之由候、可被其意候、恐々謹言、

九月廿八日

親(大御) 照(花押)  
親 宣(花押)  
榮 阿(花押)

富來彦三郎殿

「(奥切) 墨引」

一九 大友親治書狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

豊前門松城合戦

門松敵對治候者、則時致彼手仕度存候、我等事者、無余儀相存候、雖然被調衆儀、急度承、浦邊衆動(動) 白(佐伯惟勝昨日書) 着府候、其  ○約三十字欠 之可申談候、其外諸勢、時者、

大聖院宗心渡海  
姫嶋ヲ根拠ニ浦  
辺ニ働ク

一々可被申定候、五日以前可申越之由、浦邊衆 大聖院渡海、大内立山口候、一定候、船衆姫嶋を根 持候て、浦邊を專に可動之由、注進候、其面我等可 子細候共、於普代侍者、抛方

事、可忠節折節候之<sup>〇約四</sup>  
十字欠

態以使、別而可賀申候、恐々謹言、

<sup>〔明徳天皇〕</sup>  
八月一日

<sup>〔有書〕</sup>  
野上大和守殿

○〔一〕内ハ『増補訂正編年大友史料』一三所収ニヨリ註ス。

<sup>〔大友〕</sup>  
親 治 在判

二〇 姫嶋豊泰・姫嶋繁兼連署土貢米寄進狀

〇永弘文書  
大分県史料五

<sup>〔包紙ハ巻〕</sup>  
「願書」

宇佐宮八幡大井

御寶前

姫嶋三郎左衛門尉  
姫嶋新五郎

「紀繁兼」

敬白

右願書之事

二季大祭會御油燈爲料米、繁兼領地之内、田地壹段土貢米之事

宇佐宮每年社納可申候、此之旨、宇佐宮番長大夫殿より、可有敬白候、仍寄進狀、如件、

于時永正六年

九月二日

姫嶋三郎左衛門尉

「紀繁兼」  
(花押)

姫嶋新五郎

「紀豊泰」  
(花押)

姫 嶋

田地一反ノ土貢  
米ヲ灯油料足ト  
シテ寄進ス

姫 嶋

四三二

字佐八幡御寶前

二 大友義鑒書狀

○富來文書  
大分県史料一〇

〔編者切封〕  
一（墨引）

姫嶋沖ニ敵船押  
渡ル風聞アリ

至姫嶋興、敵舟少く押渡候哉、無心許候之間、爲可承、定林院進之候、於事實者、木付紀伊守申談、可勵忠貞事肝要候、巨細猶年寄共可申候、恐く謹言、

十二月廿六日

〔大友〕  
義 鑒（花押）

富來民部少輔殿

三 大友義鑑書狀

○岐部文書  
大分県史料一〇

○年未詳十一月十六日。本文省略。全文ハ「竹田津莊史料」二九号ニ収ム。

三 筑後國稻敷村田畠坪付注文案

○富來文書  
大分県史料一〇

稻敷田畠坪付之事

稻敷村三町九段  
余ヲ与フ

はこ田  
一所三段貳杖

今寺口  
一所壹段貳杖

はこ田  
一所壹段

宮之下  
一所八杖

大ふ  
一所壹町

寺田  
一所四段

九之つぼ  
一所四段

ちかわたせ  
一所三段

まち口  
一所半

屋しき  
一所壹段

寺田  
一所壹町

畠地 畠地

以上三町九段四杖中

弘治三年二月十二日

富來殿内  
姫嶋河内守殿

畠中名之内  
平次郎抱

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

次郎太郎抱

豐饒内

大津奎助

姫嶋河内守

姫嶋

二四 由原宮造營國東郡間別調除分注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○天正五年五月廿六日。本文省略。「国東郷史料」三四〇号ニ収ム。

二五 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○(天正五年五月廿九)六月一日。本文省略。「国東郷史料」三四一号ニ収ム。

二六 大友義統感狀

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

前十三、於姫嶋表賊船懸合、姫嶋寄合中碎手、分捕高名之次第、至爰元茂、注進到來之條、以狀申候、別而粉骨之段、感悅候、彌無油斷、可被勵馳走事、肝要之由、能く可被申進候、爲御心得候、恐く謹言、

(天正七年)  
正月廿六日

田原常陸入道殿  
(親宏入道宗龜)

(大友)  
義統(花押)

姫嶋表ノ賊船ニ  
懸合分捕高名セ  
ルヲ賞ス

三七 大友吉統書狀(紙切)

○竹中家文書  
大分市吉野下津留諏訪一男藏

○(天正十八年カ)八月十九日。本文省略。「国東郷史料」四一六号ニ收ム。

三八 大友家義統公時國東郡士交名

○豊後檢地記  
太宰管内志下

○本文省略。全文ハ「国東郷史料」四二二号ニ收ム。



付 録

一 東国東郡姫島村小字一覽表

| 大字   | 小字                                                                                 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| (ナシ) | 追崎、達磨、堂ノ下、風越、南古濱、松原、用作、道佛、越地、明石前、唐戸、下小屋、瀬丸、<br>西大海、東大海、深谷、川尻、板屋、呉岩、金、兩瀬、稻積、北、迫、タルミ |

○当村ノ小字表作成ニハ、同村教育次長阿部泰明氏ノ協力ヲ得タコトヲ記シ、謝意ヲ表スル。

武  
藏  
郷  
史  
料



一 國造本紀

○先代旧事本紀  
新訂増補國史大系七

國前國造

牟佐自命ヲ國前  
國造ニ定ム

志賀高穴穗朝、吉備臣同祖、吉備都命六世、(牟)牟佐自命定賜國造、

二 豐後國風土記

○「國東郷史料」一号ニ國埼郡全文ヲ掲グ。本文省略。

三 倭名類聚抄

國埼郡

武藏郷

武藏 來繩 國前(陸) 由染(出) 阿岐(安) 津守 伊美

○國埼郡ノミ抽出。津守ハ大分郡ノ郷ノ混入ナリ。

武藏郷

四 八幡宇佐宮放生會之記

○北和介文書  
大分県史料二

八幡宇佐宮放生會之記

○中略

放生會執行次第

四郷・來繩・安岐・武藏郷役

料物安岐郷役

- 一 八月朔日濱本立是ハ放生會夏初也、朔日午尅ニ大宮司其外諸宿役人等、下和間濱頓宮浮殿其外萬吏ヲ改、御供神酒等在之、料物ハ四郷并來繩・安岐・武藏所役也、
  - 一 細男舞八月朔日。自夜十五日迄、每夜舞之、酒肴料物豊前・豊後筑前三ヶ國ノ内ヨリ勤之、
  - 一 七日屋形賦是日神官役人等和間下、所々ニ札ヲ立ル、酒肴在之、料物大家郷役、
  - 一 十一日相撲内取於神前相撲并伶人舞樂在之、酒肴料物等大家郷役、
  - 一 十三日屋形見是ハ神官役人等和間濱ニ下テ、放生ノ糖ヲ拾ヒ薦神木ノ本ニ置、饗膳酒肴在之、料物安岐郷役也、
  - 一 十四日行幸早天ニ惣檢校惣辨官等、出仕シテ諸豆調、倉司大夫開御倉、出鑑箱并神馬ノ唐鞍伶人裝束樂器等、此間祝大夫開脇殿奉嚴神輿、頭書生人夫ヲ役所方々ニ渡之、大宮司以下實前着座、下臈ハ西大門ノ前ニ列、清潮伶人奏亂聲、
- 少宮司神主等、開御殿大宮司祠堂等參内院、奉出御驗、奉乘神輿、祝大夫奏祝而召立、

陳列次第

○下略

五 仁安三年六郷二十八山本寺目錄

○六郷山文書  
太宰管内志下

○本文省略。全文ハ「国東郷史料」四号ニ収ム。

六 八幡宇佐宮符

○奈多八幡縁起秘記  
平安遺文三七四〇

宮符 諸郷司等

可早任例參勤、六ヶ年一度御行幸會綾御船水手夏

封戸郷司二人 向野司二人 (郷也) 來繩郷司二人 安岐郷司二人 武藏郷司二人

右、任例、來四月十五日以前、早可參勤之狀如件、仍故符、大宮司、

大宮司宇佐宿禰

神主大神

安元二年 丙申二月 日

七 女禰宜大神安子・祝大神宮保連署解狀案

○益永文書  
大分県史料二九

○元暦二年三月日。本文省略。「姫嶋史料」六号ニ収ム。

武藏郷

六カ年一度行幸  
會綾御船水手夏  
勤メシム

封戸郷・向野郷  
來繩郷・安岐郷  
武藏郷

八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書  
大分県史料二四

(題名)  
一字佐宮神領 大鏡」

八幡宇佐宮

記録 御神領次第事

御封田

豊前國肆佰壹拾烟

豊後國壹佰拾伍烟

日向國壹佰拾伍烟

白杵郡陸拾伍烟

件御封天平十二年廿戸始、同十八年四百戸、天平勝寶元年十二月廿七〇戸貢神

之由、見于舊記也、但封千四百十戸内八百十戸辭給、已大神分  
六百戸二季祭料留、已比咩神分、所謂三國七郡

御封是也、彼内有十箇郷三箇庄等也、稱三國者、豊前・豊後・日向等也、

十郷

封戸郷

向野郷

田數百五十五丁五段十

田數二百二十九段之内

佃十町二段段別所當  
米五斗

佃六丁四段イ五丁  
稻五束也、

用作十一丁八〇〇イ九丁九反

用作十二丁六十郷イ十丁五反  
本郷同前

十郷

武藏郷

御封田

安岐郷

高家郷 田數百六十町 佃三丁五反同前 佃一丁九反同前  
辛嶋郷 田數二百卅丁 佃四丁二段同前 佃一丁七反當郷同前  
葛原郷 田數四十丁一、卅 佃五段 同前 佃二丁四反同前  
辛嶋内也、  
佃一丁九反同前

已上豐前國宇佐郡内、號内封四郷是也、  
佃一丁九反同前

來繩郷 田數三百五十丁 起請御封 佃四丁六段同前 佃一丁七反同前  
佃六十八丁  
佃四丁六段同前 佃一丁七反同前  
佃一丁九反同前  
佃一丁七反同前  
佃一丁九反同前

安岐郷 田數三百五十丁 起請御封 佃六 佃二丁四段同前 佃一丁九反同前  
佃一丁七反同前  
佃一丁九反同前  
佃一丁七反同前  
佃一丁九反同前

武藏郷

武藏郷 田數三百五十丁 起請御封 佃六 佃二丁四段同前 佃一丁九反同前  
佃一丁七反同前  
佃一丁九反同前  
佃一丁七反同前  
佃一丁九反同前

已上豐後國國崎郡御封是也、

大家郷 田數百六十四丁 佃六丁同前 佃一丁八反同前  
佃六丁同前 佃一丁八反同前  
佃一丁八反同前  
佃一丁八反同前

野仲郷 田數百卅八丁同前 佃四丁四段同前 佃一丁六反同前  
佃四丁四段同前 佃一丁六反同前  
佃一丁六反同前  
佃一丁六反同前

深水庄、常庄八權大宮司宗海前播磨掾如海之所領也、而御寶前燈油料、令寄進之由、長徳六年十一月二日勘文并立券公驗等炳焉歟、  
深水庄 田數廿五丁七反 券勳 佃一丁六反同前  
封加美十郷野仲郷内也、文定 佃一丁九反同前  
上毛郡 田數二百七十二丁 佃十三丁五反同前 佃一丁九反同前  
佃十三丁五反同前 佃一丁九反同前  
佃一丁九反同前  
佃一丁九反同前

三箇庄

緒方庄 田數二百四十丁 御封田百廿丁 正上分以稻千二百束 佃一十八丁九反段別獲稻  
封租八各年 佃一十八丁九反同前  
佃一十八丁九反同前  
佃一十八丁九反同前

武藏郷



餘田百十丁號治田、任見作定田、丁別三石所當也、

日向宮崎庄 田數三十三丁九反之内、調殿七丁二反封定

同白杵庄 田數十九丁九反十代之内、調殿三丁卅

略○下

九 日向守藤原朝臣請取狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

○建仁元年六月廿四日、本文省略。全文ハ、「国東郷史料」六号ニ掲グ。

一〇 造字佐宮課役注文案

○到津文書  
大分県史料三〇

九州所課

豊後国役

常見庄々役

緒方庄役

一 造字佐宮正殿者 九州所課

一 假宮者 豊後国役

一 御炊殿者 常見庄々役上毛庄、下毛々、築城口、  
京都、田河、規矩、  
字佐庄等

一 内廳者 豊後国緒方庄役

一 直相殿號客院、日向國十八ヶ所役

後白河院可有御參詣之由、以安元年中被仰下之間、大宮司公通宿禰以彼直相殿、所構于内裏

石垣莊役

也、

一馬場頓宮者 豐後國石垣庄・豐前國新開庄役

大鳥居東也、  
一馬場大塔

堀川院御願三代 白河・後白河・鳥羽 帝王

御筆法華經被奉納眞柱云々、

一内大貳堂 寛治都督伊房卿建立之、

勾別符

佛聖燈油新 豐後國勾別符

一池内大貳堂法花三昧堂也、

康和年中 大宰大貳。正二位權中納言(立之力)大江匡房卿建□□、

佛聖。油新 燈 豐前國虫生別符并肥前國高來別符

一蓮臺寺

後冷泉院御願、都督正三位源卿實通草創之、

一惠良藥師堂

道長、御堂。關白。御願 新庄伊賀利庄又伊□

一祈皇寺

鳥羽院后 高陽院御願、天養年中建立也、

一第一寶藏 印鑑祭器 舊記神託記錄

武藏郷

武藏郷

公驗官旨 關東 奉納之、

御下知已下文書等

一第二寶藏 樂器 舞裝束 競馬具足納之、

一經藏一字 大宰權師藤原朝臣 應德年□書寫一切經所被建立也、

一官米屋九間 御封田上分米已下神□之、

一御服所 安岐・武藏兩郷役

一厨家 社家役

一和間(五)ノ宮浮殿 同役 封戸 向野 辛  
上古例

一宮迫堂者 宇佐池守建立之、

一馬場塔(カ) 多寶塔

鳥羽院御宇  
大宰大貳藤原朝臣長實、以保安四年正月建立之、

日向國諸□所課直相殿□號客院、

一字三間四面 西廊一字六間 坊廊一字六間 脇廊五間并十間 西四足門一字 鳥居一本南 築垣

三十本

安岐・武藏兩郷  
役

## 二 前大僧正慈鎮讓狀案

○華頂要略  
鎌倉遺文一九一四

○建曆三年二月 日。本文省略。抄文ヲ「國東郷史料」七号ニ収ム。

## 三 六郷山諸勤行并諸堂役祭等目錄寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

両子寺ノ所屬

○安貞二年五月 日。本文省略。全文ハ「國東郷史料」八号ニ収ム。六郷山ノウチ両子寺ノ両子村ニアリ、明治二十二年四月一日富清村・糸永村両村ト合併シテ西武蔵村トナリ、昭和二十九年三月三十一日町村合併ニヨリ安岐町ニ屬シ現在ニ至ル。タダシ、正保四年(一六四七)ノ『豊後國郷帳』(『大分県地方史料叢書』(二) 二八、武蔵郷トシ、『豊後國志』モ又同ジ。恐ラク申世ハ武蔵郷ノウチト考ヘラレル。

## 三 宇佐宮神領次第案

○到津文書  
大分県史料三〇

佐宮御神領次第大略、一萬六千餘町云々、

一 封戸郷仁治二年散田帳云、百三十五名 向野郷草郷ハ付向野、百三十五名 高家郷 七十四名 辛嶋郷葛原郷ハ付辛嶋、

已上内封四郷是也、 上毛封八十五名

豊後國 同國 豊前國 同、七十四名 同、八十四名

一 安岐郷四十六名、 武蔵郷六十四名、 上毛郡、 大家郷、 野仲郷深水庄□、

武蔵郷

四四五

安岐郷・武蔵郷  
上毛郡・大家郷  
野仲郷・米繩郷

封戸郷・向野郷  
高家郷・辛嶋郷  
内封四郷・葛原郷



一日尚國千八十八丁九段廿、起請田定加收納使分名々定、十八ヶ所

注進 三ヶ社卅一丁二反内

除諸免事 廣幡社十三丁七反 赤幡社七丁四反 橋社十一丁一反

安岐郷・武藏郷

一 女禰宜免十六町内 安岐郷 以東八丁 武藏郷 以西八丁

一 十六町 同新免十四丁 但御封 縦横也、但御封依新儀 〇

一 同國免十三丁

一 大尾社免八丁但付祝申致免田沙汰、

一 奈多宮神田卅丁 新免十五丁 已安岐郷米光名

略〇中

一 本宮御菜免十二町

建永元年十二月始社家御下文、建保三年始被定卅六石云々、前々者宮符成天四郷仁被切之、

彼卅二石者 日向國竹崎地子米也、度々數年納之、又末久納所ニ御下知成ル、又天福元

年ヨリ。田原別符定米伍拾壹石内 大尾社二十一石祝沙汰 大宮分三十石番長沙汰 三十石、田染庄糸永名同名 重安・末次 兩

名仁參石ツ、六石納之、不足貳石〇每年末久納所仁、以社家御下知致沙汰云々、已上、

一 若宮御菜免六丁 正治二年依若宮神官申狀 〇 御下知也

一 陰陽師免 前宮司公持任八丁給之、 〇 一野宮司公高御任四丁御下知、

武藏郷

六郷山両子徳代三郎衛門ニ田地ヲ打渡ス

一四 大法師定什打渡狀

○林文書  
大分県史料三五

六郷山兩子徳代三郎えもんニ打渡之事

一本てんしゆ六段半、このうちさうみふさくところなり、さうく知行候て、御くやくゆたんなく、ちそうあるへく候、申まてなく候、爲後日申さた狀、如件、

建長元年己酉二月十二日

大法師  
定 什（花押）

徳代三郎衛門とのへまいる

一五 大法師定什堺證文案

○林文書  
大分県史料三五

〔編纂者〕  
「文書案」

六郷山兩子徳代三郎へもんニひきわたすさかい之事

一にしハよこ道水たりたのき石、下ハたにわけこうつ石ヲかきる也、

一みなミハおたう道きり石、下ハ谷ヲかきるミハたしなり、

定什爲後日、如此記狀、如件、

堺ヲ注ス

建長元年己酉二月十二日

大法師定什判在

德代三郎へもんとのへまいる

一六 青蓮院宮令旨

○余瀬文書  
大分県史料二五

六郷山阿子・小城・大嶽・見地村等ヲ祐快ニ安堵ス

豊後國六郷山内兩子・小城・大嶽・見地村等事、能然雖致訴訟、代々成敗炳焉之上、任相傳道理、祐快如元不可有相違由、『青蓮院宮令旨所候也、恐々謹言、

文永十年二月十八日

法眼(花押)

謹上 中納言僧都御房

○紙縁目裏ニ花押一顆アリ。

一七 宇佐大宮司宇佐公有家御教書

○永弘文書  
大分県史料三

(端裏書)

後田權擬大宮司

〔シ〕  
〔シ〕永名〔シ〕

凡絹・紙等ヲ下付アルベシ  
拭布一段進ズベシ

一御炊殿御遷宮御供米以下御下知四通、被成下候也、凡絹・紙等、臨期可被下行候也、  
一布ハ一段ニ、被定候云々、昇進々物内壹段、可被進候也、

武藏郷



武藏郷

綾御船廻船事

武藏郷狼藉ハ政  
所祓ヲ遂行スベ  
シ

一綾御船事、以此海、可奉廻之由、被仰書生大夫候了、

武藏郷狼藉事、遂行政所祓、可奉廻之由、同被仰了、祓事と申、(以下礼紙)一廻手水と申、書生大夫相共、

無緩怠、可令致沙汰給之由、候也、恐々、

(裏筆)  
「弘安三」九月廿六日

(字卷)  
致 輔 (花押)

擬少宮司殿

(奥切封)  
「(墨引)」

一八 豊後守護大友頼泰施行狀寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

豊後國分異國降伏御衷、去月三日關東御教書案如此、任仰下之旨、殊致丹誠、毎月可致進上卷數

候、仍執達如件、

(大友頼泰之)  
沙彌

六郷山別當執行 御中

○年月日ヲ欠ク。

異國降伏祈禱ニ  
関スル関東御教  
書ヲ施行シ卷數  
ヲ進上セシム

一九 某施行狀寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

○弘安七年三月廿五日。本文省略。「国東郷史料」一七号ニ収ム。差出書ヲ欠クモ、大友頼泰ナラン。

二〇 六郷山異國降伏祈禱卷數目錄寫

○長安寺文書  
豊後高田市大字加礼川

○弘安七年九月日。本文省略。全文ハ、「国東郷史料」一八号ニ収ム。

二一 豊後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ、「国東郷史料」二〇号ニ収ム。

二二 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一

○弘安八年九月晦日。本文省略。国東郡全文ハ、「国東郷史料」二一号ニ収ム。

三 鎮西北條  
實政御教書

○島津家文書一  
大日本古文書

○正安三年三月廿七日。本文省略。全文ハ、「國東郷史料」二四号ニ収ム。

四 六郷屋山例講谷役配分注文

○長安寺文書  
太宰管内志下

○嘉元二年九月 日。本文省略。全文ハ、「國東郷史料」二六号ニ収ム。

五 照恩寺國東塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡武蔵町大字三井寺

若宮八幡宮ニ石  
塔ヲ造立シ如法  
經ヲ奉納ス

□□□□八幡若宮御寶前、大<sup>(額)</sup>主□□□□正法敬白、□□□□石塔一基、<sup>(奉納)</sup>□□如法<sup>(經)</sup>□□<sup>(並)</sup>  
妙法蓮花經、□□□□、正和第五曆<sup>(正月)</sup>丙辰太簇下旬作、

○國指定重要文化財。

六郷山岡子ノ田  
地ノ堺ヲ定ム

三 定什塚證文

○林文書  
大分県史料三五

六郷山(岡子)ふたこ□□たい定什相定さかいの事

一西ハ水たりたのき石、したハ谷わけこうつ石をかきるなり、

一南しりなしか瓦しろにた、したハたにをかきるなり、

右、向後さかい相定、證文如件、

嘉曆二年八月廿七日

定什(花押)

ニ 某文書案

○永弘文書  
大分県史料三

豊後國武藏郷末光名内坂本田地(武藏)并居屋敷等事

武藏郷末光名内  
田地等ニ関スル  
永基所持ノ蓮秀  
状ハ謀書ト訴フ

右屋敷田地者、以蓮秀之状(宇佐)、永基令知行領掌之處、非自状、爲謀書之旨、蓮秀公方訴申之間、永基

所持之蓮秀之状、(以カ)

蓮秀売券ト校合  
スルニ子細ナシ

「この状をもて、れん(蓮)秀(秀)売(売)券(卷)けう(校)合(合)のところに、實事候、□子細なき者也、  
如件、

在判

武藏郷

二六 兩子寺國東塔銘

○大分県文化財指定申請書  
東国東郡安岐町大字兩子

奉納(寄身)如法書寫一乘妙法蓮花經

○県指定有形文化財。相輪ヲ欠ク。年月日ヲ刻セザルモ、鎌倉時代ト推定ス。

二九 豊後守護大友貞載書下案

○永弘文書  
大分県史料三

屋敷壹所事、訴レ所申無相違者、可打渡レ有子細者、尋究可被注進レ所候

申ス所相違ナケ  
レバ打渡スベシ  
子細アラバ尋究  
メ注進スベシ

建武二年十月十七日

武藏郷御代官水永

近(符)  
大友貞載

三〇 志賀忠能代貞幸申狀案

○志賀文書  
熊本県史料中世二

志賀太郎藏人忠能法師法名代貞幸謹言上、

欲早被奇(つゝ)指正和二年武家興行非勘下知狀、且依開發重代地頭職、且任讓狀之旨、被停止圓小野

円小野秀直ノ武  
藏郷久末名ニ対  
スル非分領掌ヲ  
停メラレシコト  
ヲ請フ

彦次郎秀直非分領掌、預有道勅裁、豐後國武藏鄉久末名内田地屋敷等事

副進

一通 系圖當名相傳次第

一通 大夫法橋并子息源秀連署讓狀正安四年五月一日(承全乙)

一通 大宰筑後前司入道妙惠奉書狀案(少武)

重代地頭職

右當名者、相承開發重代之地頭職、得承全之讓、正玄當知行無相違之處、去正和二年、爲關東之沙

汰、差下奉行入等、致鎮西五社興行之時、承全孫子秀直(向小野)、以非器之身、號神官、捧訴狀之間、番訴

東使明石盛行非勸未盡ノ下知狀ヲ成与フ

陳之處、關東使者爲明石長門介盛行奉行、得秀直之語、成與非勸未盡之下知狀之條、無術次第也、

然間、東使等之沙汰參差之故、武藏修理亮英時(北條)之時、爲大宰筑後入道妙惠奉行、申立越訴、相待裁

越訴ヲ申立ツルモ兵革ニヨリ延引ス

許之處、依朝敵誅伐之兵革、延引訖、凡當名者、雖爲宇佐宮領、任所務舊例、於下地者、令開發地

頭相傳進止、至有限社侵者濟之、知行無相違之處、以非器秀直、無是非被付一圓之條、愁訴何事如

之哉、所詮、被奇捐關東參差正和下知狀、且依開發相傳之實、且任證文之旨、預安堵勅裁、彌爲

抽武勇之忠功矣、粗言上、如件、

建武二年後十月 日

三 六郷山本中末寺次第并四至等注文

○永弘文書  
大分県史料三

○建武四年丁未六月一日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」五二号ニ収ム。

三 豊後國志

○当郷内六郷山寺院宝命寺・報恩寺・総持院・護国寺ニ関シテハ、「国東郷史料」五三号ニ収ム。本文省略。

三 六郷山別當光澄下文

○長安寺文書  
太宰管内志下

○曆応元年九月十八日。本文省略。「国東郷史料」五六号ニ収ム。

三 平某讓狀案

○泰長院文書  
佐賀県史料集成古文書編五

讓與所領等事

(外題)

「下總六郎太郎跡讓狀ニまかせて、一門ニ王壽丸知行すへし、ふちすへきよし、申おかるゝ間、

王壽丸所

一ふてかきをくなり、

觀應二年六月十八日

重職在判

所領等ヲ王壽丸  
ニ讓ル

合

」

武藏郷内池内・  
菊松兩名三分一

一所相模國吉田上庄<sup>號</sup>、落合上村内、平三郎屋敷并屋敷付田地伍反、并藤心内、故河内三郎重通跡、重職知行分半分、

一所近江國淺井郡連水北郷内、田地貳丁中品、

一所肥前國佐嘉下領内、重職知行分、但庶子惠喜王分除定、

一所豊後國武藏郷内、池内・菊松兩名内參分壹、

一所筑前國光富村除五郎次郎、一向可令知行、

一所肥前國三根西郷<sup>百姓名一字  
内下野村、</sup>

一所薩摩國祁答院内、中津河參分壹、

所一大隅國始良庄内、田地貳拾丁山野等、

右、此外、淨琳讓狀、因幡大上局、塚村殿<sup>號</sup>古河、重繼等各別讓狀如此、任明文、一圓可令知行之

狀、如件、

貞和三年六月十四日

平 在判

### 三 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

注進

所領所職等ヲ注  
進ス

(大志)  
氏時當知行散在所領所職等事

武藏郷



武藏郷

相模國大友郷付延清名

同國三浦長坂郷

上野國利根庄號土井出庄

美濃國中村庄

伊勢國塔世御厨北方

越後國紙屋庄

豊後國守護職

同在國司職

同檢非違所惣追捕使職

同稅所職

同國直入郷付田野阿蘇野

同國緒方庄

同國在隈郷

同國笠和郷

同國山香郷同名田一王丸名

同國佐賀關付白杵佐伯兩庄内關宮

同國丹生庄

同國下郡號判用郷

同國草地庄

同國鶴見村

同國朝見郷寶満寺

同國光吉村種田庄

同國田原別府付岡次松半分

同國狹間阿南庄半村

同國都甲庄半分

同國阿南庄甲斐田村

同國六郎丸名阿南庄

同國武藏郷重藤・久吉兩名

同國安岐郷内成久村

同國吉松名

同國日田庄竹田別府半分

同國長野村

同國高國府村

同國八坂下庄若富名

武藏郷重藤・久吉兩名

同國大野庄上村半分

同國球珠郡横尾新庄

同國由布院並柳酒久里塚原以下所々

同國高田庄

同國三重郷

同國佐賀郷

同國大佐井郷

同國小佐井郷

筑前國香椎社付諸郷

同國大墓村

同國怡土庄

同庄志摩方

筑後國守護職

同國鷹尾別府

同國生葉庄

同國三瀧庄半分

肥後國隈牟田庄預所職付干原  
森崎

同國光永吉納新開

同國下須島

同國合志庄

同國千田庄付重富永富  
兩名

同國山本庄

同國健軍社領

豊前國山鹿西郷

鎌倉龜谷地壹町先祖墓所  
宿所地等

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地貳所先祖墓所  
宿所地等

右、注進如件、

貞治三年二月 日

武藏郷

三 豐鐘善鳴錄

田原氏武藏郷ニ  
朝陽山大光寺ヲ  
創メ定山ヲ開山  
トナス

豐後州大光寺定山禪師、諱祖禪、相州人、敲磬諸方三十年矣、所至器之、稟嗣東福雙峯源和尙、開

法洛之大聖、尋徙筑之承天、歷升東福・南禪、智德兼貫、緇素欽挹、○中略 晚節受豐州田原氏請、

創朝陽山大光寺于武藏郷、立爲開山、頃之、退于平安芬陀利華院在慧日山、應安七年十一月二十六日

示滅、辭世偈曰、順緣逆緣、冠天履地、打翻筋斗、歸路坦然、春秋七十七、荼毘塔于本院、敕謚

普應圓融國師、

○『豐後国志』ハ、当寺ヲ国前郷横手村ニ在リトシ、尚本書ヲ引用シ、田原氏ノ創建ト開山招請ヲ貞治六年（一三六七）トセリ。所在・年次トモニ検討ヲ要スルモ、年次ハシバラクコレニ從フ。

三七 征西將軍宮懷良親王令旨寫

○阿蘇文書二  
大日本古文書

豐後國武藏郷事、爲兵糧料所、可被知行之狀、依懷良親王仰執達如件、

文中三年十月十四日

胤房左少將 花押

惟武阿蘇社大宮司殿

武藏郷ヲ兵糧料  
所トシテ阿蘇大  
宮司ニ宛ツ



藥丸名内沢里五段、孝養料足ニ短ッ

書判 所副渡也、守此狀、相互無異論、全知行、於御公事課役等者、依田代分限、任先例可勤仕也、次藥丸名内澤里田地五段、正安一期之程令知行、迄于沒後第三年、所宛置<sup>(老)</sup>教養料足也、年記間、更ニ不可有相違、將又、藥丸名内四綠田地貳段<sup>(北依)</sup>、延道名内上田屋敷貳段者、氏女<sup>(貞泰女子)</sup>今者松行女房、可讓與之由、貞泰遺言之間、不及子細、迄于氏女子<sup>(有親之)</sup>孫々、永代知行不可相違者也、若背此讓狀、或致非分訴訟、或以件所職名田等、令寄附權門、有成父祖重代之跡之族者、當匪背貞泰遺言、正安又爲不孝子孫、不可此跡知行、付半分一方、可一圓領知也、次本證文等事、隨要用如所領相分之、追可面々勘渡之、仍爲後代讓狀、如件、

應安八年八月廿二日

尼正安(花押)

<sup>(粟也)</sup>一任此狀、可全相互知行之狀、如件、

<sup>(木也)</sup>廣 輔(花押)

木付広輔安堵ス

三九 田原直幸書狀案

○林文書  
大分県史料三五

德代名山野堺

檢使

態申入候、仍德代名之内山野堺之儀、如何々々事共候哉、德代十右衛門尉證文所望仕候、彼證文者先年彼親山中之砌、右地 御公領之時分、彼名山野無之由候付、先檢使野田與三兵衛尉方、日々使源右衛門尉不知行候付、被成 御腹立、其以後拙者被差遣候刻、彼名筋目之年より證文求出、山野相定、德代名分同前裁判仕候、此度證文打渡事雖斟酌候、證文候者、御役所御造作候之條進讒候、<sup>無</sup>

御披見之以後、可(以下礼也)「返給候、此外不及口能候、恐々謹言、

五月十六日

(田原)  
直 幸

千徳坊 御宿所

(奥ウハ巻)  
「

千徳坊參 御同宿御中

田原越後守  
直 幸」

○田原直幸ハ、吉弘正賢弟「直幸号前承、五郎三郎」「田原系図」・「吉弘系図」ニ当ルカ。シバラクココニ収ム。徳代ハ安岐町大字両子ノ小字ナリ。

四〇 征西將軍宮親王令旨

○大友松野文書  
大分県史料二五

(②紙ウハ巻)  
「大友孫三郎殿

宮内少輔正乘」

兵糧料所武威郷  
下地ヲ阿蘇惟武  
雜掌ニ渡付セシ  
ム

阿蘇大宮司惟武申、兵糧所豊後國武威郷之事、早可被沙汰付下地於(阿蘇)惟武雜掌之由、依 征西大將  
軍宮御氣色、執達如件、

天授二年三月十八日

(正巻)  
宮内少輔 (花押)

大友孫三郎殿

武威郷

四 足利義滿袖判下文

○入江文書  
大分県史料一〇

(足利義滿)  
(花押)

田原徳一丸ニ所  
領ヲ安堵ス

下 田原徳一丸(親貞)

可令早領知、筑後國田口村内西方參分壹(筑前國)・同國怡土庄内末永名參分壹・豊後國田原別符半分内

參分壹・同國田原別符内波多方半分戶次丹後守・周防國岩田保岩田左近將監・肥前國山田庄阿蘇彈正少弼治時

跡・豊後國安岐郷日田宮内少輔詮永跡・同國光一松名(阿蘇志)・同國玖珠郡山田郷原田次郎跡・帆足郷・古後郷志津利孫三郎跡・

飯田郷・并來繩郷内福成吉久名等・同國香地庄・國東郷信濃入道・同國武藏郷・同國櫛來別

符・同國日出庄戶次筑前次郎朝直跡・筑後國竹野庄内東郷・山本郷宇都宮常陸前司守綱跡等地頭職事

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

四三 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

親世當知行國々散在所領所職等事

相模國大友庄

同國三浦長坂郷

武藏郷

上野國利根庄

越後國紙屋庄

美濃國仲村庄

伊勢國塔世御厨北方

豐後國守護職

同國在國司職

同檢非違使總追捕使職(令)

同稅所職

同國直入郷

同國緒方庄

同國荏隈郷

同國笠和郷

同國朽網郷半分

同國內梨子畑

同國山香郷

同鄉立石村付鬼丸名

同國臼杵庄

同國丹生庄

同國佐賀郷付佐賀關并一尺屋

同國下郡號判田郷

同國寶満寺(朝見郷)

同國野田村

同國竊見村

同國草地庄

同國田原別符半分

同國狹間村半分北方(同南庄)

同國六郎丸(同南庄)

同國都甲庄半分

同國阿南庄甲斐田村

同國泉名

同國永野村

同國隆國符村

同國高田庄

同國武藏郷重藤名付久吉名

武藏郷重藤・久吉名

武藏郷



武藏郷

同國安岐郷成久村

同國八坂本庄若富名

同國玖珠郡綾垣村

同國日田郡竹田別符半分

同庄 堀池名

同國光吉村

同國小仲名

同國八坂下庄歲田村

同國柴山村

同國須く原異國警固要書所

筑後國三潯庄半分

同國岩方村

同國千田庄

同國山本庄

同國合志庄

菊池武光兄弟并庶子跡各半分

同國伊倉庄同前北方

同郷吉松名

同國由布院並柳酒久里塚原荒金天間荒木山崎右松貞恒

同國横尾新庄

同國大野庄上村半分

同國大佐井郷

同國戸次庄切畑名

同國丹生津留村

同國駄原村

筑前國香椎社領付諸郷

同國怡土庄

同國鷹尾別符

肥後國隈牟田庄

同國光永吉納新開

同國健軍庄

同國下須嶋

同國關入道跡生葉庄替地

肥前國佐留志村同前

同國高木東西同前

同國伊佐早郡内宇木小次郎

日向國守護職

宗像八郎長野跡前  
同國宮崎庄

豊前國山鹿西郷

同國光成名八町

肥前國財部村

鎌倉龜谷藤谷敷地一所

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地二ヶ所曩祖宿所地

以上

右、注文如件、

永徳三年七月十八日

<sup>(裏書)</sup>「爲後證所封裏也、

丹後守判」

### 四 西光寺國東塔銘

○大分県金石年表  
東国東郡武藏町大字吉広

多宝塔一基ヲ造  
立ス

奉造立多寶塔、右願者、爲現世安□<sup>(題)</sup>、後生□□<sup>(發願)</sup>、□證□提<sup>(願)</sup>、乃至□□衆生平等利益也、□□<sup>(金卷)</sup>三年丁

卯九月二十□<sup>(四)</sup>日、開山□□、□衆十七人□々敬白、

○県指定有形文化財。(一)内八「大分県の文化財」ニヨル。

武藏郷

四 大智寺清曇書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

大智寺領武藏郷  
内得永以下濟物  
公事

〔大分市〕大智寺領武藏郷内得永以下處々、濟物御公事被懸御意、御寄進狀送賜候、悅入候、此間態、以僧、其子細可申入候、京都・關東無爲、公私目出候、不審等、定自御代官方、可被申候、令省略候、委細、今度便宜、可令申候、恐惶敬白、

〔年末書〕  
三月十日

〔大智寺〕  
清曇〔花押〕

進上 田原殿

人々御中

○大智寺清曇八、明德元年（二三九〇）頃寂。

望 報恩寺鰐口銘

○宇佐・国東半島を中心とする文化財  
東国東郡武藏町報恩寺

報恩寺ニ鰐口ヲ  
施入ス

〔右廻り〕奉施入、豊後國武藏郷麻田村金剛山報恩寺觀音堂者也、  
〔左廻り〕應永五年三月十八日、十方檀那敬白、

○県指定有形文化財。

六郷離山衆徒等申狀

○六郷山文書  
太宰管内志下

○応永十九年己十一月十五日。本文省略。全文ハ「国東郷史料」一六五号ニ収ム。

泉福寺本山末山由緒略

○泉福寺藏本  
大日本史料七ノ一三

泉福寺二代明巖  
鏡昭太養山泉正  
寺ヲ中興ス

(同東郡)  
同郡武藏郷由留木村

太養山泉正寺

人皇六十八代後一條天皇、治安二年壬戌建立、觀音大士之靈場也、開祖不詳、應永年中、泉福二代明巖鏡昭和尙中興開山、天正十一癸未歲十二月、州然慶透和尙再中興、法地相成候、

興國山護聖寺ヲ  
中興ス

同郷久末村

興國山護聖寺

元正天皇御宇、養老年中、仁聞菩薩開闢、應永年中、泉福二代明巖鏡昭和尙中興、延寶元癸丑、石堂道廣和尙再中興、法地相成候、

四六 田原親勝知行宛行狀

○松成文書  
大分県史料一〇

武藏・國東兩郷  
内二十貫分ヲ宛  
行フ

於武藏・國東兩郷之内、土貢貳十貫分事、爲給所々宛行、如件、

永享七年十月廿日

親勝(田原)  
(花押)

松成左馬助殿

四九 諸一・諸忠連署奉書案

○森文書  
大分県史料三五

兩郷内森宮一丸  
本給ヲ還付シ打  
渡サシム

安岐・武藏兩郷之内、森宮一丸本給いわ次名之事、被返遣候、則可被打渡之狀、如件、

寶徳貳  
三月十六日

諸忠

政所沙汰人中

諸一

五〇 田原氏忠知行預ヶ狀

○荒卷文書  
大分県史料一〇

(付箋)  
「田原常陸守」

武藏郷池田中蘭ノ地ヲ預ク

武藏郷池田中蘭之内、田地壹町壹段、并高太屋敷四段事、預置候、守先例、可有知行之狀、如件、

寶徳貳年三月廿一日

(田原) 忠(花押)

如法寺徳殿(マ)

五二 大友親隆安堵狀

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

武藏郷内本知行、并田染郷内糸永拾五町事、令還補候、領知不可有相違候、恐々謹言、

武藏郷内本知行  
田染郷糸永名十  
五町ヲ還補ス

九月二日

(大友) 親隆(花押)

田原(親等)六郎

五三 大友親隆知行預ケ狀

○志賀文書  
熊本県史料中世二

豊後國武藏郷内拾町、相原新方爲代所、預置候、可有知行候、恐々謹言、

代所トシテ武藏郷内十町ノ地ヲ預ク

十二月十九日

(大友) 親隆(花押)

入道殿

武藏郷

三 小田原家石燈籠銘

○大分県金石年表  
東国東郡安岐附大字両子

〔(塔身)應仁二年三月日、南无(阿)彌陀佛〕

〔(字石)應仁□□二天三月日〕

四 六郷山執行圓能書狀

○林文書  
大分県史料三五

名字ノ立柄ニツ  
キ今日ヨリ林ト  
称ス

名字之立柄森木入道にて委細承候、尤以筋目之辻、更ニ無餘儀候間、則分別仕、從今日林たるへく候、しやうハかつら、しやううちハ藤原、うち本名字ハかまくら、原田後五郎(つ)あつ(し)そん、それより此方ならの本林と申候在所へ、被越候てよりハ、林と申すにて候、此前旁々披見候て別分あるへく候、此方之事ハ淵底致存知候、爲以後(以下丸紙)一筆進讒候、恐々謹言、

正月四日

六郷執行  
圓能(花押)

林彌九郎殿

進之候、

文明六年(マ、)つちのへ正月四日

ね

田原親述討伐ノ  
忠節ニ対シ辻間  
村打替トシテ武  
藏郷余名内ノ地  
ヲ預ク

田原親直跡先給  
武藏郷以下ヲ預  
ク

五 大友親治知行預ケ狀

○葦嶋文書  
大分県史料一〇

今度、田原次郎親述謀叛之刻、國家爲一味、忠節無比類候條、親父一跡之事、不可有相違候、彌可  
被抽粉骨候、仍辻間村爲打替、武藏餘名内、坪井孫二郎跡預置候、可有知行候、恐々謹言、

八月十日

親 治 (花押)

萱嶋源右衛門尉殿

〔奥切封〕  
〔墨引〕

○田原親述 (親房) 成敗ハ、文龜元年 (一五〇一) 頃ナリ。

五 大友親治知行預ケ狀

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

田原中務少輔親直跡先給武藏郷内持留分、賀々地村小地頭職持留分、田原村内新方拾捌町紙在之、坪付別事、去  
十三合戦之番、親直慮外之翔之間、爲各別預進之候、可有知行候、仍忠節肝要也、恐々謹言、

九月九日

親 治 (花押)

田原千代若丸殿

○田原親直ハ田原氏ノ庶家、武藏田原氏ナリ。

武藏郷



毛 大神親照遵行狀

○富來文書  
大分県史料一〇

安岐・武藏両郷  
内十町分ヲ富來  
某ニ打渡シ請取  
状ヲ進上セシム

安岐郷之内秋丸八町、武藏郷之内同名四郎跡壹町、同郷田尻中務少輔先知行分壹町、彼拾町分事、  
富來治部少輔方役人仁打渡、取請取狀、可有持參候、恐々謹言、

十二月十九日

親照(天神)  
(花押)

帶刀藏人佐殿

帶刀遠江守殿

壬 富永板碑銘

○大分県金石年表  
東国東郡安岐町大字富清

板碑ヲ造立ス

永正二年三月日、妙善常泉、

丑 田原(方)親家知行預ケ狀

○林文書  
大分県史料三五

猶々二子成敗之事、不可餘儀候、  
(有脱カ)  
「(端裏切封)」  
(墨引)」

田中名代所トシ  
テ長小野下徳間  
分兩子内薬丸名  
ヲ預ク

爲田中名代所、(香々地也)長小野之内、下徳間分、(也)二子之内(武藏郷)樂丸名之内上貢之事者、先寄進候之間、夫足之

事、已前之加御判形、被預遣候、彌奉公之事、不可准他候、恐く謹言、

永正四年  
八月廿五日

(田原力)親家(花押)

林後藤兵衛尉殿

30 良若丸知行宛行狀(紙切)

○林文書  
大分県史料三五

(編裏切封)  
一(墨引)

依今度忠節、坪付前、本定番可有知行候、以此之旨、彌忠勲肝要候、恐く謹言、

十月五日

良若丸

林後藤兵衛尉殿

○年次未詳。

31 末弘惟城書狀

○林文書  
大分県史料三五

當夏中者、餘之御雨しけく、菟角歩行方、俄之出行(マ)

態一筆申入候、とのさま(二)まいちたぬ御ゆ(三)ミ御本(弁也)そ、不及申候、わかきかた(四)く、遊た(五)んなく御心か

殿様御弓奔走

武藏郷

武藏郷

け、(肝)かんにやうに候、恐々謹言、

(以下紙背)

林後藤後藤兵衛(肝)

大神惟城

末弘紀介惟城

(奥切封)  
一 (墨引) 一

○「某申状」ノ表文書カ。年次未詳。林後藤兵衛尉ノ名ニヨリ、ココニ収ム。

三 椿八幡社棟札銘

○大分県金石年表  
東國東郡武藏町大字三井寺

椿八幡上葺ヲ勤仕ス

武藏郷椿八幡御旋殿上葺之夏、(由原)藤原朝臣親榮公天下泰平、國家安全、奉行福聚院住持宗渭、修理田

衆當宮司但馬貞久、大工六郎太郎敬白、左ノ門大夫、檢校新七・六郎四郎、小工各々、永正十四年

丑二月吉日、

三 永弘重行書狀案

○永弘文書  
大分県史料五

永弘家下宮造替ヲ取沙汰ス

就今度下宮御造替之儀、御愚家之事、代々社司職依拘申、御造替時、造營行事等取沙汰次第、去安元より、弘安・嘉元・正應取沙汰仕候、御料所當國八郡之内、恆見新房・徳善保并豊後國來繩郷辨分・武藏郷・朝見郷・田澁庄(マ)役に候處、悉く御相違候之條、去從弘康應□、至明德、御造替之儀、

料所悉ク相違ス

今川貞世造替ヲ  
仰付ク  
今度モ分別ヲ請  
フ

安岐・武藏兩郷  
内ノ地ヲ打渡サ  
シム

政所  
檢使

直ニ從<sup>(今川貞世)</sup>今川殿様被仰付、諸下行物等、送狀以下給置候條、今度以上進言上候、當時御儀、□任准據  
請取可申之由、御下知候、早々被成御分別候者、可申談候、仍直にも、以書狀令申候、□迄雖非可<sup>(是方)</sup>  
申候、巨細令申候、恐々謹言、  
十月十五日  
<sup>(永也)</sup>重行

〔佐田藤也〕  
左衛門殿

六 大友氏年寄連署奉書寫

○賣來惟康文書  
大分県史料三五

國東郡安岐郷之内拾五貫分、武藏郷之内五貫分<sup>坪付有</sup>之事、至賀來右衛門大夫御還附訖、任 御判  
之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

享祿四年十月五日

- 丹 後 守 (花押影) <sup>(入田親應)</sup>
- 伊 賀 守 (花押影) <sup>(田口親忠)</sup>
- 右衛門大夫 (花押影) <sup>(吉岡長増)</sup>
- 大 和 守 (花押影) <sup>(田北親貞)</sup>
- 前伊賀守 (花押影) <sup>(本庄右丞)</sup>

政所殿  
檢使中

武藏郷

三 田原親董宛行知行目錄

○土居氏蒐集文書  
大分県史料一〇

(田原親董)  
(花押)

武藏郷重藤半分

(武藏郷)  
一重藤半分爲代地、岐部惣右衛門尉居屋敷事

但重藤於被返下ハ、不及申上候、

安岐郷

一安岐郷内、萱嶋藤右衛門尉拘分事

国東郷米浦村

(国東郷)  
一來浦之内、津崎善兵衛尉居屋敷分事

余名

一余名役職之事、

以上

享祿五

九月廿三日

如法寺右衛門尉

長 永

進士官内丞殿

六 田原親資知行預ケ狀

○市丸文書  
大分県史料一〇

(市丸)  
一市丸彈正左衛門尉殿

親 資

首藤惣左衛門跡一所貳段卅、一所四拾代、預遣之候、知行不可有相違候、恐々謹言、

首藤惣左衛門跡  
ヲ預ケ

(天文三年カ)  
壬正月十六日

(田原)  
親 資 (花押)

市丸彈正左衛門尉殿

七 吉弘氏直等供養板碑銘

○増補訂正編年大友史料一六  
速見郡山香町大村山

吉弘氏直等戦死ス

吉弘(氏直)石見守夷山□□仁位・室對馬守・夜間掃部助・丸小野三郎左衛門尉・三川外記・守末(綱力)

六郷山兩子寺

天文三年四月六日打死□小(骨力)十四人、六郷兩子寺位、右孝養大力與三兵衛尉、大願主目代千徳坊、

辻子小野院主

辻子小野院主敬白、□中間□十人、

○速見郡山香郷勢場原ニオケル、大内・大友両軍ノ合戦ニカ、ル。

六 田原親資書狀

○市丸文書  
大分県史料一〇

(説誤ウハ志)  
市丸右馬助殿

親資

市丸右馬助ニ申付ケタル在所

市右馬へ申付候在所、存知之事、以時分、可加別所候、内々可被申候、恐々謹言、

十一月二日

(田原親資)  
資(花押)

○年末詳。田原親資(輔)ハ親邦トモ称シ、田原氏ノ庶家武威田原氏ニシテ、田原親賢(紹忍)ノ義父ナリ。

充 田原親資書狀

○市丸文書  
大分県史料一〇

〔紙封ウハ書〕  
市丸右馬助殿

親 資

〔編裏切封〕  
〔墨引〕

林九郎兵衛尉跡ヲ知行セシム

如存知之、當時濟々用所候、人使頼申候、然者林九郎兵衛尉跡之事、爲下地可被存候、判形之事、以時分可書出候、猶有永左衛門尉用口上候、恐々謹言、

十二月廿六日

〔田原〕  
親 資〔花押〕

市丸右馬助殿

10 椿八幡社棟札銘

○増補訂正編年大友史料一七  
東国東郡武藏尉椿八幡社

椿宮拜殿ノ土葺ヲ修造ス

上葺端爲祝延恭惟、椿宮四所炳如、止于中孚羅<sup>(悉)</sup>萬<sup>(マ)</sup>議哉、週于丈牀、巨扶桑國豊後州武藏郷鎮守椿八幡宮御拜殿一字、

天文八白己亥十一月二十二日、資修焉、大工六郎左エ門尉家吉、同小工等各々瑞超識之、

○難読ノトコロアリ。

七 椿八幡社棟札銘

○増補訂正編年大友史料 一七  
東国東郡武藏町椿八幡社

田原親資椿宮ノ  
上葺ヲ修造ス

天文八白己亥十一月廿四日御上葺、御領主右衛門太夫源親資公、奉行大光沙彌宗禪、奉行清成山城主マ藤原賢房、同慈祥寺窓籠、當郷執事綾目越後守藤原直吉、筆者極樂寺龔誌、

三 田原親資知行預ケ狀

○市丸文書  
大分県史料一〇

(包紙折封ハ書)  
一市丸氏

糸永丹波守跡等  
ヲ預ク

糸永丹波守跡糸原之内五段、并加マ蘆荻木工助跡十貫分付有之事、預遣之候、可有知行候、恐々謹言、

天文九年庚子十月廿日

(田原) 親 資 (花押)

市丸右馬助殿

○以下二通切封ノ跡ヲ存ス。糸原ハ武藏町ノ大字ニアリ(付録一参照)。



三 圖師通泉打渡狀

○市丸文書  
大分県史料一〇

〔包紙折紙ウハ書〕

市丸右馬助殿

圖師長門守

通泉

糸永丹波守跡等  
ヲ打渡ス

〔武藏郷〕  
當郷之内、糸永丹波守跡五段、蘆荊木工助跡貳町五段、合十貫分、任御判形之旨、打渡申所、執達  
如件、

天文九年拾月廿日

〔圖師〕  
通泉〔花押〕

市丸右馬助殿

四 某書狀案

○林文書  
大分県史料三五

居屋敷分徳代名

畏而申上候、仍而我等若輩事、數陳勵軍勞、就中此一兩年之事、眩御城誘、彼是夜白無油斷、遂堪忍  
候、若輩居屋敷分徳代名之事、近年弟候市介・久保平兵衛尉・山下七彌太彼三人江被宛行候、其  
上去年大水以來、井手大破罷成、田代河成過分候、此時小事入候御公役等、所勲難成候條、山下  
給所給所荒候付一篇候、右衛門尉 彼親之  
七右衛門給ノ二反地之事、我等カ本領申上、次作半申談作仕候條、此刻之爲御加恩と二反地事、可

然之樣以御取合、可被仰付事可着候、萬(カ)、(ク)

一 れいしん

一 御としの神御まつり

有増以二書申上候、

一 やまやく 右之前所敷御濟之候條、

一 谷やく 能く以御分別御取合奉頼候、

一 御公役

○以下三通年次未詳。假ニココロニ収ム。

## 五 直久目安狀

○林文書  
大分県史料三五

仲ノ小野徳代名  
堺ノ儀ニツキ訴  
フ

徳代名ノ堺ヲ定  
ム

田原縫殿方所持  
ノ証文

謹而致言上候、然者仲ノ小野徳代堺之儀、荷屬寺新兵衛入道方、六借被申懸候、今程如此之題目、可逐 上聞儀、雖斟酌千萬存候、既新兵衛入道方上讒之段、承候之條、以目安申上事

一 徳代名之事 御西殿様被成御用作候砌、田原縫殿助方被任先證、明白之上、一所中江能く被相尋、堺等之事、被定置儀無紛之事

一 田原縫殿助方所持候證文ヲ、可被成御披見之段、被仰候條、我等數度罷越、縫殿助方へ可得御意之通雖申候、彼堺不實之拵之由、人々批判与承及候條、御用作之折節、憲法踏渡候様、可被申分之由之事

武藏 郷

一右證文御不審之儀候者、縫殿助方へ直可被仰理候、彼證文於 御公儀、可爲顯然之間、不及申候事

島地押領

一島地我等所勘之内、過分新兵衛入道方、押領候事

田仲名徳代堺ニ石アリ

一田仲名徳代堺ニ石御座候處、被拔弃、種々被申掠之儀、寔爲求事被申事、不及是非候、每事被先立御憲法之旨、可被任道理事所希候、此等之趣、宜御取合可目出候、恐惶謹言、

卯月六日

直久(花押)

千徳坊

(奥切封)  
「(墨引)」

○仲ノ小野(中ノ尾カ)・徳代・田仲等ハ、安岐町大字両子ノ小字ニ現存セリ(付録ニ参照)。

### 其 申 狀

○林文書  
大分県史料三五

符屬寺新兵衛違  
乱  
御西殿様徳代名  
御用作

畏而申上候、然者符屬寺新兵衛入道方、某山野違亂被申懸候間、以目安御役所迄申上候、御西殿様徳代名之事、被成御用作候、御奉行田原縫殿助方、以引付ふみわたされ候、縫殿助方證文所持候間、始申終致所望候て、綾部良忠・千徳坊へ懸御目候、新兵衛方證文くらへ、一目茂先ノ可用證文之由、被申候間、寫案兩方綾部殿・千徳坊被成御披見候、ねんかうはるく我々證文明白、又者卅ヶ年已來、田原縫殿助方被引渡候さかい、某所勤仕候事其隠なく候、我等若輩之故、種々被申掠候

儀、不及是非候、聊某申事非分無御座候、御憲法之儀、縫殿助方何人も、可被成 御尋候條、新敷  
不及申上候、此等之旨、可然様

○札紙ヲ欠ク。

七 田原親實知行預ケ狀(紙切)

○草野文書  
大分県史料一三

(編纂切替)  
「(墨引)」

上表セシ武蔵郷  
重藤村半分代地  
トシテ安岐郷守  
江三町ヲ預ク

親父新次郎親忠粉骨之次第、不異他候之處、居屋敷内重藤村半分之事、長永上表候哉、松春院殿、  
被背御判形之旨候歟、此謂存分無餘儀候條、爲右代地、安岐郷内守江參町地(先知行富來  
新右衛門尉近年所領)之事、  
下地云、土貢云、一圓預遣候、知行不可有相違候、猶任闕地、可宛行狀、如件、

天文十三年  
五月十九日

(田原親實)  
(花押)

如法寺能登守殿

八 國東郷等大工職源董次覺書

○今富文書  
大分県史料二五

○天文十八歲己正月十二日。本文省略。全文ハ「國東郷史料」二四九号ニ収ム。

武蔵郷

克 大友義鎮知行預ケ狀

○小田原直文書  
大分県史料一〇

安岐・國東兩郷  
政所職武藏郷余  
名ノ地等ヲ預ケ

安岐郷・國東郷兩政所職、武藏郷餘名之内、田原近江守上表之地拾町、國東郷之内關所分拾壹町分、

同足田左衛門尉・富來彦三郎上地分、并筑後國秋月種方先給之内百町分坪付在紙事、預進之候、可有

知行候、恐々謹言、

(天文二十一年頃)  
三月三日

(大友)  
義鎮 (花押)

田原次郎殿  
(親實・親宏)

へ 田原親宏安堵狀

○田代文書  
大分県史料一〇

没収拘地ヲ返付  
ス

代々拘來候給地之事、近代子細あり、令没収候(上脱之)いへとも、わひ言深重之條、返遣之候、此旨をまもり、諸祭已下、并すち目之奉公、無緩可勤者也、萬一無沙汰おるてハ、可改易所、如件、

天文廿貳年十二月廿一日

(田原親宏)  
(花押)

預り  
新三郎とのへ

親父一跡安岐・武藏兩鄉内知行ヲ安堵ス

## 二 大友義鎮一跡安堵狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料二〇

親父中務少輔一跡、安岐・武藏於兩鄉、廿貫分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)  
十二月十三日

(大友)  
義鎮 在判

田尻三河守殿

## 三 大友義鎮點役免除狀

○大友家文書録  
増補訂正編年大友史料一九

野津院之内、其方御給地之事、萬雜諸點役、可爲免許候、武藏鄉二町分事、同前候、爲御存知候、

恐々謹言、

(年未詳)  
九月十七日

(大友)  
義鎮 在判

田村三河入道殿

## 三 田原親董書狀

○入江文書  
大分県史料一〇

態申候、重藤忠節事、其方淵底可存候哉、忠賞之者、無足に候する事、准儀に相違候敷、重藤給地

重藤給地ハ半分

武藏郷

ヲ拘ヘ安堵ノ時  
代所ヲ遣ス

之事者、半分相分候て、半宛可被拘候、其方忠節茂、無比類之間、給地皆案堵之時者、代所可遣候、此上にて菟角候者、被謂事候、無違亂可申合候、此忠節たち候へは、其方之忠節も、たち候すと存候、此類(雜)しゆんき(也)よ多候之間、とかく被申問敷候、爲心得申候、委者、利行新藏人可申候、恐々謹言、

卯月十七日

(田原)  
親 董 (花押)

(切封ウハ書)

(墨引)

如法寺六郎殿

親 董

八四 田原親董知行宛行狀

○入江文書  
大分県史料一〇

重藤ヲ相分セン  
メ闕地ニ貳五百  
文ヲ宛行フ

(武藏郷)  
重藤相分之事、判形之前、對彼乙王申付候、如先前、以檢使、可有其沙汰候、然者、不足分之事、訴訟候之間、重而以闕地貳貫五百文之辻、可宛行候、舊領悉還附之時者、拾貫分可加扶助候、於向後、不可有忘却之儀候、彌忠勲之次第、肝要候、恐々謹言、

五月二日

(田原)  
親 董 (花押)

如法寺六郎殿

渡海忠愍ヲ尽ス  
ヲ賞ス

重藤相分ニツキ  
關地トシテ來浦  
村・武藏郷内ノ  
地ヲ預ク

五 田原親董感狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

其方前々奉公之趣、連々令存知候、殊今度孫事、新五左衛門以同心、渡海之段、面々忠愍連續、喜  
悅之至候、老足之儀候間、進退事者、成次第ニ才覺、干要ニ候、遂本意候者、別而可賀之候、恐々  
謹言、

六月二日

(田原)  
親董

片山越後入道殿

六 田原親董知行預ケ狀

○入江文書  
大分県史料一〇

就去年重藤相分儀、過濟之分約諾辻、得其意候、併今程無闕所候之間、先以來浦村内廣津織部助拘  
分・同中間新右衛門拘分、武藏郷内於餘名内田地三段之事、預遣候、彌忠意肝要候、恐々謹言、

七月廿六日

(田原)  
親董(花押)

如法寺六郎殿

武藏郷



六七 田原親董書狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

名代次郎參陣  
近日對陣  
爲名代、次郎參陣候、此節人數等、可致馳走之由、被成御下知候、從於伯茂(飛殿之)、内々子細共候間、別而彼方深重於申談ハ、爲彼用意條、人數差加度候、就其、先日以着到申觸候所、各合點之趣、誠神妙之至候、然者、近日可爲對陣候間、此砌著陣干要ニ候、一段忠儀たるへく候、猶溝部藤兵衛尉可申候、恐く謹言、

十一月六日

(田原)  
親 董

片山神兵衛尉殿

六八 田原親董書狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

參陣ナキヲ責ム  
溝部石見守同參之由、申候處、于今延引無曲候、今度之御弓箭、馳走之事、只今歸國之基候所、各油斷以外之儀ニ候、年内於無參陣者、重(而之)く不及申付候、恐く謹言、

十二月十四日

(田原)  
親 董

片山神兵衛殿

まいる

源幸増ヲ預職ニ  
補任ス

武藏郷司宇佐宿  
禰

八九 奈多八幡宮預職補任狀

○田代文書  
大分県史料一〇

奈多八幡宮

源幸増

右人、補任預職既畢、

大宮司 宇佐宿禰 (花押)

權大宮司 源朝臣 (花押)

宮代 宇佐宿禰 (花押)

辨官 宇佐宿禰 (花押)

武藏郷司宇佐宿禰 (花押)

○年月日ヲ記サズ。紙面ニ奈多八幡ノ朱印三顆アリ。

九〇 某手日記(折紙)

○永弘文書  
大分県史料六

○(弘治三年五月)。本文省略。「園東郷史料」二六九号ニ収ム。

武藏郷

九二 田原親宏感狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

豊前出陣ノ時ノ  
軍勞ヲ賞ス

今度豊前國出張之刻、從前辛勞候、殊六月廿日、至山田安藝守隆朝要害軍勸、同七月四日、於馬  
岡城攻口、粉骨之趣、誠神妙候、彌忠儀干要候、追而可顯志候、恐々謹言、

(私治三年)  
七月廿三日

(田原)  
親 宏

片山市允殿

まいる

九三 田原親宏感狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

於豊前國京都郡、董久以隨身、別而遂馳走候、感悅候、彌勸功專要候、恐々謹言、

十一月十三日

(田原)  
親 宏

片山市允殿

まいる

豊前京都郡ニオ  
ケル馳走ヲ賞ス

近年出陣ノ軍勞ヲ賞シ豊前ノ地ヲ預ク

軍勞ヲ賞シ豊前ノ地ヲ預ク

九三 田原親賢知行預ケ狀

○市丸文書  
大分県史料一〇

(包紙折封ウヘ書)  
「市丸彈」正忠殿

親賢

近年度々出陣之刻、父子同前、馳走誠軍勞之儀、無比類候、爲其賞、豊前國宇佐郡高家郷内貳町・同郡常徳内壹町坪付在別紙事、預遣之候、不可有知行相違候、恐々謹言、

九月廿日

(田原) 親賢 (花押)

市丸彈正忠殿

九四 田原親董知行預ケ狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

以代々筋目之儀、數年勞功、殊於當陣勲功之次第、誠神妙之儀候、然者爲忠賞、豊前國京都郡入覺村之内參町・下毛郡野中郷内貳町、預遣候、下地云、土貢云、全可領知事、不可有相違之狀、如件、

永祿三年十月七日

(田原) 親董

片山市允殿

壺 田原親宏知行宛行狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

永松勘解由允跡  
一所ヲ宛行フ

永松勘解由允跡一所貳段地事、任先判之旨、充行畢、彌奉公干腰候、恐々謹言、

四月廿八日

(田原) 親 宏

片山市允殿

まじる

六 田原親宏感狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

親以來ノ忠儀ヲ  
賞ス

親已來之忠儀、無忘却候、仍今度爲訴訟之儀、萱嶋長門守在府候、以同心、別而辛勞神妙候、必以時分、可賀與候、恐々謹言、

六月三日

(田原) 親 宏

片山市允殿

まじる

辛勞ヲ賞シ一層  
馳走セシム

無足辛勞ヲ謝シ  
豊前御判地ノ内  
ヲ扶助スルヲ伝

九七 田原親宏感狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

就今度灘手閉目之儀、兩人一段辛勞之通、董久・宏勝依申、令存知候、無緩之趣、感悅之至候、彌  
如此之類可馳走事、頼入候、猶從兩人所可申候、恐々謹言、

十一月四日

（田原）  
親 宏

後藤對馬守殿

片山左京進殿

まいる

九八 田原親宏書狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

以無足之上、數年辛勞之段、雖不忘却候、闕地依無之、不顯其志候、然者、豊前國御判地不足分甘  
町餘、急度可請上意之條、於彼内貳町、可加扶助候、以此旨、今度別而馳走、可爲祝著候、恐々謹  
言、

十一月九日

（田原）  
親 宏

片山右京進殿

武藏郷

九 吉弘鑑理官途狀

○若林文書  
大分県史料三五

十右衛門尉ノ官  
途ヲ与フ

十右衛門尉望之旨、令存知候、恐々謹言、

正月廿三日

(吉弘) 鑑理 (花押)

徳代新十郎殿

(奥切尉) 「(墨引)」

○吉弘鑑理卒去八元龜二年。

100 親兼・董爲・諸久連署副狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

片山左京進ニ下  
毛保内ノ地ヲ打  
渡サシム

於下毛保内、片山左京進貳町地、被成御扶助候、忠儀之仁ニ候、可相望餘人候、御判形之前、無相違、可被打渡候、恐々謹言、

九月九日

諸久

董爲

親兼

萱鷗丹後守殿

松木掃部助殿

まいる

101 親兼・董爲・諸久連署副狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

片山・原兩人ニ  
下毛保内二町宛  
ヲ打渡サンム

至片山左京亮・原主計允、於下毛之保、貳町宛分遣候、御書道行之前、少茂無相違、可被打渡事、肝要存候、兩人斗究籠勞、于今奉公無緩候、御存知之前ニ候、恐々謹言、

十月十二日

諸久

(松木掃部助)  
松掃

董爲

(金嶋母後守)  
萱丹

親兼

まいる

102 羽仁田幸次粃米借用狀

○田代文書  
大分県史料一〇

(端裏ウハセ)

田代新左衛門尉殿

羽仁田源右衛門尉

借 狀

幸次

粃二石三斗ヲ借

依立用候、粃貳石三斗申請候、彼地田一段地之事、本物返□まで、可有御作と者、以面談申候、其

武藏郷



リ本物返ニ田地一段ヲ入ル

内違亂申間敷（候、為カ）後日一筆、如件、

永祿（十）つちのへ三月廿六日

（羽仁田）幸次（花押）

田代（新左）衛門尉殿

1011 高明書狀

○田代文書  
大分県史料一〇

渡領調物ヲ催促ス  
杜奉行存知ノ儀ハ直札ニ預カリタシ

就渡領調之儀、舊冬使被差越候之處、至奈多殿、尋可被申之由、預御返事候、無御心元存候、當職取沙汰之儀者、從往古社例事候、併自今以後、御社奉行可有御存知之儀候者、御直札預御披見候者、必可令達上間候、於無其儀者、右調物之事、到彼使、可有御渡候、猶用御狀候、恐々謹言、

三月廿五日

高明（花押）

田代出雲守殿

御宿所

1012 田原親宏感狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

防州芸州陣ノ軍  
勞及ビ父戰死ヲ  
賞ス

今度至防州山口上著、悦入候、仍先年、於藝州金山陣、父采女允戰死候、不便至ニ候、必歸國之時、可賀申候、恐々謹言、

七月十九日

(出願) 親 宏

片山神六殿  
まいる

115 奈多鑑基書狀

○田代文書  
大分県史料一〇

疵養性ヲ訪イ快  
氣出陣ヲ促ス

疵養性如何候哉、爰元開陣近々候之條、乍案中候、疵快氣候者、着陣待入候、其元何茂、被官中被  
申觸、急度着陣可然候、事外可爲晴候、爲存知候、恐々謹言、

九月廿三日

(奈多) 鑑 基 (花押)

田代新左衛門尉殿

116 由原宮造營國東郡間別調除分注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○天正五年丙六月一日。本文省略。「國東郷史料」三四〇号二收入。

117 國東郡諸給人居屋敷調銀子辻注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○(天正五年丙)六月一日。本文省略。「國東郷史料」三四一号二收入。

武藏郷

108 田原紹忍親一跡安堵狀

○市丸文書  
大分県史料一〇

〔包紙ウハ巻〕  
一市丸弟殿

紹忍

父戰死ヲ賞シ一  
跡ヲ安堵ス

於日州高城表、親父左京亮戰死、忠貞無比類候、仍一跡之事、任與奪之旨、領掌不可有相違候、

恐々謹言、

（天正七年九）  
三月十八日

（山原親賢）  
紹忍（花押）

市丸弟殿

○切封ノ跡ヲ存ス。

109 田原宗龜親安堵狀（紙折）

○大膠文書  
大分県史料八

武藏郷余名役職  
ヲ安堵シテ社諸  
点役等先例ヲ守  
ラシム

武藏郷余名役職之事、祖父已來由緒之條、今被成裁許訖、然者、寺社其外諸點役已下、任舊例、其成敗專一候、倍守此旨、全領掌肝要之狀、如件、

天正七年卯月十九日

（山原親宏）  
宗龜（花押）

如法寺藤五郎殿

父左京亮日州高  
城戰死ヲ賞シ跡  
目ヲ安堵ス

当切寄衆逆意ニ  
ツキ先非ヲ改ム  
ルニヨリ宥免ス

110 田原紹忍親一跡安堵狀

○市丸文書  
大分県史料一〇

〔田原親賢封シハ書〕  
一市丸弟殿

紹忍

父左京亮夏、於日州高城籠、戰死之次第、忠貞無比類候、何様取鎮、一廉可顯其志候、仍而資次壹  
跡分之事、自他國相加、相續之旨、領掌無別儀候、全知行肝要候、恐々謹言、

(天正七年也)  
六月卅日

(田原親賢)  
紹忍(花押)

市丸弟殿

○切封ノ跡ヲ存ス。

111 田原親家書狀(紙切)

○田代文書  
大分県史料一〇

今度當切寄衆之事、逆意不隱(マ)便候之條、一途之御下知、雖深重候、改先非懇望之間、尖令(先カ)分別候、  
彌於抽忠儀者、一稜可扶助候、恐々謹言、

十月七日

(田原)  
親家(花押)

田代出雲守殿

武藏郷

二三 田原親家書狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

先非ヲ悔イ降参  
スルヲ赦免ス

今度當切寄衆中之儀、逆意雖前代未聞之儀候、改先悲(マ)可馳走之由、對二若懇望候間、尖令(先)分別候、  
彌碎手、於抽忠儀者、一稜可加扶助候、倍守此旨、可被勵勸功事、干要候、恐々謹言、

十月七日

親家(田原)

片山越後守殿

まいる

二三 田原親家書狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

先非ヲ悔イ味方  
ニ参ルヲ赦免ス

今度當切寄衆中、逆意之企、不穩便之條、一進之御下知、雖深重候、改先非懇望之間、被成御赦免  
候、然者向後、別而於勵新忠者、一稜可扶助事、不可有餘儀候、恐々謹言、

十月七日

親家(田原)

片山内記兵衛殿

まいる

二四 田原親家安堵狀

○安見文書  
大分県史料一〇

(口紙ウハ書)

一田原親家公許免狀

(符箋)

一 大友義統公六番御弟藤六郎、

御許狀一通大友新九郎源親家公

田原家斷絶故、田原右馬頭親實公

御名跡ニ成給、田原常陸助親家ト御改、

永祿五壬戌年

安見藤六郎

(端裏切封)

一 (墨引) 一

当社祝職ヲ安堵  
ス

当社祝職之事、父右京大夫任與奪之旨、可存知之通、<sup>(田原)</sup>紹忍御一通令披見候、於親家茂、向後不可有  
相違候之條、彌無油斷、可被抽懇祈事、肝要候、猶清成善左衛門尉可申候、恐々謹言、

拾月廿三日

<sup>(田原)</sup>親家 (花押)

安見藤六殿

○田原親家花押ハ、天正三年〜九年頃ノモノ。符箋ノ「永祿五壬戌年」ハ誤リナルベシ。

二五 大友義統感狀(紙切)

○市丸文書  
大分県史料一〇

(包紙折封ウハ書)  
「市丸長門入道殿

義統」

今度從最前、睨以在城軍勞、殊折々、粉骨深重之由、感入候、雖無申迄候、彌(由慮)紹忍任指南、可勵馳走事、肝要候、必可賀之趣、猶小田原左京亮、可申候、恐々謹言、

(天正八年)  
十一月一日

(大友)  
義統(花押)

市丸長門入道殿

二六 田原親貫感狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

今度武藏要害、并福壽院切奇(巻)落去之刻、於攻口碎手、頸壹被討取候、誠(マ)憾悅候、必追而可顯其志候、彌可勵忠儀事、頼入候、恐々謹言、

(マ)  
天正八年  
十二月廿七日

(由慮)  
親貫

片山越後守殿

まいる

○田原親貫(天正八年七月頃亡ブ)。本文書ノ年月ニハ誤写アルカ。

武藏要害等ニオケル忠節ヲ賞ス

二七 豊後國志

吉弘鎮理今市城  
ニ居ル

今市寨在武藏郷今市村、  
吉弘鎮理初居焉、

○『武藏町史』ニハ、「字今市（編者注大字古市）から成吉（大字）に跨る地域にある通称城ノ台と呼ぶ高地が今市城趾である。」トアル。故河野清実氏ハ『國東半島史』ニオイテ、吉弘鎮理ハ高橋ヲ継イテ紹雲ト号シ、筑前岩屋・宝満兩城ニ拠ツタ武將デ、当城ヤ当郷ニ關係シタ史料ハナク、從ツテコレハ武藏田原氏ノ城デナケレバナラヌトシ、『國志』ノ記述ヲ否定スル（下卷三四三頁）。

二八 田原紹忍親賢安堵狀（紙切）

○安見文書  
大分県史料一〇

（包紙ウハ書）

「田原近江入道紹忍公許狀」

（切封）  
「（墨引）」

（卷八標記）  
宮司職之儀、一度申付候上者、彌以不可有相違候、倍祈念肝要候、恐々謹言、

（田原親賢）  
紹忍（花押）

三月廿二日

安見右京大夫殿

宮司職ヲ安堵ス

武藏郷



二九 田原親家知行預ケ狀

○津崎真澄文書  
大分県史料一〇

武藏郷余名内十  
貫文等ヲ預ケ  
八坂売地西園名

面々忠貞之趣、不準他候之間、一兩人並之合力、雖勿論候、先以余名内拾貫分重藤右衛門、八坂賣地

之内西園名、同森分預遣候、仍闕地次第、可加扶助候、全可爲知行之狀、如件、

天正九年八月十五日

(田原) 親家(花押)

津崎大和入道殿

三〇 田原親家名字狀(紙切)

○田代文書  
大分県史料一〇

甚三郎ノ仮名ヲ  
与フ

甚三郎望の事、可存知候、謹言、

二月廿一日

(田原親家)  
ちか家(花押)

預三郎殿

○田原親家花押ハ、天正九年十月十三年正月頃ノモノ。

三三 田原親家感狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

去年十一月廿日於宇佐表、勵粉骨、殊今度時枝切奇廻り、兩日相勤、碎手之趣、究淵底候、連々以無足之上、至兩陣心掛之段、神妙候、必追而、可顯其志候間、倍馳走肝要ニ候、恐々謹言、

天正十 五月三日

(田原) 親家

片山源六兵衛殿

三三 詫磨隆仙・同麟專連署奉書寫

○片山文書  
大分県史料一〇

當郷兩代職之事、片山越後守訴訟之儀、任御吹舉之旨、遂披露候之處ニ、被成御分別候、珍重存候、如被成上意者、親父越後守事、號代武家・社家共ニ、才判干要之由ニ候、息八郎事者、片山二字大忠之事ニ候間、右之連續干要之通、被仰出候、此謂先以、上意之趣申入候、爲御存知候、恐々謹言、

八月廿八日

義統家老

(詫磨) 麟專

同斷

(詫磨) 隆仙

武藏郷

吹拳ニ任セ兩代職ヲ片山越後守ニ安堵スルヲ伝フ

宇佐表ノ軍勞ヲ賞ス

武藏郷

五〇八

(田原)  
親家家老

萱嶋美作守殿

御宿所

一三 田原親家書狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

無足軍勞ヲ賞シ  
扶助ヲ加フルコ  
トヲ告グ

就今度參陣之儀、雖爲無足、別而可抽軍勞事、可爲祝著候、依忠儀淺深不誤、自他國、何様可加扶  
助候、可得其意候、恐々謹言、

天正拾一

十一月十四日

(田原)  
親家

片山八郎殿

まいる

一四 志音譽法名書出

○市丸文書  
大分県史料一〇

取名  
稱譽妙信

天正拾三年四月三日

志音譽(花押)

筑前把木郷池田里城攻口ニオケテ父源六ノ戦死ヲ賞ス

父戦死ニツキ一跡ヲ安堵シ奉公ヲ励マシム

一五 田原親家一跡安堵狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

今度筑前國把木郷發向之刻、池田里城於攻口、父源六兵衛戰死、誠不使之至候、併忠儀無比類候、然者一跡之事、全連續、不可有相違候、以此旨、奉公可爲肝要候、仍狀如件、

天正十三  
壬八月廿三日

(田原) 親家

片山熊千代殿

まいる

一六 田原氏老臣連署副狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

今度筑前國把木郷發向之砌、池田里城於大手、父源六兵衛被討死候、先以所帶相抱分事、連續之被成御裁許候、今般之粉骨不異于他之條、必向後可被加賞候、以此旨、彌奉公可爲專要候、恐々謹言、

天正十三  
壬八月廿三日

託广佐渡入道  
麟專

溝部山城守  
統秀

武藏郷

萱嶋美作守  
宏 籌

溝部右衛門大夫  
鎮 忠

津崎大和入道  
麟 春

森越中守  
鎮 幡

萱嶋和泉守  
鐵 庫

竹田津志摩守  
鎮 増

片山熊千代殿

まいる

三三 吉弘統幸知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

於日州、息連右衛門事、宗<sup>(吉弘)</sup>同場之戰死、感悅候、其已後、田原親貫<sup>(忠)</sup>忠行<sup>(忠)</sup>之砌、統<sup>(忠)</sup>幸事、如御座  
所令參上、數月堪忍之折節、依幼雅雖不辨東西候、其方事、聊<sup>(忠)</sup>以供奉、種々勵<sup>(忠)</sup>辛勞、就中至爰元  
者、爲人質、妻子等鞍懸麗<sup>(忠)</sup>差登、始中終以斗略相補候故、代々忠儀之筋目、毛頭無替儀、被成<sup>(忠)</sup>

日州及比田原親  
貫反逆以下ノ忠  
節ヲ貫シ所領ヲ  
預ク  
鞍懸二人質

屋山岳籠城

兩子山藥王丸名  
長岩屋内面之屋敷  
緒方莊日小田

御感、其後豊・筑・日向其外所々在陳、殊屋山岳籠城之刻、方々破却故、南北之親類中、悉同城之

砌、粮等無懈怠被相續、其故、何茂無難被遂本意、祝着。候、仍爲其實、兩子山之内藥王丸名、長  
岩屋之内面之屋敷、緒方庄之内日小田百貫分役職之事、預進之候、全知行肝要候、恐々謹言、

天正十七年正月五日

統 幸在判

諸田土佐守殿

三六 田原親英感狀寫

○片山文書  
大分県史料一〇

除国退国ノ際ノ  
忠ヲ賞ス

今度國家依不慮之成行、退國候之所ニ、乍客輩、其届神妙之至候、万一於本意達者、別而一稜可賀  
之候、恐々謹言、

七月十一日

親 英

片山熊千代殿

まいる

三九 大友吉統書狀(紙切)

○竹中家文書  
大分市吉野下津留諏訪一男藏

○(天正十八年カ)八月十九日。本文省略。「國東郷史料」四一六号ニ収ム。

一〇〇 大友家義統公時國東郡士交名

○豊後檢地記  
太宰管内志下

○年未詳。本文省略。全文ハ「國東郷史料」四二一号ニ収ム。

一〇一 椿八幡社棟札銘

○増補訂正編年大友史料二八  
東國東郡武藏町椿八幡社

椿八幡宮拜殿ヲ  
造營ス  
大檀那田原親盛  
田原紹忍

恭祝上棟一字、天長地久鉅日本國豊後州國東郡武藏郷椿八幡宮拜殿、  
于時文祿貳白癸巳卯月廿六日建立之、恭以檀家繁榮、萬民快樂之基也、大檀那田原民部太夫源朝臣  
親盛、大檀那田原近江入道沙彌紹忍、造營奉行清成三郎右衛門尉藤原賢昌、當郷執事田北權内允源  
統眞、大工野地内藏丞藤原家重、鍛冶福田玄内允藤原幸次、小工同惣右衛門尉藤原家久、至祝至禱  
曩誌之、

付 録

一 武藏田原氏系圖

○大友田原系圖  
大分県史料一〇

氏能 略○上

親

眞

號田原、童名徳一丸  
讃岐守、法名道楨

○田原惣領  
家、下略

親

信

又三郎

略○下

中

能

號國弘、次郎

略○下

親

昌

號武藏田原  
又次郎、上野介

親

勝

三郎  
能登守

親

氏

又三郎  
近江守

親

直

又二郎  
中務少輔

親

益

三郎  
兵庫助

親

榮

又二郎  
民部少輔

親

邦

又二郎 右衛門大夫  
後號親輔 (資)

親

賢

近江守  
(紹慈)

親

盛

民部少輔



二 東国東郡国東町(大字治郎丸・綱井・重藤)・武藏町・安岐町(大字両字・富清・糸永)大字・小字一覽表

(1) 国東町(大字治郎丸・綱井・重藤)

| 大字  | 小字                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 治郎丸 | 浜、川尻南、川尻北、岩フチ、高松、平谷、堂前、ヨシコソ、三フ、仲林、シテ西道、シテ東道、浦谷、シテ、シテ上、正光寺、ナラ原、庄藏谷、寺浦、寺山、門前、浦、ムナソリ、鼻先、竹下、稲荷、新漣、山下、柳田、帯田、大平、後野、宮東、宮ノ西、ユバノ谷、中ヨシ、出口、ウバガ道、フカ道、竹木、長田、川内、論地、狭間田、袖山、立花道、水シカ谷、二反田、惣田、後畑、ヒ道、コカゲ、尻ノ田、礼ケ道、外田、大カゲ、平原、袖ノ木道、上新漣                                                         |
| 綱井  | 浜辺、筒井、寺田、六反田、畑田、ニレノ木、モヲ谷、牟神、門田、亀市、糸永、年行、塔ノ木、田中、釘本、森前、往還下、森、森畑、三反畑、道田、綱井畑、下綱井、天神原、富来田、野竹、鳥居、古馬場、浜筋、向浜、長溝、北田井、中尾下、池下、ムカイ、中尾、竹光、弁分、大隈、大台、東源、フロノ木、平尾池下、平尾下、木ノ下、下平、浜田、五反田、塩入、イツキ、内野、ハナテ、平尾、池ノ口、カシヤマ、浦山、西浦山、野地、西大台、仲畑、池ノ上、道、山井ケ道、太塚、往還上、井手口、淵ノ上、丸田、長田、秋吉、山神、タロサ、広畑、鳴石、高次下、古池下、 |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重藤 | 道知、中鼻、古池、古池ノ口、柳谷、乳母ケ懐、東小坪、大橋谷、耕地深作、高地小日陽、高雄、<br>綱井山、高次、上鴨石、山神上、岩山、美迫谷、草場、美迫、笹ケ塔、台平、祇園山、柚ノ木迫<br>浜、黒田、如來、ナラハラ、読川、長昌寺、午頭谷、北台、屋敷、十王前、十王、下ノ原、羽山田、<br>井田、大屋敷、白ハゲ、麦田、四反田、寄地、宮下、川原田、ナキノ、四升田、健庄、ホキノ下、<br>切池、シヨリ、池ノ口、シヨリ中、尾平、平、カケ平、中ノ西、大上、池ノ尻、シヨリ影、影平、<br>権現、観音平、丸尾日平、丸尾影 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 武蔵町

|    |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大字 | 池の内                                                                                                                                                          | 小字                                                                                                                                           |
| 内田 | 池添、下中、小坪、尾崎、ナラワラ、上ノ平、日向、四ツ枝、前、中村、大平、上村、石原、中道、<br>飛松、芝原、河内、市ケ迫、ウバ、高橋、大迫、池ノ口、ソウカ、権毛田、川原、権毛田平、大松<br>下、影平、板屋、井ノ尻、中スカ、寺下、寺迫、岩ノ上、墓ノ下、カゲヒラ山、丸尾、ユキヨシ、<br>坪井、尻ウシ、中林、浜 | 権応寺、宮詰、長田、橋田、大田、カナ田、外田、過鳥、中スカ、鎌田、浜田、坪井、上坪井、円<br>重寺、尾辻、カシヤ畑、ハリマ、東、寺田、前田、竹ノ内、日焼、有松、向田、平掛、美婦、糸井<br>田、山辺、カノ木、ツカハザ、僧頭、熊、中熊、熊ノ鼻、大光寺、内屋敷、野中、大平、水谷、敷 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 古市  | <p>天、又、野田、ミドリ、中ノ前、井手口、山下、池ノ下、太郎沼、平伝寺、宮西、宮、屋敷、別寺、堀ノ上、八カ屋敷、国永、北畑、西坪井、ツクサコ、上ノミノ、日平、唐木、崩影、山神影、姫山、牧殿、薬圃平、福ヨリ、野崎、北新田、宮ノ西、過畑、オトリ、海地、天神</p>                                                                                                   |
| 糸原  | <p>川原田、見ノ坡、シノ原、片見鳥、高田、平田、藤本、下河原、裏側、前川、北本町、正月田、森、フケ、今市、西ノ川、松原、城ノ下、向田、木ノ下、半切、カクツ、土田、久保田、美満田、二八、田、椿、京田、下見、鎌田、朽木、アナイモト、坂木、堤迫、城ノ東、城山、城ノ西、城、中尾、味噌谷、谷ノ奥、金比羅平、上ノ平、餅田</p>                                                                      |
| 小   | <p>川口、中坪、川面、中村、於人、御馬出、ヤセタ、常泉坊、上殿、馬場、大通寺、市場、原、無田、門、連仏、田平、ミナト、津和田、仁礼木、丸田、唐室、芝原、イツキ、赤ハゲ、鳥手、ハリ山、新カイ、石井、山ノ後、勝手迫、行者原、府内谷、西行者、藤ヶ迫、大海田、見上、東長迫、神手、上神手</p>                                                                                      |
| 三井寺 | <p>辰巳、陣山、中迫、樋口、七股、畑方、スダ、宮林、大良、東尾、中園、東泉、前田、赤根、其山、二反田、丸尾、小包、宮下、園田、東田、午谷、三石、上園、荒手、倉迫、円通院、芝原、クルミ、外川、下川、久井原、町畑、勇首、道免、北門、広石、枝金、当官、上古アン、奥迫、苗代田、向畑、庚申、平原、上ノ段、火寺、鶴井、時枝下、宮ノ前、仲道、峯ノ上、上之神、時枝、流東、東ヶ迫、時枝上、長峰、鳥越、梨平、荒神、利生寺、不老迫、地藏ヶ谷、駄羅原、松合、二ツ迫、伊</p> |

|     |                                                                                                                              |    |                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |                      |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------|
| 志和利 | 屋敷、前田、上ノ堂、立中場、西ヶ平、城ノ木、白石、松原、野田、平山、秀、尾崎、中屋敷、中上ノ坂、平原、前、日南、権現平、柳田、行田、上ノ坂、上屋敷、迫田、馬場田、道面、カンノ木、三出、ツツラ、日掛、竹ノ下、赤松、後園、カジヤ畑、木ノ木、松合、御座所 | 成吉 | 松久、片峰、屋敷、丸尾、荒平、砂子田、高田、前田、赤ハゲ、上平、石田、戸取、城、下平、後野、大久保、祢宜田、清末、兵庫 | <p>王</p> <p>久保田、嶋殿、尾迫、長見、荒平、丸尾、竹ノ下、友成、山下、山首、殿越、弁畑、有安、成信、尾辻、秀、野平</p> <p>後野、日向、松久、石田、中川、七ツ江、椋ノ木、孟谷、年行、菅蓋、河原田、梶所、川、宮ノ木</p> <p>小倉持、宮尾、叶測、長野、登ヶ迫、東ヶ迫、臼迫、馬場、下井手、貴舟、上井手、小畑、中村、イバ、向田、美婦、日懸、鶴、山口、西ノ園、東陰平、平原、松迫、岡畑、八迫、下長谷、中長谷、上長谷、松迫上、松ヶ迫、大河内、野平、尾迫、高畑、松ノ迫、松ヲ迫、上東ヶ迫、小野越、新貝、子ゴリ、東ヶ谷、上松迫、大内迫、水ヶ迫、竹ノ本陽、竹ノ本、タヌキ平、笹ヶ尾、桜ヶ谷、山神、ノカ、三反畑、松迫蔭、下高次、脇迫、田中上、五反田、恵良、西陰平、上ノ園、岡、岡田、地田、前田、竹西、中台良、飛ヶ迫、五腕田、大内迫、東大内迫、高次、合良、日向、花合、下日向、中日向、上高次、登ノ迫、梅ノ木迫、ツゲガ迫、ガラソ、谷カド、ツエガ迫、小山、倉谷、杖ノ迫、日向</p> | 吉弘 | <p>付録</p> <p>五二七</p> |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------|

|                                                                                                       |                                                                            |           |                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>東小谷、舟木、乳母ノ懐、屋根ケ追、秀、折立、池ノ上、トクリ山、池ノ下、水ケ元</p>                                                         | <p>惠良山、雨包、谷ノ迫、安田太郎、立ケ追、池ノ寄、種ケ追、恩田、永迫、西ケ谷、小畑、宮ノ谷</p>                        | <p>麻田</p> | <p>丸小野</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>金押、立掛、大平、迫、大條、カイテ、尾崎、陰平、志割田、六反田、中平、文珠平、後野、久保、宮ノ上、エキ、小畑、樋ノ口、向田、大明、平石、塔ノ迫、シンカイ、西、間熊、高次、石倉、竹ノ上、横畑</p> | <p>八反田、原、掛藏、平、小原越、久保田、中畑、大平、壹本木、竹ノ下、二反トウ、赤松越、石川内、吉ノ木、中ノ迫、高尾、内畑、山ノ神、馬場越</p> | <p>挟間</p> | <p>金藤、山口、向田、小野越、寺ノ上、田城、堂免、岡、岡ノ下、平藏、小ヶ倉、和三田、宮ノ上、山ノ下、石ケ追、リヨヲシ、上迫田、ウト、ス子ハタ、子ビキ、大ウト、丸山、高地田、タイラ、尺一、種ケ追、上迫、土ナシ、前田、平原、井ノ迫、竹ノ上、尾東、七ツ枝、馬場迫、大迫、中園田、大迫ノ下、馬場ノ下、仲村、馬場ノ上、桐ノ木、片峰、ホキノ下、野添、小河内、上ノ迫、ケソアン、仲西、弥太郎、片城、持想、久保田、人馬越、柿園、下片峰、井ノ下</p> |

○右「武蔵町大字・小字一覽表」ハ、町教育委員会臺隆道氏ノ現地ニツイテ調査作成サレタモノデアアル。氏ノ御協力ニ深謝スル。

(3) 安岐町 (西武藏区)

| 大字                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 小                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 字 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 両子                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |   |
| <p>園田、園田ノ上、伽羅、水ヶ迫、川原、峰ノ上、徳光、天徳、師坊、財間、二郎丸ノ上、二郎丸、中屋敷、迫田、東ノ上、徳代、中ノ迫、河内ヶ迫、堂ヶ迫、縁木、小園、小園ノ上、平石、馬場、若反田、上馬場、笹ヶ尾、久保殿、山添、実相坊、大般若、一ノ井手、權ノ木、弥ヶ嶽、杖立、八間石、六地藏、箕手、平床、中ヶ谷、下り松、廣畑、代、初着岩、内ヶ拂、西、両子山、走水、上ノ原、多新畑、山ノ神、堀切、上ノ畑、神出、一ノ拂、山の下、竹ノ木、米山、拂山、柳ノ木、拂神森、宮ノ上、上ノ迫、向田、横峰、別荘出、岡ノ上、中ノ尾、巳尾、天水、中尾ノ下、早田、道面、山王田、正月田、峯の丸、神命、権現田、明德田、川原田、大万坊、新地、鬼田、上川原田、田中丸、田中、平原、墓堂、下田中、法眼、岡、工園、平石、大良、明德、小畑、小畑ノ上、前薬王丸ノ上、薬王丸、小迫</p> | <p>富清<br/>安政、妙見、臼木川、見迫、柿添、穴井、障ノ下、下小田、小田、仮道、中根、道妙、立平、山王、芋地、金毘羅平、赤禿、長野平原、長野、竹ノ下、膳所、市木、十王、西、前畑、貴船、長野山、多々良、小不毛、藤原、小屋ヶ鼻、柚ノ木、松ヶ園、新園、小御堂、谷口、塔西、西ノ谷、外園、明覚、小迫、殿山、妙見、寺山、風呂ノ本、西迎寺、南、孝田、鷺ヶ迫、高見、迫、今在家、野入、棚田、堂ノ下、歳ノ神、左山、三札、由里、向田、高野、伊勢ノ迫、丸尾、狐石、保木、谷、長畑、井ノ本、内河野、薮野、住吉、西内河野、高尾、加鶴、井ノ迫、加羅木、左山平原、向田、烏帽子</p> |   |

方、尾平、尾迫、永迫、徳ヶ迫、廣園、恩ヶ迫、出口、丸山、畑殿、鍛冶屋園、木白、井ノ本、平  
 原、老町畑、日場方、墓山、迫田、峯殿、大良、中尾、深迫、草場、天神平、松ヶ本、天神の前、  
 市場、雪松、立平、宮畑、岡ノ山、鳥越、大久保、大石ヶ平、横畑、水口、芋畑、岡田ノ上、花  
 殿、袖ノ木、笹ヶ尾、上園、宮ノ上、宮ノ本、立葉園、櫓園、垣添、中ノ迫、西ノ迫、上大良、大  
 石ヶ本、光安、三隅園、米丸、神ノ木、桑鶴、倉園、十二ヶ田、宮の前、堂内、井ノ尻、深田、海  
 添、下田、油長尾、大神田、両毛田、小神田、尾坪、保木ノ下、油田、行部作、鶴田、井田、当堂  
 田、前川、弓場の木、石垣、上風呂の本、別富永、四十田、御供田、早田、瓜川原、新漣、壬生田、  
 出口、峯田、羽田、用の坪、志多田、十二ヶ添、川原田、岩淵、米丸、野添、田平、伽羅、宮原、  
 上山、山首、中山、腰ヶ道、箱畑、寺の谷、久吉、寺、下山、塔ノ本、榎本、中園、古久井、山添、  
 迫ノ口、大畑野、水ヶ木、水ヶ迫、勝負ヶ迫、平畑、祈禱園、永吉、妙見平。

糸永

諸管、西ノ下、新開、狩溝、西ノ園、紺屋の谷、馬乗石、向川原、西ノ上、新地、助太ヶ迫、竹ノ  
 平、御堂ノ上、鬼籠園、ロンデ、堂園、上ノ迫、松原、常祥、柳木迫、迫ノ口、貴船、永正寺  
 南、井向、十三、東迫ノ口、中ノ迫、峯、宇登山、峰ノ上、群石、大平、仁多場、山下、富園、笠  
 の谷、柳迫、下り松、勝負ヶ木、閑山、野田ノ迫、鳴神、猪平、糸永境、山中、上杉山、岩ヶ鼻、  
 山ノ神、奥屋敷、福田、光枝、野田、神出、花棚、中ノ切、上田、山ノ下、常泉院、迫田、下前田、  
 前田、下堂、中尾渡、古池、先達、堂ノ上、講堂山、蓮池、西ヶ迫、堂の東、出口、カンノヲ、岡  
 の久保、中尾の上、中尾、松尾、芋畑、高尾、韃迫、寒山平、下芋畑、保木ノ下、園田、海添、下

鶴つる、齋いひがケ集がす、倉くら谷たに、荒あらい井い、山やま田だ、板いた垣がき、保ほノ木のき、竹たけ田だ、檜ひのノ木のき、靴くつ敵たて、塚つかわら原はら、壬に生ま、松まつ川がわ原はら、喜き兵ひょう  
 衛ゑ田だ、森もり多た田だ、中なか川がわ原はら、尾お出いでノ下した、峰ねノ下した、古こ屋や敷しき、大お井い、川かわ原はら田だ、殿との川がわノ西にし、内うちノ丸まる、宮みやノ  
 下した、神かみ松まつ葉は、中なか園えん、小こ久く保ぼ、松まつ尾お、上かみ中なか園えん、堀ほり切きり、小こ山やまケ追お、宮みやノ上のうへ、東あづま林りん庵あん、宮みやノ追お、追お畑はたけ、山  
 中なか、九く山やま、熊くま田だ、向むか田た、曲まがリ畑はたけ、下さリ山やま、虎とら御ご前ぜん、保ほ木のきノ下した、保ほ木のきノ上のうへ、市いち木ぎ、赤あか禿はげ、尾お出いでノ上のうへ、  
 尾お出いで、油あぶらノ木のき、成なり永えい、夏なつ燒やき、恩おんケ追お、小こ八はち薙なぎ、小こ浦うらケ追お、追お、山やま神かみノ追お、平ひら原はら、中なか尾お、武む藏ざう越えつ、小  
 園そのえん山やま、小こ園えん、明あき見み、東あづま小こ園えん山やま、納のう戸とケ平へい、柳やなぎ尾お、崩つえ脱だつ、交こう合ごう石いし、石いし字じ谷たに、上かみ保ぼノ木のき、古こ西さい寺じ、小こ田  
 ヶ追お、火ひ燃も場ば、大お笹ささ、荒あらい井い道みちノ上のうへ、児こ子こ松まつ

○右「安岐町大字・小字一覧表」ハ同町教育委員会藤原正了・中野昭純両氏ノ綿密ナ現地調査ニヨツテ作成サレタモノデア  
 ル。両氏ノ御努力ニ敬意ヲ表シ、衷心カラ謝意ヲ表スル。

○尚、中世ノ武藏郷ノ範圍ニツイテハ、未詳ノ所アリ。今江戸時代初期ノ状態ニ復原シ、詳細ニツイテハ後考ヲ俟ツ。



補遺

國東郷史料

一 大友義長條々書寫

○大友文書  
大分県史料二六

〔新包紙ウハ書〕

田原親述事 大友 義長公御自筆

條々

田原親述兄弟三人  
人子々孫々許容  
スベカラズ  
跡ニ無足無涯ノ  
者ヲ移スベシ

一 田原親述兄弟三人之事、子々孫々及も、許容有間敷候、彼田原か事ハ、以上八代と哉らん、無本(謀叛)  
をたくミ候之由申候、是も自然浦部之者共、敵成うせ候ハ、辛勞したる無足(不遇)ふかひの者共を、  
彼在所ニうつさるへく候、

○以下三  
カ条中略

右申愚意、内々爲心得候、此内一ヶ條も取次候する者、則野心たるへく候、又其方も許容候ハ、

國家(冥)ミヤウカ有間敷候、文言等おかしく候、不可有他見候、

(永正十五年カ)  
六月三日

(大友)  
義長(花押)

二 大友圓齋義・大友義統連署書狀

○吉弘鎮整文書  
増補訂正編年大友史料二五

田原親家雄渡牟  
礼登城ニツキ当  
勢ノ出陣マデ支  
援セシム

就安岐郷之者手替、國東表無實所候歟、(田原)親家事至雄渡牟禮登城之由候、寔無心元存候、惡黨行、雖不可有差儀候、(采細惣)鞆懸表堅固被相搦肝要候、爰許勢衆、急度可爲着陣之條、其間之儀、雄渡牟禮江、別而可被添御心事、可爲祝着候、聊不可有油斷之儀候、恐々謹言、

(天正八年)  
三月廿四日

(大友)  
義統(花押)  
(大友義總)  
圓齋(朱印)

吉弘(統運)太郎殿

三 大友義統書狀

○津崎文書  
大分県史料一〇

度々如申候、(田原)親家登城以來、(雄渡牟禮)別而馳走深重之由、其間候、乍案中悅入候、殊安岐郷之者共、彌一雅意之企、無止事之條、諸勢差遣、右之惡黨可討果之段、加下知候、雖無申迄候、當城倍以堅固之覺悟、至親家可勵軍忠事、肝要候、必取鎮、可成其感候、恐々謹言、

田原親家雄渡牟  
礼登城ニツキ当  
マシム

補遺国東郷

(天正八年)

閏三月廿六日

津崎大和入道殿

義統 (花押)

五二四

四 大友圓齋義鎮書狀

○萱嶋文書  
大分県史料一〇

〔包紙切封ツハ甚〕

(墨引)

萱嶋美濃守殿

圓齋

親治・義鑑以來  
ノ証判ヲ披見シ  
親家ニ忠貞ヲ励  
マシム

〔申恩〕  
親家入郷以來、別而馳走之由、感入候、殊其方於先祖茂、順路之覺悟故、親治・義鑑證判等遣之候  
〔付巻〕  
趣、加披見候、向後彌勵貞心、肝要候、恐々謹言、

〔天正九〕

卯月六日

圓齋 (朱印)

萱嶋美濃守殿

○圓齋朱印ノ印文ハ「非」ナリ。

# 解 説

## 一 所在と環境

円錐形の国東半島の東半分が凡そ東国東郡の地域で、律令制国東郡六郷のうちの伊美・国東・武蔵・安岐の四郷の地に該当する。

行政的には、現姫島村と国見町の地域が伊美郷にほぼ合致し、国見町域に竹田津荘・伊美荘・櫛来別符・岐部荘が成立する。国東町・武蔵町・安岐町の区域が、それぞれ旧国東・武蔵・安岐郷の地域を継承するが、江戸時代以来疆域に可成りの変動がある。大ざっぱにいうと、国東町南部の大字治郎丸・綱井・重藤等がかつて武蔵郷に属し、安岐町の西北部の大字両子・富清・糸永も同様で、武蔵郷が極端に圧縮される結果となっている。もちろん南の安岐郷も南部は杵築市に編入されており、市町村合併により境界の変動が甚だしく、厳密に荘園公領制段階の四至を決定することは、容易でない（ただし安岐郷は次巻にゆずる）。

しかし、よく注意すると、北部の方はヒトデ状の放射谷ごとに、小荘園が成立していることがわかる。すなわち、竹田津川の谷を中心に竹田津荘、伊美川の谷に伊美荘、櫛来川の河谷に櫛来別符、岐部川の谷に岐部荘等のごとくである。これは南の武蔵川の谷の武蔵郷にも共通する。しかし中央の国東郷のみは、田深川の谷を中心とする

が、その他に来浦川・堅来川・富来川等の小河川の形成する副谷を伴うのが特徴的である。これは伊美郷が小河谷ごとの小荘園に分解したのと対照的で、この郷が令制の郷域をそのまま存続したことに原因がある(述次)。

さて、これらの地域の山嶽部には、六郷満山に属する中山・末山の本寺・末寺や霊窟が多く、おびただしい仏像彫刻や、国東塔・板碑・五輪塔等の貴重な文化財が分布する。国東郷の国埼津は、古代以来内海交通の重要な拠点とされ(同郷史(料二号))、半島の小港湾を占拠した小領主達は、中世には「浦部衆」と称して海上に活躍し、南の海部衆とともに大友氏水軍の主力をなした。足利尊氏の安国寺が国東郷に建立されたのも偶然ではなく、大友田原氏が根をおろして領主的生長をとげ、室町幕府奉公衆となり、一時大友宗家を凌ぐようになるのも、こうした地域性と無関係ではあるまい。

註

(1) 国東町大字小原も、かつては武蔵郷の内かとする説もあるが、本書では疑問を残しものとす。

## 二 荘園の支配関係と国領国東郷

上記の三荘・二郷・一島・一別符は、北の三荘(竹田津荘・伊美荘・岐部荘)と姫島は弥勒寺領、櫛来別符と武蔵郷が宇佐宮領で、残る国東郷が唯一の国領である。

弥勒寺領の支配関係については、石清水八幡宮祠官家紀(田中)氏が本所で、弥勒寺に留守所を置き、目代を派遣して知行したことは、前巻に述べたところであり、重複をさける。宇佐宮領についても、武蔵郷は封戸に發する

十郷三箇荘の一郷であることは、来繩郷と同様であり、櫛来別符は常見名田の一所であることは田原別符と規を一にするものであり、ここには省略に従うこととする（櫛来別符については、史料乏しく項を立てなかつた）。

本巻を一見した場合、まず国領国東郷の史料が質量ともに圧倒的優位を占め、いわばこの巻の眼精をなしていることに気付くであろう。当郷が国領として存続した原因は、おそらくこの郷が郡衙の所在地であつたためかと思われる。学者によっては、武蔵郷・来繩郷等をそれに比定するものもあるが<sup>(1)</sup>、豊後国衙との交通関係や、その郷名からして、また後述の諸事実からして、当郷がより妥当性をもつものと考えられる。

もっとも「大田文（畠田帳）」には<sup>(二〇・)</sup>、国東郷を「国領」としながら、「領家」として「松殿二位中将御跡」を記している。松殿家は法性寺関白藤原忠通の子基房を祖とする家で、二位中将とは正応四年（二九一）薨の「侍従、二位中将」の藤原良嗣であろう<sup>(2)</sup>。領家がいる以上、完全な国衙領ではなく、国半不輸領であつたことになる。こうした領家職成立の経緯や収取の実態等は不明であるが、領家関係の文書が皆無である点からすれば、それほど強力な支配権を有したものではなかつたかと推定される。

国東郷の国衙領としての存在は、一宮由原八幡宮の放生会以下の恒例臨時の諸祭会や造替等に、例外なく「国衙沙汰郷々役」を分担させられていることよつて裏付けられ、その伝統は戦国時代までも継続している<sup>(二五・四一  
五二・二一)  
〇八号</sup>。

ところで、本郷史料中とくに注意すべきものに、かつて石母田正氏が在家の史料として注目した、「志賀文書」弘長三年（二六三）の国東御領諸富名主沙弥西秀護状がある<sup>(一〇・)</sup>。「御領」とあるだけでも、これが普通の名ではなく、何れかの有力な人物の所領らしいことを暗示する。西秀の本姓は紀氏で、秀頼・秀隆の二子があり、そ

の所領諸富名を分ち、三分一を次子秀隆に譲るといのである。その名田の内訳は、

(一)田 六町三〇〇歩  
門田 二町九段三〇〇歩  
公田 三町一段

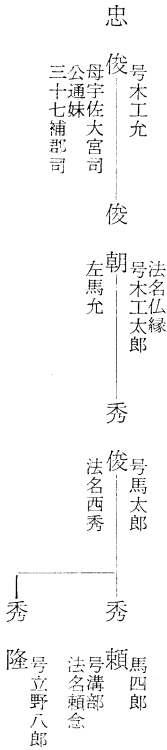
(二)門畠

(三)在家 七字  
本在家 一〇字  
脇在家 七字

(四)山田

の四者から成っており、田地のみで六町一段とあるから、一名十八町以上の田数になる。秀隆分の門田が三町に近く、この外に公田三町一段に門畠・山田が付属する。これだけの直営田（全体で九町）を有する名主は、郡郷司等に系譜を引く有力な豪族の名主であることを思わせる。

さて、一二号に掲載した「紀氏系図」は、筆者が偶然の機会に友人から示された、比較的新しい筆写の系図であるが、これを右の文書と照合すると、不思議なほど符合するの(4)に驚かされる。一部を抜き書きすると、



の通りで、秀俊が文書の西秀に当たり、その嫡子が秀頼（溝部、頼念）、次子が秀隆（立野八郎）で、右の文書の三名と、

人名のみならず、続柄まで完全に合致する。「系図」の上部に肥前守・豊後国司等々とある部分は信用の限りでないが、この家が国東郡司家で、しかも紀氏であることは疑う余地がない。<sup>(5)</sup>これによってみると、「志賀文書」の諸富名主紀西秀は国東郡司家の後で、その嫡子から溝部氏を称したものであるが、この名はもともと郡司家紀氏の名田ではないかと考えられる。

これに関係すると思われるもう一通の文書が、「志賀文書」中にある<sup>(六)</sup>。建仁元年(一一〇二)日向守藤原朝臣某が、国東・速見両郷の前郡司の南北浦部(この両郡を指す)の所領調度文書・手継証文を請取った文書。欠字のため詳細は未詳であるが、凡そ年来の乳父である上に存する旨があつて、経長にその文書・証文を譲得させるが、地頭代官には<sup>(五カ)</sup>馬允俊朝を子々孫々まで補任する、という意味らしい。この俊朝が、また「紀氏系図」の西秀(秀俊)の父俊朝と実名が一致し、官途も判明する部分は両者が完全に合致することは、決して偶然とのみは言いきれないものがある。

そこで今この両者をつき合わせて、その背景を総合考察すれば、前郡司の重病ないし病死等のため、乳父となつて遺孤を養育したと思われる経長が、その所領及び文書証文を譲得し、生長した俊朝に地頭代職を付与するというのではなからうか。『花押かがみ』では、この文書の発給者日向守藤原朝臣を、経長その人に比定している。<sup>(6)</sup>もしこれが正しいとすれば、藤原経長はおそらく郡司紀氏の外戚等の関係から、俊朝を養育し、自らその所領を譲得し、俊朝を地頭代として事実上の下地支配を行わせたという関係にならう。「紀氏系図」をみると、俊朝の父忠俊までは「補郡司」とあるが、俊朝以下には全くそれが見えない。忠俊の母は宇佐公通の妹で、「藤三大夫助安女」とも見える。<sup>(7)</sup>郡司紀忠俊の死後、郡司職及び相伝所領は外戚藤原氏に移り、地頭代職と下地知行権が紀氏に伝領さ



れたと解釈すれば、文書と「系図」が最も整合的に理解されるように思われる。

やや時代が降って南北朝期になるが、同じく「志賀文書」に、文和三年（二三五四）八月、僧光然なるものが、国東郷立野村（大字川原字立野カ）の田畠山野荒野を田原徳増丸（氏能）に譲与した文書がある<sup>(九七)</sup>。立野は前記の次男秀隆に譲与した公田雑免三町一段のうち、九段の集中する小字で、「系図」には秀隆を立野八郎と記している。光然は僧であるから、直接秀隆の血を引くものではなく、おそらく小城山院主の枯然の後であろう。彼が諸富名中の立野村の一部を譲得したことは当然考えられ、田原氏の隆盛に押されて、紀氏も次第にその支配下に属したことがわかる。

諸富名は田深川の本流に、支流横手川が合流して平地に注ぐ谷頭付近一帯（大字中田）にあったらしく、両河に挟まれた、台地上（字六郎丸）に諸富姓数家が現存し、八郎秀隆の譲与された山吹（大字原の内）や立野（大字川原）等も、付近の低地に現存する。<sup>(8)</sup> 諸富名の門田等の所在を追跡すれば、郡家所在地確認の端緒をうるかも知れない。

当郷には、同じく本姓紀氏を称する在地領主富米氏があり、巨大な板碑・国東塔を残す長木氏も同じく紀姓であり、隣荘岐部荘の岐部氏も紀氏である。当地の金石文中にも紀氏が多く、<sup>(9)</sup> おそらくこれらも上記の郡司家と無関係ではあるまい。

## 註

(1) 井上通泰『豊後風土記新考』（巧人社、昭和拾年壹月）では、武蔵郷又は国東郷とし、佐藤四信『豊後風土記之研究』付図（明治書院、昭和三十一年十一月）は来縄郷とする。

(2) 『尊卑分脈』一、八二頁。

(3) 石母田 正「古代末期の政治過程および政治形態（上）―古代世界没落の一考察―」（『社会構成史体系』六、中央

公論社、昭和二十五年三月)。本論文はのち『古代末期政治史序説』上(未來社、一九五六年十一月)に収録。

(4) 渡辺澄夫「国東御領諸富名主の系譜―別府市後藤氏蔵「紀系図」について―」(『大分県地方史』四五)。

(5) 『永弘文書』弘安十年十月 日田原別符御供米惣徴符(「田原別符史料」一二号)には、「郡司紀」の署判があり、同元応二年十一月七日良舜奉書案(同一六号)には、「田原郡司殿」と見える。郡司紀氏が、田原別符にも関係していたことが知られる。

(6) 『花押かぐみ』二(鎌倉時代二)建仁元年条。ただし「藤原経長?」として、疑問を残している。「日出町史」(本編、五九二頁)には、『明月記』嘉禎元年三月廿八日条の「日向前司宣親奉公権亮親親子也」とある藤原宣親(『尊卑分脈』一、三九六頁)ではないかと推定するが、裏付けがない。

(7) ただし、忠俊については、「母宇佐大官司公通妹、父藤三大夫助安女」とあり、若干意味不明のところがある。

(8) 渡辺澄夫「豊後国東郷と諸富名について―豊後荘園の研究(四)―」(『大分県地方史』二一・二二合併号)に、前年(昭和三十三年)の調査結果を報告した。

(9) 前註論文に記載した。

### 三 南北朝期以後の動向

南北朝期以後の当地方は、田原貞広の内部により(号<sup>六三</sup>)、様相が全く一変する。田原氏は田深川の下流域である居塚(大字安国寺)に居館を置き、<sup>1)</sup>ここを中心として領主的発展をとげる。その前後関係は不明であるが、足利尊氏が国毎に建てた安国寺がこの付近にあり、大字名となっていることも偶然ではない(付録<sup>二</sup>)。田原氏はのち幕府に接近し、奉公衆となって(二六<sup>号</sup>)、一時は大友惣領家を凌ぎ、<sup>2)</sup>のちには国東・安岐両郷の政所職を兼ねるようになる(二六<sup>号</sup>)。

田原氏能の末子親昌は、武藏郷に入って武藏田原氏として子孫が繁栄する(武藏郷)。のちの大友宗麟の正妻の兄弟である田原紹忍(賢親)は、奈多八幡の神官で大友氏の社奉行である奈多鑑基の子であり、武藏田原氏を嗣いだものである(付録一)。田原氏からは、なお吉弘氏・如法寺氏等の庶家が分立する(大友田原系図)。

田原氏の発展に伴って、鎌倉時代以来の旧族である郡司家の子孫溝部氏等もその被官化し、その他の豪族も同氏に隸属することになる(国東郷二七七)・二七八七号)。

竹田津莊地頭竹田津氏は、日田莊地頭日田氏の庶家である日田永俊が、鎌倉時代初期に右大将家から恩補されて土着したものである(竹田津莊)・五・六号)。この竹田津氏や岐部・櫛米・伊美寄合・姫島寄合・富米・荒木等の諸氏は、「浦部衆」と総称され、田原・大友両氏と微妙な関係を保ちつつ、大友氏の主要な水軍を形成するようになる。

しかし、大友惣領家と競合した田原氏も、天正七・八年(一五七九・八〇)田原親宏・親貫父子が反逆して滅亡した(国東郷三四七)・三九六号)。

本巻には、こうした南北朝期以後の史料が大半を占めるが、紙幅の都合上、解説はすべて割愛せざるをえなかった。

## 註

- (1) 現国東小学校の校地の所(大字安国寺字居塚)という。田原氏の山城は雄渡牟礼(小門山)にあった(三九三)・一四号)。
- (2) 外山幹夫『大名領国形成過程の研究』本論第一編第四章(雄山閣、昭和五十八年一月)に詳しい。

## 四 参 考 文 献

○第一・二卷所収、及ビ美術史・民俗学等  
特殊史ハ、特別ノモノ以外ハ省イタ。

### (一) 地域史・総合調査・機関誌

- (1) 大分大学教育学部『国東半島―自然・社会・教育』（一九八三年三月）。
- (2) 賀川光夫「国東の歴史と民俗」（末綱杵一『改訂増補町づくりと公民館運営』所収、文献出版、昭和五十九年一月）。
- (3) 渡辺澄夫「浦辺衆の活躍」（同上）。
- (4) 国東半島・宇佐の文化を守る会編『国東半島・宇佐の文化』一～一五（同会発行、昭和四十六年四月～六十年三月、ただし『国東半島の文化』（一～一〇）を改題）。
- (5) 国見郷土史研究会編『国見物語』一～五（国東半島文化研究会、昭和五十六年五月～六十年八月）。

### (二) 郡町村史誌

- (1) 東国東郡教育会編『東国東郡誌』（同会発所、明治四十四年十二月）。
- (2) 佐藤蔵太郎『姫島史』（孔版、大正十年九月）。
- (3) 国東町青年学校編『国東郷土史』（同会発行、昭和十七年十月）。
- (4) 伊美町文化協会編『伊美町略誌』（同会発行、昭和二十六年二月）。
- (5) 淵上金吾編『西武蔵村誌』（昭和三十一年五月）。
- (6) 武蔵町教育委員会編『武蔵町史』（同会発行、昭和三十七年八月）。
- (7) 安岐町編『安岐町史』（同町発行、昭和四十二年五月）。
- (8) 清和照允『国見町沿革史』（昭和四十三年四月）。
- (9) 国東町史刊行会編『国東町史』（同会発行、昭和四十八年八月）。
- (10) 姫島村史編集委員会編『姫島村史』（同会発行、昭和六十一年五月）。

(三) 六郷山・寺院誌

- (1) 国東町興導寺誌編集委員会『興導寺誌』(興導寺公民館、昭和五十三年十二月)。  
(2) 中野幡能「六郷満山と宇佐八幡信仰」(一)・(二)(『改訂増補町づくりと公民館運営』所収、文献出版、昭和五十九年一月)。

## あとがき

第二卷末尾に、これまでの編集上の疑問や問題点等を指摘し、当面の対応策を記して、先学の示教を仰いだ。

ところが、本巻編集に当たって、さらに新たな問題点に逢着することになった。それは印刷経費と印刷部数、従って販価とのかね合いの上、厳しい頁数制限（五〇〇頁）を要請され、必然的に若干の編集方針の修正を余儀なくされることになったことである。その要点を列挙すれば、次の通りである。

- (一) この至上命令に従って、二荘郷以上に関連する史料は、原則的に初出荘郷に本文を掲げ、他は標題のみに止め、参照註を付し、極力減量に努めた。
- (二) 長文史料も、関係部分のみの抄出に止めざるをえなかった。
- (三) 収録予定の系図類も、長文のもの（「田原系図」「富米氏系図」等）は、割愛せざるをえなくなった。
- (四) 本巻収録予定の安岐郷史料は、次巻に繰り越さざるをえない結果となった。
- (五) 以上の結果、全体の巻数編成に、若干の修正を予儀なくされることになった。

最近の出版界の情勢は極めて厳しく、とくに史料出版は困難な条件下にあることは、周知の事実である。読者諸賢の理解と寛宥を乞い、とくに御協力をお願いしたい。

昭和六十一年八月一日



編者略歴

明治四十五年大分県に生まれる。昭和十四年広島文理科大学史学科卒業。大分大学助教授、教授を経て、現在別府大学教授、文学博士。

現住所—870大分市大石町四—三

主要編著書—大分県史料（共編）、大分県の歴史、増訂畿内庄園の基礎構造、豊後國大野荘史料、増訂豊後大友氏の研究、豊後國田原別荘史料、豊後國来繩郷・小野荘・草地区・備中地区・真玉荘・白野荘・香々地区史料

『別府大学史料叢書第一期』

豊後國

莊園公領史料集成三

豊後國國東郷・竹田津荘・伊美郷・武蔵郷史料  
莊・岐部莊・姫嶋

昭和六十一年九月二十日 発行

編者 渡 辺 澄 夫

発行所 別府大学附属図書館

別府市北石垣八二番地

郵便番号 八七四—〇一

電話 〇九七七八七—〇一〇一（代表）

発行者 附属図書館長 林 章

印刷 佐伯印刷株式会社

大分市古国府十一組

電話 〇九七五（四三）—二二一